

令和 5 年度

人吉市地域防災計画書

人吉市防災会議

人吉市水防計画書

人吉市水防協議会

令和 5 年 5 月 22 日 決定

目 次

【第1編 総則編】

第1章 総論	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の概要	1
第2章 地域の条件	2
第1節 自然的条件	2
第2節 社会的条件	4
第3章 災害の被害想定	5
第1節 地震災害	5
第2節 風水害	7
第4章 防災ビジョン	8
第1節 防災対策の基本目標	8
第2節 防災対策の大綱	8
第5章 防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱	10
第6章 防災会議・災害対策本部の組織	14
第1節 人吉市防災会議	14
第2節 災害対策本部	14
第7章 財政措置	16

【第2編 災害予防計画編】

第1章 災害予防計画	17
第1節 防災組織	17
第2節 都市の防災化	21
第3節 公共施設等の安全対策	23
第4節 ライフライン施設の安全対策	24
第5節 地盤災害の予防対策	25
第6節 火災予防対策	26
第7節 防災施設等の整備	27
第8節 避難場所・避難所の整備	31
第9節 緊急輸送施設等の整備	34
第10節 文教予防対策	34
第11節 避難行動要支援者対策	35
第12節 防災教育・防災指導	36
第13節 防災訓練	38

【第3編 災害応急対策編】

第1章 地震災害応急対策計画	39
第1節 組織計画	39
第2節 職員配置計画	39
第3節 応援要請計画	45
第4節 自衛隊災害派遣要求計画	52
第5節 災害情報収集・伝達計画	53
第6節 広報計画	56
第7節 緊急道路確保計画	56
第8節 避難収容計画	58
第9節 救助救出・行方不明者捜索計画	60
第10節 災害救助法等の適用計画	62
第11節 水防計画	62
第12節 消防計画	62
第13節 医療救護計画	65
第14節 文教対策計画	65
第15節 避難行動要支援者対策計画	67
第16節 食料調達・供給計画	71
第17節 生活必需品調達・供給計画	72
第18節 給水対策計画	73
第19節 下水道対策計画	75
第20節 災害廃棄物処理計画	75
第21節 防疫・保健衛生計画	76
第22節 災害ボランティア活用計画	77
第23節 救援物資受入れ・配分計画	77
第24節 自主防災組織計画	78
第25節 受援計画	79
第2章 風水害等応急対策計画	81
第1節 組織計画	81
第2節 職員配置計画	81
第3節 応援要請計画	83
第4節 災害情報収集・伝達計画	83
第5節 広報計画	86
第6節 緊急道路確保計画	87
第7節 避難収容計画	87
第8節 救助救出・行方不明者捜索計画	94
第9節 災害救助法等の適用計画	95
第10節 水防計画	95
第11節 消防計画	95
第12節 医療救護計画	96
第13節 土砂災害警戒区域等対策計画	96
第14節 文教対策計画	98
第15節 避難行動要支援者対策計画	98

第16節	食料調達・供給計画	98
第17節	生活必需品調達・供給計画	98
第18節	給水対策計画	99
第19節	下水道対策計画	99
第20節	災害廃棄物処理計画	99
第21節	防疫・保健衛生計画	99
第22節	災害ボランティア活用計画	99
第23節	救援物資受入れ・配分計画	99
第24節	自主防災組織計画	99

【第4編 災害復旧復興編】

第1章	災害復旧復興計画	100
第1節	生活相談	100
第2節	職業の斡旋・雇用機会の確保	100
第3節	災害弔慰金等の支給及び貸付制度	100
第4節	市税等の減免	101
第5節	その他市関係の減免及び徴収猶予等	101
第6節	罹災証明書及び被災証明書の発行	102
第7節	その他郵便事業等の特別取扱い	103
第8節	義援金品の受入れ・配分	103
第9節	農林漁業対策関係融資及び災害補償制度	104
第10節	中小企業対策関係融資	104
第11節	災害復興住宅資金の融資	104
第12節	公共施設の災害復旧	104
第13節	住宅応急対策	105

【第5編 人吉市原子力災害対策計画編】

第1章	総則	106
第1節	計画の背景	106
第2節	計画の目的	106
第3節	計画の性格	106
第4節	計画の見直し	106
第2章	防災活動体制	107
第1節	対策本部等の体制（県、市、関係機関）	107
第2節	原子力防災に係る専門職員等の確保	108
第3章	災害予防計画	109
第1節	情報の収集・連絡体制の整備	109
第2節	住民避難体制の整備	109
第3節	健康相談および医療体制の整備	109
第4節	住民等への知識の普及、啓発	109

第4章	災害応急対策計画	110
第1節	組織体制の確立	110
第2節	情報の収集	110
第3節	情報の伝達	110
第4節	住民避難等の防護活動	111
第5節	健康相談及び医療の実施	111
第6節	広域的連携	111

第5章	災害復旧対策計画	112
第1節	風評被害等の影響軽減	112
第2節	住民健康相談	112
第3節	放射性物質による汚染の除去等	112
第4節	支援措置その他	112

【第6編 資料編】

資料	1	人吉市防災会議委員名簿	113
〃	2	災害対策本部編成表	114
〃	3	災害対策支部編成表	115
〃	4	自主防災組織及び地区防災計画作成一覧	117
〃	5	災害情報報告受付様式（様式1号）	118
〃	6	被害状況報告様式（様式2号）	119
〃	7	住民避難等報告書様式（様式4号）	120
〃	8	風水害記録	121
〃	9	火災記録	126
〃	10	地震記録	129
〃	11	災害救助法適用時の救助の種類及び実施方法	130
〃	12	被害判定基準	134
〃	13	気象予警報の種類及び気象情報基準	135
〃	14	気象庁震度階級関連解説表	143
〃	14-2	地震情報	148
〃	15	台風について	152
〃	16	急傾斜地崩壊指定危険区域一覧表	154
〃	17	地すべり危険箇所一覧表	154
〃	18	急傾斜地崩壊危険箇所一覧表	155
〃	19	山腹崩壊危険箇所一覧表	164
〃	20	土石流危険溪流一覧表	165
〃	21	崩壊土砂流出危険箇所一覧表	173
〃	22	土砂災害警戒区域・特別警戒区域指定一覧表	174
〃	23	避難場所・避難所一覧表	183
〃	24	ヘリコプター発着予定地一覧表	187
〃	25	応急教育実施場所及び方法	188
〃	26	文化財一覧表	189
〃	27	災害復興関係融資等に関する資料	192
〃	28	緊急輸送道路策定図	205

【参 考】 人吉市大規模地震行動マニュアル

第1編 総則編

第1章 総論

第1節 計画の目的

この計画は、「災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「基本法」という。）第42条」及び「人吉市防災会議条例（昭和38年人吉市条例第8号。以下「条例」という。）第2条」に基づき、本市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から守るため、市の処理すべき事務又は業務を中心に関係機関等の協力を得て総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もって防災に万全を期することを目的とする。

第2節 計画の概要

1 計画の内容

この計画は、本市の自然的、社会的条件及びこれまで発生した過去の災害記録を基に、予想される災害に対処するため、次の事項について定めるものとする。

(1) 防災ビジョン

現在及び将来における総合的な防災行政の指針となる防災ビジョンを明確にする。

(2) 市及び関係機関等の防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱

人吉市、熊本県、熊本県警察本部、指定地方行政機関、指定地方公共機関、公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者が災害時に処理すべき基本的な事務又は業務の大綱を定める。

(3) 災害予防計画

災害に対する予防の基本的な計画を定める。

(4) 災害応急対策

災害に対する応急対策の基本的な計画を定める。

(5) 災害復旧復興対策

災害に対する復旧復興対策の基本的な計画を定める。

(6) 資料編

本計画に関連した資料を一括して掲載する。

2 計画の修正

この計画は、基本法第42条の規定に基づき、検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。

3 計画の周知徹底

この計画は、本市の職員及び防災関係各機関に周知徹底するとともに、特に必要と認められるものについては、地域住民にも周知徹底するものとする。

4 組織計画の作成

この計画に基づく諸対策を実施するため、具体的な実施計画等については、本市各部課、防災関係各機関などにおいてあらかじめ定めておくとともに、適確迅速な運用を図るために各種災害に対応した防災マニュアルを作成することとする。

第2章 地域の条件

暴風や豪雨、大地震に際し、被害を最小限に止めるためには本市の自然的特性と社会的特性を的確に把握し、これらの特性に基づく防災上の問題点を事前に整理して、現在及び将来を見通した防災計画を策定する必要がある。

本章は、これまでに得られた調査結果から本市が有する地域の条件を取りまとめたものである。

第1節 自然的条件

1 地 勢

人吉市は、熊本県の南部、人吉盆地の西南端に位置し、市境は、鹿児島、宮崎の両県に接している。周囲を高い九州山地に囲まれた盆地の中にあり、中心部は、標高100mに位置している。そのほぼ中央を日本三大急流の一つである球磨川が東西に貫流しており、この球磨川には九州山地を源とする川辺川・山田川・万江川・胸川など多数の支流が流れ込んでいる。盆地の北側から南東方面にかけては、市房山を主峰とする高山が林立しており、その複雑な地形は、梅雨と台風の大雨を助長し集中豪雨を降らせる。

地域における大きな気象災害は、山と川が多いことから山・がけ崩れや洪水によるものが大半を占めている。

一方、市街地は、都市計画の進むなか、狭い道路や建造物の過密地帯も多く、一旦火災が発生すれば大火災に拡大する恐れがある。

市役所の位置		市域	
東経	130度45分36秒	東西	21.60km
北緯	32度12分21秒	南北	22.10km
標高	112.2m	面積	210.55km ²

2 地形・地質

中央に低地部が位置し、南北に山地を擁する。球磨川の北岸では小起伏丘陵地が発達しているのに対して南岸では段丘が広大な分布を示している。表層地質は、低地、台地が沖積世、洪積世の堆積物。山地は主に堆積岩である。

過去に数多くの洪水に見舞われ、平野部に面する斜面や球磨川沿いに、急傾斜地崩壊危険箇所が見られる。また球磨川支流の鳩胸川、胸川、鹿目川、万江川沿いに土石流危険渓流が数多く点在している。

3 気 象

球磨川沿いの低地では南北の山地に比べると気温は若干高い。降水量は球磨川沿いの低地で少ないが、南北の山地では逆に多い。

人吉で観測された風向は、西から西北西の風が大半を占めている。西北西から東に開けた盆地地形の影響を受けていると考えられる。

本市における気象要素の極値

日最大風速	34.7 m/s	南南東	1965.8.6	(1943～)
日最大瞬間風速	58.5 m/s	南東	1995.9.24	(1946～)
年降水量	4121.0 mm		1993	(1943～)
日降水量	331.5 mm		1995.7.3	(1943～)
日最大1時間降水量	103.5 mm		1996.7.3	(1943～)

4 防災に関連した配慮事項

- (1) 建造物の設置を極力避けるなど、適切な土地利用に配慮すべき事項
市内各所に点在する土砂災害特別警戒区域や地すべり危険箇所
- (2) 治山治水機能の保全、地域の防災や良好な環境の保全に配慮すべき事項
市内各所に点在する土砂災害警戒区域
人吉盆地の南北の丘陵地の保安林
- (3) 防災対策の実施とともに斜面上部での植生の保全等に配慮すべき事項
球磨川沿い及びその支流沿いの土砂災害警戒区域や山腹崩壊危険箇所
- (4) 河川改修などの防災工事とともに上流域での植生の保全等に配慮すべき事項
山地部の溪流沿いの土砂災害警戒区域や崩壊土砂流出危険箇所
- (5) 河川堤防の整備とともに、上流域の森林の保全など治水対策に配慮すべき事項
球磨川沿いの直轄河川防御対象氾濫区域

第2節 社会的条件

1 市勢の概況

令和5年の65歳以上人口は37.9%、一世帯当たりの人口構成は2.00人となっており、高齢化、核家族化が進んでおり、防災対策においても高齢者に配慮した施策が必要である。

2 人口

令和5年の要集計表による人口集計結果

人口総数	30,378人
男	14,124人
女	16,254人
* 老年人口（65歳以上）	11,526人
世帯数	15,126世帯
1世帯あたり世帯人員	2.00人

(令和5年3月末日現在)

人口及び世帯数の推移（昭和35年～令和2年）

区分	世帯数	人口			区分	世帯数	人口		
		男	女	総数			男	女	総数
S35年	10,415	22,336	24,923	47,259	H07年	13,701	18,180	21,193	39,373
S40年	10,976	20,760	24,071	44,831	H12年	14,072	17,877	20,937	38,814
S45年	11,489	19,231	22,965	42,196	H17年	14,135	17,265	20,318	37,583
S50年	11,948	18,873	22,245	41,118	H22年	14,001	16,370	19,241	35,611
S55年	13,084	19,600	22,636	42,236	H27年	13,849	15,625	18,255	33,880
S60年	13,469	19,659	22,633	42,292	R02年	13,288	14,363	16,745	31,108
H02年	13,375	18,573	21,600	40,173					

(国勢調査による)

3 土地利用区分

地目	田	畑	森林	原野	河川等	道路	宅地	その他	合計
面積ha	967	533	15,946	24	417	595	807	1,766	21,055
構成比%	4.5	2.5	75.7	0.1	1.9	2.8	3.8	8.3	100.0

(令和元年10月現在)

第3章 災害の被害想定

本市の地勢、気象、地域の特性等により起こり得る災害を想定し、各種対策を樹立することが必要である。

災害は、その発生原因により地震、豪雨、洪水、暴風等の自然災害と大規模な火災、爆発等自然現象によらないものに区分されるが、これらが複合して発生する場合も考えられる。

第1節 地震災害

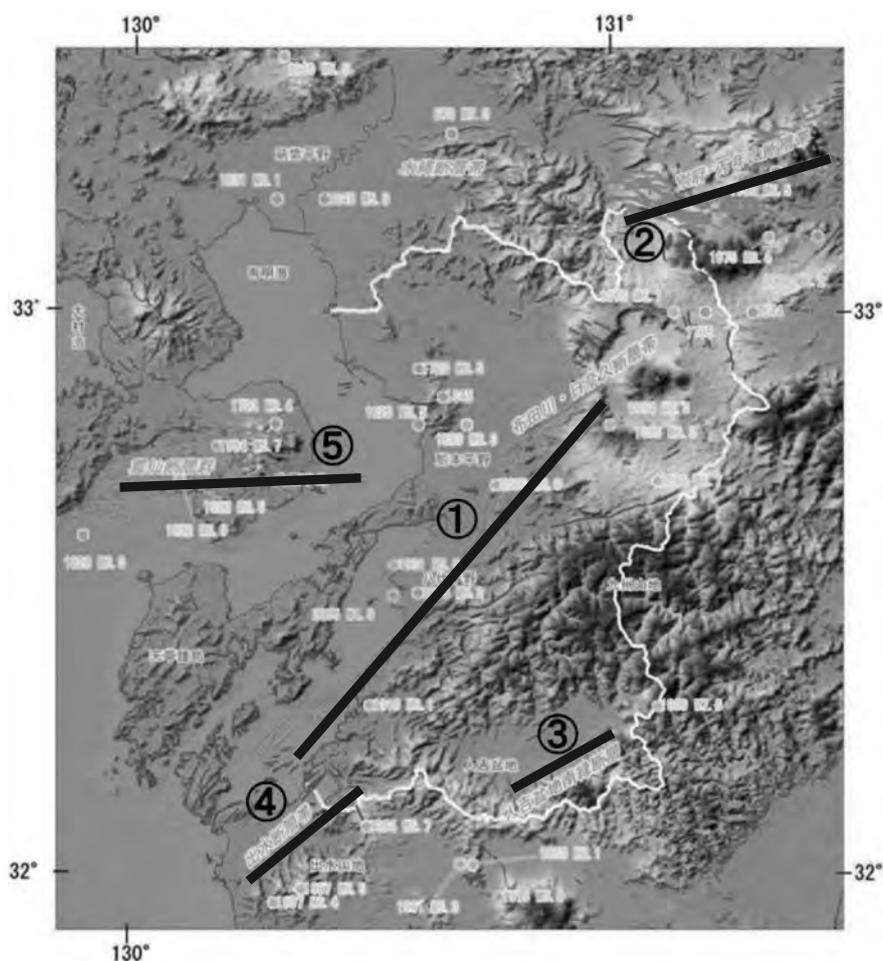
活断層帯名	予想地震規模 (マグニチュード)	相対的評価	30年以内に地震が 発生する確率
布田川断層帯 (宇土半島北岸区間)	7.2 程度以上	X ランク ※1	不明
布田川断層帯 (宇土区間)	7.0 程度	X ランク ※1	不明
布田川断層帯 (布田川区間)	7.0 程度	Z ランク	ほぼ 0%
日奈久断層帯 (八代海区間)	7.3 程度	S* ランク	ほぼ 0%～16%
日奈久断層帯 (日奈久区間)	7.5 程度	S* ランク	ほぼ 0%～6%
日奈久断層帯 (高野・白旗区間)	6.8 程度	X ランク ※1	不明
緑川断層帯	7.4 程度	Z ランク	0.04%～0.09%
出水断層帯	7.0 程度	A* ランク	ほぼ 0%～1%
人吉盆地南縁断層	7.1 程度	A* ランク	1%以下
万年山一崩平山断層帯	7.3 程度	Z ランク	0.004%以下

※1 断層帯の平均活動間隔が判明していない等の理由により、地震発生確率を求めることができないもの。

※2 活断層における今後30年以内の地震発生率が3%以上を「Sランク」、0.1～3%を「Aランク」、0.1%未満を「Zランク」、不明（すぐに地震が起きることが否定できない）を「Xランク」と表記している。地震後経過率（※3）が0.7以上である活断層については、ランクに「*」を付記している。

※3 最新活動(地震発生)時期から評価時期までの経過時間を、平均活動間隔で割った値。最新の地震発生時期から評価時点までの経過時間が平均活動間隔に達すると1.0となる。

[熊本県地域防災計画書 第2編 地震・津波対策編 第1章総則 P300～301(又は 第1編共通対策編 第1章総則 P9～10)、(出典:地震調査研究推進本部地震調査委員会)長期評価による地震発生確率値の更新について(令和4年1月13日)を参照]



熊本県へ被害が大きいと想定される活断層

- ①布田川・日奈久断層帯 ②別府・万年山断層帯 ③人吉盆地南縁断層
④出水断層帯 ⑤雲仙断層群

人吉盆地南縁断層の想定被害（熊本県地域防災計画より）

建物被害（一般建物）					
全壊棟数	液状化	780 棟	半壊数	液状化	1,200 棟
	揺れ	4,300 棟		揺れ	10,200 棟
	急傾斜地崩壊	20 棟		急傾斜地崩壊	30 棟
	地震火山	270 棟		地震火山	0 棟
建物被害（避難施設）		全壊棟数	一棟	半壊棟数	10 棟
交通・輸送施設					
道路	落橋・倒壊	40 橋	鉄道	落橋・倒壊	一橋
	亀裂・損傷	70 橋		亀裂・損傷	一橋
	浸水道路延長	0 km		浸水道路延長	0 km

ライフライン					
上水道	断水人口	50,400 人	電話通信	不通回線数	300 本
下水道	支障人口	3,100 人	都市ガス	供給停止戸数	0 戸
電力	停電件数	7,700 件	LP ガス	供給停止戸数	200 戸
災害廃棄物の発生量			620,300 t		
人的被害（死傷者数）					
死者数	揺れ	280 人	重傷者数	揺れ	740 人
	急傾斜地崩壊	0 人		急傾斜地崩壊	0 人
	地震火山	20 人		地震火山	0 人
負傷者数	揺れ	2,900 人	災害時要援護者の死者数		140 人
	急傾斜地崩壊	0 人	避難者数	避難生活者数	15,100 人
	地震火山	10 人		疎開者数	8,100 人
			帰宅困難者数		9,800 人

第2節 風水害

この計画策定のための想定規模は、水害については、昭和40年7月3日の水害や「令和2年7月豪雨」、台風については、平成3年9月27日の台風第19号と同程度を想定して各種計画を樹立する。

第4章 防災ビジョン

社会経済の発展や都市構造の変化に伴い、災害の発生も複雑多様化するなかで、市民生活の安全を確保するため、治山、治水、消防、地震などについての対策を総合的に推進する。地域防災計画の中核となる常備消防、消防団をはじめ町内会、女性部などの地域住民組織、民間事業所などと一体となった地域ぐるみの防災体制のもとに、災害の未然防止や災害への対応を積極的に進める。

第1節 防災対策の基本目標

- 1 災害に強いまちづくり
 - (1) 災害を発生させない機能
 - (2) 災害を拡大させない機能
- 2 災害に強い組織・体制づくり
 - (1) 計画的かつ効果的な防災施設と機器の整備
 - (2) 明確な情報に基づく的確な災害応急対策活動の決定と実施

第2節 防災対策の大綱

1 地震災害対策

地震災害の大小は、地震そのものの大小にもよるが、地理的、社会的条件によっても左右される。被害を防止・軽減する上で地震予知は重要であるが、九州周辺でも地震予知体制は確立されてない現状である。

地震災害から市民の生命、財産を守るためには、地震が発生しても災害を起こさないための対策、被害が起きても最小限に止めるための対策などを推進するとともに防災活動のための要員の確保、被害の発生を迅速に把握し、必要な対策を実施するための指揮体制の確立が重要である。

予防対策としては、個々の建造物の耐震性を確保するほかに、都市の防災化、公共施設等の安全対策、ライフライン施設の安全対策、防災施設等の整備、避難場所及び避難所の整備、地震火災予防対策、土砂災害対策、避難行動要支援者対策、自主防災組織の育成、防災教育等総合的な対策が必要である。

応急対策としては応急活動体制の整備、情報の収集伝達、消防対策、救護対策、避難対策、警備交通対策等多岐にわたる対策が必要である。

2 風水害対策

予防対策としては、土砂災害の発生しやすい危険地域（箇所）、重要水防区域を有する河川、内水（河川に排水できずに氾濫した水）による浸水を生じやすい低地、排水不良地などにおいて国、県、関係機関との協議に基づき、災害防止工事や治山事業、河川改修等の治水事業を推進するとともに防災訓練の実施や防災知識の普及啓発活動を通じて災害に備えることが必要である。

応急対策については、警報等の伝達体制や警戒避難体制の整備の外、地震災害に準ずる対策が必要である。

3 消防対策

多様化する消防行政に対応するため、人員、組織、施設の効率的、重点的な整備拡充に努め、消防力の向上を図る。

（1）消防対策の内容

- ① 常備消防の充実強化を一層促進する。
- ② 非常備消防（消防団）については、拠点施設の適正配置及び整備、消防機械器具の増強、近代化を図るとともに団員の資質の向上に努める。
- ③ 消防水利の充足を図るため、消火栓や防火水槽の計画的整備、自然水利の積極的活用に努める。
- ④ 情報の収集、伝達体制の整備を図るため、通信網の多元化を図る。
- ⑤ 広域火災や地震による同時多発火災を予防するため木造住宅密集地、危険物製造取扱い施設については、平素から火気器具、危険物取扱いの管理指導を徹底する。
- ⑥ 火災の予防については、査察指導によるほか、火災予防運動の実施、防火講習会広報活動の強化などにより広く市民の防火意識の向上を図る。

4 防災施設等の整備計画

（1）防災施設等の整備計画の内容

- ① 災害対策本部となる市庁舎、その代替施設、災害支部活動の拠点となる施設、消防施設、その他災害活動の拠点となる施設について、初動体制を確保するため通信手段等各種防災上必要な措置を講じる。
- ② 公園については、地域防災拠点とした防災公園として必要な災害応急対策施設の整備に努める。
- ③ 学校施設、公民館等避難所については、今後、耐震等を考慮し整備に努める。

第5章 防災責任者の処理すべき事務 又は業務の大綱

市や国、県及び本市の区域を直轄、若しくは区域内に所在する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関並びに公共的機関、その他防災上重要な施設の管理者は、概ね次の事務、又は業務を処理するものとする。

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
人 吉 市	<ol style="list-style-type: none"> 1 人吉市防災会議及び人吉市災害対策本部に関すること 2 防災に関する組織の整備 3 防災都市づくり事業の推進 4 防災に関する施設・設備の設置、改善及び整備 5 防災に関する物資及び資機材の備蓄及び整備 6 防災知識の普及及び自主防災組織の育成指導 7 防災に関する訓練及び調査研究の実施 8 避難行動要支援者の安全確保に関すること 9 警報の伝達及び避難の勧告又は指示 10 情報の収集、伝達、災害時の広報 11 消防、水防その他の応急措置 12 災害時の医療救護及び助産活動、給水等の応急措置 13 緊急道路及び緊急輸送路の確保 14 災害対策要員の動員、雇い上げ 15 被害調査 16 関係団体が実施する災害応急対策等の調整に関する こと 17 被災者に対する救助及び救護措置 18 清掃、防疫、その他の保健衛生 19 公共的施設、設備の応急復旧 20 生活困窮者に対する保護及び救助に関すること 21 義援金、救援物資の受領及び配付に関すること 22 災害応急対策、災害復旧用資材の確保に関すること 23 物価の安定に関すること 24 被災産業（事業者）に対する融資等に関すること 25 ボランティア活動の環境整備に関すること 26 その他災害発生の防除、拡大防止のための措置

熊 本 県	<ol style="list-style-type: none"> 1 熊本県防災会議に関すること 2 防災に関する設備の新設、改良及び復旧対策 3 災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査 4 水防その他の応急措置 5 被災者に対する救助及び救護措置 6 災害時における保健衛生、文教、治安及び交通等の対策 7 その他県の所掌事務についての防災対策 8 市町村の災害事務又は業務についての援助及び調整
指定地方行政機関	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
九州財務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 地方公共団体に対する災害融資 2 災害時における金融機関に対する緊急措置の指示 3 公共事業等被災施設査定の立会い
九州農政局	主要食糧の需要対策
九州森林管理局	<ol style="list-style-type: none"> 1 国有林野等の森林治水事業等及び防災管理 2 災害応急用材の需給対策
福岡管区气象台 (熊本地方气象台)	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象、地象、地動及び水象の観測及び成果の収集、発表 2 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動
九州地方整備局	<ol style="list-style-type: none"> 1 直轄公共土木施設の整備と防災管理に関すること 2 直轄河川の水防に関すること 3 その他防災に関し、九州地方整備局の所掌すべきこと
指定公共機関 指定地方公共機関	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
九州旅客鉄道株式会社 くま川鉄道株式会社	<ol style="list-style-type: none"> 1 鉄道施設の防災対策 2 災害時における救助物資及び人員の緊急輸送
西日本電信電話株式会社 (熊本支店)	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信施設の防災対策 2 災害時における非常・緊急通話の調整及び気象予警報の伝達

<p>日本郵政株式会社</p>	<p>災害時における郵便事業の運営の確保に努めるとともに次により災害特別事務取扱い及び救助対策を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関する事 2 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関する事 3 被災地あて救助用郵便物の料金免除に関する事 4 為替貯金及び簡易保険業務の非常取扱いに関する事 5 簡易保険福祉事業団に対する災害救護活動の要請に関する事 6 被災者の救援を目的とする義援金の送金のための手数料免除に関する事
<p>日本赤十字社（熊本県支部）</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における医療、助産の実施 2 災害援助等の奉仕者の連絡調整 3 義援金品の募集配分
<p>NHK 熊本放送局 株式会社熊本放送 株式会社熊本日新聞社 株式会社テレビ熊本 株式会社熊本県民テレビ 熊本朝日放送株式会社 株式会社エフエム中九州</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象予警報、災害情報等の災害広報対策
<p>日本通運株式会社熊本支店 九州産業交通株式会社</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における自動車による人員及び救助物資等の輸送確保
<p>九州電力送配電株式会社 （人吉配電事業所）</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 電力施設の保全、保安対策 2 災害時における電力供給確保
<p>その他の公共的団体及び 防災上重要な施設の管理者</p>	<p>事務又は業務の大綱</p>
<p>人吉市医師会</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における医療、助産等の救護
<p>病院等経営者</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難施設の整備と避難訓練並びに被災時の収容者保護 2 災害時における負傷者等の医療、助産救助
<p>社会福祉施設経営者</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難施設の整備と避難等の訓練 2 災害時における収容者保護

<p>農業協同組合 森林組合</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 農林関係の被害調査又は協力 2 農作物、林産物等の災害応急対策についての指導 3 被災農林家に対する融資又はそのあっせん並びに飼料、肥料等の確保又はあっせん 4 森林治水事業等の防災応急資材需給
<p>商工会議所</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 商工業関係の被害調査、融資希望者のとりまとめ、及び斡旋等についての協力 2 災害時における物価安定についての協力、徹底 3 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、斡旋
<p>金融機関</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災事業者に対する資金融資及びその他の緊急措置
<p>土地改良区</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 水門、水路等の整備と防災管理 2 農地及び農業用施設の被害調査及び復旧
<p>陸上自衛隊</p>	<p>天変地異、その他の災害に際して人命又は財産の保護 (人員の救助、消防、水防、救援物資の輸送、通路の応急確保、応急の医療、防疫、給水、炊飯、入浴支援及び通信支援等)</p>
<p>自主防災組織</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災知識の普及 2 情報伝達・消火・避難・救護等の計画及び訓練の実施 3 防災用資材、機材の整備・点検
<p>市社会福祉協議会</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害ボランティアの育成（ボランティアバンクの整備） 2 災害ボランティアセンターの設置

第6章 防災会議・災害対策本部の組織

第1節 人吉市防災会議

1 設置の根拠

災害対策基本法第16条に基づき、人吉市の地域に係る地域防災計画の作成及びその実施の推進のため、人吉市防災会議を設置する。所掌事務及び組織については、人吉市防災会議条例で定められている。

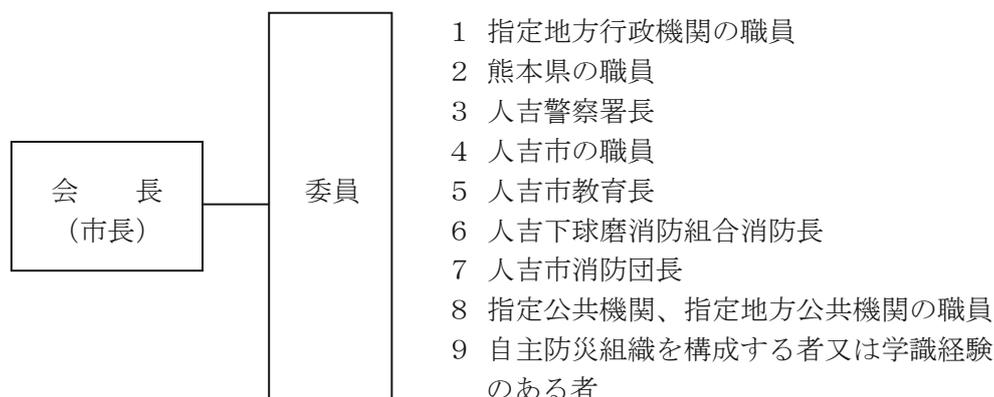
2 所掌事務

(1) 地域防災計画の作成並びにその実施の推進

(2) 災害発生に際しての情報の収集

(3) その他法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

3 組織構成



第2節 災害対策本部

災害対策基本法第23条の2及び人吉市災害対策本部条例に基づき、災害が発生し、又は災害が発生する恐れのある場合において防災活動の実施と他の防災関係機関との調整を行うため市長が設置する。

1 本部の設置基準

本部は、次の基準のいずれかに該当する場合に設置される。

(1) 気象庁から市内に震度6弱以上との発表があったとき

(2) 市内に大規模な地震被害が発生し、又は発生している恐れがあるとき。

- (3) その他災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災推進を図るため、市長が必要と認めるとき。
- 2 本部の設置 人吉市西間下町字永溝7番地1 人吉市役所
代表電話 0966-22-2111 (昼夜)
FAX 0966-24-7869 (防災課)
- 3 本部組織及び支部組織
本部、支部の組織及び職員配置計画は第3編、第1章、第2節 職員配置計画による。
- 4 事務分掌
本部各部各班の事務分掌は第3編 第1章 第2節 職員配置計画、図1人吉市災害対策本部業務一覧表のとおりである。
支部の任務は本部と緊密な連絡を保ちつつ、被害等の調査を実施するとともに、状況報告をなし、本部の指令又は地域住民の要請に基づき、災害予防及び災害応急対策を実施する。
- 5 本部の廃止
本部長は、災害の危険が無くなったと判断した場合、若しくは災害発生後の応急対策が完了したと認められた場合に、本部を廃止する。
- 6 本部の設置及び廃止の公表
市長は、本部の設置又は廃止の後、速やかに県知事及び関係機関にその旨を通知するとともに、報道機関を通じて市民に対して発表する。
- 7 本部会議
(1) 本部長は本部会議の議長となり、次の事項について協議する。
① 災害の予防及び災害応急対策に関する事項
② 自衛隊、県警機動隊の派遣要請に関する事項
③ 救助法の適用申請に関する事項
④ その他本部長が必要と認める事項
- (2) 本部会議は、副本部長、本部付及び本部の各部長、副部长、班長並びに支部長をもって構成する。

第7章 財政措置

災害対策基本法により災害の施策全般について本市は義務を有するものである。
したがって、この計画を実施、推進するために必要な財政措置を次のとおり行うものとする。

1 災害予防

- (1) 災害対策の各段階で必要となる資材については、必要に応じて市場から緊急調達できるようその体制を整備するとともに必要な財政措置に努めるものとする。
- (2) 災害による公共土木施設等への被害を軽減するため補修、改良についてもできる限り予算化に努めるものとする。
- (3) その他、防災訓練及び防災知識普及等に要する経費についてもできるだけ必要な財政措置に努めるものとする。

2 災害応急対策

被災者の救助等応急対策に要する必要経費について既定予算が不足する場合は、災害発生の都度、その状況に応じて必要な予算措置を行うものとする。

3 災害復旧

災害により被害を受けた諸施設の復旧方法は、原則として原形復旧とするが、必要に応じて改良復旧を行うものとし、その財政措置は次により行うものとする。

- (1) 施設の被害状況及び重要度を考慮してそれぞれの復旧計画を策定し、その方法を決定するものとする。
- (2) 各部門にわたり国庫補助金、県補助金及び起債の対象となる事業については、それぞれの承認申請を行うものとする。
- (3) 補助金、起債等の対象となる事業でその特定財源の決定まで工事の施工を見合わせる事ができるものについては、その特定財源の決定後において財政措置を行うものとするが、緊急に復旧を必要とする場合においては、関係機関と協議して必要最小限度の財政措置を講じるものとする。
- (4) 以上の方法により財政措置を行うものとするが、既定予算措置が不足する場合、応急対策の必要経費と同様に予算措置を行うものとする。

第2編 災害予防計画編

第1章 災害予防計画

第1節 防災組織

総合的な防災体制を確立するため、人吉市及び関係防災機関は、各種防災組織を構築する。

1 人吉市防災会議

防災会議の組織、所掌事務については、第1編 第6章に記したとおりである。

2 防災関係機関の防災組織

災害対策基本法第47条の規定に基づき、本市の管内を所管又は市内にある防災関係機関は、その所掌事務又は業務について、災害の予測予報、情報の伝達及び防災計画の実施のため組織の整備を図るとともに防災に関する事務又は業務の迅速かつ的確な実施のため、警報の伝達、非常招集、非常体制等の充実に努めるものとする。

3 自主防災組織

大規模災害が発生した場合、これを早期に鎮圧して、二次災害の発生防止に努め、被害の軽減を図ることが重要である。そのためには、住民の防災意識を高め、住民が「自分の住む地域は自分で守る」という考えを持ち、自主的に防災活動に参加するとともに、地域で助け合うことを目的とした自主防災組織を育成することが必要である。

本市では町内会がその機能を有し、これまでも地域の災害に対し迅速に対応してきたところであるが、更に育成強化に努めるものとする。

(1) 自主防災組織の育成

- ① 災害に対する地域の連帯及び地域防災活動の推進を図るため、町内会の住民組織及び消防団経験者を核として自主防災組織の育成、指導に努める。
- ② 自主防災組織における防災資機材等の整備や地区防災計画の作成を支援する。
- ③ 地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう、地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認められるときは、地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。
- ④ 自主防災組織を運営する上での必要事項は、各防災組織で定める。
- ⑤ 自主防災組織の編成方法については、別途「自主防災組織指導マニュアル」を作成するが、編成例については概ね次のとおりとする。

自主防災組織編成例（人吉市）



自主防災組織の活動内容

平 常 時 の 活 動	災 害 時 の 活 動
各防災機関との連携協力 防災組織の普及 防災訓練 地域内安全点検 防災資機材の整備点検	避難所の運営管理協力 災害情報の収集・伝達 出火防止及び初期消火 救出救護 避難誘導 給食、救援物資の配付協力

（2）自主防災組織に対する助成事業

自主防災組織が使用する防災資機材等については、必要に応じて整備する。

（3）自主防災組織の活動内容

① 平常時の活動

各組織において、各種班を編成し、防災知識の普及、防災訓練、防災点検（地域や家庭内での災害の要因となりうる物品、設備等）、防災資機材の整備・保守を実施し、この活動により、地域内の住民の防災に対する関心を高め、災害時における即応体制を整える。

② 災害時の活動

平常時の活動を活かし、班毎の活動協力体制を整え、初期消火、救出、救護、避難誘導に努める外、給食、救援物資の配付、デマ・パニックの防止に努める。

※ 資料参照 【自主防災組織及び地区防災計画作成一覧】

4 ボランティア

ボランティアについては、阪神・淡路大震災でその活動の有効性が実証されたところであり、本市においても大規模災害時におけるボランティア活動が円滑に行われるよう環境整備に努めるものとする。

(1) ボランティアとの連携

災害時に備え、人吉市社会福祉協議会や日本赤十字社、各種ボランティア団体等との連携を図るものとする。

(2) ボランティアの育成及び研修

① 人吉市災害救援ボランティアバンク

人吉市社会福祉協議会を窓口として人吉市災害救援ボランティアバンクを整備する。

② ボランティアの研修

災害時における活動が円滑に行われるよう各種研修や防災訓練への参加を図る。

(3) ボランティア活動体制の整備

ボランティア活動の調整を図るため、人吉市社会福祉協議会において災害ボランティアセンターを設置するものとする。

5 事業所の自衛消防組織

事業所は、災害対策基本法で市町村長の実施する防災対策や活動に積極的に寄与することや大規模地震対策特別措置法、消防法に基づき防災関連計画を策定して、その中で自衛消防の組織に関することを定め事業所の防災体制を確立することとされている。

消防法第8条の規定により、自衛消防組織の設置が義務づけられている事業所（危険物施設）はもとより、設置が義務づけられていない事業所も積極的に従業員、利用者の安全を確保するとともに、周辺地域の防災のため、的確な防災活動を行うものとし、企業防災組織の編成、防災マニュアルの作成に努めるものとする。

(1) 自衛消防組織の活動

自衛消防組織の活動内容は概ね次のとおりである。

- ① 防災訓練
- ② 従業員の防災教育
- ③ 情報の収集・伝達方法の確立
- ④ 火災等の予防対策
- ⑤ 避難対策
- ⑥ 応急救護対策
- ⑦ 地域防災活動についての協力

6 その他の防災組織

(1) 不特定多数の者が出入りする施設の防災組織

不特定多数の者が出入りする施設は、その社会的責任に基づき自らの負担と責任において、災害を軽減するため最善の努力を払うとともに、防災組織を結成し防災対策を実施するものとする。

(2) 危険物施設、高圧ガス施設等の防災組織

危険物施設、高圧ガス施設等の関係法令の運用及び的確な自衛防災活動により安全を確保するとともに防災組織を結成し防災対策を実施するものとする。

(3) 家庭防火班

家庭防火班は、消防組合職員の指導を受け防火思想の普及徹底のため各種行事、消防防災訓練、住宅防火診断等を行い、地域住民の防火意識の高揚を図る。

(4) 幼年消防クラブ、少年消防クラブ

幼年消防クラブは、幼少期から消防に対する関心を深めながら、防火防災思想の普及啓発を図り、将来に向けて人材育成を図る。

少年消防クラブは、小学校4年生から6年生までで結成し、防火防災について訓練や講習など、様々な体験を通して、消火や応急手当などの知識・技術を身に付け、将来の地域防災を担う人材育成を図る。

(5) その他の団体の育成

複数多様化する都市防災に対応するため、市内の各事業所の防火管理者をもって組織されている防火管理者協議会、消防用設備、建築、設計、設備等の各種業界の会員で組織される協会、組合等に対して、指導協力体制を整備し、防火管理の徹底を図る。

第2節 都市の防災化

1 都市の防災構造化

災害対策の観点から災害に強い安全なまちづくりを進めるためには、都市構造の現況を把握、分析し、その問題点を明らかにするとともに、中長期的視野に立って都市構造の防災化を進めていくものとする。

(1) 都市計画の地域の指定状況

本市における都市計画法等に基づく地域の指定状況は次のとおりである。

人吉都市計画区域	面積 (ha)	割合(%)・備考
市域面積	21,055	(全国都道府県市区町村別面積調より)
都市計画区域	3,657	
人口集中地区	419	(国勢調査より)
用途地域	814.6	
第1種低層住居専用地域	172	21.1
第2種低層住居専用地域	60	7.4
第1種中高層住居専用地域	30	3.7
第2種中高層住居専用地域	8.6	1.0
第1種住居地域	233	28.6
第2種住居地域	67	8.2
準住居地域	29	3.6
近隣商業地域	43	5.3
商業地域	42	5.2
準工業地域	54	6.6
工業地域	76	9.3
防火地域		
準防火地域	40.1	
都市計画公園 (供用面積)		
公園	68.15	(都市公園法より)
緑地	0.7	

(2) 防火地域及び準防火地域

建築物の不燃化等を促進することにより、都市の防災性を高めるため、防火地域及び準防火地域を適切に配置する。防火地域、準防火地域の検討にあたっては、高容積指定地区、木造家屋密集地区だけでなく大地震発生時の避難地となる公園や避難路となる幹線道路の沿線や延焼防止の観点からも十分考慮する必要がある。又、災害時において、救急、医療、復旧活動等の中心となる公共建築物のある地区やその周辺においても、防火性を高める必要がある。

(3) 市街地の再整備

細分化された宅地の統合や不燃化された共同建築物への建替え及び公園、緑地、広場、街路などの公共施設の整備と有効なオープンスペースの確保を総合的に進めるために、市街地再開発事業や土地区画整理事業を進める必要がある。

(4) 屋外広告物等の落下防止

地震時に建築物の窓ガラスや看板などの落下による危険を防止するため、各建築物の所有者は日頃から落下物の危険性に十分注意を払うとともに、道路に面した建築物を中心に落下物の危険のある建築物を調査し、その所有者や管理者に対し改修を指導する。

(5) 救急医療体制

災害時救急医療の拠点となる医療機関の近接地には、重症者などのヘリによる搬送を想定して、ヘリポートの確保に努める。

(6) 道路、橋梁及び河川対策

主要幹線道路及び市内を流れる河川の沿道の不燃化を図り、延焼遮断帯の整備を進めるとともに緊急避難路としての役割を持たせる。また、河川水を緊急時の消火・生活用水として確保するための水へのアクセスを確保する河川整備に努める。なお、既設の道路、橋梁、護岸等については耐震性の診断を早急に行い、その改良や補強を行う。

2 建築物・宅地等の防災対策

災害時における建築物の安全性を確保するため建築基準法や消防法による防火上、構造上の審査及び適切な指導を行うとともに、特殊建築物、大規模建築物等に対する防火、耐震、避難に係る規定の遵守の指導や都市計画法に基づく防火地域及び準防火地域の指定など「点」と「面」により建築物の耐震性の向上及び不燃化の促進を図る。加えて、個人住宅や店舗等の民間の建築物についても、耐震化に向けた環境整備を推進する。また、大規模な地震等により被災した建築物及び宅地について、二次災害を防止するため被災建築物の応急危険度判定体制、被災宅地の危険度判定体制の整備を図る。

(1) 被災建築物応急危険度判定体制

大地震の際、余震等による二次災害を防止するため被災建築物の倒壊や部分落下の危険性を判定し、住民の安全を確保する。

(2) 被災宅地危険度判定体制

大規模な地震または、大雨等のため、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定することにより、二次災害を軽減・防止し住民の安全を確保する。

3 防災公園の確保

村山公園及び石野公園等は、火災時の延焼防止帯として機能するほか、震災時には、避難場所、救援活動や物資集積等の拠点としての利用、災害廃棄物集積場所、ヘリコプターの臨時離発着場としての利用、応急仮設住宅の建築場所として利用することができる防災上極めて重要な役割を持っているため、適切に保全管理し地域防災拠点としての機能整備に努める。

4 市街地の開発

木造住宅が密集した地域で狭隘道路の多い市街地では、一度火災が発生した場合、甚大な被害を受けるおそれがあるため、建築物の整備に関しては、耐火化や不燃化を促進

するとともに市街地再開発や土地区画整理事業により防災性の高い空間を造ることに努める。

第3節 公共施設等の安全対策

1 道路施設の対策

道路施設は、災害発生直後には避難者の避難路、消防活動、救助活動の救援路として重要であり、広幅員道路は地震による火災発生時に延焼遮断帯としての機能をもっている。また、応急復旧活動期には救援物資や復旧資材の輸送路として重要となる。このため、道路施設の地震対策については、国道、県道、市道及び私道の各管理者は安全性、耐震性の向上に努めるとともに避難者の歩行に十分配慮した整備に努める。

(1) 道路環境整備

- ① 避難上必要な路線や延焼遮断帯としての役割が期待される路線については、難燃性の樹種を選定するよう配慮する。
- ② 避難時の安全を確保するため、歩道のない道路については歩道の整備に努める。
- ③ 避難路等標識の設置にあたっては、避難者に分かりやすいデザイン等に配慮する。
- ④ 駐車等により消防、救急救助活動や緊急避難等の障害となるおそれがある道路については、必要な管理、指導を行う。
- ⑤ 住宅や事業所等から避難所や避難地等へ至る経路を避難路とし、災害発生時における事故防止及び輸送・避難経路の確保のため、沿道を含めた安全化に努める。

(2) 橋梁の耐震性調査・点検

各施設の管理者は、耐震性について必要な調査を行うとともに、危険箇所については、補修、補強等防災上必要な対策を講じ、安全性の確保に努める。

(3) 災害時優先復旧道路の指定

地震発生後の応急対策を迅速、的確に行うため、緊急に復旧すべき路線を指定するものとする。

① 路線等の指定

- ア 公共的施設と連絡する路線
- イ 市が指定する広域避難地、一時避難地に連絡する路線
- ウ 救急指定病院等の医療機関周辺の路線

2 河川の対策

河川構造物の沈下や崩壊した土砂によって河川断面不足となり、越水による周辺地域が浸水する等を防ぐため、構造物の耐震化を図るとともに二次災害を防止するために要員の確保、協力体制の整備等必要な対策をとるものとする。

3 重要構造物の防災対策

災害時において、中枢拠点、情報拠点、医療救護拠点、避難収容拠点となる公共建築物について、耐震化、不燃化等の安全対策を図るものとする。また、業務に必要となる重要な行政データの保管場所や保管媒体を複数確保するなど、バックアップ体制を整備

するものとする。

(1) 対象施設

- ① 対策本部として使用する市役所庁舎、保健センター、カルチャーパレス、消防署
- ② 病院
- ③ 人吉スポーツパレス
- ④ 学校
- ⑤ 公民館
- ⑥ 社会福祉施設

4 上水道施設対策

取水、送水、配水施設等の耐震化を図るとともに、今後は緊急遮断弁の設置検討を行い安全性の確保に努める。

また、被災者に対する応急給水を可能とするため、応急給水施設及び応急給水資機材の整備を図り、耐震性貯水槽等の整備を検討するものとする。

5 下水道施設対策

処理場、ポンプ場及び管路施設について、耐震化、耐水化などを推進し災害時の機能確保に努めるとともに、応急対策に必要な資機材の手配について、平常時から国・県などと連携し体制面での整備を図るものとする。

第4節 ライフライン施設の安全対策

電気、通信などのライフライン施設は、都市生活の基幹をなすものであり、これらの施設が地震により被害を受けた場合、都市機能が麻痺し、通常の生活を維持することが困難となるおそれがある。

このため、市では各事業者が実施するライフライン施設の耐震性の確保及び代替性の確保に協力して、これらの推進に努めるものとする。

1 電力施設の対策

市は、地震等の災害発生時における電力供給確保の観点から、電気事業者が実施する電力施設の耐震性の確保及び送電系統の多重化、配電系統の連係等に協力してこれらの推進に努める。

2 通信施設の対策

大規模災害時の迅速かつ的確な情報の収集・伝達とパニックの発生を阻止するうえで、通信機能の果たす役割は非常に大きい。

市は、通信施設の耐震化を図るとともに、施設が被災した場合においても、応急の通信が確保できるよう、体制の整備を図る。

第5節 地盤災害の予防対策

1 急傾斜地崩壊等の対策

地すべりや急傾斜地崩壊等による予防対策は、主に国や県で計画実施されているが、おおよそ次のとおりである。

(1) 急傾斜地

急傾斜地については、災害の発生を未然に防止するため「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」により県が急傾斜地危険区域を指定し、行為の制限、改善命令のほか必要に応じて防災工事を行うことになっている。

市では住民の理解と協力を得ながら、未指定箇所指定の促進と近接危険住宅の移転促進、是正対策等の安全対策を推進することとする。

【第6編 資料16・18参照】

(2) 地すべり

地すべりは脆弱な地質地帯で、雨水や地下水の作用により引き起こされるが、本市においては、現在4ヶ所が確認されており、そのうち「地すべり等防止法」により地すべり防止区域として2ヶ所が国により指定されている。対策としてはよう壁工事等の防災工事によるほか危険住宅の移転促進等必要な安全対策を推進することとする。

地すべり危険箇所

区 域 名	所 在 地	面 積 (h a)	所 轄	指 定
下 小 野	西大塚町下小野	53.3	農林水産省	
下 下 須	西 大 塚 町	38.0	国土交通省	○
大 塚	大 塚 町 大 塚	40.3	〃	
与 内 山	瓦屋町与内山	6.2	〃	○

(3) 山崩れ

山崩れは主に豪雨により山地が崩壊し、土石流となって山麓の人家、耕地、道路等に甚大な被害をもたらす場合が多く、その対策として集水溝を設けて山地における地表水を排水し、山崩れを防止し又、危険が予想される場所の三脚固定用の谷止め、土石流発生防止用堰堤、山腹石積工を施工し、山崩れを未然に防止するものである。本市では現在、山腹崩壊危険箇所として33ヶ所、崩壊土砂流出危険地区として23ヶ所を確認しており、また、土砂災害警戒区域・特別警戒区域として270ヶ所が県により指定されている。

【第6編 資料19・20・21・22参照】

(4) 宅地造成等に係る対策

本市においては宅地造成工事規制区域として指定された区域はないが、丘陵地帯で宅地造成が行われている現状であり、必要に応じて関係機関と協力して行政指導を実施する。

(5) がけ地近接等危険住宅移転対策

がけ地の崩壊、土石流、地すべり等の恐れがある危険住宅の移転を促進し、住民の安全を確保するため、がけ地近接等危険住宅移転事業制度に基づき、危険住宅の除去に要する経費及び危険住宅に代わる住宅の建設（購入）に要する経費の一部を県などから補助するものである。

(6) 土砂災害危険住宅移転対策

頻発する豪雨等による土砂災害から県民の生命・身体を守り、県民の「安心を実現」するため、熊本県土砂災害危険住宅移転促進事業制度に基づき、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）内に居住する者が災害危険区域外へ移転する際の住宅除却費、移転経費、住宅建設・購入費、移転先のリフォーム費、賃貸住宅に入居する際に要する経費及び1年間の家賃等の移転経費の一部、又は全部を県から補助するものである。

2 法指定区域及び法指定区域以外でのその他必要な対策

(1) 行為の制限、その他災害予防上必要な措置については、関係機関と協力して万全を期すものとする。

(2) 土砂災害が予想される地域においては、災害支部による定期巡回を実施し、住民からの連絡、通報と併せて住民の避難指示等適切な措置をとるよう努めるものとする。

第6節 火災予防対策

地震等大規模災害においては二次的な火災が発生し、甚大な被害を引き起こすことが予想されるため、以下のような対策をとるものとする。

1 出火防止対策

同時多発火災による消防力の分散、道路決壊や建物の倒壊による消防活動の困難から広範囲への延焼、大火が予想されることから一般家庭や事業所において防災意識を高揚し、災害発生直後の行動力の向上を図る。

(1) 火気設備器具の安全対策

火気設備器具の固定、耐震機器等の設置、火気使用場所及び周辺の不燃化等の指導を推進する。

(2) 電気・ガス設備の安全対策

電線の切断、電気設備器具の損傷、ガス配管の折損による出火を防止するため災害時の電気、ガスの遮断操作の指導を推進する。

(3) 建築物の耐震対策

木造建築物の構造補強及び不燃化等耐震化の指導を推進する。

(4) 自主管理による出火防止対策

防火管理者の資質の向上を図り、自主チェック体制についての指導を推進する。

(5) 査察等による出火防止対策

一般住宅防火診断、特定対象物、多量の火気を使用する事業所については査察を通じて出火防止対策を推進する。

(6) 消防同意制度の活用

建築物の新築、増築、改築については、専門的立場で審査し、建築物の安全性の確保に努める。

(7) 火災予防の普及対策

① 火災予防運動

年2回の全国火災予防運動期間中に防災意識の高揚のための事業を推進する。
春（3月1日～3月7日）、秋（11月9日～11月15日）

② 文化財防火デー

文化財を火災、震災等の各種災害から守るため、文化財関係者の訓練を実施するとともに市民の文化財愛護意識の普及に努める。

なお、昭和24年1月26日に国宝法隆寺金堂が炎上し、壁画が焼損したことを契機として、1月26日は「文化財防火デー」と定められている。

2 その他の対策

初期消火対策、事業所の防火対策、建築物の同意、危険物施設の保安管理体制の確立等必要な対策については、人吉下球磨消防組合が定める消防計画による。

第7節 防災施設等の整備

大規模災害発生に伴い災害対策の指揮本部となる施設、現地活動の拠点となる施設、救助・救援活動の拠点となる施設については、施設自体の安全性を確保するとともに通信施設の設置、必要な資機材の整備維持、災害対策本部への防災関係機関や学識経験者等の参加及び本部室等のスペース確保に努めるとともに平時から有事に際しての運用体制の確立について対策をとるものとする。

1 防災拠点施設の整備

(1) 市庁舎、保健センター、カルチャーパレス、消防本部中央消防署庁舎

災害対策本部となる市庁舎が被害を受けた場合、災害対策本部として機能する保健センター、カルチャーパレス、消防本部中央消防署庁舎については、特に施設の安全性の向上に努めるとともに防災活動を支援するための資機材を整備するものとする。

また、消防本部中央消防署庁舎については、浸水想定区域内に所在し、令和2年7月豪雨の際に浸水被害を受けたことから庁舎移転等の対策を講じる必要があり、緊急消防援助隊の受入等受援体制の確保のため、十分な敷地を確保するものとする。受援体制の詳細については、人吉下球磨消防組合が定める熊本県消防広域応援基本計画に基づく受援計画による。

(2) 災害支部拠点施設

災害対策支部が設置される施設は現地活動の拠点となるため、施設の安全性の確保に努めるとともに、当該施設が使用できなくなった場合の代替施設については、町内会又は学校区を単位とした指定避難所や公共施設を中心とした適切な施設等において設置を検討する。

(3) 消防団拠点施設

消防団は、地域にもっとも密接な防災機関として住民から大きな期待が寄せられている。現在24の拠点施設に消防活動に必要な資機材を配備しており、これらについて常時、整備点検を行うほか土砂災害や家屋倒壊に伴う救助活動に対処するため必要な機材についても整備を図るものとする。

(4) 医療機関

① 災害時の拠点病院の確保

災害拠点病院としての要件は、災害発生時において24時間緊急に対応し負傷者等の受入れ及び搬出が可能な施設である。平成11年3月3日に、人吉市老神町人吉医療センターが人吉球磨地域の災害拠点病院として指定を受けたことにより当該病院と連携を図りながら、災害時の医療体制を確保する。

② 緊急医療救護所の設置

必要に応じ、人吉医療センター近接地に緊急医療救護所を開設する。

③ 避難所救護所の設置

災害拠点病院や基幹医療機関の機能状況に応じて、指定避難所に救護所を開設する。

(5) 河川防災ステーション

河川防災ステーションは、水防活動に必要な土砂などの緊急用資材を事前に備蓄しておくほか、緊急復旧を迅速に行う拠点としての資材の搬出入やヘリコプターの離着陸などに必要な作業面積を確保するものであり、災害が発生した場合に備えて水防活動の拠点として機能整備に努める。また、日ごろから防災教育を行う場や地域のコミュニティの場として活用できる水防センター等の整備も検討する。

2 防災通信網の整備

大規模災害発生時において早期に初動体制を確立し、各種災害対策を的確に実施するためには情報の収集、伝達に必要な通信網を有線・無線を併用して多重的に整備する必要がある。

(1) 有線通信網（電話）

N T Tの電話回線を使用して各種災害対策を実施する。ただし、市の施設からの電話（内線電話）発着信は、光回線で結ぶ庁舎等ネットワークを経由して市庁舎から発信を行っているため、このネットワークが災害等により断線等を起こし不通となった場合の運用体制についても整備することとする。

① 内線電話（I P電話）

市の施設（コミセンを除く）は、電話システムがフルI P化されているため、内線通話は光回線で結ばれている庁舎等ネットワークを経由して行う。

② 外線電話（代表電話・直通電話）

外線通話はすべて市庁舎内にある回線から発着信を行っている。

電話通信設備における障害の対策と対応は発生した災害箇所によって異なるが、停電の場合は市庁舎に配備している非常用電源で対応可能である。

(2) 無線通信網

① 人吉市防災行政無線

緊急情報等を住民に一斉伝達する同報系無線と、災害対応を行う災害対策支部職員や消防団幹部、消防団積載車等に配備・搭載した移動系無線を活用し、迅速な情報収集・伝達を行う。また、移動系半固定局を災害対策支部詰所や市内医療機関に配備し、大規模災害時の非常通信網として活用する。同報系・移動系とも基地局を市役所に置き、中継局を高塚山に設置する。

基地局については自動発動発電機（24時間）、中継局については自動発動発電機（72時間）、各子局についてはバッテリー（24時間分）を内蔵させ、非常時の通信体制を確保する。

同報系（60MHz帯）

基地局1、中継局1、再送信子局3、屋外拡声子局87、戸別受信機

移動系（260MHz帯）

基地局1、中継局1、半固定局25、車載型28、携帯型90

同報系（280MHz帯）

主配信局1、副配信局2、送信局1、防災ラジオ（戸別受信機）

② その他の市関係無線

水道局が日常業務で使用している無線については、非常時の上水道施設被災に関する情報収集、施設復旧業務及び応急給水業務を最優先とするが、緊急を要する場合は防災行政無線と併せて運用する。

(3) インターネット

① ホームページ掲載

市のホームページで防災情報等の発信を行い、災害発生中は随時更新する。

② 防災情報メール配信

市及び県の防災情報を携帯メールあるいはEメール利用者に一斉配信する。
（登録者向けのサービス）

③ 携帯電話「緊急速報メール」配信

携帯電話会社4社（NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクモバイル、楽天モバイル）に県の防災情報共有システムから、避難指示など緊急度の高い情報を配信する。配信されたメールは、配信時に市内に滞在する4社の携帯ユーザーに届けられる。

(4) その他の通信網

① 熊本県防災行政無線及び防災情報ネットワークシステム

熊本県が整備している無線電話、無線FAX、専用ネットワークで、県や消防本部、県内自治体、日赤などを結び、各機関との連絡に使用する。

② 人吉アマチュア無線クラブ

市内のアマチュア無線免許所有者で組織された人吉アマチュア無線クラブと市は、災害時応援協定を締結しており、有事の際は防災情報等の収集・伝達の一部を担う組織として位置付ける。

3 防災資機材、医薬品等の整備

(1) 消防資機材の整備

消防活動に必要な資機材を各地域ごとに整備するとともに、消防車両等を充実し、大規模災害に備えるものとする。

① 消防活動資機材等の充実

消防車両、消防資機材、救急救助資機材、緊急搬送車、災害支援車及び消防団の積載車について整備計画に基づき計画的に整備充実を図る。

② コミュニティ防災資機材の整備

中長期計画として地域における防災活動支援のため、住民が手軽に使用できる資機材を自主防災組織等に整備するものとする。

(2) 医薬品の供給体制の整備及び輸血血液の確保

大規模災害時には、医薬品の確保が困難となる恐れがあるので、あらかじめ国・県と協力して医薬品の供給体制について整備することとする。

また、救援物資として供給される医薬品の保管場所や仕分け、配送体制についても人吉球磨薬剤師会の協力を得て整備することとする。

血液の確保については、赤十字血液センターが供給体制の整備をしているので、この活用と、血液不足時の対応や輸送手段を含めて検討する。

4 食料、生活関連物資の備蓄

備蓄には公的備蓄と流通在庫備蓄とがあるが、本市においては、その地域的特性から流通在庫備蓄を基本として整備することとする。

(1) 各人による非常持ち出し品の確保、指導

大規模災害においては、市が災害発生直後からすべての生活関連物資を確保し、配給することは財政的にも物理的にも不可能であるため、各人が当座に必要な物資については自ら確保しておくよう指導、啓発する。

(2) 調達方法についての整備

災害発生時に流通在庫物資の調達を円滑に行うため、あらかじめ必要とする品目・数量を調査し、卸、小売業者との協力協定により調達する。

(3) 要配慮者に配慮した備蓄

視覚障がい者、聴覚障がい者、肢体不自由者、高齢者、乳幼児、傷病者などに配慮した生活関連物資の備蓄についても検討する。

(4) 熊本県の備蓄物資の活用

熊本県が各地域振興局ごとに備蓄する物資についても、手続き等について事前に協議しておくものとする。

(5) 物資の分散備蓄

災害時における道路閉塞等による物資の輸送の遅れを想定し、市内一円に所在する避難所へ食料、生活関連物資を分散して備蓄する。

5 飲料水の供給体制の整備

(1) 各人による飲料水の確保

最低必要とする飲料水の量は、一人当たり1日2～3リットルとされているので、緊急時の生活用水を確保するよう広報等を通じて啓発する。

(2) 水源地、配水池の活用

配水池には緊急遮断弁の設置検討を行い、緊急時の飲料水を確保するとともに、取水のための設備を配置する。

6 消防水利の整備

消防水利は、常時使用可能な状態に保管理するとともに、水利不足の地域においては、計画的に整備する。なお、整備計画にあたっては、耐震性にも十分考慮するものとする。

(1) 消防水利の現況

本市の消防水利の現況については、下記のとおりである。

- | | |
|--------|------|
| ① 防火水槽 | 269基 |
| ② 消火栓 | 550基 |

(2) 自然水利の活用

地震発生時には、消火栓が使用できなくなる場合が予想されるので、市街地を流れる球磨川、山田川、胸川等からの取水についても研究し、対策を講じておくものとする。

また、用水路改修の際は、消防用ピットを設ける等消防用水利施設の強化を図る。

(3) プール等の活用

学校プール及び事業所等の消防用水を、緊急水利として活用するため、関係機関と連携をとりながら確保策を講じておくものとする。

第8節 避難場所・避難所の整備

1 指定緊急避難場所

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や地震など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を市長が指定する。指定緊急避難場所は、市の施設等の活用や、民間企業等が所有する施設を協定等により要請できる環境を整える。なお、指定緊急避難場所へ避難することを一次避難という。

2 自主避難所

市が発令する高齢者等避難・避難指示などを受けてではなく、災害時又は災害が発生するおそれがある場合において、住民が自主的に避難できる避難所として、町内会の判断や市の要請で開設する施設とする。自主避難所は、各町内会の公民館の活用や、民間企業等が所有する施設を協定等により要請できる環境を整える。なお、自主避難所へ避難することを一次避難という。

指定避難所が開設された場合は、指定避難所への移動を促すことから、施設管理者等の判断により閉設することができる。

3 指定避難所

災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設として市長が指定する。市内の指定避難所の中で、保健センターにおいては、乳幼児を育てる方たちが集まることができる乳幼児避難所を通常の指定避難所と兼ねて併設する。なお、指定緊急避難場所や自主避難所から指定避難所へ避難することを二次避難という。

(1) 指定避難所の設置基準

- ① 原則として、町内会又は学区を単位として設置する。
- ② 原則として、耐震、耐火構造の公共建築物（学校、公民館等）を利用する。
- ③ 収容基準は、概ね3㎡当たり1人とする。
- ④ 大雨による設置の場合は、今後の気象状況を踏まえ設置する。

(2) 指定避難所の開設条件

- ① 災害対策本部を設置する基準を満たす災害が発生又は発生するおそれがある場合において、災害対策本部会議において避難所の開設場所、開設日時を決定する。
- ② 開設を優先する指定避難所は、市内の8カ所の災害支部拠点施設を指定避難所（人吉東小学校、人吉西小学校、保健センター、東間コミュニティセンター、大畑コミュニティセンター、西瀬小学校、人吉スポーツパレス、中原小学校）とする。この場合の災害規模の想定はL1とする。
- ③ 災害の規模が想定を上回る（L2規模）場合、前項の指定避難所の収容人数を超える見込みがある場合又は隔離を伴う感染性疾患の自宅療養者が避難する可能性がある場合には、他の指定避難所（第一中学校、人吉商工会議所、人吉高校、中小企業大学校、球磨工業高校、東間小学校、田野活性化センター、大畑小学校、第三中学校、西瀬コミュニティセンター鹿目分館、第二中学校、中原コミュニティセンター）の一部又は全部を追加で開設することを検討する。

(3) 指定避難所に収容すべき避難者の範囲

避難所に収容すべき避難者の範囲は下記のとおりとする。

- ① 災害によって現に被害を受ける恐れのある者
 - ア 避難指示が発せられたとき
 - イ 避難指示は発せられていないが、緊急に避難する必要があるとき
- ② 現実に災害を受けた者（旅館等の宿泊者、通行人等を含む）
- ③ 住家に被害を受け、住居の場所を失った者

4 福祉避難所

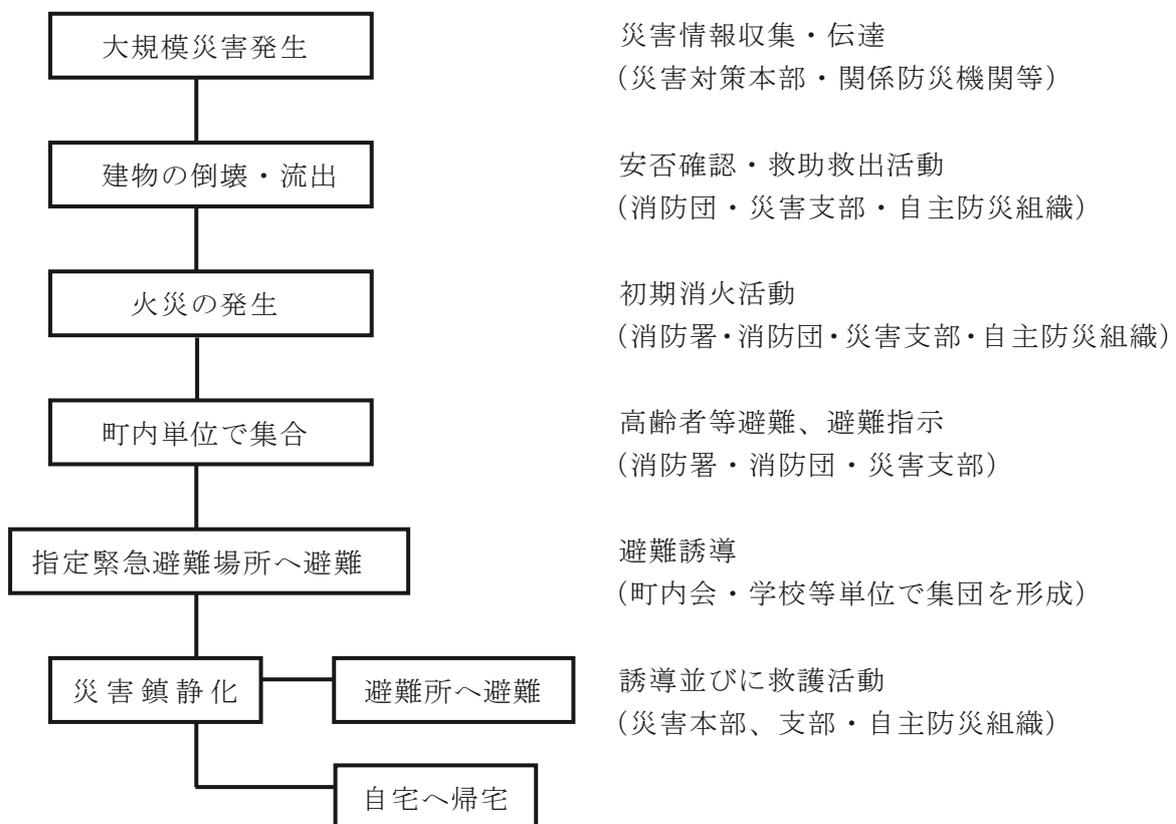
災害時における、高齢者や障がい者等の方の中で、指定避難所での生活に困難をきたす避難行動要支援者を一時収容する避難施設として、協定に基づき福祉避難所を開設する。

5 避難計画及び環境整備

極めて混乱した状況の中で避難活動を円滑に的確に実施するため、環境整備や運用について次のとおり計画する。また、避難方法は、徒歩だけでなく自動車での水平避難も踏まえて検討する。

- (1) 避難誘導標識、指定緊急避難場所等の案内板の設置（夜間でも確認できるもの）
- (2) 夜間照明施設等の整備
- (3) 広報活動や防災マップ等による指定緊急避難場所の周知徹底
- (4) 災害用マンホールトイレ等の整備
- (5) 指定避難所の環境整備
 - ① 高齢者、障がい者及び傷病者の指定避難所への避難を想定し、スロープの設置（災害時の仮設置でも可）など、バリアフリーへの対応を整備する。
 - ② 避難者の避難生活を想定したうえで、空調設備の整備も環境整備の一環として検討する。
- (6) 浸水時の道路上におけるマンホールや水路の位置が分かる標識の整備

大規模災害発生時における行動基本例図



第9節 緊急輸送施設等の整備

災害時においては、負傷者の輸送、要員の輸送、物資・資機材の輸送を行うための輸送路および避難経路の確保が必要であり、下記道路を緊急輸送道路および避難経路として計画する。

1 緊急輸送道路（資料28に記載）

- (1) 高速自動車道及び主要国道
- (2) 災害対策本部（市庁舎）を中心とする主要路線
- (3) 救援物資のストックヤード（人吉スポーツパレス）と主要避難所をつなぐ路線

2 避難路

避難路については、地震時の倒壊、水害時の河川氾濫を想定した上で、自宅から自主避難所まではその他避難道路、自宅から指定緊急避難場所までは、その他避難道路、幹線避難道路、主要避難道路を通して円滑に避難できることを前提に指定する。

市民は、市、町内会や自主防災組織等が実施する避難訓練等を通じ、災害発生時を想定した避難経路を事前に選定するよう努めるものとする。

市は、住宅や事業所等から避難所や避難場所等へ至る経路（法定外公共物の道路（里道等）を含む。）を避難路として指定するものとする。また、避難路として必要な道路構造及び案内、誘導標識等の整備に努めることとする。

第10節 文教予防対策

1 保育園、幼稚園、認定こども園、小中学校、高校及び各種学校等の予防対策

児童・生徒の安全を確保するため、建造物の耐震化、備品等の落下防止に努めるとともに防災教育を実施し、通常から安全管理に努めるものとする。なお、各学校は防災のための組織、緊急時の職員の行動計画並びに緊急連絡体制についてマニュアル化するなど必要な予防対策を整備するものとする。

学校施設が被災した場合の教育実施の予定場所及び実施方法については、別表のとおり計画する。【第6編 資料25参照】

2 文化財の保護

(1) 建造物に対する耐震対策

- ① 日常的な点検を実施し、柱や梁の腐朽や蟻害、瓦の損傷などを早期に発見し、専門家などの指導を受け、速やかな補修に努める。
- ② 屋根については、葺土の配置箇所や防水対策を工夫し、文化財保護上支障のない範囲で軽量化を図る。
- ③ 大規模修理等の際に、文化財の価値を損なわないよう伝統的補強工法を含め、耐震対策を考慮した工法を取り入れるなどの工夫をする。

(2) 美術工芸品に対する耐震対策

- ① 文化財の価値を損なうことのないよう、専門家などの指導を受けた上で、転倒・転落防止の措置を講じることが望ましい。

- ② 文化財周辺の機械、器具等の落下防止策を講じる。
- (3) 史跡・名勝に対する耐震対策
- ① 建築物や土塀等の構造物については、建造物の場合と同様、日常的な点検の徹底により早期の補修に努める。
 - ② 石灯籠等倒壊の危険があるものについては、倒壊しないように工夫したり、転倒した場合でも破損しないようにその周囲の環境整備に配慮する。
 - ③ 崩壊の恐れがある石垣については、保存修理を検討していく。
- (4) 火災対策
- ① 防火管理者の選任、消防計画の作成など、自主防火管理体制を充実させる。
 - ② 関係者による自衛消防隊の結成や近隣の住民による自主消火協力体制を構築する。
 - ③ 消防用設備等の充実に努めるとともに適切な指導を行う。
 - ④ 幕、カーテンその他これに類するものについては、防災処理を施す。
 - ⑤ 文化財の周辺をたき火又は喫煙制限区域に指定し、出火防止の徹底を図る。
 - ⑥ 消火設備を有する重要文化財での防災訓練を徹底する。
- (5) 文化財防災対策連絡会等の開催
- 文化財保護に係わる団体や個人を構成員として文化財の防災対策について、連絡・調整を図るとともに諸問題について対処する。
- (6) 補助金等
- 文化財の防災事業については、補助金等により支援する。
- (7) 文化財一覧表
- 【第6編 資料26参照】

第1.1節 避難行動要支援者対策

避難行動要支援者を安全に避難誘導するためには、日頃から避難行動要支援者の把握に努めるとともに避難生活に当たっては、障がいの種類に応じたきめ細かな対応が必要となるので、避難行動要支援者対策について次のとおり計画する。

1 避難行動要支援者対策項目

- (1) プライバシーに配慮して地域内の避難行動要支援者や外国人の存在の把握に努めること。
- (2) 自主防災組織において、避難行動要支援者のための支援体制を確立すること。
- (3) 防災知識と避難情報などの提供に努めること。

- (4) あらかじめ避難行動要支援者のための避難場所を確保しておくこと。また、バリアフリーについても十分検討しておくこと。
- (5) 人工透析患者、難病患者等で在宅医療を受けている人や各種薬品を必要とする人に対しては処方や呼吸用酸素などの確保方法を確認しておくこと。
- (6) 避難所への専門職（医師、薬剤師、保健師、看護師、カウンセラー、手話通訳、要約筆記者、介護福祉士等）の派遣体制を確立しておくこと。
- (7) 近隣市町村と避難行動要支援者の受入れについて、協力体制を確立しておくこと。
- (8) 災害発生時の安否確認や救出のため、関係団体や防災機関、日赤等に対して協力を依頼しておくこと。
- (9) 避難行動要支援者の安全な避難に時間を要する場合もあることから、平時から、避難行動要支援者が参加する避難訓練の実施等を通じて、避難支援等関係者と共に避難方法や避難経路等の確認を行い、円滑な避難が可能となるよう努めるものとする。

第12節 防災教育・防災指導

災害による被害の軽減を図るためには、防災に関する正しい知識と行動力を養成する必要がある。そこで市職員や関係機関に対して本計画の習熟を図るとともに、一般住民や児童・生徒及び防災上重要な施設の管理者等に対して研修会や教育の場を通じて防災教育、防災指導を実施する。

また、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等、要配慮者への対応や男女双方の視点にも十分配慮するものとする。

1 市職員に対する防災教育

災害発生時に地域防災計画の実行上の主体となる市職員には、災害に関する知識や心構えが必要とされるほか、これらに基づく適切な判断力が求められる。

このため、市職員に対して次の防災教育を実施し、災害に関する知識の習得及び判断力の養成を図り、防災体制の確立等防災活動の円滑な推進を図るものとする。

また、日頃、防災業務に従事しない職員でも、災害時において直ちに対応できるよう、研修会や講習会の実施などを通じて、組織全体の防災対応能力の向上に努めるものとする。

なお、市は、被災地への職員派遣を積極的に行い、災害対応で得られたノウハウや経験を職員全員で共有できるよう努める。

(1) 教育の方法

- ① 研修会、講習会等の実施
- ② 災害対策本部・支部会議における研修の実施
- ③ 防災活動の手引き等の配布

(2) 教育の内容

- ① 地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担
- ② 非常参集の方法
- ③ 各種災害の原因、対策等の科学的、専門的知識（感染症対応含む）
- ④ 過去の主な被害事例や過去の災害対応の教訓
- ⑤ 防災関係法令の運用
- ⑥ 防災システムの操作方法
- ⑦ 防災情報の収集（気象庁【早期注意情報、キキクル、顕著な大雨に関する気象情報、雨量、河川水位等】、市房ダム【貯留能力の半分情報、緊急放流情報等】）
- ⑧ 球磨川水害タイムライン、マルチハザードタイムライン
- ⑨ その他必要な事項

2 一般住民に対する防災知識の普及

災害を最小限に食い止めるためには、市等防災関係機関による災害対策の推進はもとより、市民一人ひとりが日頃から災害についての認識を深め、自らを守るとともにお互いに助け合うという意識と行動が必要である。

このため、災害に関する正しい知識や災害予防・災害応急措置等の防災知識の普及徹底を図り、防災意識の高揚を図るものとする。

(1) 普及の方法

- ① 市広報媒体等の利用
- ② 報道機関への情報提供
- ③ 防災行政無線、広報車等による放送
- ④ 出前講座
- ⑤ その他研修会等

(2) 普及の内容

- ① 気象予警報や避難指示等の意味・内容
- ② 球磨川水害タイムライン、マルチハザードタイムライン
- ③ 防災に関する様々な動向や各種データ
- ④ マイタイムラインの作成（避難先、避難方法及び避難路の確認）
- ⑤ 災害時の心得、自助・共助・公助の考え方と地区防災計画の取組み
- ⑥ その他必要な事項

(3) 啓発事項

- ① 家族間で災害時の安否確認方法を取り決めすることの普及
- ② 地震災害教訓の後世への伝承
- ③ 夕方明るいうちからの予防的避難の普及
- ④ 寝所位置等の確認（斜面崩壊対策等）の普及

3 学校教育における防災知識の普及

防災知識の普及は、安全教育の一環として児童生徒等及び教職員の生命、身体の安全を守るため行うものである。災害発生時、主体的な行動がとれるよう、住んでいる地域の特徴や過去の災害の教訓等について防災教育の中に取り入れるとともに、災害を想定した避難訓練等を実施するものとする。

(1) 普及の内容

- ① 災害時の身体の安全確保の方法
- ② 災害時の自助、共助、公助の考え方とそれぞれの役割
- ③ 風水害等災害発生のしくみ

(2) 指導者に対する防災知識の普及

- ① 研修会等を通じ、資質向上を図る。
- ② 災害時の保護者への児童の引き渡し方法について、検討、周知する。

4 防災知識の普及の時期

災害対策基本法並びに大規模地震対策特別措置法の理念に基づき、住民の防災に対する意識高揚を図るため、次により普及の内容に最も効果のある時期を選ぶなど、適宜、防災避難訓練を実施するなど防災知識の普及啓発を行うものとする。

- ① 防災の日（9月1日）
- ② 防災週間（防災の日を中心とした1週間）
- ③ 防災とボランティアの日（1月17日）
- ④ 防災とボランティア週間（1月15日～1月21日）

第13節 防災訓練

防災は、訓練の積み重ねにより大きな効果が期待できるものである。実践的な防災訓練を実施し、計画の熟知、災害発生時の対応能力を高め、防災関係機関等の連携協調体制を確立するとともに、地域防災計画が現実的に機能するか検証するものとする。

(1) 総合防災訓練

住民の参加を得て、防災関係機関による情報伝達、広報訓練、交通対策訓練、混乱防止訓練、火災防御訓練、ライフライン復旧訓練などの個別訓練を連携させた総合訓練を実施する。

(2) 防災機関が行う訓練

防災関係機関においては、その実施すべき事務又は業務を的確・迅速に処理することができるよう個別に訓練を実施する。

(3) その他の訓練

応援協力を締結している市町村との間で、必要な物資、人員及び資機材等を相互に提供し、広域応援訓練を実施する。

第3編 災害応急対策編

第1章 地震災害応急対策計画

地震は、その発生形態、災害の規模等において他の災害と根本的に異なるものがあり、その対策についても特別な措置を必要とする。

本計画は、大規模地震が発生し、又は発生するおそれがある場合これを防ぎよし、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するための計画である。

第1節 組織計画

1 災害対策本部等の設置基準

本市において大規模な地震が発生し、又は発生するおそれがある場合には、災害対策基本法第23条の2に基づき、災害対策本部及び支部を設置するものとする。

(1) 人吉市災害対策本部『図1 人吉市災害対策本部業務一覧表参照』

- ① 市内及び市近郊で震度6弱以上の地震が発生した場合
- ② 震度5強以下の地震により災害が発生し、又は発生するおそれがあると市長が認めた場合

(2) 人吉市災害対策支部『図2 人吉市災害対策支部設置一覧表参照』

市内各地域において地震により被害が発生し、又は発生するおそれがあると市長が認めた場合

(3) 人吉市業務継続計画

震度6弱以上の地震が発生した場合、又は、震度5強以下の地震が発生した場合は被害状況に応じ、人吉市業務継続計画に基づき災害対応を行うものとする。

第2節 職員配置計画

1 指揮系統の確立

大規模地震が発生した場合、市長の指揮のもと次の指揮系統を確立し迅速かつ的確な対応を行う。

(1) 命令系統

- ① 大規模地震が発生した場合、市長の指揮により直ちに災害対策本部設置等を含めた応急活動体制を整える。
- ② 市長に事故がある場合は副市長・総務部長の順で指揮をとるものとする。

(2) 連絡系統『図3 大規模地震発生時における初動系統図参照』

- ① 大規模地震が発生した場合、総務部長は直ちに市長・副市長に連絡を行い必要な指示を受ける。
- ② 電話回線途絶により連絡不能の場合は、総務部長は使者の派遣等により市長に連絡をとる。

2 組織の確立

地震による災害が発生するおそれのある場合又は発生した場合は、市長は直ちに次の措置を講じ組織の確立を行う。

(1) 職員の配置『図4 職員の招集基準表参照』

① 地震が予知され、これに関する情報が発表された場合

市長は災害対策関係職員を招集し、情報の分析検討を行わせるとともに必要な職員を配置し情報の収集にあたらせる。

② 第1警戒体制

震度4の地震が発生した場合は、防災課職員による警戒体制をとるものとし、地震情報の伝達及び被害情報の収集を行うものとする。又、必要に応じて被害情報等を関係各部へ連絡するものとする。

③ 第2警戒体制

震度5弱以上の地震が発生した場合は、直ちに「災害情報連絡本部」を設置し災害対策本部要員（各部班長以上及び総務班員）にて警戒体制をとる。

勤務時間外に震度5弱以上の地震の発生をテレビ、ラジオ等で確認した災害対策本部要員は直ちに自主登庁するものとする。

なお、災害対策各部において担当職員が登庁していない場合は、総務班にて連絡を行い警戒体制をとるものとする。

④ 第3警戒体制

震度6弱以上の地震が発生した場合は、全職員が災害対策本部編成表並びに災害支部編成表に基づき、所定配置につくとともに市長の指示により、直ちに災害対策本部を設置するものとする。

勤務時間外に震度6弱以上の地震が発生した場合は、職員は自主的に災害対策配置につき情報の収集に並びに応急活動に従事する。

なお、道路の遮断・橋梁の落下等により所定の配置につけない職員は、居住地域担当の災害対策支部に参集し支部活動に従事する。

【第6編 資料2, 3参照】

⑤ 災害対策本部の場所

災害対策本部の場所は、次のとおりとする。

- I 人吉市役所庁舎
- II 保健センター
- III 人吉市カルチャーパレス
- IV 人吉下球磨消防組合消防本部

(2) 災害対策本部会議

本部長は災害対策本部を設置したときには、直ちに本部会議を開催し、被害状況の把握に努めるとともに応急対策について協議するものとする。

なお、災害対策本部要員は本部会議の決定に基づき、所属職員を指揮して応急対策に万全を期するものとする。

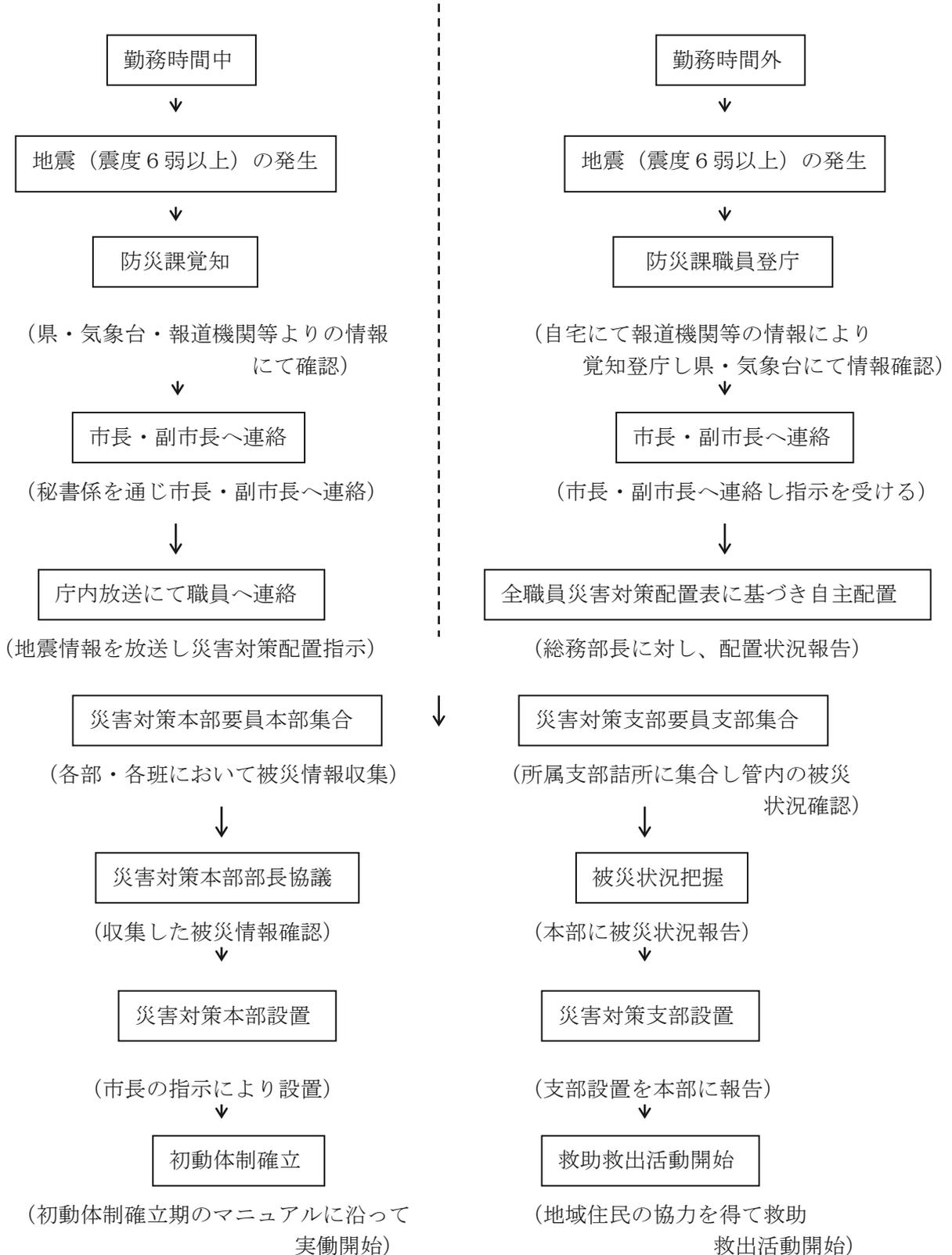
図1 人吉市災害対策本部業務一覧表

災害対策部	本部班	業務内容
総務部	総務班 (本部担当)	本部会議に関する事項・自衛隊等の派遣に関する事項・ 情報収集、記録、各部の調整に関する事項
	総務班 (人事担当)	職員の登庁に関する事項及び職員動員状況の把握に関する 事項
	総務班 (報道・写真担当)	災害情報の伝達、広報に関する事項 災害写真の撮影、記録に関する事項
	総務班 (輸送担当)	炊出、避難者等の輸送に関する事項
	総務班 (経理担当)	災害経費の予算措置、経理に関する事項・災害応急復旧に 要する費用の資金計画に関する事項
	調査班	被害調査、集計、記録に関する事項・災害支部との被害把握に 伴う連絡調整に関する事項・被害の査定に関する事項
	水防班	水防作業、道路橋梁の応急措置に関する事項・避難所仮設住宅 の建設に関する事項
	消防班	消防作業、水防作業、人命救助、行方不明者捜索、避難誘導に 関する事項
水道部	上水道班 下水道班	上水道施設の保全、補修及び応急給水に関する事項 下水道施設の保全、補修に関する事項
救護部	救護班 (救護担当) (医療担当)	救援物資の受入れ、配分に関する事項 避難者への援助活動 災害時における避難場所の情報収集・設置に関する事項 避難行動要支援者への援助活動 福祉避難所の設置運営・宿泊施設等の運営 応急仮設住宅に関する事項 医療救護に関する事項
	避難施設・給食班 (避難施設・給食担当)	避難施設の管理に関する事項 食糧の供給に関する事項(炊出を含む)
	衛生・機動班 (衛生・機動担当)	物資、食糧の運搬に関する事項 衛生資材の供給、防疫指導及び消毒の実施に関する事項 災害廃棄物処理に関する事項

図2 人吉市災害対策支部設置一覧表

支 部 名	支 部 詰 所	所 轄 町 名	消 防 団	備 考
東支部	人吉東小学校	上・下新、北・南願成寺、 北・南泉田、鶴田、鬼木、 七日、五日、二日、九日、 大工、紺屋、鍛冶屋	第1分団第2部 第1分団第3部 第1分団第4部 第2分団第1部	
西支部	人吉西小学校	上・中・下青井、駒井田、 瓦屋、城本、合ノ原、 井ノ口	第2分団第2部 第2分団第3部	
川南支部	保健センター	新、老神、土手、灰久保、 南、寺、田、富ヶ尾、上原 麓、中城、原城、西間上・ 下	第1分団第1部 第5分団第1部	
間 支部	東間コミュニティセンター (0966-24-3381)	東間上・下、蓑野、古仏頂、 大塚、 木地屋、田野、七地、浪床、 蟹作、 赤池原、水無、水無外園	第5分団第2部 第5分団第3部 第6分団第1部 第6分団第2部	
大畑支部	大畑コミュニティセンター (0966-23-0830)	東・上・下漆田町、矢岳町、 上・下田代町、大畑町、 大畑麓町、大野町	第7分団第1部 第7分団第2部 第7分団第3部	
林・ 薩摩瀬支部	人吉スポーツパレス (0966-22-1688)	上・中・下林町、温泉町、 上・下薩摩瀬町、下城本町、 宝来町、相良町	第3分団第1部 第4分団第1部	
西瀬南支部	西瀬小学校	矢黒町、上・下戸越町、 上・下永野町、鹿目町、 中神段山	第4分団第2部 第4分団第3部	
中原支部	中原小学校	原田地区、中神地区	第3分団第2部 第3分団第3部	

図3 大規模地震発生時における初動系統図



* なお、震度5強以下においても被害が甚大な場合は、この系統に準じて体制を確立する

図4 地震災害職員招集基準表

警戒体制	震度	職員配置体制	参集方法
第1警戒体制	4	防災課職員 (必要に応じ関係 各部署連絡招集)	勤務時間内 熊本地方気象台(防災情報提供システム) →熊本県庁(専用FAX)→防災課 →総務部長→担当職員 勤務時間外 熊本地方気象台(防災情報提供システム) →熊本県庁(専用FAX)→市守衛 →防災課→総務部長
第2警戒体制 *災害情報 連絡本部設置	5弱 以上	災害対策本部要員 招集 (災害対策本部編成 表による各部長・ 各副部長・各班長・ 各支部長・各副支 部長・総務班長)	勤務時間内 熊本地方気象台(防災情報提供システム) →熊本県庁(専用FAX)→防災課 →総務部長→災害対策本部要員招集 勤務時間外 ① 熊本地方気象台(防災情報提供システム) →熊本県庁(専用FAX)→市守衛 →防災課→総務部長 →災害対策本部要員招集 ② 震度5弱以上の地震の発生をテレビ・ ラジオ等で確認した災害対策本部要員は 直ちに自主登庁する。
第3警戒体制 *災害対策 本部設置	6弱 以上	全職員	勤務時間内 熊本地方気象台(防災情報提供システム) →熊本県庁(専用FAX)→防災課 →総務部長→担当職員→庁内放送にて 全職員に対し災害体制配備指示 勤務時間外 ① 熊本地方気象台(防災情報提供システム) →熊本県庁(専用FAX)→市守衛 →防災課→総務部長→市長→総務部長に 災害対策本部設置指示 ② 震度6弱以上の地震の発生をテレビ・ ラジオ等で確認した全職員は、直ちに 災害体制配備につき応急活動開始 ③ 道路の遮断・橋梁の落下等で所定の 配備につけない職員は、居住区域担当災害 支部にて応急活動開始

第3節 応援要請計画

1 応援要請

(1) 県への応援又は応援あっせん要請

市長は大規模地震発生により甚大な被害が発生した場合において、応急措置を実施するため、県に対し応援又は応援斡旋要請を行うものとする。

(2) 熊本県市町村災害時相互応援協定に基づく応援要請

市長は、大規模地震発生により甚大な被害が発生した場合において応急措置を実施するために必要と認めるときは、熊本県市町村災害時相互応援協定に基づき次の事項について応援を求めるものとする。

- ① 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- ② 被災者の救援、救助、医療、防疫、施設の応急復旧等の活動に必要な資機材及び物資の提供
- ③ 救援・救護活動等の応急復旧等に必要な車両、船艇等の提供
- ④ 救援・救助、医療、防疫、施設の応急復旧等の活動に必要な職員の派遣
- ⑤ 前各号に掲げるもののほか、特に市長が要請する事項

(3) 緊急消防援助隊要請計画

1 緊急消防援助隊の出動要請

- ① 市長は、災害の状況及び管内の消防力だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに、県知事に対して、緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。
- ② 市長は、緊急消防援助隊の要請を行った場合は、人吉下球磨消防本部消防長へ速やかに連絡するものとする。

2 人吉市応援等調整本部

- ① 市長は、緊急消防援助隊を要請した場合は、人吉市での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動を総合的に支援するため、災害対策本部の設置と併せて人吉市応援等調整本部を設置するものとする。
- ② 応援調整本部の構成員は、市長またはその委任を受けたもの、人吉市派遣職員、消防庁派遣職員、県派遣職員、指揮支援部隊長、代表消防機関派遣職員、または県内広域応援消防隊の代表とし、市長を本部長とする。この場合、当該調整本部は、消防庁、後方支援本部と連携し、次の事項を掌るものとする。
 - ア 緊急消防援助隊の部隊配備に関すること
 - イ 関係機関との連絡調整に関すること
 - ウ 緊急消防援助隊の後方支援に関すること
 - エ その他必要な事項に関すること

(4) 人吉市建設協会との災害時の支援活動に関する協定書に基づく応援要請

- ① 市が管理する公共土木施設の被害情報の収集及び市に対する報告
- ② 公共土木施設における簡易な応急措置
- ③ 市が緊急に行う必要があると認め、指示する応急措置

(5) 人吉市管工事協同組合との災害時の応急復旧活動に関する協定書に基づく応援要請

- ① 応急給水活動
- ② 応急復旧活動
- ③ 情報収集及び広報活動

- ④ その他必要な活動
- (6) 人吉電気工事業協同組合との災害時の応急復旧活動に関する協定書に基づく応援要請
 - ① 情報収集、九州電力送配電・九州電気保安協会との連携協調及び広報活動
 - ② 応急再送電活動
 - ③ 応急復旧活動
 - ④ その他必要な活動
- (7) 人吉球磨塗装組合との大規模災害時の支援活動に関する協定書に基づく応援要請
 - ① 市が管理する公共施設の被害情報の収集及び報告
 - ② 公共施設における簡易な応急処置
 - ③ 市が緊急に行う必要があると認め、指示する応急処置
- (8) コカ・コーラウエスト株式会社（現：コカ・コーラボトラーズジャパン）との災害時における救援物資提供に関する協定書に基づく応援要請
人吉市で災害が発生し、又はその発生するおそれがある場合、救援物資提供に関する協定書に基づき次の事項について市の災害対策本部から物資提供の要請を求めるものとする。
 - ① 災害対応型自動販売機の機内在庫の商品を無償で提供
 - ② 市と協議により決定した飲料水（有償）を、市に優先的に安定供給を行う。
- (9) 人吉市下水道排水設備組合との災害時の応急復旧活動等に関する協定書に基づく応援要請
 - ① 下水道施設等における簡易な応急活動
 - ② 応急復旧活動等に係る情報収集及び広報活動
 - ③ 市が緊急に行う必要があると認め、指示する応急活動
 - ④ その他必要な活動
- (10) 国土交通省九州地方整備局との人吉市における大規模な災害時の応援に関する協定に基づく応援要請
 - ① 所管施設の被害状況の把握
 - ② 情報連絡網の構築
 - ③ 現地情報連絡員（リエゾン）の派遣
 - ④ 災害応急措置
 - ⑤ その他必要と認められる事項
- (11) 熊本県産業資源循環協会との災害時における廃棄物の処理等の支援活動に関する協定に基づく応援要請
 - ① 災害発生現場での応急処置
 - ② 二次災害防止の応急措置
 - ③ 災害廃棄物の処理等の実施
 - ④ その他必要な処置
- (12) 鹿児島県指宿市との災害時相互応援協定に基づく応援要請
 - ① 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
 - ② 被災者の救出、医療、防疫及び施設等の応急復旧等に必要な資機材並びに物資の提供
 - ③ 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
 - ④ 救援、医療、防疫及び応急復旧活動に必要な職員の派遣

- ⑤ ボランティアの斡旋
- ⑥ 児童・生徒等を一時受入れるための施設の提供又は斡旋
- ⑦ 被災者に対する住宅の斡旋
- ⑧ 地元企業、団体等への被災地支援の呼び掛け
- ⑨ 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(13) 静岡県牧之原市との災害時等の相互応援に関する協定に基づく応援要請

- ① 食料、飲料水及び生活必需品並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- ② 被災者の救出、医療、防疫及び施設等の応急復旧等に必要な資機材並びに物資の提供
- ③ 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- ④ ごみ及びし尿の処理のための車両の斡旋
- ⑤ 被災者を一時収容するための施設の提供
- ⑥ 被災児童、生徒等を一時受け入れるための施設の提供及び斡旋
- ⑦ 救援、救助及び応急復旧等に必要な職員の派遣
- ⑧ ボランティアの斡旋
- ⑨ 被災者に対する住宅の提供及び斡旋
- ⑩ 前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項

(14) 人吉アマチュア無線クラブとの市民の生命・財産を損なう大規模災害時等における情報収集等の支援活動に関する協定に基づく応援要請

- ① 市が所有又は管理する公共施設及び市民の生命・財産に係る被害情報の収集及び伝達
- ② 市の行事における市が必要とする情報の収集及び伝達
- ③ 前 2 号に定めるもののほか、市が緊急に行う必要があると認め指示する事項

(15) 宮崎県えびの市、鹿児島県伊佐市、鹿児島県湧水町との災害時等の相互応援に関する協定に基づく応援要請

- ① 食料、飲料水及び生活必需品並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- ② 被災者の救出、医療、防疫及び施設等の応急復旧等に必要な資機材並びに物資の提供
- ③ 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- ④ ごみ及びし尿の処理のための車両の斡旋
- ⑤ 被災者を一時収容するための施設の提供
- ⑥ 被災児童、生徒等を一時受け入れるための施設の提供又は斡旋
- ⑦ 救援、救助及び応急復旧等に必要な職員の派遣
- ⑧ ボランティアの斡旋
- ⑨ 被災者に対する住宅の提供及び斡旋
- ⑩ 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(16) 熊本県隊友会との災害時応急活動に関する協定に基づく応援要請

- ① 災害関連情報の収集及び伝達
- ② 防災活動等への参加及び協力
 - ア 消火、負傷者の救出・救助、応急手当及び搬送
 - イ 避難者の避難誘導及び災害時要援護者の介護
 - ウ 避難所の開設及び運営
 - エ 給水、炊き出し、物資・資材の管理及び配分その他の救援活動
- ③ その他、市が必要と認める応急活動

- (17) 熊本県トラック協会との災害発生時における物資等の緊急輸送に係る協定書に基づく応援協定
- ① 災害救護に必要な生活必需品等の輸送業務
 - ② 災害緊急対策実施のために必要な資機材等の輸送業務
 - ③ 瓦礫の輸送など市が必要とする応急対策業務
 - ④ 物流専門家によるアドバイザー業務
- (18) 宮崎県小林市との災害時等の相互応援に関する協定に基づく応援要請
- ① 食料、飲料水及び生活必需品並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
 - ② 被災者の救出、医療、防疫及び施設等の応急復旧等に必要な資機材並びに物資の提供
 - ③ 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
 - ④ ごみ及びし尿の処理のための車両の斡旋
 - ⑤ 被災者を一時収容するための施設の提供
 - ⑥ 被災児童、生徒等を一時受け入れるための施設の提供又は斡旋
 - ⑦ 救援、救助及び応急復旧等に必要な職員の派遣
 - ⑧ ボランティアの斡旋
 - ⑨ 被災者に対する住宅の提供及び斡旋
 - ⑩ 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項
- (19) 日本下水道事業団との災害支援協定
- ① 災害の状況を確認するために行う現地調査
 - ② 災害報告に必要な資料の作成
 - ③ 協定下水道施設について、応急復旧工事が完了するまでの間、機能を確保するため仮設ポンプ等の維持又は修繕
 - ④ 災害査定に必要な関係資料の作成
 - ⑤ 災害支援に附帯する支援
- (20) ひとよし球磨青年会議所との大規模災害時における協力協定に基づく応援要請
- ① 災害対策本部の会議等の参加による協力の種類及び内容の情報収集
 - ② 食糧、飲料水及び生活必需品その他の被災地の応急復旧に必要な車両等資機材の提供
 - ③ 被災地における炊き出しや清掃その他の被災地の応急復旧に必要な人材の派遣
 - ④ 被災者を一時収容するための施設の提供
 - ⑤ 被災地に円滑に物資を供給するための情報の提供
- (21) 株式会社ナフコとの災害時における物資供給に関する協定に基づく応援要請
- ① 「供給要請対象物資一覧」に掲げる物資の提供
 - ② その他人吉市が指定する物資の提供
- (22) 熊本県葬祭事業協同組合との災害時における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力に関する協定に基づく応援要請
- ① 棺及び葬祭用品の供給並びに作業等の役務の提供
 - ② 遺体安置施設等の提供
 - ③ 遺体の搬送
 - ④ その他、この協定の目的を達するために必要な業務
- (23) NPO 法人 コメリ災害対策センターとの災害時における物資供給に関する協定に基づく応援要請

- ① 「供給要請対象物資一覧」に掲げる物資の提供
- ② その他人吉市が指定する物資の提供

(24) 福助株式会社熊本工場との災害時における井戸水等の提供に関する協定に基づく応援要請

- ① 大規模災害発生時の生活用水の提供
- ② 災害時協力井戸標識の掲示
- ③ その他必要と認められる事項

(25) 西日本電信電話株式会社 熊本支店との災害時における特設公衆電話の設置・利用に関する協定

特設公衆電話設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を設置し、災害発生時に電話機を接続することで被災者等へ通信の提供を可能とする。

(26) 人吉市内郵便局との災害発生時における協力に関する協定

- ① 緊急車両等としての車両の提供
- ② 被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の被災情報の相互提供
- ③ 郵便局ネットワークを活用した広報活動
- ④ 次に掲げる郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
 - ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ウ 被災地あて救助用郵便物等の料金免除
 - エ 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除
- ⑤ 郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の情報提供
- ⑥ 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便物の取集・交付等
- ⑦ 避難所における避難先届及び転居届の回収箱の設置並びに届出書の配布・回収等
- ⑧ 株式会社ゆうちょ銀行の非常払い及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い
- ⑨ その他、要請のあったもののうち協力できる事項

(27) ヤフー株式会社との災害に係る情報発信等に関する協定

- ① ホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載
- ② 市内の避難所等の防災情報を提供し、情報を平常時からヤフーサービス上に掲載
- ③ 市内の避難指示等の緊急情報を提供し、これらの情報をヤフーサービス上に掲載
- ④ 災害発生時の市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報を提供し、これらの情報をヤフーサービス上に掲載
- ⑤ 市内の避難所等における必要救援物資に関する情報を提供し、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載
- ⑥ その他、必要であると認められた事項

(28) 株式会社 アクティオとの災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定

- ① 保有する機材の優先的な提供

(29) 株式会社 翠嵐楼との災害時の施設使用等の協力に関する協定

- ① 施設の一時避難施設としての使用

- (30) つばめタクシー株式会社との災害時の施設使用等の協力に関する協定
 - ① 燕商工保育園施設の一時避難施設としての使用

- (31) 熊本県環境事業団体連合会との災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬等の支援に関する協定
 - ① 災害し尿等の収集運搬等の支援

- (32) ヴェオリア・ジェネッツ株式会社九州支社との災害時等における応急措置等の協力に関する協定
 - ① 広報
 - ② 電話対応
 - ③ 応急給水
 - ④ 特に必要と認める業務

- (33) 株式会社ゼンリンとの災害時における地図製品等の供給等に関する協定
 - ① 住宅地図製品等の供給

- (34) 株式会社佐藤との災害時における土砂の処分等に関する協定
 - ① 市内に堆積した土砂の処分場の確保
 - ② 土砂処分場への土砂の受入れ及び処分
 - ③ 市内に堆積した土砂の仮置き場の確保
 - ④ 仮置き場への土砂の受入れ
 - ⑤ 土砂処分場の適切な管理運営（交通、地元町内、土砂処分場その他周辺施設に配慮した誘導員の配置及び看板の設置等を含む。）

- (35) 株式会社 香花堂との災害時の施設使用等の協力に関する協定
 - ① 施設の一時避難施設としての使用

- (36) 株式会社平安閣冠婚葬祭互助会、一般社団法人全日本冠婚葬祭互助会との災害時における棺及び葬祭用品その他物資の供給並びに遺体の搬送、慰霊祭施行等の協力に関する協定
 - ① 棺及び葬祭用品（骨壺・骨箱・仏衣・防腐剤・ロウソク・線香・ドライアイス等）の供給並びに作業等の役務の提供
 - ② 生活物資の提供
 - ③ 遺体安置施設等の提供
 - ④ 遺体の搬送
 - ⑤ 慰霊祭の施行
 - ⑥ その他この協定の目的を達するために必要な業務

- (37) 大塚製薬株式会社熊本支店との包括連携に関する協定
 - ① 健康づくり及び食育の推進に関する事項
 - ② 熱中症予防にかかる啓発活動に関する事項
 - ③ 災害対策に関する事項
 - ④ スポーツの振興及び教育の推進に関する事項

- (38) つばめタクシー株式会社との災害時における輸送業務に関する協定
 - ① 応急対策を行うために必要な人員、要支援者等の輸送業務
 - ② 応急対策を行うために必要な物資の輸送業務

③ 災害の状況及び被害情報の収集

(39) 社会福祉法人人吉市社会福祉協議会、ひと・くま災害応援隊との災害ボランティア活動の連携支援に関する協定

【平時の連携・協力】

- ① 信頼関係を構築するための顔の見える関係づくり
- ② 各主体が行う研修、啓発への協力
- ③ 災害後の災害ボランティア活動の検証と課題の共有
- ④ 災害時に備えた取り決めの確認
- ⑤ その他目的達成のために必要な事項

【災害時の連携・協力】

- ① 速やかかつ能動的な被災者全体の状況把握、情報の集約及び発信
- ② 自らの活動状況及び予定に関する情報の提供
- ③ 災害直後からの避難所等における被災者への支援
- ④ 一般ボランティアとボランティア団体との総合調整
- ⑤ その他目的達成のために必要な事項

(40) 丸恵本館との災害時の施設使用等の協力に関する協定

- ① 施設を一時避難施設としての使用

(41) 岩下兄弟株式会社との災害時の施設使用等の協力に関する協定

- ① 施設の立体駐車場の一部を一時避難施設としての使用

(42) 株式会社T a K u R o o人吉営業所との災害時における輸送業務に関する協定

- ① 応援対策を行うために必要な人員、要援護者等の輸送業務
- ② 応援対策を行うために必要な物資の輸送業務
- ③ 災害の状況及び被害情報の収集

(43) 一般社団法人日本カーシェアリング協会との災害時における被災者等の移動手段の確保に関する協定

- ① 市内の被災者等に対する自動車の無償貸与事業を可能な範囲で実施

(44) 株式会社ダイナムとの災害時の施設使用等の協力に関する協定

- ① 施設の駐車場の一部を一時避難施設としての使用

(45) 総合警備保障株式会社との災害時における避難所運営総合管理業務に関する協定

- ① 避難所運営が長期化した場合の治安確保等に関する避難所運営総合管理業務
- ② その他市が必要と認める業務

(46) 公益社団法人日本下水道管路管理業協会との災害時における復旧支援協力に関する協定

- ① 被災した下水道管路施設の応急復旧のために必要な業務（巡視、点検、調査、清掃、修繕）
- ② その他市が必要とされる業務

2 自衛隊災害派遣要求

自衛隊災害派遣要求については、第4節 自衛隊災害派遣要求計画によるものとする。

3 消防機関相互の応援要請

市長は地震により大規模火災が発生した場合において、火災防ぎよ等のために必要と認めるときは、熊本県消防相互応援協定に基づき県下各市町村及び各消防本部に応援を求めるものとする。

4 防災会議構成関係機関への応援要請

大規模地震発生時には、その被害が拡大することが予想され、本市の防災体制のみでは、応急対策活動にあたって支障をきたすことから、平常時から防災会議構成関係機関と十分に協議して、応援協力体制を確立しておくとともに、災害時には適切な応援協力を図るものとする。

5 応援の受入れに関する措置

本節で定めるところにより、各防災関係機関に対して応援要請を行う場合は、応援活動の拠点となる施設の提供、応援に係わる人員の宿泊場所のあっせん等応援受入れの体制の整備に努める。

第4節 自衛隊災害派遣要求計画

本計画は、天災地変その他の災害に対し、人命又は財産保護のため、自衛隊法第83条の規定に基づき、県知事に対し自衛隊の災害派遣要求に必要な事項を定め、もって自衛隊の効果的な災害派遣を期するものである。

1 自衛隊災害派遣要求

(1) 県に対する自衛隊災害派遣要求

市長は、人命又は財産の保護のため、自衛隊法第83条に基づき必要に応じて、県球磨地域振興局を通じ県知事に対し自衛隊の災害派遣要求を行うものとする。

(2) 直接通知及び状況通知

市長は、災害対策基本法第68条の2に基づき、被災等により知事に自衛隊派遣要求ができない場合は、直接、自衛隊に対し災害状況を通知するものとする。

2 自衛隊災害派遣部隊

本市を担当する自衛隊災害派遣部隊は次の部隊である。

- (1) 所在地 宮崎県えびの市大河平4455-1
- (2) 部隊名 陸上自衛隊西部方面特科連隊第3大隊
- (3) 電話 0984-33-3904

3 災害派遣の要求基準

災害派遣の要求基準は次のとおりとする。

(1) 公共性

公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要がある場合

(2) 緊急性

さし迫った必要がある場合

(3) 非代替性

自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適切な手段がない場合

4 災害派遣の要求に含める事項

市長が県知事に対し、自衛隊の災害派遣を要求する場合、次の事項を明確にするものとする。

- (1) 災害の状況及び派遣を要求する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

5 自衛隊に依頼する活動内容

- (1) 人命救助：行方不明者の捜索、被災者の救出・救助
- (2) 消火活動：航空機による消火活動
- (3) 水防活動：土のう作成、運搬、積込み
- (4) 救援物資輸送：車両及び航空機による物資輸送
- (5) 道路の応急復旧：応急の土木工事、土砂崩れに対する工事等
- (6) 医療、防疫：応急救護及び防疫活動
- (7) 給水給食活動：水タンク車等による給水活動、炊事車等による給食活動
- (8) 宿泊活動：天幕を使用した宿泊施設の設置
- (9) 入浴活動：野外における応急風呂の開設

第5節 災害情報収集・伝達計画

大規模地震発生時における各種気象情報、被害発生に係わる情報及び防災関係機関が実施する活動情報等は応急活動を効果的に実施するため重要であるので、情報の収集、連絡を迅速に行い被害の早期把握に努める。

1 実施責任者

(1) 市

市長は、管内の被害報告等を収集し、県その他関係機関に通報又は報告を行うものとする。なお、県への報告に当たっては、初動期は直接県本庁に報告するものとし、県本庁の指示に基づき球磨地域振興局を経由して報告する体制に移行するものとする。

ただし、通信の途絶等により県に報告することができないときは、直接国(総務省消防庁)に対して被害報告を行うものとする。この場合、通信が回復次第、速やかに県に報告するものとする。

また、「火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日付消防災第267号)」の一部が改正され、地震が発生し、市域内で震度5強以上を記録したもの(被害の有無を問わない。)については市が直接消防庁に対して報告するものとする。(平成12年11月22日付け消防災第98号・消防情第125号消防庁長官による)

[県への報告基準]

災害対策基本法第53条に基づき、県知事に報告すべき災害の基準は次のとおりとする。ただし、災害発生初期段階においては、具体的な被害状況によらず被害規模を推定できる総括的な情報で足りるものとする。

- ① 市において災害対策本部を設置した災害
- ② 被害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等から特に必要があると認められる災害
- ③ 高齢者等避難、避難指示を発令した場合
- ④ 上記に定める災害となるおそれのある場合

(2) 防災会議構成関係機関等

本市防災会議構成関係機関及び防災上重要な施設の管理者は、当該所管に係わる被害報告等の収集を行うとともに、市その他関係機関に報告を行うものとする。

2 被害報告取扱責任者

市長は、情報の一元的処理及び報告の迅速かつ的確な処理ができるよう、あらかじめ被害報告取扱責任者を定めておく。

(1) 被害報告取扱責任者

- | | |
|----------|------------|
| ① 総括責任者 | 災害対策本部総務班長 |
| ② 災害対策本部 | 各班長 |
| ③ 災害対策支部 | 各支部長 |

3 被害の調査・報告

市長は、各地区を統括する災害対策支部を通じて、被害状況の早期把握に努める。

また、災害対策支部長は統括する地区の町内会長と連絡をとり、被害の把握をするとともに、現地確認が必要な場合は、調査班を派遣し被害状況を確認の上、災害対策本部総務班長へ報告するものとする。

(1) 被害報告要領

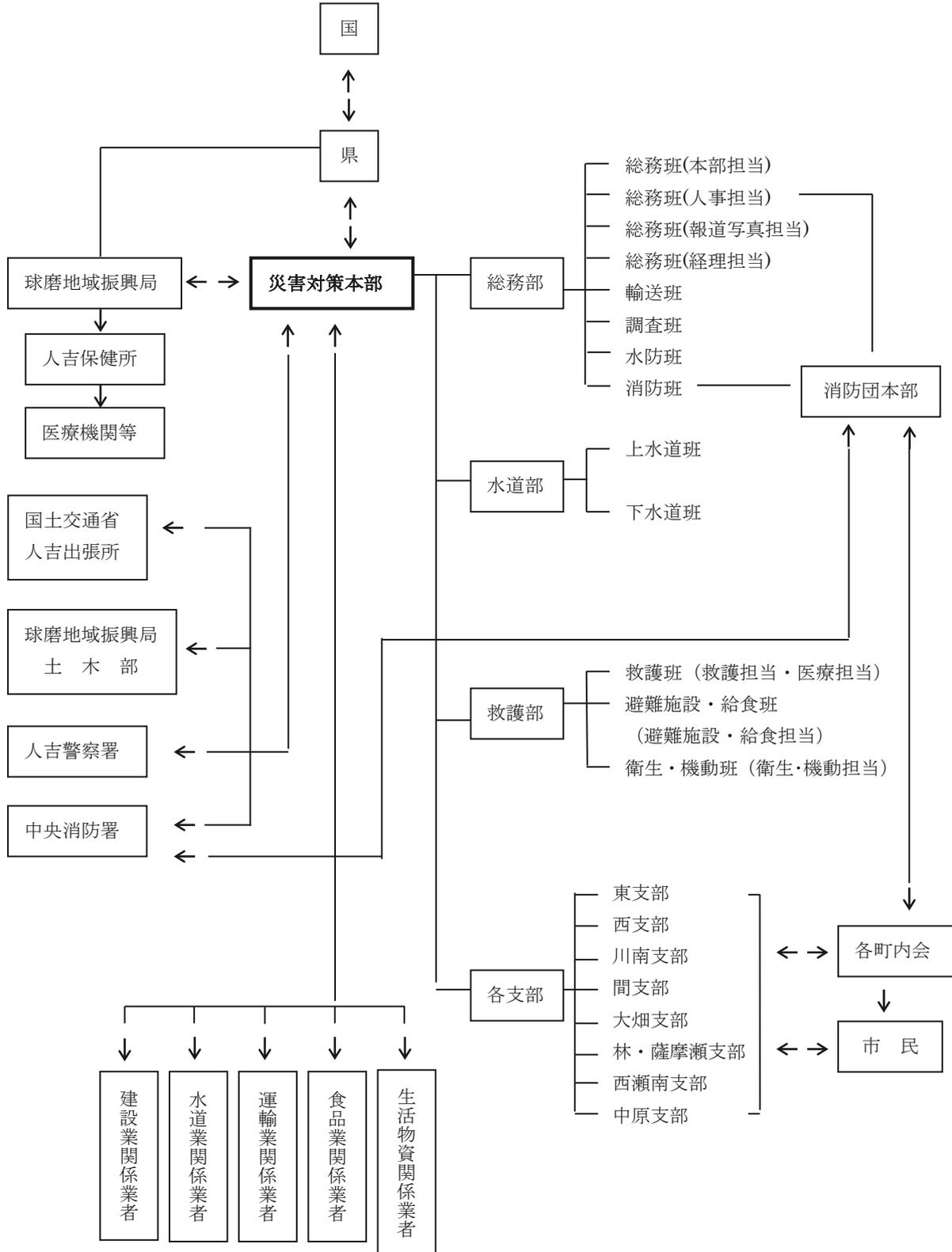
被害報告は被害報告書により行うこととする。【第6編 資料6, 7参照】ただし、初動体制期及び緊急を要する場合は、下記項目について直ちに災害対策本部へ報告しなければならない。

- ① 人的被害
- ② 火災等の発生状況
- ③ 家屋の被害状況
- ④ 住民の避難状況
- ⑤ 土砂災害の発生状況

4 災害情報の収集・伝達系統

大規模地震発生時における災害情報の収集・伝達は下記図のとおりである。

図1 大規模地震発生時における情報収集伝達図



第6節 広報計画

市長は、災害時の情報及び被害情報等を、報道機関その他を通じて速やかに関係機関及び市民に周知徹底し、被害の軽減と秩序の保持を図るものとする。

1 情報収集活動

広報を実施するための、災害情報及び被害情報等の収集については、第5節災害情報収集・伝達計画によるものとする。

2 広報活動

収集した災害情報及び被害情報並びに対策等については、速やかに報道機関及び広報媒体を利用し、市民に対し周知徹底を図る。

(1) 広報内容

広報内容については、災害の規模、態様に応じて次の事項を広報するものとする。

- ① 地震情報（震度情報等の内容）
- ② 災害対応状況（災害対策本部の設置等）
- ③ 被害の概要（被害の規模・状況等）
- ④ 避難情報（高齢者等避難、避難指示）、避難経路、避難場所等）
- ⑤ 道路・河川等の被害状況（交通規制等）
- ⑥ 電気・水道の被害状況（停電・断水等）
- ⑦ 医療救護所の開設状況（設置箇所等）
- ⑧ 給食実施状況
- ⑨ 二次災害を含む被害の防止に関すること
- ⑩ 一般市民に対するボランティア要請
- ⑪ その他必要事項

(2) 報道機関に対する発表

報道機関に対する災害時の情報及び被害情報等の発表については、災害対策本部総務班長が行う。

(3) 市民に対する広報

災害の状況に応じて、下記の方法にて市民に対し災害情報の周知を徹底する。

- ① サイレンと防災行政無線を利用
- ② 防災ラジオ（戸別受信機）を利用
- ③ 防災ポータルサイトを利用
- ④ 報道機関（テレビ・ラジオ等）を利用
- ⑤ 市のホームページや市公式 LINE 等の SNS を利用
- ⑥ 市広報車並びに消防団積載車を被災地に派遣
- ⑦ 避難場所への職員の派遣
- ⑧ Eメールを利用

第7節 緊急道路確保計画

市長は、大規模地震発生時における市民の避難誘導、救助救出活動、消防活動、救援物資輸送活動等を円滑に行うため国、県並びに警察機関の協力を得て緊急道路を確保するものとする。

1 情報収集活動

市長は、市内の国道、県道及び市道等の被害状況を把握するため、第5節災害情報収集・伝達計画に基づき、速やかに各道路管理機関と情報交換並びに応急復旧に関する協議を行うものとする。

2 道路啓開等

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。

運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

3 緊急道路確保

(1) 被災住民の円滑な救護活動を行うため、下記により緊急道路を確保するものとする。

① 避難誘導路の確保

災害対策本部水防班長は被災地区支部長と協議し避難所までの避難誘導路を決定するとともに障害物除去等の応急対策を行う

② 救助救出及び消火活動路の確保

災害対策本部消防班長は、本部水防班長と協議し救助救出及び消火活動路を確保し迅速な応急活動を実施する。

③ 救援物資輸送路の確保

災害対策本部救護班長は、本部水防班長並びに被災地区支部長と協議し救援物資輸送路の確保を行う。

④ 国・県道等の応急復旧

災害対策本部水防班長は、応急対策に必要な国道、県道及び高速道路の応急復旧について、各道路管理機関と協議のうえ協力するものとする。

(2) 緊急輸送道路（資料 28）

大規模地震発生時における緊急輸送道路は次のとおりとする。

① 市内国道（219号、221号、267号、445号）

② 主要地方道（県道）：人吉インター線（鬼木町～五日町）

③ 主要地方道（県道）：坂本人吉線（瓦屋町～紺屋町）

④ 主要地方道（県道）：人吉水上線（願成寺町～願成寺町）

⑤ 市道：下林北願成寺線・願成寺岩清水線（下林町前村～高速道インター～南願成寺町岩清水）

⑥ 市道：五日町田町線（五日町～人吉城跡～田町）

⑦ 市道：下林南願成寺線（下林町前村～願成寺町）

⑧ 市道：上林中神線（上林町～中神町）

⑨ 市道：青井西間線（上青井町～西間上町）

⑩ 市道：麓町矢黒線（新町～土手町）

⑪ 市道：紺屋町東間線（紺屋町～新町、田町～東間下町）

⑫ 市道：願成寺錦線（願成寺町～蟹作町）

4 緊急道路応急復旧

災害対策本部水防班長は、緊急道路の迅速な応急復旧を行うため、自衛隊並びに人吉市建設協会に協力を求め建設機材並びに要員の確保を行うものとする。

5 緊急道路確保に伴う交通規制

緊急道路確保に伴う交通規制等については、人吉警察署と協議のうえ実施するものとする。

6 市道の積雪対策

積雪対策は、厳冬期前に市内各所の橋梁や山間部などの市道に融雪剤（塩化カルシウム等）を配置し、積雪時に早急に散布できる体制をとる。

積雪があった場合には、主要道路、通学路、を主に道路点検を実施し状況に応じ融雪剤の散布を行い通行の確保を行う。

山間部の生活道路については、融雪剤の散布及び積雪量が多い場合は建設業者に除雪を依頼し、生活道路の通行の確保を行う。

7 水害被害による堆積土砂等撤去対策

堆積土砂等撤去対策は、市内各所の市道や橋梁などに水害土砂等が堆積した場合、早急に撤去できる体制を人吉市建設協会に依頼し、土砂撤去を行う。

緊急輸送道路、主要道路の道路点検を実施し、通行の確保を行う。

第8節 避難収容計画

本計画は、大規模地震のため危険な状態にある市民に対して、高齢者等避難、避難指示を発令し、情報伝達、避難誘導を実施して、市民の生命及び身体を災害から保護し、もって応急対策を迅速かつ円滑に行うことを目的とする。

1 高齢者等避難、避難指示

市長は、災害から市民の生命、身体を保護するため災害対策基本法第60条に基づき高齢者等避難、避難指示等を発令するものとする。

(1) 高齢者等避難、避難指示の基準

市長は、高齢者等避難、避難指示を発令する場合は、下記事由により必要と認めた場合に行うものとする。

- ① 現に被害が発生し、市民の生命、身体が危険であると判断したとき。
- ② 避難の必要が予想される各種気象情報が発せられたとき。
- ③ 河川が氾濫注意水位（水防法第12条で規定される警戒水位。以下同じ）を突破し洪水のおそれがあるとき。
- ④ 火災が拡大するおそれがあるとき。
- ⑤ 地すべり、山崩れ及び土石流等による著しい危険が切迫しているとき。

2 高齢者等避難、避難指示の内容及び周知

(1) 高齢者等避難、避難指示の内容

市長は、高齢者等避難、避難指示を発令する場合は、次の内容を明示して行うものとする。

- ① 避難対象区域
- ② 避難先
- ③ 避難理由
- ④ 避難経路
- ⑤ 避難時の注意事項

(2) 高齢者等避難、避難指示の周知の方法

- ① サイレンと防災行政無線による周知
- ② 防災ラジオ（戸別受信機）による周知
- ③ 防災ポータルサイトによる周知

- ④ 報道機関（テレビ・ラジオ等）を通じての周知
- ⑤ 市のホームページや市公式LINE等のSNSを通じての周知
- ⑥ 市広報車並びに消防団積載車による周知
- ⑦ 災害対策支部から直接の口頭及び拡声機器等による周知
- ⑧ 町内会への電話等による周知
- ⑨ Eメールを通じての周知

3 警戒区域の設定

災害対策基本法第63条に基づき市長の委任を受けた市防災関係職員は、災害が発生し又は発生しようとしている場合において、市民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じることができる。同じく、警察官、災害派遣時の自衛官についても、市防災関係職員が現場にいないとき、又は、市防災関係職員から要求があったときは、同法に規定する権限を行うことができる。ただし、この場合は直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

4 避難誘導

市長が高齢者等避難、避難指示を発令する場合は、市民が安全かつ迅速に避難できるよう町内会の協力を得て、避難を行うものとする。

避難にあたっては、避難行動要支援者に特に配慮するものとする。

(1) 避難誘導留意事項

- ① 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害が発生するおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。
- ② 危険な箇所には表示を行うほか、必要に応じ誘導員を配置し安全を期すること。
- ③ 市民に対し、避難行動要支援者の安全確保の援助及び優先避難を呼びかけ、近隣相互の助け合いによる安全避難を図ること。

5 避難所の開設及び運営

(1) 避難予定施設の安全確認

市長は避難所を設置する場合は、事前に担当支部長に避難所予定施設の安全性を確認させるものとする。

その結果、不適となった場合は、隣接地区の避難所、隣接他町村の避難所又は災害協定を締結している自治体の避難所を設置するものとする。

また、避難所を開設した場合は、直ちに県にその状況を報告するものとする。

(2) 収容施設等

既存の施設を利用する場合は、耐震、耐火、鉄筋構造の建物を優先し、できる限り生活面でバリアフリー化された施設を利用し、そうでない施設では、障がい者用トイレ、スロープの仮設に配慮する。

(3) 避難所開設の市民への周知

避難所を開設した場合は、速やかに避難対象地区市民に対しその場所を周知するものとする。

また、市は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることに備え、避難所受付システム（ポケコム）を用いて避難所の混雑状況を把握し、周知することで避難の円滑化に努めるものとする。

(4) 避難所への職員派遣

避難所を開設した場合は、担当支部長は所属する職員を避難所に派遣し、避難してきた市民に対して援護活動を行うものとする。

(5) 避難所の管理運営

- ① 避難所運営マニュアル等に基づき、避難所を適切に運営管理するものとする。
- ② 避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。
- ③ 避難所における生活環境に注意を払い、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握、感染症及び食中毒等の発生予防に努めるものとする。
- ④ 男女共同参画の視点及びプライバシーに配慮した避難所の運営に努めるものとする。また、食事の提供の際は、乳幼児、アレルギー疾患患者等の把握を行うとともに、必要な食料確保等を行うものとする。
- ⑤ 避難期間が長期化する場合、県及び市は、精神科医、臨床心理士、保健師等によるこころのケアも行うものとする。
- ⑥ 必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。
- ⑦ 避難所の長期化に対応するために、避難者・行政・支援者（ボランティア）等運営に係わる代表者による「避難所運営委員会」を設置し、避難所の運営を行う。
- ⑧ 大規模災害により避難所運営が長期化した場合は、避難所運営管理委託も検討するものとする。

6 広域的避難収容

大規模地震発生により甚大な被害が発生した場合、若しくは被害が拡大する恐れがある場合、被害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等にかんがみ、市域外への広域的な避難、避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合には、必要に応じ、第3節 応援要請計画に基づき応援を要請する。

第9節 救助救出・行方不明者捜索計画

本計画は、大規模災害発生時において生命が危険な状態にある者、あるいは生死不明状態にある者を捜索し、又は救助救出することにより被災住民の生命及び身体を保護することを目的とする。

1 実施責任

市長は警察、消防、自衛隊、地域住民の協力を得て、住民の救助救出及び行方不明者の捜索を行うものとする。

ただし、災害救助法の適用を受けた場合は、救助救出を迅速に行うため、都道府県知事の通知に基づき、市長が行うものとする。

2 救助救出

大規模地震による救助救出は、次の状態にある者に対し、実施するものとする。

(1) 救助救出対象者

救助救出対象者は地震発生によって生命、身体が危険な状態にある者で、概ね次のような場合とする。

- ① 大規模地震及びその後の火災、家屋の倒壊等によって生命に危険がある者
- ② 山腹崩壊、土石流等により生き埋めになり生命に危険がある者
- ③ 火災の際逃げ遅れ等により、生命に危険がある者

④ その他、救助救出が必要と判断された者

(2) 救助救出の方法

救助救出の実施については、災害対策支部並びに災害対策本部消防班を中心に第5節 災害情報収集・伝達計画に基づき、救助救出対象者を迅速に把握するとともに下記により警察、消防、自衛隊、自主防災組織及び地域住民の協力を得て迅速に行うものとする。

① 災害対策本部

各災害対策支部長は、担当区域の被災状況を調査するとともに、救助救出対象者を的確に把握し直ちに救助救出を行う。

② 災害対策本部消防班

災害対策本部消防班を構成する消防班は、第12節 消防計画に基づき直ちに救助救出活動を実施する。

③ 自衛隊

大規模地震発生時に出動を要求する自衛隊は、第4節 自衛隊災害派遣要求計画に基づき直ちに救助救出活動を実施する。

④ 自主防災組織

自主防災組織である町内会を代表する各町内会長は、第24節 自主防災組織計画に基づき直ちに救助救出に協力する。

3 行方不明者捜索

災害等により行方不明の状態にあり、かつ諸般の事情から生存していると推定される者又は生命があるかどうか明らかでない者を対象者とする。

(1) 行方不明者等の捜索

大規模地震による行方不明者等の捜索については、第5節 災害情報収集・伝達計画に基づき情報収集に努めるとともに、家族からの届出等を的確に把握し、警察機関、消防機関、自衛隊、自主防災組織及び地域住民の協力を得て迅速に行うものとする。

なお、具体的な対応については救助救出に準ずるものとする。

(2) 死体の検視及び引渡し

明らかに大規模地震に起因し死亡したと思われる死体を発見した場合は、警察に対し死体の検分及び検視を依頼するとともに、検視が終了した遺体は直ちに家族に引き渡すものとする。

なお、受取り家族がない遺体並びに身元不明の遺体については、市において一定期間安置したのち埋葬するものとする。

(3) 遺体の安置場所

検視終了後の遺体は家族に引き渡す迄の間、下記の遺体安置所にて安置するものとする。

なお、下記の遺体安置所が被災し使用不能の場合は、隣接する学校及び公共施設を指定する。

- ① 市街地区 西本願寺別院 (二日町)
- ② 川南地区 林 鹿 寺 (麓 町)
- ③ " 永 国 寺 (土手町)
- ④ 川北地区 林 照 寺 (瓦屋町)

第10節 災害救助法等の適用計画

本計画は、災害救助法の適用を受ける場合の基準及び救助の実施の方法を明示し、もって、被災者の救助を迅速かつ的確に行うことを目的とする。

1 災害救助の実施機関

災害救助法の適用を受けた場合の救助活動は、救助救出を迅速に行うため、都道府県知事の通知に基づき市長がこれを行うものとする。

2 災害救助法の適用及び手続

市長は大規模地震が発生し、下記に掲げる災害救助法適用基準に該当した場合、若しくは該当すると判断した場合には、直ちにその旨を県知事に報告するものとする。

(1) 災害救助法適用基準

- ① 市内で60世帯以上の住家が倒壊、焼失等により滅失した場合
- ② 全県にわたる大規模地震が発生し、県全体で1,500世帯以上の住家が滅失した場合において、市内で30世帯以上の住家が滅失した場合
- ③ 全県にわたる大規模地震が発生し、県全体で7,000世帯以上の住家が滅失した場合において、被災世帯が多数で救助の必要がある場合
- ④ 災害が隔絶した区域に発生したものである等、救助を著しく困難とする特別な状況にある場合であって、多数の住家が滅失した場合
- ⑤ 多数の住民の生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合

(2) 被災世帯の算定基準

住家の滅失に準じた世帯の数の算定基準は、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって1世帯とし、床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は、3世帯を持って1世帯とするものとする。

3 救助の種類及び実施方法

救助の種類及び実施方法については、第6編、資料11『救助の種類及び実施方法』によるものとする。

第11節 水防計画

水防計画については、本冊「人吉市水防計画書」に定めるものとする。

第12節 消防計画

大規模地震発生時における市民の生命、身体及び財産を保護するとともに被害の拡大を防止し、もって秩序の保持と社会公共の増進を図ることを目的とする。

なお、常備消防については人吉下球磨消防組合震災警防規程に定めるところによる。

1 消防団招集の計画

市長は、大規模地震が発生した場合は、消防団を迅速に招集し被災者の救助・救出を行うとともに、被害を最小限に止めるものとする。

(1) 消防団非常呼集の基準

- ① 震度6弱以上の地震が発生した場合
- ② 大規模地震による火災が発生し、延焼のおそれがあると判断されたとき。
- ③ その他、大規模地震から市民の生命、身体及び財産を保護するため消防団による消防防災活動が必要と判断されたとき。

(2) 消防団非常呼集の方法『図1 消防団の組織図参照』

- ① 消防団非常呼集の基準に掲げる災害が発生した場合、市長は直ちに消防団長に対し消防団員の呼集を命ずる。
- ② 消防団長は直ちに、副団長、各方面隊長を消防団本部に呼集する。
- ③ 各方面隊長は、管轄区域分団長に対し、出動箇所、携帯用具等を具体的に示し出動を命ずる。
- ④ 出動を命じられた分団長は、管轄区域の各部長に対し、出動を命ずるとともに自らも災害現場にて消防防災活動を指揮する。
- ⑤ 分団長から出動を命じられた部長以下の団員は、直ちに消防詰所に集合するとともに、出動箇所、携帯用具等を確認のうえ出動するものとする。

2 救助・救出活動並びに消火活動

(1) 救助・救出活動

- ① 消防団長は、警察、消防組合等と情報交換を行い、救助救出箇所を確認し、迅速な救助救出活動を方面隊長を経由し分団長に指示するものとする。
- ② 救助救出現場で団員を指揮する分団長は、その状況を常時方面隊長に報告するとともに必要に応じて応援要請を行うものとする。
- ③ 被災が軽微な地区の方面隊長は、指揮下の各分団を指示された場所に待機させ消防団長の指示を待つものとする。
- ④ 団長は被害が甚大で隣接市町村の応援が必要と判断した場合は、災害対策本部総務班長と協議のうえ、熊本県消防相互応援協定に基づき隣接市町村に対して応援要請を行うものとする。
- ⑤ 団長は、熊本県消防相互応援協定に基づき出動した隣接市町村消防団に対し、救助救出箇所、具体的状況等を明示し協力を要請するものとする

(2) 消火活動

- ① 火災現場で消火活動を指揮する分団長は、消防組合現場指揮者の指示により迅速に初期消火を行うものとする。
- ② 分団長は、火災現場の状況により必要と判断した場合は、方面隊長に対して応援要請を行うものとする。
- ③ 団長は、方面隊長の報告に基づき火災が拡大し又は、拡大するおそれがあると判断した場合は、災害対策本部総務班長と協議のうえ、熊本県消防相互応援協定に基づき隣接市町村に対して応援要請を行うものとする。
- ④ 団長は、熊本県消防相互応援協定に基づき出動した隣接市町村消防団に対し、火災の状況、出動箇所、消火方法等を具体的に明示し協力を要請するものとする。
- ⑤ 分団長は、火災が鎮火した場合においても再出火防止のため、警備要員を配置しておくものとする。

3 消防施設の応急復旧

(1) 消防水利の応急復旧

- ① 火災現場へ出動を命じられた分団長は、事前に現場周辺の消火栓、防火水槽、自然水

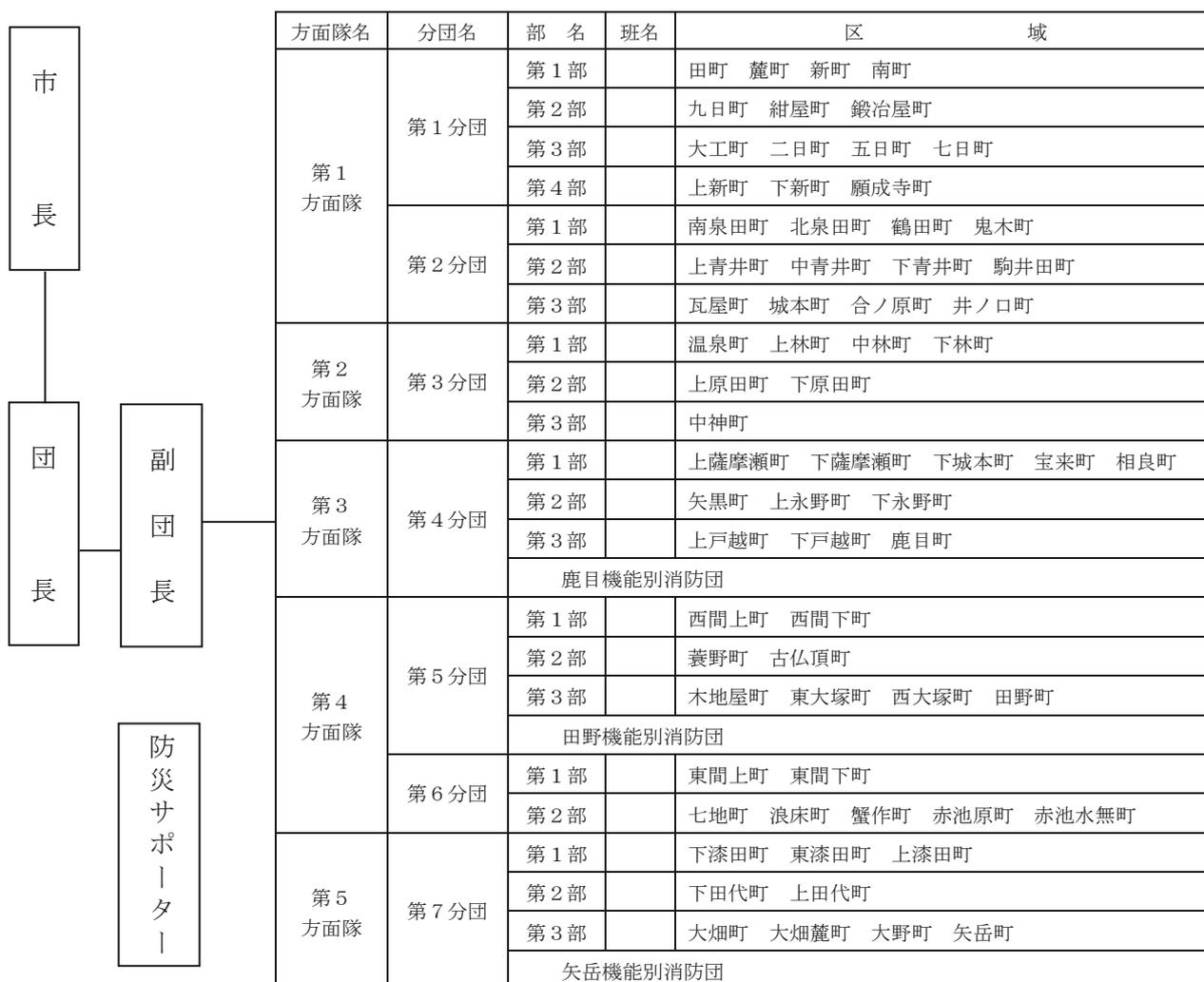
利等、消防水利の位置を確認しておくとともに消防ポンプ配置箇所を団員に指示するものとする。

- ② 分団長は、火災現場に到着後直ちに消防水利の損傷状況を把握するとともに、損傷等により使用不可能な場合は、直ちに隣接地消防水利施設からの水利確保を行うものとする。
- ③ 分団長は、損傷等により使用不可能な消防水利を確認した場合は、現場にて可能な限りの応急復旧を行うとともに、損傷状況を方面隊長に報告するものとする。
- ④ 消防水利の損傷状況報告を受けた市長は、県に報告するとともに直ちに応急復旧に努めるものとする。

(2) 消防資機材対策

- ① 分団長は、大規模地震により消防拠点施設並びに消防資機材が損傷を受けた場合は、直ちに損傷状況を方面隊長に報告するものとする。
- ② 分団長は、消防資機材に損傷を受け消防活動に支障をきたすと思われる場合は、指揮下各部若しくは隣接分団と協議のうえ、予備資機材を配置するものとする。

図1 消防団の組織図



第13節 医療救護計画

本計画は、大規模地震発生時に医療機関が被害をうけ本来の機能を発揮することが不可能となった場合及び多数の負傷者が発生し市内の医療機関のみでは対応が不可能と判断された場合において、応急的な医療救護体制を確保することを目的とする。

1 医療救護体制の確立

市長は、大規模地震が発生した場合、直ちに関係防災機関及び医療機関との情報交換を行い負傷者を把握するとともに、下記により医療救護体制を整える。

(1) 被災状況の把握及び協力要請

- ① 第5節 災害情報収集・伝達計画に基づき、直ちに負傷者の把握を行うとともに医療救護実施計画を策定するものとする。
- ② 市医師会並びに市内医療機関との情報交換を行い、応急医療が可能な医療施設を把握し応急医療への協力を要請する。
- ③ 大規模・広域的な災害等により多数の傷病者が発生し、市内の医療救護の対応能力を著しく超えた場合または超えると想定される場合、災害派遣医療チーム（DMAT）等の受入体制を整える。

(2) 県への被害状況報告及び応援要請

県に対して、下記要領により詳細にわたり医療関係被災状況を報告するとともに、必要に応じて応援を要請する。

- ① 負傷者発生場所及び負傷原因
- ② 負傷者数及び負傷内容
- ③ 医療機関の損害状況及び稼働状況
- ④ 医療薬品及び医療機材の需要状況

(3) 医療救護体制

- ① 救護部は、避難所等において、医療担当を中心に負傷者に対する応急処置を行うものとする。
- ② 被災していない医療機関若しくは、公共施設に医療救護本部を設置し、関係防災機関に通知するものとする。
- ③ 市医師会並びに人吉医療センターに対し協力を要請し、負傷者の搬送や応急処置などの医療救護活動を実施するものとする。また、その旨を熊本県人吉保健所（球磨地域保健医療調整現地本部）に報告するものとする。
- ④ 被害が甚大な場合は、熊本県人吉保健所（球磨地域保健医療調整現地本部）に医療従事者等の派遣を要請する。
- ⑤ テレビ、ラジオ等報道機関に依頼し、医療従事経験者に対して医療ボランティアの参加協力を行うものとする。
- ⑥ 医療品等が不足する場合は、熊本県人吉保健所（球磨地域保健医療調整現地本部）に供給を要請する。

第14節 文教対策計画

本計画は、大規模地震発生時における児童、生徒の安全を確保するとともに、学校施設が被災した場合の応急教育計画を定めるものとする。

1 学校における避難対策

学校の授業時間中、大規模災害が発生した場合、校長は児童、生徒の安全を確保するため次の避難対策を講ずるものとする。

(1) 情報の収集伝達

- ① 校長は、市災害対策本部等関係機関から地震に対する情報を受けた場合、教職員に対して当該情報を速やかに伝達するとともに、自らテレビ、ラジオ等により地域の被害情報等の収集に努めるものとする。

なお、児童、生徒に対する伝達については混乱を招かないよう配慮するものとする。

- ② 校長は、児童、生徒及び学校施設に被害を受け、又はそのおそれがある場合は、直ちにその状況を教育委員会を通じて市長に報告するものとする。

(2) 避難の実施方法

① 避難の指示

校長は、的確に災害の状況を判断し、児童、生徒の屋外への避難の要否及び避難場所等について迅速に指示するものとする。

なお、状況によっては教職員が個々に適切な指示を行うものとする。

② 避難の誘導

校長及び教職員は児童、生徒の安全を確保するため、あらかじめ定める各校避難計画に基づき児童、生徒の誘導を行うものとする。

③ 下校時の危険防止

校長は、下校時における危険を防止するため、児童、生徒に必要な注意を与えるとともに、状況に応じて、通学区域ごとの集団下校又は教職員による引率等の措置を講ずるものとする。

④ 校内保護

校長は、災害の状況により、児童、生徒を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、速やかに保護者への連絡に努めるものとする。

⑤ 保健衛生

校長は、災害時において、校舎内外の清掃、飲料水等に留意し、児童、生徒の保健衛生について必要な措置を講ずるものとする。

2 応急教育対策

市長は、学校施設が災害により被災した場合は、直ちに応急復旧を行い、災害時における応急教育に支障をきたさないようにしなければならない。

ただし、災害救助法が適用されたとき又は、市単独で対応が困難な場合は県並びに隣接町村に協力を求めるものとする。

(1) 応急教育の実施

- ① 市長は、学校施設が被災した場合は直ちに応急復旧を行い、教育が実施できるようにしなければならない。

- ② 応急復旧が不可能な場合は、第6編、資料25『応急教育実施の場所及び方法』に基づき、被害をまぬがれた学校、公民館等を利用して実施するものとする。

- ③ 市内各所が甚大な被害を受けた場合は、県並びに隣接町村に協力を求め委託等により、応急教育を実施するものとする。

- ④ 応急教育を行う場合は、児童、生徒の登下校時の安全に留意するものとする。

(2) 応急教育の方法

① 教職員の確保

災害により被災し登校不可能な教職員が生じた場合は、速やかに県教育事務所と協議

し、代替教職員による応急教育を実施するものとする。

② 教材、学用品の確保

災害により教材、学用品に不足が生じた場合は、県教育委員会に報告するとともに、調達あっせんを依頼し、応急教育の実施に支障をきたさないようにするものとする。

(3) 学校給食の措置

学校給食センターが被災した場合は、速やかに県教育委員会に報告するとともに、給食実施について協議を行うものとする。

3 学校施設避難所指定対策

校長は、学校施設が避難所に指定された場合は、災害対策本部救護部並びに担当地区支部長と協議のうえ迅速かつ円滑に受入れ体制をとるものとする。

(1) 避難所指定に伴う手続

- ① 学校施設を避難所に指定する場合、災害対策本部救護部は担当地区支部長に連絡し校長との協議を指示するものとする。
- ② 指示を受けた支部長は、校長に対し、避難所指定を協議するものとする。
- ③ 校長は、避難所に供する施設、設備の安全を確認し、支部長に対し指定の可否を報告するものとする。

(2) 学校が地域の避難場所となる場合の留意事項

- ① 校長は避難所に供する施設、設備の利用に関し、支部長に対し必要に応じ助言をするものとする。
- ② 校長は、学校管理に必要な教職員を確保し、施設の整備、保全に努めるものとする。
- ③ 校長は、避難所指定が長期に及ぶ場合は、応急教育活動と避難者救護活動との調整について災害対策本部救護部と協議するものとする。

第15節 避難行動要支援者対策計画

本計画は、大規模地震発生時において高齢者、障がい者などの要配慮者のうち、特に支援を要する避難行動要支援者に対し、安否確認を行うとともに迅速な避難支援、救護活動を実施し、もって生命及び身体を災害から保護することを目的とする。

1 避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）、個別避難計画の作成・活用体制の整備

(1) 避難行動要支援者名簿の作成

市長は、避難行動要支援者名簿を作成するものとし、避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は次のとおりとする。

在宅の方のうち、以下の要件に該当する一人では避難が困難な方

- ① 後期高齢者（独居世帯、高齢者のみ世帯）のうち必要と判断したもの
- ② 要介護者（要介護度3以上）のうち必要と判断したもの
- ③ 身体障がい者（身体障害者手帳1・2級の所持者（心臓、じん臓機能障害のみで該当するものは除く）
- ④ 知的障がい者（療育手帳Aの所持者）
- ⑤ 精神障がい者（精神保健福祉手帳1・2級の所持者）
- ⑥ 難病患者
- ⑦ 特定疾患医療重度認定患者
- ⑧ その他市長が認める者

(2) 名簿作成に必要な個人情報の入手等

市長は、避難行動要支援者に該当する者について、市の関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を集約するとともに、避難行動要支援者名簿への掲載を求める者については、避難支援者等関係者と協議し、その情報を入手する。また、必要に応じて、県等に情報の提供を求めることとする。避難行動要支援者名簿の記載事項は次のとおりとする。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 電話番号その他の連絡先
- ⑥ 避難支援等を必要とする事由
- ⑦ その他、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

(3) 名簿の更新

市長は、避難行動要支援者名簿について、原則として年1回以上更新することとする。

更新は、新たに市に転入してきた者や新たに要介護認定などで該当となった者を追加するとともに、死亡や転出等の住民登録の変更や、社会福祉施設への長期間の入所等により確認された者を削除し、掲載情報が修正された者がいないかを再確認する。

(4) 個別避難計画の作成

市長は、名簿情報に係る避難行動要支援者一人ひとりに、避難支援等を実施するための計画（個別避難計画）を作成するよう努める。また、個別避難計画の作成のため必要があると認めるときは、県等に情報の提供を求めることができる。

ただし、個別避難計画を作成することについて、当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りではない。また、名簿と併せて更新することとする。

(5) 個別避難計画の記載または記録事項

個別避難計画には、(2)に掲げる事項のほか、避難行動要支援者に関する記載事項は次のとおりとする。

- ① 避難支援等実施者（避難支援等関係者のうち当該個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者をいう。以降についても同じ。）の氏名又は名称（団体等）
- ② 避難支援等実施者の住所又は居所
- ③ 避難支援等実施者の電話番号その他の連絡先
- ④ 避難施設その他の避難場所
- ⑤ 避難経路に関する事項
- ⑥ その他、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

(6) 避難支援等関係者

市において、災害の発生に備え避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を提供する避難支援等関係者は次に挙げる者とする。なお、名簿の提供にあたっては、本人の同意を得ることとする。

ただし、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合は、その同意の有無にかかわらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画情報を提供することができる。

- ① 町内会長
- ② 民生委員児童委員

- ③ 人吉市社会福祉協議会
- ④ 人吉警察署
- ⑤ 人吉下球磨消防組合
- ⑥ その他市長が認めるもの

(7) 個別避難計画情報の提供について

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、個別避難計画情報を提供することができる。この場合においては、個別避難計画情報を提供することについて、当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等の同意を得ることを要しない。

(8) 名簿及び個別避難計画情報の提供における情報漏えいの防止

市長は、名簿及び個別避難計画情報の管理において、避難行動要支援者のプライバシーを保護するとともに、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、次の措置を講じる。

- ① 名簿及び個別避難計画の提供については、避難支援等関係者に対し、災害対策基本法に基づき守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
- ② 名簿及び個別避難計画は必要以上に複製せず施錠可能な場所に保管するなど、避難支援等関係者に対し、情報セキュリティに関する指導を十分に行う。
- ③ 名簿及び個別避難計画を提供する際には、原則として担当する地域の避難支援等関係者に限り提供することとし、別の地域の名簿及び個別避難計画は提供しない。

また、名簿及び個別避難計画の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で取扱う者を限定するよう指導する。

2 避難支援計画の策定

市長は、避難行動要支援者一人ひとりに関して具体的な避難支援計画（個別計画）を策定し、避難行動要支援者名簿とあわせて更新することとする。

3 円滑な避難のための情報伝達の配慮

避難行動要支援者の早い段階での避難行動を促進できるよう、情報の伝達に関しては次の点に配慮する。

- ① 高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現で必要な情報を的確に伝達する。
- ② 高齢者や障がい者等に合った情報を選択して伝達する。
- ③ 避難行動要支援者に合わせた多様な情報伝達手段を活用する。

4 避難誘導、安否確認、避難支援、救助活動

市長は、大規模地震が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害対策本部救護班長を通じ、避難支援等関係者の協力を得て避難行動要支援者の避難誘導（声掛けなど）を行い、安否確認を行うとともに、避難支援及び救助活動を迅速に実施するものとする。

5 避難支援等関係者の安全確保

安否確認、避難支援、救助活動の実施に際しては、避難支援等関係者の安全確保を第一とする。

また、平常時から、避難支援等関係者に対して活動時の安全確保について十分に説明を行う。

6 福祉避難所の指定

災害時における、高齢者や障がい者等の通常の避難所生活に困難をきたす避難行動要支援者

を一時収容する避難施設として、協定に基づき指定福祉避難所を開設する。

福祉避難所施設	所在地	受入対象者	想定収容人数 (最大)
特別養護老人ホーム 龍生園	下原田町字瓜生田 1057-9	高齢者	5人
特別養護老人ホーム 聖心ホーム	寺町 9-5	高齢者	5人
地域密着型特別養護老人ホーム アゼリア	蟹作町 3690	高齢者	5人
人吉市養護老人ホーム 延寿荘	蟹作町 211-1	高齢者	2人(2世帯)
介護老人保健施設 タンポポ	下漆田町 1538	高齢者	6~12人 (3~6世帯)
障害者支援施設 うぐいす (知的障害者施設)	蟹作町 222-1	知的障害者及び付添 (家族)	2人
障がい者支援施設 けやき (身体障害者施設)	合ノ原町 461-2	市が特定した者	5人

(※想定収容人員には、付添人も含む場合もある。)

7 状況調査及び情報の提供

市長は、民生委員児童委員等の協力を得て、要介護者援護チームを編成し、在宅及び避難所で生活する要介護対象高齢者並びに障がい者に対するニーズの把握等の状況調査を実施するとともに、福祉サービス等の情報を随時提供するものとする。

8 被災者に対する福祉、保健及び医療対策

市長は、災害対策本部救護班長に命じ、在宅及び避難所で生活する被災者に対し、巡回による福祉、保健及び医療の状況把握を行い、事業所等と連携して必要な福祉サービス等の対策をとるものとする。

9 社会福祉施設に対する対策

(1) 被災を受けた社会福祉施設に対する援助活動

市長は、災害対策本部救護班長に命じ、市内の社会福祉施設の被災状況を把握し、必要に応じて応急復旧の援助を行うものとする。

(2) 社会福祉施設入所利用者への援助活動

市長は、被害を受けた社会福祉施設の応急復旧が不可能な場合は、県と協議のうえ県内の類似社会福祉施設に対し、入所利用者の受入れについて要請する。

10 外国人に対する対策

(1) 安否確認、避難支援、救助活動

市長は、警察、町内会長、地域住民の協力を得て、外国人の安否確認及び避難支援、救助活動を実施するものとする。

(2) 災害情報の提供

市長は、避難所や在宅の外国人の安全な生活を支援、確保するため、通訳ボランティア等を介し外国人に配慮した継続的な情報を随時提供するものとする。

なお、避難所にあつては、援助物資、給食配付等について外国語で表示する等、外国人に配慮した援護活動を実施するものとする。

第16節 食料調達・供給計画

本計画は、大規模地震発生時における、被災者及び災害応急従事者に対する食料の確保、炊きだしその他食品の供給を円滑に行うことを目的とする。

1 食料品調達要領

大規模地震発生時における、被災者及び災害応急従事者等に対する食料の調達については次の要領により実施する。

(1) 食料供給の実施

市長は、速やかに被災者及び災害応急従事者等に対し、食料の供給を行うものとする。ただし、市単独で実施が不可能な場合は、県並びに隣接市町村に対し応援を求めるものとする。

なお、災害救助法の適用を受けた場合は、知事が行うこととなるが、知事から委任されたとき、又は知事による食料調達のいとまがない場合は市長が行うものとする。

(2) 米穀の調達の方法

主食である米穀の調達に関しては、米穀販売届出業者からの購入を基本に、届出業者以外の販売業者からの購入、生産者からの直接購入など必要に応じて対応し、調達するものとする。

また、災害救助法の適用を受けた災害について、交通、通信の途絶等により災害救助米引渡しに関する知事の指示を受けることができない場合、米穀を保管する倉庫責任者（球磨地域農業協同組合等）に対し、直接引渡しを要請するものとする。

(3) 災害備蓄食糧の調達

県に対し、県備蓄分食糧の提供を要請するとともに、熊本県市町村災害時相互応援に関する協定に基づき、県下市町村に対しても、災害備蓄食糧の提供を要請するものとする。

(4) 生鮮食料品等副食品の調達

生鮮食料品等副食品の調達に関しては、人吉商工会議所並びに市内大規模小売店等に協力を求め調達するものとする。

(5) 粉ミルク、アレルギー食等の調達

粉ミルクについては、市内大規模小売店等の協力を得て調達するものとする。また、食物アレルギー、糖尿病や腎臓病等で食事制限のある慢性疾患患者、形態調整食が必要な高齢者等に対する特殊食品等については、事前に把握した供給可能な販売業者の協力を得て調達する。

2 食料品供給要領

大規模地震発生時における、被災者及び災害応急従事者等に対する食料の供給については、救護部管理栄養士の関与の下、次の要領で実施する。

(1) 炊きだしの実施

被災者及び災害応急従事者等に対する炊きだしの実施については、次の施設を利用するものとする。

- ① 人吉市学校給食センター
- ② 被災地区校区コミュニティセンター
- ③ 被災地区各公民館厨房施設
- ④ 市内各福祉施設

(2) 炊きだしの応援要請

市内の炊きだし実施施設が多大な被害を受け、炊きだしが不可能となった場合は、県及び隣接市町村に対し、炊きだし実施に対する協力を要請するものとする。

3 食料品の配分要領

大規模地震発生時における、被災者及び災害応急従事者等に対する食料の配分については次の要領により実施する。

(1) 被災者及び災害応急従事者等に対する援護活動を行う災害対策関係職員は、次の事項に留意し食料品の配分を行うものとする。

- ① 避難所を管理する責任者は、避難所に収容した被災者数を的確に把握するとともに、被災者の希望等も十分考慮し公平な配分を行うものとする。
- ② 家屋被害等により自宅にて炊事ができない被災者については、担当地区町内会長の報告等を参考にし的確に対象者を把握するとともに、公平な配分を行うものとする。
- ③ 災害応急従事者等に対する援護活動を行う担当班員は、各応急協力団体責任者と調整のうえ配分を行うものとする。
- ④ 食料品の管理、輸送等については、民間事業者のノウハウや能力を活用する。

第17節 生活必需品調達・供給計画

本計画は、大規模地震発生により家屋被害等を受け、日常生活に欠くことができない生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な被災者に対し、被服、寝具、その他生活必需品を供給することにより生活の安定を図ることを目的とする。

1 生活必需品調達要領

大規模地震発生により、家屋被害等を受け日常生活を営むことが困難な被災者に対し、次の要領に基づき被服、寝具、その他生活必需品を供給するものとする。

(1) 生活必需品供給の調達

市長は、家屋被害等により日常生活を営むことが困難な被災者に対し、速やかに生活必需品の供給を行うものとする。

ただし、市単独で実施が不可能な場合は、県及び隣接市町村に対し応援を求めるものとする。

(2) 生活必需品調達の方法

生活必需品の調達に関しては、人吉商工会議所及び市内大規模小売店等に協力を求め調達するものとする。

(3) 県備蓄物資の供給要請

必要に応じて、県知事に対し災害備蓄物資の供給要請を行うものとする。

(4) 生活必需品の範囲

生活必需品の範囲は概ね次のとおりとする。

- ① 寝具類（毛布等）
- ② 衣料（作業服、下着、靴下等）
- ③ 炊事用具（鍋類、炊飯器、調理用具等）
- ④ 日用雑貨（洗面用具、衛生用品、洗剤等）
- ⑤ 光熱材料（マッチ、懐中電灯、乾電池、ガスコンロ等）

2 生活必需品の配分要領

大規模地震発生時における、被災者に対する生活必需品の配分については次の要領により実施する。

- (1) 被災者に対する援護活動を行う災害対策関係職員は、次の事項に留意し生活必需品の配分を行うものとする。
 - ① 避難所を管理する責任者は、避難所に収容した被災者数を的確に把握するとともに、被災者の希望等も十分に考慮し、公平な配分を行うものとする。
 - ② 被災家屋等で日常生活を営む被災者については、担当地区町内会長の報告等も参考に配付対象者を的確に把握するとともに、被災者の希望等も十分に調査したうえ必要な用品を配分するものとする。
 - ③ 生活必需品の管理、輸送等については、民間事業者のノウハウや能力を活用する。

第18節 給水対策計画

本計画は、大規模地震により給水施設等が被災し、飲料に適する水を給水できない事態が発生した場合に、被災地域の飲料水を応急的に確保し、もって被災地区市民の日常生活の安定を図ることを目的とする。

1 水道施設の被災並びに地域確認

市長は、第5節 災害情報収集・伝達計画に基づき、水道施設等の被災状況並びに被災地域を的確に把握するとともに、直ちに応急対策を講ずるものとする。

2 水道施設の応急復旧

大規模地震発生により、水道施設等が被災を受けた場合は、直ちに災害協定を締結している人吉市管工事協同組合に協力を求め、応急復旧を行うものとする。

3 飲料水の確保及び給水

大規模地震発生により、被災地域の水道管等水道施設が被災を受け、給水が不可能となった場合は、市内各水源地、配水池より応急給水用飲料水を確保し、下記「図1 給水車両一覧表」に基づき応急給水を行うものとする。

ただし、被災地域が広範囲にわたり応急給水が不可能と判断された場合は県、隣接市町村及び自衛隊に対し給水応援要請を行い、給水車両等給水資機材を確保した後、速やかに被災住民に対する応急給水を行うものとする。

図1 給水車両一覧表

所 属	車 名	規 格	台数	給水量(m ³)	配給水人員
中央消防署	消防自動車 (水槽車)	7.0t車	1台	7.0	1回約2,100人
水道局	給水車両	車載用	1台	1.0	1回約300人
合 計			2台	8.0	1回約2,400人

※消防自動車については常時水を消防車タンク内に積載しているため、飲料水として使用する場合は、タンク内等の消毒が必要です。

4 応急給水用飲料水の採水場所

応急給水に用いる飲料水は、下記の各表に掲げる水源地、配水池より採水するものとする。

図2 水源地並びに水源送水量一覧表

水 源 名	所在地	1 日 最 大 送 水 量	
		通常 (m ³ /日)	停電時(m ³ /日)
第1水源 (茂ヶ野)	大野町	12,000	8,000
第2水源 (古仏頂)	古仏頂町	6,000	6,000
第3水源 (井ノ口)	井ノ口町	8,000	4,000
計		26,000	18,000

図3 配水池容量一覧表

配 水 池 名	所 在 地	容 量(m ³)	備 考
原城配水池	原 城 町	4,100	第1水源系
蓬莱配水池	西 間 下 町	4,000	第2水源系
井ノ口配水池	井 ノ 口 町	3,000	第3水源系
大畑配水池	大 畑 町	1,000	第1水源系
赤池配水池	赤 池 水 無 町	1,000	第1水源系
上原田配水池	上 原 田 町	110	第3水源系
計		13,210	

5 被災者に対する応急飲料水の給水広報

被災者に対する応急飲料水の給水に関する広報については、下記のとおりとする。

(1) 避難所にて日常生活を営む被災者に対する給水

避難所を管理する責任者は、被災者に対して応急飲料水の給水開始時間、給水場所等を口頭にて周知するとともに、避難所内に明示しておくものとする。

なお、給水水量の目安としては、1日1人当たり3リットルとする。

(2) 被災家屋等で日常生活を営む被災者に対する給水

被災家屋等で日常生活を営む被災者については、防災行政無線等を利用し応急飲料水の給水開始時間、給水場所等を広報するとともに、担当地区町内会長とも十分協議し、周知徹底を図るものとする。

第19節 下水道対策計画

本計画は、大規模地震により下水道施設等が被災し、下水の処理機能に異常が発生した場合に、下水道施設を応急に復旧し、もって被災地区市民の日常生活の安定を図ることを目的とする。

1 下水道施設の被災並びに地域確認

市長は、第5節 災害情報収集・伝達計画に基づき、下水道施設等の被災状況並びに被災地域を的確に把握するとともに、直ちに応急対策を講じるものとする。

2 下水道施設の応急復旧

(1) 大規模地震発生により、処理場、ポンプ場等の下水処理施設が被災を受けた場合は、直ちに災害支援協定を締結している日本下水道事業団及び人吉市下水道排水設備組合、関係事業者に協力を求め応急復旧を行うものとする。

(2) 大規模地震発生により下水道管渠施設が被災を受け、下水の排水が不可能となった場合は、直ちに人吉市下水道排水設備組合、関係事業者に協力を求め緊急工事を行うものとする。

(3) 大規模地震発生により、下水道宅内排水設備が被災を受け、下水の排水が不可能となった場合は、市指定工事店に協力を求め、被災者と市指定工事店との連絡調整を行うものとする。

(4) 被災地域が広域範囲にわたり応急復旧が困難と判断された場合は、人吉市下水道排水設備組合、関係事業者に応援要請を行い、速やかに下水道施設の応急復旧を行うものとする。

第20節 災害廃棄物処理計画

本計画は、大規模地震発生時に発生する多量の一般廃棄物を、迅速かつ適正に処理し、環境衛生の保持に努めることを目的とする。

1 被害状況調査、把握

(1) 市長は、速やかに被害状況を把握するため、第5節 災害情報収集・伝達計画に基づき、地域、廃棄物内容を明確にした被害状況調査を実施するものとする。

(2) 市長は、廃棄物処理施設等の被害状況を人吉球磨広域行政組合に確認し、県に報告するとともに、応急復旧に協力するものとする。

2 ごみ処理対策

(1) 市長の命を受けた災害対策本部衛生・機動班長は、人吉市災害廃棄物処理計画書（以下「処理計画書」という。）に基づき、地域別の被災状況を速やかに把握し、ごみの排出量を

推計するとともに、ごみ処理施設の処分能力を確認し、収集、運搬等の対策を講じるものとする。

(2) 発生したごみが、処理施設の能力を超える場合は、県並びに人吉球磨広域行政組合と協議のうえ隣接自治体に対し応援要請を行うものとする。

(3) ごみの収集については、地区住民が道路上に廃棄物を出し交通の妨げにならないよう周知するとともに、できる範囲で燃えるごみ、燃えないごみに分別して指定された場所に出すようにする。また、道路上の障害物により通常の収集ができない地区については、臨時収集場所を設け、収集への協力を依頼する。

(4) 損壊家屋処理については、原則として所有者にて処理するものとするが、所有者による処理が不可能な場合又は道路等に散在し緊急を要する場合は市において処理するものとする。

(5) 大量の廃棄物の排出が予想され、処理が不可能と思われる場合は、暫定的な廃棄物集積場所として、災害の種類や規模、道路渋滞や周辺への環境影響を十分考慮し、人吉市第一市民運動広場、川上哲治記念球場、その他、重機等による分別・保管が可能な、できる限り広い場所等を指定し一時的に保管する。

なお、一時的な保管にあたっては、環境負荷の軽減、資源の有効活用の観点から、可能な限り処理計画書に基づく分別、再生利用等においてその減量を図り、最終処分量を低減させる。

3 し尿処理対策

(1) 市長の命を受けた災害対策本部衛生・機動班長は、処理計画書に基づき地域別の被災状況を速やかに把握し、被災家屋の汲取り式便槽のし尿排出量を推計するとともに、し尿処理施設の処分能力を確認し、収集、運搬等の対策を講じるものとする。

(2) 処理すべきし尿の量が処理施設の能力を超える場合は、県及び人吉球磨広域行政組合と協議のうえ隣接自治体に対し応援要請を行うものとする。

(3) 被災時における水洗トイレ等の使用の困難性を考慮し、県及び自衛隊災害派遣部隊等とも協議し共同仮設トイレの設置を行うものとする。

4 廃棄物処理施設の応急復旧

市長は、災害により廃棄物処理施設に損傷を受けた場合は、施設を管理する人吉球磨広域行政組合と協議のうえ、直ちに応急復旧に協力するものとする。

ただし、応急復旧が不可能な場合は速やかに県に報告するとともに、近隣自治体と協議のうえ、ごみ及びし尿処理について委託するものとする。

第21節 防疫・保健衛生計画

救護部衛生・機動班は、被災地の防疫措置を迅速に実施し、感染症、食中毒等の発生を未然に防止するため、保健所と密接な連携のもと適切な措置を実施する。

第2.2節 災害ボランティア活用計画

本計画は、大規模地震発生時における応急対策を、迅速かつ的確に実施するため、被災を受けなかった市民及び隣接市町村一般住民に対し、被災者の救護及び生活支援ボランティア参加協力を要請し、もって円滑な応急対策を推進することを目的とする。

1 災害ボランティア参加協力要請

- (1) 市長は、第6節 広報計画に基づき報道機関（テレビ・ラジオ等）及び防災行政無線等により、被災情報を市内外の住民に対し伝達するとともに、被災者の救護及び生活支援ボランティア参加について協力を求めるものとする。

2 災害ボランティア受入れ体制の確立

- (1) 市長は大規模地震発生後、速やかに人吉市社会福祉協議会に対し人吉市総合福祉センター内に災害ボランティアセンターの設置を要請し、受入れ体制を確立するものとする。

ただし、人吉市総合福祉センターが被災し使用不能の場合は、他の公共施設等適当な場所に災害ボランティアセンターを設置するものとする。

- (2) 災害ボランティアセンターの管理運営については、市社会福祉協議会が行うものとし、適宜、運用マニュアルの点検及び見直しを行うものとする。

- (3) 災害ボランティアセンターにおいては、次に掲げる項目に基づき受入れ体制を確立するものとする。

- ① 熊本県社会福祉協議会、球磨ブロック社会福祉協議会と連携をはかり、災害ボランティア支援NPO等の協力を募りボランティアセンターのスタッフを確保する。
- ② 大規模・広域的な災害に備え、災害ボランティアセンターにおける十分なスペースを確保する。
- ③ ボランティア活動用の資機材を確保する。
- ④ 災害対策本部からの情報に基づき、被災者・地域のニーズを把握し、必要とするボランティア業務を把握する。
- ⑤ ボランティア活動の内容を決定し、必要な人員配置計画を行う。
- ⑥ ボランティア活動の内容を広報し、市内外の住民に対し協力を要請する。
- ⑦ 災害ボランティアの受付と、支援ニーズのマッチングを行い、災害ボランティアに具体的な活動内容を明示し、活動を依頼する。
- ⑧ 全体の支援状況の把握を行い、災害対策本部や支援団体等との情報共有と活動の調整を行う。

3 災害ボランティア活動内容

- (1) 災害ボランティア活動内容は、概ね次のとおりとする。

- ① 住まいの応急復旧による「生活空間の確保」に関すること。
- ② 災害ボランティアセンターの運営に関すること。
- ③ その他被災者の生活支援に必要な活動に関すること。

第2.3節 救援物資受入れ・配分計画

本計画は、大規模地震発生時において、各方面から寄せられる救援物資について、确实、迅速かつ公平に被災者に配分し、生活の安定を図ることを目的とする。

1 不足物資の把握及び要請

- (1) 市長は、速やかに第5節 災害情報収集・伝達計画に基づき、被害状況を的確に把握するとともに被災地で不足している物資の種類、数量等を調査するものとする。
- (2) 調査の結果、不足する物資があった場合は、県に対して救援物資の支援要請を行うものとする。
- (3) 県下市町村に対し、「熊本県市町村災害時相互応援に関する協定」に基づき、不足物資の支援要請を行うものとする。
- (4) 不足物資の調達に困難をきたした場合、県と協議のうえ第6節 広報計画に基づき、報道機関（テレビ・ラジオ等）を通じて不足物資の提供協力を依頼する。

2 救援物資の受入れ体制

- (1) 救援物資の受入れについては、人吉スポーツパレス内に救援物資受入センターを設置し、受入れ体制を確立するものとする。
ただし、人吉スポーツパレスが被災し使用不能の場合は、他の公共施設に救援物資受入センターを設置するものとする。
- (2) 救援物資受入センターの管理運営については、災害対策本部救護班長が行うものとし、救護班要員の外、災害対策本部・支部に属しない職員がこれにあたるものとする。
- (3) 必要に応じ、第22節 災害ボランティア活用計画に基づく、民間ボランティアに協力を求め救援物資の受付、仕分け、配送等を行うものとする。
- (4) 関係各団体及び個人から送られてきた救援物資については、的確に受付、仕分けを行い、配付指示があるまで厳重に保管しておくものとする。
なお、受付に関しては物資受付整理簿を整備し、明確にしておくものとする。

3 救援物資の配付

救援物資の配付については、第16節 食料調達・供給計画、第17節 生活必需品調達・供給計画に基づき、被災者の日常生活に支障をきたさないよう迅速かつ円滑に行うものとする。また、救援物資の管理、輸送等については、民間事業者のノウハウや能力を活用する。

第24節 自主防災組織計画

本計画は、大規模地震が発生した場合、相互扶助精神に基づく自主防災組織である町内会の役割及び活動内容を具体的に示し、もって地域住民の災害時における生活の安定を図ることを目的とする。

1 自主防災組織の確立

(1) 自主防災組織の編成

各町内会長は、日頃から大規模地震等に備え災害時における町内役員の業務分担を明確にしておくとともに、対策を協議しておくものとする。

(2) 災害対策支部会議への参加

各町内会長は、毎年、6月に開催される災害対策支部会議へ参加し、大規模地震対策等を協議し、その内容を町内会役員等を通じて地域住民に対し周知を図っておくものとする。

(3) 地元防災機関との協議

各町内会長は、地元防災機関である地域消防分団並びに災害対策支部等と日頃より連絡を密にし、大規模地震発生時における対応を協議しておくものとする。

2 大規模地震発生時の対応

市長は、大規模地震が発生した場合、直ちに各地域の町内会長と連絡をとり被災状況の把握を依頼するとともに、救助救出に対する協力を要請するものとする。

(1) 災害情報の収集・伝達

- ① 市長の命を受けた災害対策支部長から、被害の状況調査要請をうけた町内会長は、町内会班長に依頼し被災状況の調査を行うものとする。
- ② 町内会長は、被災状況を直ちに災害対策支部長に報告するとともに、地域住民に対し応急対策に対する協力を求めるものとする。

(2) 大規模地震発生時における応急対策

大規模地震発生時における町内会の応急対策は概ね次のとおりとする。

- ① 町内会長
自主防災組織の指揮及び災害対策支部との連絡調整に関すること。
- ② 消防団経験者及び体育委員
被災者の救助救出及び初期消火に関すること。
- ③ 民生委員児童委員及びくらし見守り相談員
避難行動要支援者等の安否確認及び支援に関すること。
- ④ 子供育成会会員
児童、生徒の安否確認及び避難誘導に関すること。
- ⑤ 町内女性部会員
避難所開設補助及び炊きだし準備に関すること。

第25節 受援計画

市及び防災関係機関は、災害の規模等に応じて他の地方公共団体等から応援職員が円滑に災害時の応急・復旧業務を遂行できるよう、国の「災害時受援ガイドライン」等を参考に、受援計画を策定するものとする。

受援計画の策定にあたっては、次の事項について定めておくものとする。

平時から民間の企業やボランティア団体等も含め、顔の見える関係を構築するとともに、応援受入れを想定した訓練を行い、結果を踏まえ災害対応業務の実効性を確保するよう計画の継続的な見直しを行うものとする。

1 受援体制の整備

(1) 受援班の設置

総務課内にいる受援班（班長、人員調整担当、業務資源担当）を編成し、各部の担当と相互に連携できる体制を確立する。

(2) 各部受援窓口の設置

各部に受援受付窓口担当者を指定し、必要な業務の調整等を実施する。

2 人的支援の受入れ

(1) 受援対象業務の整理

- ① 応援職員が行う業務の明確化
- ② 受援対象業務の全体像の整理
- ③ 業務毎のマニュアルの整備、必要な資格、業務の実施時期、人員数等の整理

(2) 応援職員の活動環境の確保

応援職員の活動に必要な資機材（通信・OA機器、通信手段、燃料）、水・食料、宿泊場所の確保

3 業務資源の受け入れ

① 業務資源の整理

「全庁共通」、「受援対象業務ごと」の観点で「何を、誰が、どこから確保するか」を整理する。

② 調達先の確保

業務資源の調達先の確保にあたっては、関係機関等と協定を締結し、連絡先や協定の運用担当者について把握し、業務資源調達の体制を確立する。

第2章 風水害等応急対策計画

本市は、周囲を九州山脈が林立する盆地低海拔100mに位置しており、その中央を球磨川が貫流している。更に、この球磨川に九州脊梁を源とする川辺川、山田川、万江川、胸川等の支流が流れ込むため、過去数度にわたり大水害を引き起こしている。

また、盆地の北側から南東方向にかけては、市房山を主峰とする1,500メートル級の山脈が連なり複雑な地形を形成しているため、梅雨期並びに台風期には集中豪雨をもたらし、土砂災害を起こす大きな要因となっている。

一方、市街地においては、都市計画事業による街路等の整備は積極的に進めているものの、市中心部においては住宅密集地帯も多く残っており、一旦火災が発生すれば大火災に拡大するおそれも含んでいる。このような状況下、本計画は風水害等による大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、これを防ぎよし、かつ迅速な応急的救助を行い被害の拡大を防止するための計画である。

第1節 組織計画

1 災害対策本部等の設置基準

本市において大規模な風水害が発生し、又は、発生するおそれがある場合には、災害対策基本法第23条に基づき、災害対策本部及び支部を設置するものとする。

(1) 人吉市災害対策本部

- ① 国土交通省八代河川国道事務所人吉水位観測所（球磨川中城）の水位が、氾濫注意水位（水防法第12条で規定される警戒水位。以下同じ）の3.00mを超え、洪水が発生し、または発生するおそれがあると市長が判断した場合
- ② 土砂災害により人的被害が発生し、又は発生するおそれがあると市長が判断した場合
- ③ 台風接近により、風水害の発生するおそれがあると市長が判断した場合
- ④ 火災が発生し、更に拡大するおそれがあると市長が判断した場合
- ⑤ 顕著な大雨に関する気象情報の発表基準を満たすような線状降水帯による大雨が発生するおそれがあると市長が判断した場合

(2) 人吉市災害対策支部

- ① 市内各地域において風水害等により、被害が発生し、又は発生するおそれがあると市長が認めた場合
- ② その他、市長が災害対策上必要と判断した場合

(3) 人吉市業務継続計画

- ① 人吉市災害対策本部が設置され、動員計画による第3配備体制のとき、被害状況に応じ、人吉市業務継続計画に基づき災害対応を行うものとする。

第2節 職員配置計画

1 指揮系統の確立

風水害等による大規模災害が発生した場合又は発生するおそれがあると市長が判断した場合、次による指揮系統を確立し迅速かつ的確な対応を行う。

(1) 命令系統

- ① 大規模な風水害等が発生した場合、市長の指揮により直ちに災害対策本部設置等を含めた応急活動体制を整える。

- ② 市長に事故ある場合は副市長・総務部長の順で指揮をとるものとする。

(2) 連絡系統

- ① 大規模な風水害等が発生した場合、総務部長は、直ちに市長・副市長に連絡を行い必要な指示を受ける。
- ② 電話回線途絶により連絡不能の場合は、総務部長は使者の派遣等により市長に連絡をとる。

2 組織の確立

風水害等による大規模災害が発生した場合又は発生するおそれがあると市長が判断した場合は、球磨川水害タイムライン、マルチハザードタイムラインに基づき直ちに次の措置を講じ組織の確立を行う。

(1) 災害配備に関する留意事項

- ① 災害対策本部総務班員は、気象警報が発令された場合は、直ちに登庁し、情報の収集・伝達を行うものとする。
- ② 災害対策本部班長及び支部長は、気象警報が発令された場合、自宅にて待機し本部の指示を待つものとする。
- ③ 災害対策本部・支部要員は、気象情報等を常に把握するとともに、本部・支部から招集を受けた場合は、直ちに災害配備に付けるよう心掛けておくものとする。

(2) 動員計画

- ① 風水害による災害対策本部の動員計画は次の表に掲げるとおりとする。

区分	配置要件	配置要員
第1配備	*気象業務法による警報が発令された場合 *その他、市長が必要と認めるとき	総務部長、総務班長、水防班長、総務・水防各班員のうち必要な要員
第2配備	*局地的な災害が発生し拡大のおそれがあるとき *その他、市長が必要と認めるとき	各部長・副部长、各班長・副班長、本部付、本部長付、各班員のうち必要な要員
第3配備	*全市にわたり災害が発生し、被害が甚大なとき *その他、市長が当該配置を指示したとき	各部長・副部长、各班長・副班長、全班員

- ② 風水害による災害対策支部の動員計画は次の表に掲げるとおりとする。

区分	配置要件	配置要員
第1配備	*気象業務法による警報が発令された場合において、本部から情報収集を命じられたとき	支部長・副支部長（待機）
第2配備	*支部担当区域に災害が発生するおそれがあるとき *その他、市長が必要と認めるとき	支部長・副支部長・各班長 各班員のうち必要な要員
第3配備	*担当区域若しくは全市にわたり災害が発生し、被害が甚大なとき *その他、市長が当該配置を指示したとき	支部長・副支部長・各班長・全班員

③ 火災による災害対策本部・支部の動員計画は次に掲げるとおりとする。

ア 災害対策本部要員招集

火災の状況により、市長が本部の設置の必要があると認めるときは、本部班長以上を招集する。

ただし、火災の拡大等で市長が必要と判断した場合は、必要に応じて班員を招集するものとする。

イ 災害対策支部要員招集

火災の状況により、本部からの指示又は支部長が必要と判断した場合は、必要に応じて副支部長以下班員を招集する。

ただし、支部長の判断で支部を設置した場合は、速やかに本部総務班長に報告するものとする。

第3節 応援要請計画

風水害等による災害時の応援要請については、第1章 地震災害応急対策計画、第3節応援要請計画に準じて行うこととする。

第4節 災害情報収集・伝達計画

風水害等による災害が発生した場合、災害情報の収集・伝達を迅速に行い、もって被害状況を的確に把握し、応急活動を効果的に行うものとする。

1 実施責任者

市長は、管内の被害状況を的確に把握し、県その他関係機関に通報又は、報告を行うものとする。

なお、県への報告にあたっては、県球磨地域振興局総務振興課を經由し報告するものとする。

ただし、通信の途絶等により県に報告することができないときは、直接国(総務省消防庁)に対して被害報告を行うものとする。この場合、通信が回復次第、速やかに県に報告するものとする。

(1) 県への報告基準

災害対策基本法第53条に基づき、県知事に報告すべき災害の基準は次のとおりとする。

- ① 市において災害対策本部を設置した災害
- ② 被害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等から特に必要があると認められる災害
- ③ 高齢者等避難、避難指示を発令した場合
- ④ 上記に定める災害となるおそれのある場合

(2) 防災会議構成関係機関等

本市防災会議構成関係機関及び防災上重要な施設の管理者は、当該所管に係わる被害報告等の収集を行うとともに、必要に応じて市その他の関係機関に報告を行うものとする。

また、市においても記録的短時間大雨情報や土砂災害警戒情報などの重要な気象関係情報について、ホットライン等を利用し情報を確認するものとする。

2 被害報告取扱責任者

市長は、情報の一元的処理及び報告の迅速かつ的確な処理ができるよう、あらかじめ被害報告取扱責任者を定めておく。

(1) 被害報告取扱責任者

- ① 総括責任者 災害対策本部総務班長
- ② 災害対策本部 各班長
- ③ 災害対策支部 各支部長

3 被害の調査・報告

市長は、各地区を統括する災害対策支部を通じて、被害状況の早期把握に努める。

また、災害対策支部長は統括する地区の町内会長と連絡をとり、被害の把握をするとともに、現地確認が必要な場合は、支部要員を派遣し被害状況を確認の上、災害対策本部総務班長へ報告するものとする。

(1) 被害報告要領

被害報告は被害報告書により行うこととする。【第6編 資料6，7参照】

ただし、初動体制期及び緊急を要する場合は、直ちに災害対策本部へ報告するものとする。

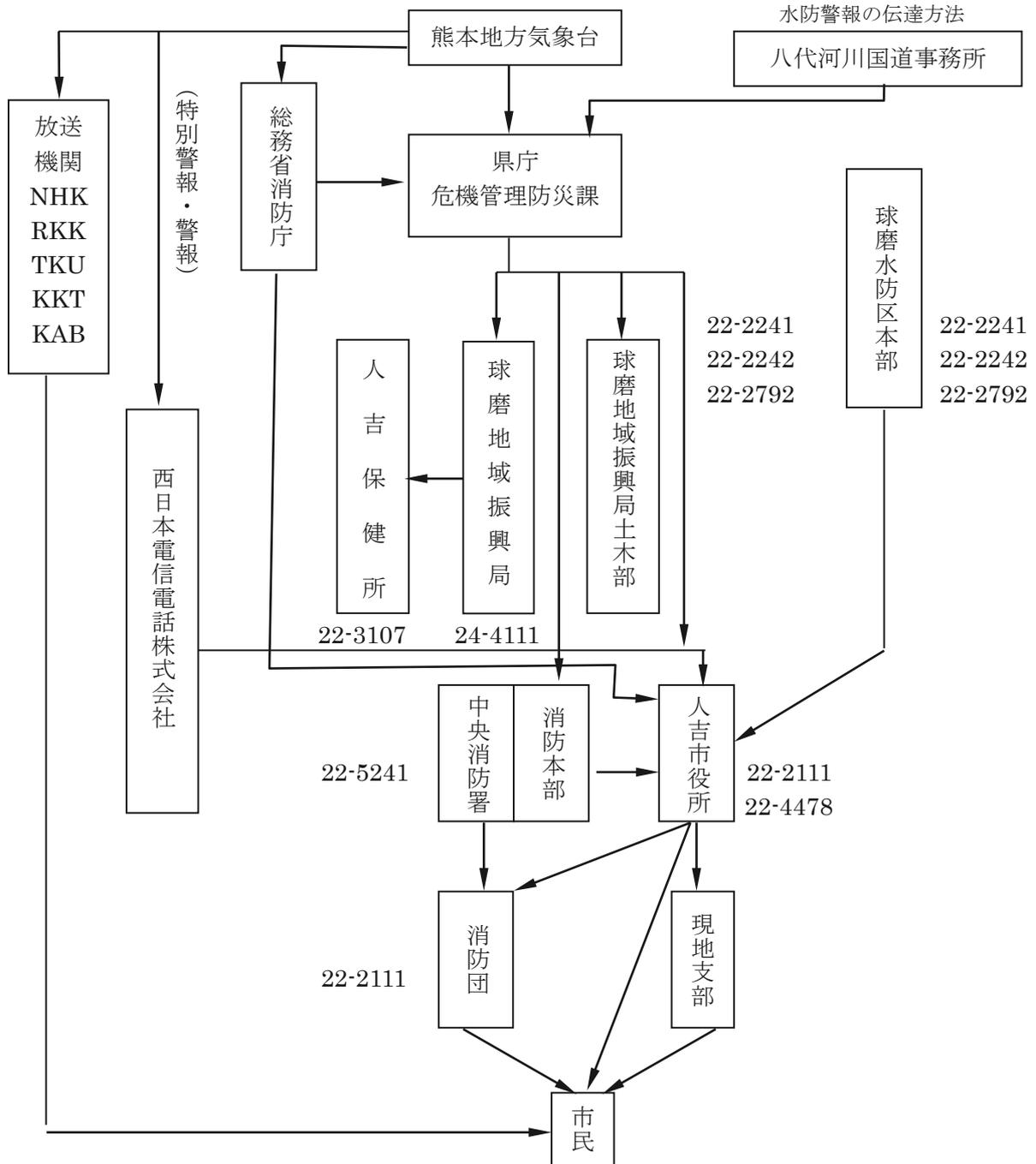
- ① 人的被害
- ② 家屋の流出、浸水等の被害状況
- ③ 火災等の発生状況
- ④ 住民の避難状況
- ⑤ 土砂災害の発生状況

4 風水害等に係わる情報収集・伝達については、下記のとおりとする。

図1 風水害等に係わる情報収集・伝達図

特別警報・警報・注意報等の伝達方法

※市外局番すべて 0966



注) 特別警報が発表された際には、熊本県は市町村への通知が、市町村は住民等への周知の措置が義務づけられている。

図2 気象観測所

名 称	種 別	所 在 地	流域河川名
人吉特別地域気象観測所	四要素	人吉市城本町987	球磨川
上地域気象観測所	四要素	球磨郡あさぎり町上北	免田川
五木地域雨量観測所	雨	球磨郡五木村甲字下手	川辺川
山江地域雨量観測所	〃	球磨郡山江村万江字屋形	万江川
湯前横谷地域雨量観測所	〃	球磨郡湯前町猪鹿倉山	球磨川
多良木地域雨量観測所	〃	球磨郡多良木町大字黒肥地字祓川	〃
一勝地地域雨量観測所	〃	球磨郡球磨村一勝地丙永崎	芋 川

第5節 広報計画

市長は、災害時の情報及び被害情報等を、報道機関その他を通じて速やかに関係機関及び市民に周知徹底し、被害の軽減と秩序の保持を図るものとする。

1 情報収集活動

広報を実施するための、災害情報及び被害情報等の収集については、第4節 災害情報収集・伝達計画によるものとする。

2 広報活動

収集した災害情報及び被害情報並びに対策等については、速やかに報道機関及び広報媒体を利用し、市民に対し周知徹底を図る。

(1) 広報内容

広報内容については、災害の規模、様態に応じて次の事項を広報するものとする。

- ① 気象情報（警報等の内容）
- ② 災害対応状況（災害対策本部の設置等）
- ③ 被害の概要（被害の規模・状況等）
- ④ 避難情報（高齢者等避難、避難指示、避難経路、避難場所等）
- ⑤ 道路・河川等の被害状況（交通規制等）
- ⑥ 電気・水道の被害状況（停電・断水等）

(2) 報道機関に対する発表

報道機関に対する災害時の情報及び被害情報等の発表については、災害対策本部総務班長が行う。

(3) 市民に対する広報

災害の状況に応じて、下記の方法にて市民に対し災害情報の周知を徹底する。

- ① サイレンと防災行政無線を利用
- ② 防災ラジオ（戸別受信機）を利用
- ③ 防災ポータルサイトを利用
- ④ ライティング防災アラートを利用
- ⑤ 報道機関（テレビ・ラジオ等）を利用
- ⑥ 市のホームページや市公式 LINE 等の SNS を利用
- ⑦ 市広報車並びに消防団積載車を被災地に派遣
- ⑧ 避難場所への職員の派遣
- ⑨ Eメールを利用

第6節 緊急道路確保計画

風水害等による災害発生時の緊急道路の確保については、第1章 地震災害応急対策計画、第7節 緊急道路確保計画に準じて行うこととする。

第7節 避難収容計画

本計画は、風水害等のため危険な状態にある、又は、そのおそれがある市民に対して、高齢者等避難、避難指示を発令し、情報伝達、避難誘導を実施して、市民の生命及び身体を災害から保護し、もって応急対策を迅速かつ円滑に行うことを目的とする。

1 高齢者等避難、避難指示

市長は、災害から市民の生命、身体を保護するため災害対策基本法第60条に基づき高齢者等避難、避難指示等を発令するものとする。

(1) 高齢者等避難、避難指示

市長は、高齢者等避難、避難指示を発令する場合は、下記の事由により必要と認めた場合に行うものとする。

① 現に被害が発生し、市民の生命、身体が危険であると判断したとき

② 避難の必要が予想される各種気象情報が発せられたとき

③ 河川が氾濫注意水位を突破し洪水のおそれがあるとき

(球磨川においては、氾濫注意水位を突破し九州地方整備局八代河川国道事務所及び熊本地方気象台が発表する洪水予報が、氾濫危険水位を超えた場合に総合的に判断する)

④ 火災が拡大するおそれがあるとき

⑤ 地すべり、山崩れ及び土石流等による著しい危険が切迫しているとき

(山崩れ及び土石流等の場合は、土砂災害警戒情報の発表と併せて土砂災害警戒判定メッシュ情報を活用し、雨量や前兆現象等と共に総合的に判断する。また、地すべりの場合は、地下水等も起因するため、土砂災害警戒判定メッシュ情報や雨量のみでの判断はせず、総合的に判断する。)

2 高齢者等避難、避難指示の内容及び周知

(1) 高齢者等避難、避難指示の内容

市長は、高齢者等避難、避難指示を発令する場合は、次の内容を明示して行うものとする。

① 避難対象区域

② 避難先

③ 避難理由

④ 避難経路

⑤ 避難時の注意事項

(2) 高齢者等避難、避難指示の周知の方法

① サイレンと防災行政無線による周知

② 防災ラジオ（戸別受信機）による周知

③ 防災ポータルサイトによる周知

④ ライティング防災アラートによる周知

⑤ 報道機関（テレビ・ラジオ等）を通じての周知

⑥ 市のホームページや市公式 LINE 等の SNS を通じての周知

⑦ 市広報車並びに消防団積載車による周知

- ⑧ 災害対策支部から直接の口頭及び拡声機器等による周知
- ⑨ 町内会への電話等による周知
- ⑩ Eメールを通じての周知

3 警戒区域の設定

災害対策基本法第63条に基づき市長の委任を受けた市防災関係職員は災害が発生し又は発生しようとしている場合において、市民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限、若しくは禁止、又は当該区域からの退去を命じることができる。

同じく、警察官、災害派遣時の自衛官についても、市防災関係職員が現場にいないとき、又は市防災関係職員から要求があったときは、同法に規定する権限を行うことができる。

ただし、この場合は直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

4 避難誘導

市長が、高齢者等避難、避難指示を発令する場合は、市民が安全かつ迅速に避難できるよう町内会の協力を得て、避難を行うものとする。

避難にあたっては、避難行動要支援者に特に配慮するものとする。

(1) 避難誘導留意事項

- ① 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害が発生するおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。
- ② 危険な箇所には表示を行うほか、必要に応じ誘導員を配置し安全を期すること。
- ③ 市民に対し、避難行動要支援者の安全確保の援助及び優先避難を呼びかけ、近隣相互の助け合いによる安全避難を図ること。

5 避難所の開設及び運営

(1) 避難予定施設の安全確認

市長は避難所を設置する場合は、事前に担当支部長に避難所予定施設の安全性を確認させるものとする。

また、避難所を開設した場合は直ちに県にその状況を報告するものとする。

(2) 避難所開設の市民への周知

避難所を開設した場合は、速やかに避難対象地区市民に対し、その場所を周知するものとする。

(3) 避難所への職員派遣

避難所を開設した場合は、担当支部長は所属する職員を避難所に派遣し、避難してきた市民に対して援護活動を行うものとする。

(4) 避難所の管理運営

- ① 避難所運営マニュアル等に基づき、避難所を適切に運営管理するものとする。
- ② 避難所ごとにそこに收容されている避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。
- ③ 避難所における生活環境に注意を払い、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握、感染症及び食中毒等の発生予防に努めるものとする。
- ④ 男女共同参画の視点及びプライバシーに配慮した避難所の運営に努めるものとする。
また、食事の提供の際は、乳幼児、アレルギー疾患患者等の把握を行うとともに、必要な食料確保等を行うものとする。
- ⑤ 避難期間が長期化する場合、県及び市は、精神科医、臨床心理士、保健師等によるこころのケアも行うものとする。

⑥ 必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

6 広域的避難収容

風水害等により甚大な被害が発生した場合、若しくは被害が拡大する恐れがある場合、被害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等にかんがみ、市域外への広域的な避難、避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合には、必要に応じ、第3節 応援要請計画に基づき応援を要請する。

7 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内における要配慮者利用施設に対する措置

- (1) 浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の高齢者、障がい者、乳幼児など特に防災上の配慮を要する者が利用する施設については、それらの所在地などを把握し、洪水時における施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するものとする。これらの施設については、次の表に掲げるとおりである。
- (2) これらの施設に対する伝達方法は、電話またはFAXを基本とするが、これらが使用不可の場合は、通常の周知方法に準じる。
- (3) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。

浸水想定区域内に存在する要配慮者利用施設一覧

※市外局番すべて0966

(1) 保育園・認定こども園・幼稚園

施設名	住所	電話	FAX
人吉中央幼稚園	南泉田町99	22-2695	22-8695
青井幼稚園	上青井町117-2	22-4795	22-9351
林保育園	下林町271-4	22-5891	22-5958
人吉乳児保育園	田町34-1	22-3951	22-1285
せん月保育園	矢黒町1602-1	24-3292	24-3297
善隣保育園	瓦屋町1106	22-3573	22-3705
ひまわり保育園	瓦屋町1848	23-5396	23-5639
泉田こども園	北泉田町223-1	22-5846	22-7072
さざなみ保育園	下戸越町1632-1	22-5519	22-6040
人吉幼稚園	寺町7	22-2988	32-9588
燕商工保育園	中林町2050	32-8115	32-8116

(2) 市内障害福祉サービス事業所

施設名	住所	電話	F A X
白いキャンパス	二日町17-1	22-6399	22-6399
地域生活支援センター翠	下城本町1486-4	22-2570	22-2602
地域生活支援センター翠 ふれあい作業所	下城本町1434	22-1066	22-1066
サンサイド	中青井町292-4	22-8008	22-8011
あらた	瓦屋町2-1	35-6981	35-6982
就労支援センタースマイル 多機能型支援センタースマイル	北泉田町141-5	35-7433	35-7455

(3) 介護老人保健施設

施設名	住所	電話	F A X
介護老人保健施設 リバーサイド御薬園 (短期入所含む)	七地町495	22-6811	22-6899
介護老人保健施設 愛生 (短期入所含む)	南泉田町89	28-3586	28-3602
小規模介護老人保健施設 もみの木	下林町232	22-0200	22-0203

(4) (地域密着型) 特別養護老人ホーム

施設名	住所	電話	F A X
特別養護老人ホーム 聖心ホーム	寺町9-5	23-3320	23-3853
個室ユニット型特別養護老人ホーム 聖心ホーム	寺町9-5	23-3320	23-3853

(5) 介護医療院

施設名	住所	電話	F A X
外山胃腸病院 介護医療院 (短期入所含む)	南泉田町1	22-4818	22-4828
球磨病院 介護医療院 (短期入所含む)	上青井町170-1	24-2854	22-3201
介護医療院 人吉リハビリテーション病院 (短期入所含む)	下新町359	24-6111	24-6117

(6) 軽費老人ホーム

施設名	住所	電話	F A X
ケアハウスあいせい	下城本町1519-2	22-1112	22-1113

(7) 有料老人ホーム

施設名	住所	電話	F A X
第1 有料老人ホーム愛生	南泉田町117	32-9252	32-9253
第2 有料老人ホーム愛生	南泉田町115	32-9212	32-9213
有料老人ホーム万福	瓦屋町字杉前1665	32-9200	22-8511
有料老人ホームひだまり	駒井田町1951	22-8469	22-7093
有料老人ホームレジデンス聖心	南町9-5	23-3320	23-3853

(8) 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

施設名	住所	電話	F A X
グループホーム愛生	二日町22	24-6965	24-6965
第2 グループホーム愛生	南泉田町115	32-9214	32-9215
グループホームふれあいの家御薬園	七地町21-1	22-5711	22-3030
グループホーム聖心園	南町8-1	22-7807	22-7805

(9) 小規模多機能型居宅介護事業所

施設名	住所	電話	F A X
小規模多機能型居宅介護ホーム なごみの里	下林町大島102	22-7877	22-7892
小規模多機能ホーム 愛生	南泉田町115	32-9210	32-9211
小規模多機能型居宅介護菜の花	下林町2796-1	22-7017	22-7024
小規模多機能型居宅介護事業所 聖心園	南町18-4	24-3008	24-3008

(10) 通所介護事業所

施設名	住所	電話	F A X
デイサービスセンターいずみ	南泉田町70-3	28-3307	28-3304
介護予防センター愛生	南泉田町117	32-9250	32-9251
デイサービスセンター聖心園	寺町9-5	23-3320	23-3853
デイサービスセンターあいせい	下城本町1519-2	24-8011	22-1113
デイサービス凜	下青井町81-1	32-9300	32-9301

(11) 地域密着型通所介護事業所

施設名	住所	電話	FAX
デイサービスセンター ききょう	南泉田町58-3	28-3727	23-3728
デイサービスセンター 平井	下林町204-2	24-8220	24-8221

(12) 通所リハビリテーション

施設名	住所	電話	FAX
デイケアセンター愛生	南泉田町89	28-3585	28-3595
医療法人回生会堤病院 (通所リハ)	下林町232	22-0200	22-0203
外山胃腸病院デイケアセンター	鍛冶屋町29-4	22-4808	22-4826
リバーサイド御薬園 通所リハビリテーション	七地町495	22-6811	22-6899
通所リハビリテーション メディケア光永	瓦屋町1860-7	22-5526	22-4780
万江病院デイケアセンター	瓦屋町字典子 1729-1	22-0176	22-0176
デイケアセンター平井	下城本町1422-1	24-8213	24-8214

(13) 病院

施設名	住所	電話	FAX
球磨病院	上青井町176	22-3121	22-3203
愛生記念病院	南泉田町89	22-6878	28-3587
医療法人 回生会堤病院	下林町232	22-0200	22-0203
JCHO 人吉医療センター	老神町35	22-2191	22-7879

(14) 学校等

施設名	住所	電話	FAX
九州技術教育専門学校	駒井田町216-12	22-3412	25-1400
人吉球磨准看護学院	南泉田町72-2	22-2962	22-0373
人吉市立第一中学校	土手町36-3	23-2295	23-2296
人吉市立人吉東小学校	七日町100-1	23-2291	23-2290
人吉市立西瀬小学校	下戸越町1654-1	22-3907	26-3047

(15) その他

施設名	住所	電話	F A X
ショートステイ愛生	南泉田町89	28-3586	28-3602
リバーサイド御薬園(短期入所)	七地町495	22-6811	22-6899
児童発達支援センター スイスイなかま	上林町1178-7	24-3288	24-3288
ファミリーサポートハウスみりみり	上薩摩瀬町1473-2	35-6366	35-6367

土砂災害警戒区域内に存在する要配慮者利用施設一覧

※市外局番すべて0966

(1) 保育園・認定こども園

施設名	住所	電話	F A X
人吉乳児保育園	田町34-1	22-3951	22-1285
せん月保育園	矢黒町1602-1	24-3292	24-3297
蓬莱保育園	土手町5	22-2458	22-1789

(2) 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

施設名	住所	電話	F A X
グループホーム えがお人吉	西間下町1028-4	22-7810	22-7855

(3) 有料老人ホーム

施設名	住所	電話	F A X
有料老人ホーム とわのいま	西間下町726-3	32-9640	32-9643

(4) 介護保険関連その他の施設

施設名	住所	電話	F A X
小規模多機能ホーム はっぴーらいふ ※休止中	西間下町726-3		

(5) 小学校

施設名	住所	電話	F A X
人吉市立東間小学校	東間下町2683	22-3905	22-5239
人吉市立西瀬小学校	下戸越町1654-1	22-3907	26-3047
人吉市立中原小学校	中神町字段548	22-3908	26-3046

(6) その他

施設名	住所	電話	F A X
デイサービス はっぴーらいふ 西間	西間下町726-3	32-9841	32-9643

第8節 救助救出・行方不明者捜索計画

本計画は、風水害等の発生時において生命が危険な状態にある者、あるいは生死不明の状態にある者を捜索し、又は救助救出することにより被災住民の生命及び身体を保護することを目的とする。

1 実施責任

市長は、警察、消防、自衛隊、地域住民の協力を得て、住民の救助救出及び行方不明者の捜索を行うものとする。

ただし、災害救助法の適用を受けた場合は、国から委任を受けた県知事が行うこととなっているが、救助救出を迅速に行うため、県知事の委任を受けた市長が行うものとする。

2 保護対象者

救助救出及び行方不明者の捜索は、災害の原因、種別あるいは住家の被害とは関係なく、次の状態にある者に対し、必要に応じて実施するものとする。

(1) 救助救出対象者

救助救出対象者は災害によって生命、身体が危険な状態にある者で、概ね次のような場合とする。

- ① 水害等において、孤立した地域に残され、生命に危険が迫っている者
- ② 山腹崩壊、土石流等により、生き埋めになり生命に危険がある者
- ③ 火災の際、逃げ遅れ等により生命に危険がある者
- ④ 河川への転落等により、生命に危険がある者
- ⑤ その他、救助救出が必要と判断された者

(2) 行方不明者の捜索

災害等により、行方不明の状態にあり、かつ諸般の事情から生存していると推定される者又は、生命があるかどうか明らかでない者を対象者とする。

3 救助救出の方法

(1) 救助救出の実施については、災害対策支部並びに災害対策本部消防班を中心に第5節 災害情報収集・伝達計画に基づき、要救助救出対象者を迅速に把握するとともに下記により警察、消防、自衛隊、自主防災組織及び地域住民の協力を得て迅速に行うものとする。

① 災害対策支部

各災害対策支部長は、担当区域の被災状況を調査するとともに、要救助救出対象者を的確に把握し直ちに救助救出を行う。

② 災害対策本部消防班

災害対策本部消防班を構成する消防団は、第11節 消防計画に基づき直ちに救助救出を行う。

③ 自衛隊

大規模災害発生時に出動を要求する自衛隊は、第1章 地震災害応急対策計画、第4節 自衛隊災害派遣要求計画に基づき直ちに救助救出を行う。

④ 自主防災組織

自主防災組織である町内会を代表とする各町内会長は、第24節 自主防災組織計画に基づき直ちに救助救出に協力する。

第9節 災害救助法等の適用計画

本計画は、災害救助法の適用を受ける場合の基準及び救助の実施の方法を明示し、もって被災者の救助を迅速かつ的確に行うことを目的とする。

1 災害救助の実施機関

災害救助法の適用を受けた場合の救助活動は、救助救出を迅速に行うため、都道府県知事の通知に基づき市長がこれを行うものとする。

2 災害救助法の適用及び手続

市長は、風水害等による甚大な災害が発生し、下記に掲げる災害救助法適用基準に該当した場合若しくは該当すると判断した場合には、直ちにその旨を県知事に報告するものとする。

(1) 災害救助法適用基準

- ① 市内で30世帯以上の住家が流出、倒壊、焼失等により滅失した場合
- ② 全県にわたる大規模風水害が発生し、県全体で1,500世帯以上の住家が滅失した場合において、市内で15世帯以上の住家が滅失した場合
- ③ 全県にわたる大規模風水害が発生し、県全体で7,000世帯以上の住家が滅失した場合において、被災世帯が多数で救助の必要がある場合
- ④ 災害が隔絶した区域に発生したものである等救助著しく困難とする特別な状況にある場合であって、多数の住家が滅失した場合
- ⑤ 多数の住民の生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合

(2) 被災世帯の算定基準

住家の滅失に準じた世帯の数の算定基準は、住家が半壊する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって1世帯とし、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって1世帯とするものとする。

3 救助の種類及び実施方法

救助の種類及び実施方法については、第6編 資料11『救助の種類及び実施方法』によるものとする。

第10節 水防計画

水防計画については、人吉市水防計画書に定めるものとする。

第11節 消防計画

本計画は、風水害等による災害が発生した場合、市民の生命、身体及び財産を保護するとともに被害の拡大を防止し、もって秩序の保持と社会公共性の増進を図ることを目的とする。

なお、常備消防については人吉下球磨消防組合震災警防規程に定めるところによる。

1 消防団招集の計画

市長は、火災及び風水害等による災害が発生した場合は、消防団を迅速に招集し被災者の救助、救出を行うとともに、被害を最小限に止めるものとする。

(1) 風水害による消防団非常呼集の基準

- ① 国土交通省球磨川人吉（中城）水位観測所の水位が氾濫注意水位を突破し、全市にわたり水があふれるおそれがあると判断されたとき。
- ② 市内中小河川が増水し道路、家屋等に被害が発生し、又は発生するおそれがあると判断されたとき。
- ③ 台風接近により、風水害が発生し、又は発生するおそれがあると判断されたとき。
- ④ その他、風水害から市民の生命、身体及び財産を保護するため消防団による消防防災活動が必要と判断されたとき。

(2) 消防団員非常呼集の方法【第1章 第12節 消防計画、図1参照】

- ① 消防団非常呼集の基準に掲げる災害が発生した場合、市長は直ちに消防団長に対し消防団員の呼集を命ずる。
- ② 消防団長は直ちに、副団長、各方面隊長を消防団本部に呼集する。
- ③ 各方面隊長は、管轄区域分団長に対し、出動箇所等を具体的に示し出動を命ずる。
- ④ 出動を命じられた分団長は、管轄区域の各部長に対し、出動を命ずるとともに自らも災害現場にて防災活動を指揮する。
- ⑤ 団長から出動を命じられた部長以下の団員は、直ちに消防詰所に集合するとともに、出動箇所、携帯用具等を確認のうえ出動するものとする。

2 救助活動及び捜索活動

(1) 救助及び行方不明者捜索活動

- ① 消防団長は、警察、消防組合等と情報交換を行い、救助及び行方不明者捜索箇所等を確認し速やかに方面隊長を経由し分団長に指示するものとする。
- ② 現場に出動し団員を指揮する分団長は、その状況を常時方面隊長に報告するとともに必要に応じて応援要請を行うものとする。
- ③ 団長から応援を命じられた方面隊長は、指揮下の各分団を指示された地区に出動させ応援活動を行わせるものとする。
- ④ 団長は、隣接市町村の応援が必要と判断した場合は、熊本県消防相互応援協定に基づき隣接市町村に対して応援要請を行うものとする。

第12節 医療救護計画

風水害等により多数の負傷者が発生した場合は、第1章 地震災害応急対策計画、第13節 医療救護計画に準じて医療救護体制を確保する。

第13節 土砂災害警戒区域等対策計画

本計画は、台風や集中豪雨といった大雨により発生するおそれのある「土石流」「がけ崩れ」「地すべり」などの土砂災害について適切な応急対応を行い、人命の保護は勿論のこと被害の拡大を防ぐことを目的とする。

1 急傾斜地危険区域等の指定

(1) 本市においては、下記の区分により急傾斜地危険区域等が指定されている。

- | | | |
|-------------------|-----------|-------------------------|
| ① 急傾斜地危険区域 | 13箇所 | (県知事指定) |
| | 【第6編 資料16 | 急傾斜地危険指定区域一覧表参照】 |
| ② 地すべり危険箇所 | 4箇所 | (農林水産省・国土交通省) |
| | 【第6編 資料17 | 地すべり危険箇所一覧表参照】 |
| ③ 急傾斜地崩壊危険箇所 | 130箇所 | |
| | 【第6編 資料18 | 急傾斜地崩壊危険箇所一覧表参照】 |
| ④ 山腹崩壊危険箇所 | 33箇所 | (林野庁) |
| | 【第6編 資料19 | 山腹崩壊危険箇所一覧表参照】 |
| ⑤ 土石流危険溪流 | 70箇所 | |
| | 【第6編 資料20 | 土石流危険溪流一覧表参照】 |
| ⑥ 崩壊土砂流出危険箇所 | 23箇所 | (林野庁) |
| | 【第6編 資料21 | 崩壊土砂流出危険箇所一覧表参照】 |
| ⑦ 土砂災害警戒区域・特別警戒区域 | 270箇所 | (県知事指定) |
| | 【第6編 資料22 | 土砂災害警戒区域・特別警戒区域指定一覧表参照】 |

2 情報収集並びに警戒

(1) 市長は、下記に掲げる状況が発生した場合は、直ちに災害対策支部長に情報収集並びに警戒体制をとることを命ずるものとする。

- ① 大雨警報（土砂災害）が発令され、かつ降雨状況から警戒の必要があると判断した場合
- ② 地区町内会長又は地域住民より異常を伝える連絡が入った場合
- ③ 隣接する急傾斜地危険箇所等で崩壊及び崩壊のおそれが発生した場合
- ④ その他災害発生の状況から市長が警戒の必要があると判断した場合

(2) 地域住民への広報及び自主避難

市長は、土砂災害警戒情報の発表と併せて土砂災害警戒判定メッシュ情報又は、急傾斜地危険箇所等で崩壊のおそれがあると判断した場合、直ちに地域住民に広報し、自主避難を促すものとする。

(3) 地域住民への避難指示

市長は、土砂災害警戒判定メッシュ情報等により急傾斜地危険箇所等で崩壊のおそれが高いと判断した場合、直ちに災害対策基本法第60条に基づき、地域住民に対し避難指示を発令するものとする。

なお、指示の伝達については、第5節 広報計画に基づき実施するものとする。

3 避難誘導及び避難場所

避難誘導及び避難場所については、第7節 避難収容計画に基づき迅速に誘導及び収容を行うものとする。

4 救助救出及び行方不明者搜索

土砂災害警戒区域等で崩壊が発生し、救助救出及び行方不明者搜索等の活動が必要となった場合は、直ちに第8節 救助救出・行方不明者搜索計画に基づき実施するものとする。

第14節 文教対策計画

本計画は、風水害等により学校施設が被災した場合の応急教育計画を定めるものとする。

1 応急教育対策

市長は、学校施設が災害により被災した場合は、直ちに応急復旧を行い災害時における応急教育に支障をきたさないようにしなければならない。

ただし、災害救助法が適用されたとき、又は市単独での対応が困難な場合は県及び隣接町村に協力を求めるものとする。

(1) 応急教育の実施

- ① 市長は、学校施設が被災した場合は直ちに応急復旧を行い、教育が実施できるようにしなければならない。
- ② 応急復旧が不可能な場合は、第6編 資料25『応急教育実施の場所及び方法』に基づき、被害をまぬがれた学校、公民館等を利用して実施するものとする。
- ③ 応急教育を行う場合は、児童、生徒の登下校時の安全に留意するものとする。

(2) 応急教育の方法

① 教職員の確保

災害により被災し登校不可能な教職員が生じた場合は、速やかに県教育事務所と協議し、代替教職員による応急教育を実施するものとする。

② 教材、学用品の確保

災害により教材、学用品に不足を生じた場合は、速やかに県教育事務所と協議のうえ、県教育委員会に報告するとともに、調達あっせんを依頼し、応急教育の実施に支障をきたさないようにするものとする。

(3) 学校給食の措置

学校給食センターが被災した場合、速やかに県教育事務所と協議のうえ、県教育委員会に報告するとともに、給食実施について協議を行うものとする。

第15節 避難行動要支援者対策計画

風水害等による災害時における避難行動要支援者対策については、第1章 地震災害応急対策計画、第15節 避難行動要支援者対策計画に準じて実施するものとする。

第16節 食料調達・供給計画

風水害等による災害発生時の食料調達・供給については、第1章 地震災害応急対策計画、第16節 食料調達・供給計画に準じて行うこととする。

第17節 生活必需品調達・供給計画

風水害等による災害発生時の生活必需品調達・供給については、第1章 地震災害応急対策計画、第17節 生活必需品調達・供給計画に準じて行うこととする。

第18節 給水対策計画

風水害等による災害発生時の給水対策については、第1章 地震災害応急対策計画、第18節 給水対策計画に準じて行うこととする。

第19節 下水道対策計画

風水害等による災害発生時の下水道対策については、第1章 地震災害発生応急対策計画、第19節 下水道対策計画に準じて行うこととする。

第20節 災害廃棄物処理計画

風水害等による災害発生時の災害廃棄物処理については、第1章 地震災害応急対策計画、第20節 災害廃棄物処理計画に準じて行うこととする。

第21節 防疫・保健衛生計画

風水害等による災害時の防疫・保健衛生については、第1章 地震災害応急対策計画、第21節 防疫・保健衛生に準じて行うこととする。

第22節 災害ボランティア活用計画

風水害等による災害発生時の災害ボランティア活用については、第1章 地震災害応急対策計画、第22節 災害ボランティア活用計画に準じて行うこととする。

第23節 救援物資受入れ・配分計画

風水害等による災害発生時の救援物資の受入れ、配分については、第1章 地震災害応急対策計画、第23節 救援物資受入れ、配分計画に準じて行うこととする。

第24節 自主防災組織計画

風水害等による災害発生時の自主防災組織の具体的な活動指針は、第1章 地震災害応急対策計画、第24節 自主防災組織計画に準じて行うこととする。

第4編 災害復旧復興編

第1章 災害復旧復興計画

災害により被害を受けた市民の生活安定を図るため、次のとおり緊急措置に関する対策を講じるものとする。

第1節 生活相談

1 生活相談

り災者からの各種相談に応じるため、市は相談窓口を設置し、次の業務を行う。

- (1) り災者からの要望事項を聴取し、解決に当たっては関係部局、関係機関の協力を得て相談体制の充実を図る。
- (2) 相談窓口については、精神保健相談、中小企業相談、水道復旧相談、外国人対策等について配慮するものとする。

2 復旧情報の広報

水道施設、道路施設、バス路線、鉄道施設等について、復旧状況を広報するものとする。

第2節 職業の斡旋、雇用機会の確保

災害により離職を余儀なくされた被災者の職業斡旋については、県がその実態把握に努め、公共職業安定所を通じて必要な措置を講じるよう要請を行う。

第3節 災害弔慰金等の支給及び貸付制度

1 支給及び貸付制度

(1) 災害弔慰金

災害救助法の規定に基づき「人吉市災害弔慰金の支給等に関する条例」により実施する弔慰金の支給制度である

(2) 災害障害見舞金

災害救助法の規定に基づき「人吉市災害弔慰金の支給等に関する条例」により実施する障害見舞金の支給制度である。

(3) 小規模災害見舞金

人吉市小規模災害見舞金等支給規則に基づき支給する見舞金制度である。

(4) 災害援護資金

災害救助法の規定に基づき「人吉市災害弔慰金の支給等に関する条例」により実施する貸付制度である。

(5) 生活福祉資金

低所得世帯に対して、資金の貸付けを行い経済的自立と生活意欲の助長を図ることを目的として、人吉市社会福祉協議会が熊本県社会福祉協議会から事務の委託を受けて行う貸付制度である。

(6) 被災者生活再建支援金

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興を進めるため、都道府県が拠出した基金から被災者生活再建支援金を支給する制度である。

第4節 市税等の減免

市は被災した納税義務者又は特別徴収義務者に対し、地方税法又は人吉市税条例により、市税の緩和措置を図るため、事態に応じて納税期限の延長、徴収猶予及び減免の措置をとる。

- | | | |
|----------------|--------|--------------|
| (1) 市民税の減免 | 人吉市税条例 | 第51条第1項6号 |
| (2) 固定資産税の減免 | 〃 | 第71条第1項3号 |
| (3) 特別土地保有税の減免 | 〃 | 第139条の3第1項2号 |

第5節 その他市関係の減免及び徴収猶予等

(1) 国民健康保険税の減免

人吉市国民健康保険税条例第27条

(2) 国民年金保険料の免除

国民年金法第90条第1項第5号により国民年金保険料が天災などにより納付困難なとき免除できるので市を経由し、国に進達する。

(3) 水道料金の減免

水道料金については、人吉市水道条例第22条の2により特別の理由があるとき減免できるようにしているため、その都度決定する。

(4) 下水道使用料の減免

下水道使用料については、人吉市下水道条例第18条により特別の理由があるとき減免できるようにしているため、その都度決定する。

(5) 介護保険料の徴収猶予及び減免

人吉市介護保険条例第12条及び第13条

(6) 保育料の減免

人吉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の支給及び利用者負担に関する規則第9条

- (7) 後期高齢者医療保険料の徴収猶予及び減免
人吉市後期高齢者医療に関する条例第2条による保険料の徴収猶予及び減免に係る申請の受付
- (8) 国民健康保険の一部負担金の免除
災害時における人吉市国民健康保険一部負担金免除要項第4条、第5条及び第6条
- (9) 後期高齢者医療一部負担金の免除
高齢者の医療の確保に関する法律第69条

第6節 罹災証明書及び被災証明書の発行

1 罹災証明書の対象

罹災証明書は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋について、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」等の国が示す被害認定基準を準用して発行する。

2 被災証明書の対象

被災証明書は、災害により罹災した住家以外の内容を証明する。

3 申請

- (1) 災害により被災した住家等について、罹災証明書の交付を希望する者は、所定の様式に被害状況が確認できる資料を添えて防災課へ申請するものとする。なお、大規模災害時には、人吉市業務継続計画に基づく実施体制をとるものとする。
- (2) 災害により被災した住家以外の被災証明書の交付を希望する者は、所定の様式に被害状況が確認できる資料を添えて防災課へ申請するものとする。また、商工業関係及び農林業関係、畜産業関係等の事業用資産に関する被害については、経済部へ申請するものとする。
- (3) 火災時の罹災証明書の発行は、人吉下球磨消防組合へ申請するものとする。

4 発行

- (1) 市は、被害家屋調査の結果に基づいて罹災証明書を発行する。なお、被害が軽微で明らかに半壊に至らない場合には、写真等の状況確認ができる書類により判断できるものとする。また、被災証明書についても、同様とする。
- (2) 必要に応じて被災者台帳を作成し、被災者の援護について総合的かつ効率的な実施体制を整備するものとする。
- (3) 証明書の発行は、原則として災害発生の日から1年以内とする。
- (4) 人吉市手数料条例第5条第1項第3号の規定により手数料は徴収しない。

第7節 その他郵便事業等の特別取扱い

- 1 郵便はがき、郵便書簡の無償交付
災害救助法が発動され、被災者が収容施設に入所した場合、又は生活必需物資の支給を受けた場合には、その被災者に郵便はがき5枚、郵便書簡1枚の範囲内で無償交付される。
- 2 救助用小包の無料払い
災害の程度が一定基準を超えた場合に、被災地において救助活動を行っている市町村などの地方公共団体、日本赤十字社等にあてた救助用物資を内容とする現金書留郵便物、小包は無料で取り扱われる。
- 3 郵便貯金、簡易保険等の非常取扱い
非常の災害があった場合には、郵便貯金の簡易な払戻し措置が行われる。
また、簡易保険については、保険金の非常即時払、貸付可能額の範囲内での非常即時貸付措置のほか、保険料の払込猶予期間の延長など特別な取扱いが行われる。
- 4 電報、電話の非常取扱い
災害時に被災者から行う通信及び被災地に特設された電気通信設備から行う通信料金を減免する場合がある。
- 5 放送受信料の免除
非常災害があった場合、被災の程度によっては、期間を定め、放送受信料が免除される。
- 6 J Rの運賃減免
災害が発生した場合に、被災者のための救助用の寄贈品を送る際の小荷物運賃・貨物運賃を無料とする措置がとられる。
具体的には被災地域の知事の要請があつてから、J R各社が無賃の取扱いを行う区間、期間、荷受人等を定め、これを関係駅等に公示することとなる。

第8節 義援金品の受入れ・配分

- 1 義援金の受付
義援金専用の普通預金口座を開設し受け付けるほか、直接窓口で受け付ける。マスコミ等を通じて広報し、義援金の受付を行う。また、熊本県、日本赤十字社等から届けられる義援金の受付を行う。
- 2 義援金配分委員会の設置
義援金を募集配分するための義援金配分委員会を設置する。
- 3 義援金の配分・申請
委員会において、被災状況と集まった義援金額を考慮し、支給の対象者の範囲、配分金額等の交付項目を設定する。
上記の配分計画に従い、市役所窓口において義援金交付申請受付を行う。
- 4 義援金の交付
申請書類については義援金配分委員会の定めた交付対象基準に適合しているかどうか判断

する。必要に応じて再度罹災調査が必要な場合は実施する。

5 配分計画及び配分項目の再検討

被害が長期化する場合には、被災者等のニーズを十分把握し、それに対応した配分項目を検討する。

6 義援金処理にかかる監査及び支給状況の公表

被災者等に対し、義援金が適正かつ公平に配分することを示すために義援金の処理にかかる監査を行うとともに支給状況について公表する。

第9節 農林漁業対策関係融資及び災害補償制度

県は災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対して復旧を促進し、農林漁業の生産力の回復と経営の安定を図るため、政府系金融機関及び一般金融機関に特別の配慮を要請し、災害復旧に必要な資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう努める。

また、災害によって生じた損失を補填して経営の安定を図るため各種の共済、保険制度がある。

第10節 中小企業対策関係融資

被災した中小企業者に対する資金対策として普通銀行、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会による融資の保証等により、事業所の復旧に必要な資金及び事業費の融資が行われるが、これらの融資が円滑に行われ、早期に経営の安定が得られるよう措置する。

第11節 災害復興住宅資金の融資

住宅金融支援機構が独立行政法人住宅金融支援機構法に基づき行う被災者向け、低利融資制度である。

法の定める融資適用災害に該当する場合は、住宅金融支援機構熊本センターに被災者にする貸付融資やその制度に関する周知徹底を図り、借入れ申込み希望者に対して、その指導を行う。

第12節 公共施設の災害復旧

1 災害復旧事業計画

被災箇所は原形に復旧することが原則であるが、必要上改良を要すると認められる箇所については検討のうえ、復旧計画を樹立する。

なお、計画策定にあたっては市担当部局により行うものとする。

(1) 災害復旧事業計画の種類は下記のとおりである。

- ① 公共土木施設災害復旧計画
- ② 農林水産業災害復旧計画
- ③ 公立学校災害復旧計画
- ④ 厚生施設災害復旧計画
- ⑤ その他の施設に係る災害復旧計画

第13節 住宅応急対策

災害のため住家が滅失した被災者に対し、住宅の貸与、応急仮設住宅の建設等を行い、被災者の居住安定を図るものとする。

ただし、災害発生直後における住居対策については、第3編 災害応急対策編の各章における避難収容計画に定める避難所の開設および収容によるものとする。

1 実施機関

被災者に対する応急仮設住宅の建設等は、災害救助法が適用されたときは、第3編 災害応急対策編の各章における災害救助法等の適用計画に基づき、市長が行うものとする。

市のみでは、実施することが不可能な場合は、国、県その他関係機関の応援を得て実施するものとする。

2 応急仮設住宅

被災者のための応急仮設住宅について、早期供給のために、建設予定地の選定と仮設住宅の標準的な規格について、あらかじめ検討しておくものとする。

3 公営住宅の提供

被災者が公営住宅への入居を希望した場合、公営住宅の入居(公営住宅法第22条第1項に基づく特定入居、又は、地方自治法第238条の4第7項に基づく目的外使用許可)について、最大限の配慮を行うものとする。

4 民間施設の提供

民間賃貸住宅関係団体と災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定を締結するなど協力体制の強化を図り、被災者の一時居住のための住宅提供に努めるものとする。

また、ホテル・旅館等民間宿泊施設や空家等利用可能な既存住宅のあつせん及び活用等により避難所の早期解消に努める。

第5編 人吉市原子力災害対策計画編

人吉市原子力災害対策計画

第1章 総則

第1節 計画の背景

平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故においては、放出された放射性物質の影響や避難を要する区域がきわめて広範囲に及ぶこととなった。このことから、本市に近接する原子力発電所で万一同様の事故が発生した場合、その規模や風向きによっては本市へ影響を及ぼす可能性がある。これらの状況を踏まえ、本市においても、原子力災害対策特別措置法その他関係法令の趣旨等に基づき、原子力災害対策計画を策定する。

第2節 計画の目的

この計画は、本市に近接する川内原子力発電所（鹿児島県薩摩川内市）から放射性物質の異常な放出が起こった場合又はその恐れがある場合等（以下「原子力発電所事故」という。）を想定して、本市における必要な対策について定める。

第3節 計画の性格

この計画は、原子力災害に関する具体的な事項について定めるものであり、本計画に記載のない事項については地域防災計画の他の計画により対応する。

第4節 計画の見直し

国においては、東京電力福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、原子力災害対策に関する法令や基本となる計画、ガイドライン等の見直しが進められている。今後、それらの内容や進捗状況を注視しつつ、本計画についても必要な追補、修正等を行っていく。

第2章 防災活動体制

第1節 対策本部等の体制（県、市、関係機関）

- (1) 市は、別表1に従って警戒体制、災害対策本部体制をとるものとする。この場合において、関係する条例に定めるもののほか、地震災害及び風水害対策の計画を準用する。
- (2) 市は、県及び関係機関との密接な連携体制の確保を図る。
- (3) 市、県及び関係機関の業務は、防災責任者の処理すべき事務又は業務に加え、原子力防災に関して、特に別表2に規定する事務・業務とする。

(別表1)

体制区分	設置基準	体制の内容
警戒体制	①県から異常事態の連絡を受けた場合で、本市への放射性物質の拡散等の影響が予想される時 ②県の環境放射線モニタリングにより異常値が検知された場合で、川内原子力発電所に起因することが想定される時	気象に関する警報が発令された場合の警戒体制 (状況に応じて体制の強化を行う。)
災害対策本部体制	○本市内で、この計画に基づく原子力防災対策を実施する必要がある時	地震及び風水害等に関する災害対策本部体制

(別表2)

機関名	事務又は業務
人吉市	1 原子力防災に関する住民等への知識の普及・啓発 2 原子力防災に関する専門知識を備えた職員の養成 3 住民避難等に関する広報・指示 4 避難所の開設・運営、必要に応じて警戒区域の設定等 5 健康相談及び医療体制の整備に関する県への協力 6 住民への原子力災害に関する情報伝達

熊本県	<ol style="list-style-type: none"> 1 原子力防災に関する住民等への知識の普及・啓発 2 原子力防災に関する専門知識を備えた職員の養成 3 原子力防災に関する訓練の実施及び市町村が行う訓練への助言 4 環境放射線モニタリング体制の整備 5 食品検査体制の整備 6 健康相談及び医療体制の整備 7 原子力災害に関する情報収集及び関係機関への通報 8 住民避難等に関する関係機関間の調整 9 県内において放射性物質による被害が生じた場合の対応の調整
熊本地方気象台	災害対策本部等への気象情報等の提供及び解説
九州地方整備局	陸路による避難が困難な場合の住民避難支援
自衛隊	政府原子力災害対策本部の指示に基づき、状況により次の事項を実施 <ol style="list-style-type: none"> 1 環境放射線モニタリングの支援 2 市内で放射性物質による影響が生じた場合の対応支援
鉄道関係機関	原子力災害時における避難者及び救助物資の緊急輸送
日本赤十字社 (熊本県支部)	健康相談及び医療体制の整備に関する市への協力
放送報道関係 機関	原子力災害に関する住民への緊急を要する情報伝達等
自動車運送機関	原子力災害時における避難者及び救助物資の緊急輸送
九州電力(株)	原子力災害に関する状況把握及び情報提供
農業協同組合、森林 組合、漁業協同組合 等	農林畜水産物の生産・管理などの防災関係機関が実施する原子力防災 対策への協力
学校法人	原子力防災に関する児童・生徒への知識の普及・啓発

第2節 原子力防災に係る専門職員等の確保

市は、国や県が行う原子力防災に関する研修等に防災担当職員を可能な限り派遣すること等により、原子力防災に関する専門知識を備えた職員の育成を図る。

第3章 災害予防計画

第1節 情報の収集・連絡体制の整備

1 情報収集・連絡体制の整備

(1) 市は、原子力発電所事故等に関してできるだけ迅速に情報収集・連絡を行うため、県及び発電事業者である九州電力株式会社との情報収集・連絡体制を整備する。

(2) 市及び関係機関は、訓練の実施等により情報収集・連携体制の一層の充実を図る。

2 住民等への情報伝達体制の整備

(1) 市は、原子力発電所事故等における住民等への情報伝達が円滑に実施できるよう、原子力発電所事故等の状況に応じて住民等に提供すべき情報の項目について事前に整理する。

(2) 市は、テレビ、ラジオのほか、インターネット、Eメール等の多様な通信手段の活用体制の構築に努める。

第2節 住民避難体制の整備

(1) 住民の避難は自家用車両の利用を原則とするが、市は、住民避難用の自家用車両が不足する場合等を想定して、関係機関と連携して住民避難用車両の確保に努める。

(2) 市は、避難行動要支援者の避難誘導・移送体制等の充実に努める。

第3節 健康相談および医療体制の整備

(1) 市は、市内の医療機関等と連携して、避難所等での放射性物質の汚染検査（スクリーニング）、ふき取り等の簡易除染、安定ヨウ素剤投与及び健康相談等の実施体制を整備する。

(2) 市は、専門医療が必要な場合に備えて、放射線医学総合研究所等のスタッフからなる緊急被ばく医療チーム等の派遣受入体制や専門医療機関への搬送体制の整備を図る。

第4節 住民等への知識の普及、啓発

(1) 市は、国、県等と協力して、住民等に対する原子力防災に関する知識の普及、啓発のため、次に掲げる事項について広報活動の実施に努める。

①放射性物質及び放射線の特性に関すること。

②原子力発電所施設の概要に関すること。

- ③原子力災害とその特性に関すること。
- ④放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- ⑤緊急時に国、県及び市が講じる対策の内容に関すること。
- ⑥原子力防災に関する緊急情報及び避難指示等の伝達方法に関すること。
- ⑦屋内退避及び避難等に関すること。
- ⑧緊急時に取りべき行動及び避難所での行動等に関すること。
- ⑨被災した住民等に対する人権侵害の防止に関すること。
- ⑩その他原子力防災に関すること。

第4章 災害応急対策計画

第1節 組織体制の確立

市は、次の場合に、地震災害及び風水害等対策に準じて原子力災害対策のための体制をとるものとする。

1 警戒体制

- (1) 県から異常事態の連絡を受けた場合で、本市への放射性物質の拡散等の影響が予想されるとき
- (2) 県の環境放射線モニタリングにより異常値が検知された場合で、川内原子力発電所に起因することが想定されるとき

2 災害対策本部体制

- (1) 本市内でこの計画等に基づく原子力防災対策を実施する必要があるとき

第2節 情報の収集

市は、県及び発電事業者から原子力発電所事故等に関する情報収集を行う。

第3節 情報の伝達

1 関係機関への情報連絡

市は、把握した原子力発電所事故等の情報について、関係機関に速やかに連絡を行う。

2 住民への情報伝達

市は、防災行政無線、広報車、ホームページ、Eメール等のあらゆる情報発信手段を活用して、地域住民に対し、原子力発電所事故等の状況及び必要に応じて避難指示等の伝達を行う。

- (1) 住民へ伝達する事項は、次の事項を基本とする。

- ①事故が発生した施設名（所在地）、事故の発生日時
- ②事故の状況と今後の予測
- ③発電事業者における対策状況
- ④発電所所在県における対策状況
- ⑤屋内退避又は避難が必要となる区域
- ⑥市及び県の対策状況
- ⑦対象住民等がとるべき行動
- ⑧その他必要な事項

(2) 市は、事故の状況やモニタリング情報、被害状況、避難等の状況、医療活動等の応急対策活動内容、避難指示の状況等について町内会、消防団、要配慮者に係る施設等へ、電話、FAX、無線等を利用して連絡を行う。

(3) 市は、応急対策活動状況について継続的に広報する。

第4節 住民避難等の防護活動

(1) 市は、県と協議のうえ、次の事項について調整を行う。

- ①屋内退避を要する区域又は避難を要する区域の決定
- ②避難先及び避難所に係る市町村間の調整

(2) 住民の避難は原則として自家用車両を利用して行う。避難のための自家用車両が不足する場合、市は県と協力して関係機関及び民間運送事業者等に要請して避難用車両の確保に努める。

(3) 住民避難にあたって、市は、避難行動要支援者の円滑な避難誘導、移送に十分留意する。

第5節 健康相談及び医療の実施

(1) 市は、必要に応じて市内の医療機関等の協力を得て、避難所等での放射性物質の汚染検査（スクリーニング）、ふき取り等の簡易除染、安定ヨウ素剤投与及び健康相談等を実施する。

(2) 市は、必要に応じて、放射線医学総合研究所等のスタッフからなる緊急被ばく医療チーム等の派遣要請や専門医療機関への搬送を実施する。

第6節 広域的連携

市は、避難を要する住民が多数となるなど必要がある場合は、県や災害時相互応援協定を締結している自治体に支援要請を行う。

第5章 災害復旧対策計画

第1節 風評被害等の影響軽減

市は、県と連携し、原子力災害による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するため、必要に応じて以下のような活動を行う。

- ①農林畜水産業等の生産物について、放射能汚染状況を調査し、その結果を公表すること。
- ②被ばく患者の処置を行った医療機関の処置室等の汚染の有無を確認し、その結果を公表すること。
- ③市内における農林畜水産業、商工業、観光業等及び地域経済への影響を把握すること。
- ④県産品等に対する市場や消費者の動向を把握すること。
- ⑤原子力災害による風評被害等の影響を軽減するために、農林漁業、地場産業の商品等の適正な流通の促進のための広報活動を行うこと。

第2節 住民健康相談

市は、県及び医療機関等と連携して、避難等を行った住民及び避難者の受入れに協力した住民等の心身の健康に関する相談に応じるための体制をとる。

第3節 放射性物質による汚染の除去等

市は、市内において放射性物質の除染の必要があると認められる場合は、国、県、原子力発電所所在県、発電事業者その他関係機関と連携して、放射性物質に汚染された物の除去及び除染作業を行う。

第4節 支援措置その他

被災者への支援措置その他必要となる事項については、原則として地震災害及び風水害対策計画を準用して対応する。

第 6 編 資料編

搭載資料一覧表

資料	1	人吉市防災会議委員名簿
資料	2	災害対策本部編成表
資料	3	災害対策支部編成表
資料	4	自主防災組織及び地区防災計画作成一覧
資料	5	災害情報報告受付様式（様式1号）
資料	6	被害状況報告様式（様式2号）
資料	7	住民避難等報告書様式（様式4号）
資料	8	風水害記録
資料	9	火災記録
資料	10	地震記録
資料	11	災害救助法適用時の救助の種類及び実施方法
資料	12	被害判定基準
資料	13	気象予警報の種類及び気象情報基準
資料	14	気象庁震度階級関連解説表
資料	14-2	地震情報
資料	15	台風について
資料	16	急傾斜地崩壊指定危険区域一覧表
資料	17	地すべり危険箇所一覧表
資料	18	急傾斜地崩壊危険箇所一覧表
資料	19	山腹崩壊危険箇所一覧表
資料	20	土石流危険渓流一覧表
資料	21	崩壊土砂流出危険箇所一覧表
資料	22	土砂災害警戒区域・特別警戒区域指定一覧表
資料	23	避難場所・避難所一覧表
資料	24	ヘリコプター発着予定地一覧表
資料	25	応急教育実施場所及び方法
資料	26	文化財一覧表
資料	27	災害復興関係融資等に関する資料
資料	28	災害緊急指定道路策定図

資料1

令和5年人吉市防災会議委員名簿

R5. 5. 22現在

条例	職名	氏名	住所	電話番号
会長	人吉市長	松岡 隼人	西間下町7-1	22-2111
1号	国土交通省九州地方整備局 八代河川国道事務所長	宗 琢万	八代市萩原町1-708-2	0965-32-4135
〃	熊本南部森林管理署長	高木 周一	西間上町2607-1	23-3311
〃	熊本地方気象台次長	久保 純一	熊本市西区春日2-10-1	096-352-7740
2号	熊本県南広域本部 球磨地域振興局次長	甲斐 奈美枝	西間下町86-1	24-4111
〃	熊本県南広域本部 球磨地域振興局土木部長	大和 勇紀	西間下町86-1	24-4111
〃	熊本県南広域本部球磨地域振興局 保健福祉環境部長	服部 希世子	西間下町86-1	22-3107
3号	人吉警察署長	中林 俊郎	西間下町1014	24-4110
4号	人吉市副市長	迫田 浩二	西間下町7-1	22-2111
〃	人吉市総務部長	永田 勝巳	西間下町7-1	22-2111
〃	人吉市復興政策部長	浦本 雄介	西間下町7-1	22-2111
〃	人吉市市民部長	松尾 和弘	西間下町7-1	22-2111
〃	人吉市健康福祉部長	淵上 麻美	西間下町7-1	22-2111
〃	人吉市経済部長	溝口 尚也	西間下町7-1	22-2111
〃	人吉市復興建設部長	瀬上 雅暁	西間下町7-1	22-2111
〃	人吉市水道局長	山本 繁美	西間下町7-1	22-2111
〃	人吉市教育部長	小澤 洋之	西間下町7-1	22-2111
5号	人吉市教育長	志波 典明	西間下町7-1	22-2111
6号	人吉下球磨消防組合消防長	豊永 浩	下林町1	22-5241
7号	人吉市消防団長	赤池 栄祐	西間下町7-1	22-2111
8号	西日本電信電話株式会社 熊本支店設備部長	米元 保	熊本市中央区九品寺1-2-11	096-272-9215
〃	日本通運株式会社 人吉営業所課長	福江 成也	下青井町386-5	22-2730
〃	九州電力送配電株式会社 人吉配電事業所長	岩本 優一	五日町35	0800-777-9439
〃	産交バス株式会社人吉営業所長	村口 昭寛	下青井町390-1	22-5205
〃	JR九州熊本工務所八代工務室長	福岡 敏夫	八代市萩原町1-1-1	0965-34-1903
〃	日本郵便株式会社人吉郵便局長	鹿島 守明	上青井町134-4	22-2883
〃	くま川鉄道株式会社取締役社長	永江 友二	中青井町265	23-5011
9号	人吉市議会議長	宮原 将志	西間下町7-1	22-2111
〃	球磨地域農業協同組合 下球磨統括支所長兼人吉支所長	高沢 衛	上薩摩瀬町861-1	28-3030
〃	人吉商工会議所会頭	岩下 博明	南泉田町3-3	22-3101
〃	人吉市町内会長連合会 東校区会長	吉田 力	西間下町7-1	22-2111
〃	人吉市医師会 監事	岐部 明廣	南泉田町72-2	22-3065
〃	人吉市歯科医師会 委員	瀬戸 雄行	瓦屋町1118-1	25-1800
〃	人吉医療センター院長	木村 正美	老神町35	22-2191
〃	人吉市社会福祉協議会事務局長	松岡 誠也	西間下町41-1	24-9192
特別委員	熊本県市房ダム管理所 審議員兼所長	矢津田 達昭	球磨郡水上村岩野3-6	44-0304
特別委員	西日本高速道路株式会社九州支社 熊本高速道路事務所長	藤原 寛	八代市川田町西691	0965-39-0711

令和5年度 人吉市災害対策本部 編成表

本部長：市長
副本部長：副市長

本部長付：

教育長
議事事務局長

総務部 部長 (対策支援) 副部長 副部長 副部長 (報道対応) 副部長	総務班 班長 副班長 副班長 副班長 副班長 班長 副班長 副班長 副班長 班長 副班長 副班長 副班長 班長 副班長 副班長 副班長 班長 副班長 副班長 副班長 班長 副班長 副班長 副班長 班長 副班長 副班長 副班長 班長 副班長 副班長 副班長	(予算) (支払) (官公庁) (人事) (入浴施設) (商工観光施設) (文化財施設) (副水防隊長) (総務班長) (総務副班長) (技術班長) (給水) (ポンプ場) (避難行動要支援) (ショートステイ・福祉避難所)	本部担当 人事担当 経理担当 報道写真担当 調査担当 水防担当 消防・水防担当 上水道担当 下水道担当 救護担当 医療担当 衛生・機動担当 避難施設・ 給食担当 災害ボランティア 担当	家屋被害 農産物被害 土木・公園施設被害 その他情報通信設備等被害 農林道・施設被害 教育施設被害 市営住宅被害 財産区施設被害 (衛)大規模災 害時衛生班へ
水道部 部長	消防班 班長(兼) 上水道班 班長 下水道班 班長			
救護部 部長	救護班 班長 副班長			
副部長	衛生・機動班 班長 副班長 副班長 副班長			
副部長	避難施設・給食班 班長 副班長 副班長	(避難施設) (給食)		
災害ボランティアセンター 部長	班長			人吉市社会福祉協議会

令和5年度 人吉市災害対策支部編成表

支部名	所管町名	消防団	支部詰所	支部長・副支部長	班長	班員	職員数	随門随管
東支部	上・下新町 北・南願成寺町 南・北泉田町 鶴田町、鬼木町 七日町、五日町 二日町、九日町 大工町、紺屋町 鍛冶屋町	第1分団第2部 第1分団第3部 第1分団第4部 第2分団第1部	人吉東小	支部長 副支部長	総務 情報・広報 救護 調査		22名	[国交省] 上新町 下新町 [熊本県] 紺屋町 [人吉市] 九日町
西支部	上・中・下青井町 駒井田町 瓦屋町 城本町 合ノ原町 井ノ口町	第2分団第2部 第2分団第3部	人吉西小	支部長 副支部長	総務 情報・広報 救護 調査		21名	[国交省] 上青井 下青井 [熊本県] 駒井田第二 御溝川 駒井田 二条 上青井 御溝川側 万江川側
川南支部	新町、老神町 土手町、灰久保町 南町、寺町、田町 富ヶ尾町、上原町 麓町、中城町 原城町 西間上・下町	第1分団第1部 第5分団第1部	保健センター2階	支部長 副支部長	総務 情報・広報 救護 調査		21名	[国交省] 老神町 [熊本県] 田町 寺町 胸川
間支部	東間上・下町 藁野町、古仏頂町 大塚町、木地屋町 田野町、七地町 浪床町、蟹作町 赤池原・水無町 赤池水無町外園	第5分団第2部 第5分団第3部 第6分団第1部 第6分団第2部	東間コミセン	支部長 副支部長	総務 情報・広報 救護 調査		21名	[人吉市] 茂田川 矢黒川

注1. 氏名の下に____のある職員は、支部に所属しているが、本部及び施設管理を優先する。

注2. 氏名の末尾の【 】は、【調】調査班、【上水】上水道班、【衛】衛生・機動班、【施】施設管理、【本部】本部付、【支】支部、【総】本部総務班を意味する。

注3. 氏名の末尾に(消)のある職員は、基本的に支部を優先するが、場合により所属支部長と消防団所屬部長の協議のうえ、消防団を優先する場合もある。

令和5年度 人吉市災害対策支部編成表

支部名	所管町名	消防団	支部詰所	支部長・副支部長	班長	班員	職員数	樋門樋管
大畑支部	東・上・下漆田町 上・下代田町 大畑町 大畑麓町 大野町、矢岳町	第7分団第1部 第7分団第2部 第7分団第3部	大畑コミセン	支部長 副支部長	総務 情報・広報 救護 調査		19名	
林・ 薩摩瀬支部	上林町 中林町 下林町 温泉町 上薩摩瀬町 下薩摩瀬町 下城本町 宝来町・相良町	第3分団第1部 第4分団第1部	人吉スポーツパレス	支部長 副支部長	総務 情報・広報 救護 調査		22名	[国交省] 相良 相良第二 相良第一 上薩摩瀬 下薩摩瀬 福川 出水川 [熊本県] 下林
西瀬南支部	矢黒町 上・下永野町 上・下戸越町 鹿目町 中神町段山	第4分団第2部 第4分団第3部	西瀬小	支部長 副支部長	総務 情報・広報 救護 調査		17名	[国交省] 矢黒 矢黒第二
中原支部	原田地区 中神地区 (大柿・小柿を含む)	第3分団第2部 第3分団第3部	中原小	支部長 副支部長	総務 情報・広報 救護 調査		17名	[国交省] 釜場 八久保 大柿 [熊本県] 下林第二 荒毛

注1. 氏名の下に____のある職員は、支部に所属しているが、本部及び施設管理を優先する。

注2. 氏名の末尾の【 】は、【調】調査班、【上水】上水道班、【衛】衛生・機動班、【施】施設管理、【本部】本部付、【支】支部、【救】救護担当、【総】本部総務班を意味する。

注3. 氏名の末尾に(消)のある職員は、基本的に支部を優先するが、場合により所属支部長と消防団所屬部長の協議のうえ、消防団を優先する場合もある。

資料4 【自主防災組織及び地区防災計画作成一覧】

(1) 自主防災組織

【令和5年4月1日現在】

発足年月日	地区名	組織数	備考
平成17年12月	全町内会	89町内会	

(2) 地区防災計画作成一覧表

作成年度	地区名	計画名	備考
令和5年度	上新町	上新町自主防災組織	
令和5年度	北願成寺町	北願成寺町地区防災計画書	
令和5年度	瓦屋町	人吉市瓦屋町地区防災計画書	

資料5 災害情報報告受付様式（様式1号）

様式1号

災 害 情 報			
災 害 の 種 別		災 害 発 生 日 時	
災 害 発 生 場 所			
発 信 機 関		受 信 機 関	
発 信 者		受 信 者	
発 信 時 刻		月 日 時 分	
受 信 事 項			
処 理 事 項			
<p>(注意)</p> <p>災害状況は、次の事項に留意して報告し、又は報告を受けること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 人的被害については、その被害の概要（発生日時、場所、被害の原因・状況消防機関等の出動等）を記載するとともに、死者・行方不明者・重傷者・軽傷者等人的被害を受けた個人ごとにそれぞれ住所、氏名、年齢、性別を記載のこと。 2. 住家被害については、その被害の概要（発生日時、場所、被害の原因・状況・消防機関等の出動等）を記載するとともに、被害棟数、世帯数、人数を記載すること。 3. 道路の規制状況については、規制の場所、被害の原因を記載すること。 4. 河川、海岸、溜池の護岸堤防、ダム等その他公共施設の危険状況・防災活動状況。 5. 住民の避難について、自主避難・避難指示等の別、地区名、世帯数、人員、避難場所及び避難の原因等について記載すること。 			

資料6 被害状況報告様式(様式2号)

被害状況報告書 (速報・確定)

様式2号

月 日 時 分 現在
報告者名 ()

区分		市町村名	人 吉 市	摘 要
人的被害	死者	人		
	行方不明者	人		
	重傷者	人		
	軽傷者	人		
住家被害	全壊	棟		
		世帯		
		人		
	半壊	棟		
		世帯		
		人		
	床上浸水	棟		
		世帯		
		人		
	床下浸水	棟		
		世帯		
		人		
一部破損	棟			
	世帯			
	人			
非住家	公共建物	棟		
	その他	棟		
罹災世帯数		世帯		
罹災者数		人		
災害対策本部設置			月 日 時 分	
災害対策本部解散			月 日 時 分	
災害救助法適用			月 日 時 分	
消防職員出動延人員		人		
消防団員出動延人員		人		

資料8 風水害記録

発生年月日	主たる被災場所	原因	被害状況		
災害救助法 適用 S40.7.3		豪雨 最高水位 6.70m	死者 2人 負傷 1人 流失全壊 37戸 全壊 846戸 床上浸水 1,020戸 床下浸水 444戸	農林関係被害 土木被害 公共施設被害 商工被害 一般被害	222,693千円 255,500千円 78,155千円 3,750,261千円 843,200千円
S46.8.5	全市	風雨 (台風第19号)	負傷 11人 全壊 3戸 半壊 7戸 一部破損 20戸 床上浸水 910戸 床下浸水 592戸	公立文教施設 農林水産施設 公共土木施設 その他公共施設 農産被害 畜産被害 商工被害 その他	12,783千円 17,595千円 6,229千円 21,530千円 77,792千円 700千円 352,357千円 705,610千円
S47.6.12	全市	豪雨	死者 4人 全壊 4戸 一部破損 4戸 床上浸水 83戸	公立文教施設 農林水産施設 公共土木施設 その他公共施設 農産被害 商工被害 その他	2,250千円 22,420千円 14,022千円 5,150千円 8,065千円 3,052千円 58,100千円
S47.7.5 ～ S47.7.6	全市	豪雨	軽傷 12人 全壊 14戸 一部破損 14戸 床上浸水 504戸 床下浸水 1,062戸	公立文教施設 農林水産施設 公共土木施設 その他公共施設 農産被害 畜産被害 林産被害 水産被害 商工被害 その他	8,200千円 580,010千円 832,667千円 16,892千円 90,426千円 174千円 34,860千円 5,180千円 34,656千円 264,550千円
S54.7.17	全市	豪雨	死者 5人 行方不明 2人 軽傷 3人 半壊 4戸 床上浸水 198戸 床下浸水 532戸	公立文教施設 農林水産施設 公共土木施設 その他公共施設 農産被害 商工被害 その他	6,528千円 1,516,740千円 132,095千円 36,800千円 88,863千円 25,556千円 950千円

発生年月日	主たる被災場所	原因	被害状況		
S57.7.24 ～ S57.7.25	全 市	豪 雨 最高水位 4.65m	死 者 1人 一部破損 1戸 床上浸水 410戸 床下浸水 343戸	農産被害 商工被害 農林水産施設 公共土木施設 その他公共施設 その他	57,798千円 265,980千円 91,200千円 23,482千円 55,824千円 22,178千円
H3.9.27	全 市	風 雨 (台風第19号)	負 傷 1人 半 壊 1戸 一部破損 49戸	公立文教施設 農林水産施設 公共土木施設 その他公共施設 農産被害 畜産被害 林産被害 商工被害	13,000千円 21,070千円 17,100千円 9,122千円 189,277千円 11,380千円 309,452千円 162,105千円
H7.7.3	全 市	豪 雨	一部破損 1戸 床上浸水 5戸 床下浸水 37戸	農業関係被害 林業関係被害 公共土木施設 その他公共施設 その他	46,050千円 5,150千円 48,738千円 52,596千円 970千円
H9.7.9 ～ H9.7.11	全 市	豪 雨	床下浸水 6戸	農林水産施設 公共土木施設 その他公共施設	95,492千円 34,693千円 7,938千円
H11.9.24	全 市	風 雨 (台風第18号)		公立文教施設 農林水産施設 公共土木施設 その他公共施設 農産被害 畜産被害 商工被害	3,400千円 14,300千円 13,180千円 4,915千円 134,500千円 3,541千円 9,565千円
H16.8.29 ～ H16.8.30	全 市 (避難勧告) ・宝来町 ・相良町 ・上薩摩瀬 ・下薩摩瀬 ・温泉町	風 雨 (台風第16号) 最高水位 3.96m	軽 傷 1人 一部破損 79戸 床上浸水 1戸 床下浸水 5戸	公立文教施設 農林水産施設 公共土木施設 その他公共施設 農産被害 商工被害	42,150千円 2,648千円 4,258千円 124千円 77,754千円 7,824千円
H16.9.6 ～ H16.9.7	全 市	風 雨 (台風第18号)	重 傷 1人 軽 傷 2人 全 壊 1戸 一部破損 86戸 床下浸水 6戸	公立文教施設 農林水産施設 公共土木施設 その他公共施設 農産被害 商工被害	10,287千円 12,740千円 56,561千円 130千円 141,977千円 18,368千円

発生年月日	主たる被災場所	原因	被害状況			
H17.9.5 ～ H17.9.6	全 市 (避難勧告) ・温泉町 ・相良町 ・中神町大柿 ・中神町小柿 ・中神町城本	風 雨 (台風第14号) 最高水位 4.16m	重 傷 一部破損 床上浸水 床下浸水	1人 14戸 1戸 5戸	公立文教施設 農地被害 公共土木施設 農産被害 商工被害	300千円 186千円 8,500千円 40,184千円 1,400千円
H18.7.21 ～ H18.7.23	全 市 (避難勧告) ・温泉町 ・相良町 ・中神町大柿 ・中神町小柿 ・中神町城本 ・下薩摩瀬 (一部) ・中神町段 (一部) (避難指示) ・瓦屋町 ・与内山地区	梅雨前線 豪 雨 最高水位 3.68m	一部破損 床下浸水	1戸 14戸	公立文教施設 農地被害 公共土木施設 農産被害 商工被害 公園被害 農業用施設被害 林業関係被害	6,034千円 500千円 81,902千円 1,000千円 2,400千円 174千円 20,650千円 38,271千円
H20.6.21 ～ H20.6.22	全 市 (避難勧告) ・温泉町 ・相良町 ・下薩摩瀬町 ・中神町大柿 ・中神町小柿 ・中神町城本 ・中神町段 (一部)	梅雨前線 豪 雨 最高水位 3.71m	床下浸水	1戸	公立文教施設 農地被害 林業関係被害 公共土木施設 公園被害	15,000千円 7,600千円 3,000千円 73,500千円 80千円
H21.7.29	全 市	梅雨前線 豪 雨	床下浸水	5戸	公共土木施設 農業用施設 林業関係被害	9,618千円 4,650千円 530千円

(※平成21年度分から損害額10,000千円以上を掲載)

発生年月日	主たる被災場所	原因	被害状況
H23. 6. 11	全 市 (避難勧告) ・古仏頂町 ・木地屋町 ・東大塚町 ・西大塚町 ・田野町 ・上漆田町 ・下漆田町 ・東漆田町 ・上田代町 ・下田代町 ・大畑町 ・大畑麓町 ・大野町 ・矢岳町 ・矢黒町 ・上永野町 ・下永野町 ・上戸越町 ・下戸越町 ・鹿目町 ・中神町段山	豪 雨 (大雨・洪水警報) (土砂災害警戒情報) 最高水位 3.47m	公立文教施設 886千円 農地被害 7,400千円 公共土木施設 15,511千円 公園被害 530千円 農業用施設 7,400千円 林業関係被害 864千円
H24. 7. 12 ~H24. 7. 13	全 市	梅雨前線 豪 雨 最高水位 3.15m	農地被害 600千円 公共土木施設 14,016千円 農業用施設 2,607千円 林業関係被害 1,429千円
H25. 6. 26	全 市	梅雨前線 豪 雨 最高水位 1.45m	公共土木施設 12,750千円 農業関係被害 361千円
H25. 8. 31 ~H25. 9. 1	全 市	豪 雨 最高水位 2.17m	公共土木施設 8,100千円 農業関係被害 2,600千円 林業関係被害 3,150千円
H26. 7. 9 ~ H26. 7. 10	全 市 (避難勧告) 市全域	風 雨 (台風8号)	農業用施設 21,900千円 林業関係被害 500千円 公共土木施設 6,900千円 公園被害 4,900千円
H26. 10. 12~ H26. 10. 13	全 市 (避難勧告) 市全域	風 雨 (台風19号)	被害 1,000万未満

発生年月日	主たる被災場所	原因	被害状況	
H27. 8. 25	全 市	風 雨 (台風 15 号)	観光関係	1 8 4 千円
			農業関係被害	2 4 , 7 0 4 千円
			公営住宅	7 2 0 千円
H28. 7. 12	全 市 (避難勧告) ・木地屋町 ・大塚町 ・田野町	梅雨前線 豪 雨 最高水位 2. 64m	農地等	3 , 7 0 0 千円
			林業関係被害	1 9 5 千円
			公園等	8 , 0 0 0 千円
H30. 7. 6	全 市 (避難勧告) 万江川沿岸	梅雨前線 豪 雨 最高水位 3. 48m	公共土木施設	1 2 , 1 0 0 千円
			公立文教施設	1 , 7 0 1 千円
			文化財関係	4 0 6 千円
R 元. 7. 3～ R 元. 7. 4	全 市 (避難勧告) 市全域	梅雨前線 豪 雨 最高水位 1. 94m	農業用施設	1 , 5 0 0 千円
			公共土木施設	8 0 0 千円
			文化財関係	6 0 , 0 0 0 千円
R 元. 7. 13～ R 元. 7. 14	全 市 (避難勧告) 川南地区	梅雨前線 豪 雨 最高水位 2. 68m	農地等	9 , 5 5 0 千円
			公立文教施設	3 , 9 0 0 千円
			文化財関係	1 0 , 0 0 0 千円
災害救助法 適用 R2. 7. 3～ R2. 7. 4	全 市 (避難指示) 市内全域	梅雨前線 豪 雨 最高水位 6.9～7.6	死者	2 1 人
			負傷	1 7 人
			全壊	9 0 2 戸
			半壊	1 , 4 5 2 戸
			床上浸水	0 戸
			一部破損	3 0 8 戸
			床下浸水	0 戸
			非住宅被害	1 , 9 4 6 棟
			福祉施設	3 1 9 , 6 1 3 千円
			衛生施設等	5 , 2 4 1 , 9 8 7 千円
			商工被害	2 7 , 9 0 4 , 7 9 0 千円
			農作物等被害	1 2 5 , 8 2 4 千円
			農業施設	3 , 0 0 0 千円
			農地等被害	9 , 2 0 0 , 0 0 0 千円
			林業関係被害	7 0 4 , 1 3 2 千円
			公共土木施設	1 1 , 7 0 2 , 0 6 6 千円
			都市施設等	6 5 6 , 2 6 2 千円
			公立文教施設等	7 4 7 , 8 8 0 千円
R3. 7. 9～ R3. 7. 11	全 市 (避難指示) 市内全域	梅雨前線 豪 雨 最高水位 1. 13m	農業用施設	5 0 , 0 0 0 千円
			公立土木施設	4 7 , 4 0 0 千円
			公園被害	3 5 0 千円
R3. 8. 11～ R3. 8. 19	全 市 (避難指示) 市内全域	豪 雨 最高水位 2. 58m	林業関係被害	4 , 0 0 0 千円
			公立土木施設	2 7 , 3 1 0 千円
災害救助法 適用 R4. 9. 17～ R4. 9. 19	全 市 (避難指示) 市内全域	風 雨 (台風 14 号) 最高水位 3. 94m	一部破損	1 戸
			非住宅被害	3 棟
			商工被害	2 , 0 0 0 千円
			農業施設	4 0 0 千円
			農業用施設	1 , 0 0 0 千円
			公共土木施設	4 7 , 4 0 0 千円
			公園被害	3 , 0 0 0 千円
			公立文教施設	1 6 , 9 0 0 千円
			文化財	4 0 0 千円

資料9 火災記録

発生年月日	場 所	焼 損 程 度	損害額
62. 4.19	北泉田町	店舗併用住宅部分焼	11,169 千円
7.31	大畑麓町	養蚕室全焼	1,604 千円
12.18	上田代町	事務室併用住宅全焼	12,552 千円
昭和 63 年分 損害 1, 000 千円以上の火災なし			
H 元. 3.18	下原田町字西門	空家（元工場）全焼 1 棟	1,683 千円
” 3.22	養野町	住宅全焼 1 棟 部分焼 1 棟	7,147 千円
” 10. 1	大畑麓町字小川内	住宅全焼 1 棟 納屋部分焼 1 棟	2,429 千円
H2. 2.12	鶴田町	住宅全半焼及び部分焼 3 棟 倉庫全焼 2 棟 部分焼 1 棟	26,880 千円
” . 10.29	北願成寺町	店舗併用住宅半焼	4,849 千円
H3. 1. 9	田町	住宅全焼 1 棟 部分焼 1 棟	8,240 千円
” . 1.18	下原田町	住宅全焼 1 棟 半焼 1 棟 納屋全焼 1 棟	7,464 千円
” . 3.12	赤池水無町	住宅半焼	1,084 千円
” . 6. 4	矢岳町	住宅全焼	4,041 千円
” . 8.25	相良町	店舗半焼	38,798 千円
” . 9.19	南願成寺町	住宅全焼 1 棟 部分焼 1 棟	1,829 千円
” . 11.23	北泉田町	車両 1 台	1,546 千円
H4. 4.29	下薩摩瀬町	倉庫全焼 2 棟 部分焼 1 棟	1,832 千円
” . 5. 2	中林町	作業場全焼 5 棟 半焼 2 棟 部分焼 1 棟	40,886 千円
” . 7.28	中神町	店舗併用住宅全焼	3,230 千円
” . 11.18	上漆田町	工場全焼	83,139 千円
” . 11.19	北願成寺町	住宅全焼	2,544 千円
H5. 1.20	上原田町	住宅全焼 2 棟 死者 1 名	8,224 千円
” . 2. 2	瓦屋町	住宅全焼 納屋部分焼 1 棟	4,937 千円
” . 2.10	大工町	住宅全焼 店舗部分焼 3 棟	82,315 千円
” . 2.23	鍛冶屋町	住宅全焼 住宅部分焼 1 棟	1,204 千円
” . 3. 4	下田代町	住宅全焼 死者 1 名	5,144 千円
” . 4.16	大畑町	車庫全焼 住宅部分焼 1 棟	2,233 千円
” . 12.12	養野町	倉庫併用作業場全焼	8,086 千円
” . 12.24	瓦屋町	住宅全焼 納屋全焼	2,785 千円
H6. 2. 2	下原田町	空家（元鉄工所）全焼 1 棟 共同 住宅部分焼 1 棟	2,209 千円
” . 4.15	上原田町	住宅全焼 1 棟	2,225 千円
” . 8. 1	鹿目町	住宅全焼 1 棟 納屋全焼 1 棟 風呂・便所全焼 1 棟	11,016 千円
” . 9.29	鬼木町	住宅全焼 1 棟 部分焼 1 棟	1,146 千円
” . 10.29	中神町	住宅全焼 1 棟	8,019 千円
H7. 1. 6	土手町	事務所半焼 1 棟	10,693 千円
” . 1. 9	上原田町	住宅全焼 1 棟	2,806 千円
” . 2. 4	五日町	店舗併用住宅全焼 1 棟 住宅全焼 1 棟・部分焼 1 棟	13,172 千円
” . 2.17	大畑町字柴笠国道 219 号	乗用自動車	1,200 千円
” . 2.24	鬼木町	住宅全焼 1 棟 住宅部分焼 1 棟	29,022 千円
” . 3.15	上原田町	普通林(市有林)	2,167 千円
” . 5.17	下林町	住宅全焼 1 棟 全焼 3 棟 部分焼 1 棟 ぼや 1 棟	2,895 千円

第6編 資料編

発生年月日	場 所	焼 損 程 度	損害額
H7. 9.24	下城本町	住宅全焼1棟	10,311千円
〃. 11.24	二日町	住宅全焼1棟	27,109千円
〃. 12. 2	大畑町	住宅全焼1棟 納屋全焼1棟 死者1名	2,973千円
H8. 3. 5	願成寺町	住宅全焼2棟 半焼1棟	6,196千円
〃. 4.23	上薩摩瀬町	住宅全焼1棟	2,586千円
〃. 5. 1	願成寺町	住宅全焼1棟	13,999千円
H9. 1.20	下田代町	住宅全焼1棟 死者1名	9,043千円
〃. 8.12	上原田町	住宅全焼1棟	13,994千円
〃. 9.23	鬼木町	住宅全焼1棟 ぼや1棟	7,671千円
〃. 10. 9	二日町	店舗併用住宅半焼1棟	7,836千円
〃. 12. 4	上薩摩瀬町	住宅全焼1棟 ぼや2棟 死者1名	9,119千円
H10. 3. 2	二日町	住宅全焼1棟 半焼2棟 部分焼1棟	11,497千円
H11. 2.29	下漆田町	住宅全焼1棟 納屋ぼや1棟	2,897千円
〃. 5.25	下原田町	店舗併用住宅全焼1棟 ぼや1棟	2,068千円
〃. 7.10	蓑野町	住宅併用住宅全焼1棟	8,954千円
H12. 3.16	七地町	住宅全焼1棟	7,716千円
〃. 6.30	下薩摩瀬町	住宅全焼1棟 住宅部分焼1棟	4,911千円
〃. 12. 3	鬼木町	住宅全焼1棟 工場部分焼1棟 物置全焼2棟 住宅部分焼1棟	4,800千円
H13. 1.15	中青井町	併用住宅半焼1棟	1,905千円
〃. 1.23	上新町	住宅全焼1棟	6,092千円
〃. 2.24	下永野町	住宅全焼1棟 ぼや1棟	1,806千円
〃. 8. 5	蓑野町	工場部分焼2棟	2,486千円
H14. 6.29	蓑野町	住宅全焼1棟 部分焼1棟	5,482千円
〃. 10. 9	上林町	園芸資材半焼 倉庫ぼや1棟	4,410千円
〃. 10.14	瓦屋町	住宅全焼1棟 部分焼1棟 ぼや1棟	5,544千円
H15. 3.21	老神町	住宅半焼1棟 死者1名	6,130千円
〃. 5.26	古仏頂町	住宅全焼1棟 部分焼1棟	3,473千円
〃. 6.24	上漆田町	大型貨物自動車	8,765千円
〃. 11.11	鬼木町	住宅全焼2棟 部分焼1棟	10,687千円
H16. 1.24	中林町	住宅全焼1棟 ぼや1棟	1,341千円
〃. 3.17	下漆田町	消防団詰所全焼1棟	4,301千円
〃. 4.25	瓦屋町	住宅全焼1棟 部分焼1棟	1,422千円
〃. 5.21	下原田町西門	店舗併用住宅全焼1棟	30,208千円
〃. 9.11	願成寺町	倉庫部分焼1棟	9,639千円
〃. 11.22	上原田町上原	納屋併用住宅全焼2棟 ぼや1棟	3,211千円
H17. 4.17	鹿目町	住宅、物置4棟全焼	2,403千円
〃. 5.12	西間下町	お浄め所全焼	21,742千円
〃. 7.11	中林町	住宅部分焼、納屋全焼、死者1名、負傷者1名	12,699千円
〃. 11.14	願成寺町	店舗併用住宅全焼1棟	30,208千円
〃. 11.26	上漆田町	大型貨物自動車	4,073千円

発生年月日	場 所	焼 損 程 度	損害額
H18. 2.13	上田代町	住宅全焼1棟、納屋部分焼1棟、納屋ぼや1棟	3,000千円
" . 5. 4	城本町	住宅全焼1棟	2,215千円
" . 5. 5	下薩摩瀬町	事務所併用住宅全焼1棟、住宅部分焼1棟、住宅ぼや1棟	4,737千円
" . 5.28	下薩摩瀬町	住宅全焼1棟、住宅ぼや1棟、負傷者1名	6,828千円
H19. 3. 7	駒井田町	専用住宅半焼1棟	12,345千円
" . 7.22	矢黒町	事務所兼休憩室全焼1棟、住宅ぼや2棟、負傷者1名	1,184千円
" . 7.27	下原田町	事務所併用住宅全焼1棟	7,675千円
H20. 8. 4	下漆田町	建設用重機1台	1,350千円
" .10.20	矢岳町	住宅全焼1棟、納屋全焼1棟、車庫全焼1棟、納屋部分焼1棟	7,070千円
H21. 3.24	紺屋町	店舗併用住宅全焼1棟、店舗全焼2棟、倉庫全焼1棟、 店舗併用住宅部分焼2棟、複合用途防火対象物ぼや1棟	27,923千円
" . 4.11	灰久保町	普通乗用車1台	1,486千円
" .12.19	上青井町	旅館部分焼1棟	2,049千円
H22.5.17	木地屋町	私有林 624a	7,553千円
H23.1. 7	西間下町	専用住宅全焼1棟、専用住宅部分焼1棟、専用住宅ぼや2棟、 共同住宅ぼや1棟、死者4名、負傷者1名	14,748千円
" . 3.31	上林町	専用住宅全焼1棟、倉庫全焼1棟、負傷者1名	10,007千円
" . 9. 7	田野町	専用住宅半焼1棟	3,011千円
" .10.28	赤池水無町	工場部分焼1棟	3,049千円
H25. 1.24	赤池水無町	工場部分焼1棟	1,795千円
H26. 5. 23	鶴田町	店舗部分焼1棟	9,351千円
" . 7. 12	合ノ原町	納屋全焼1棟	1,690千円
" .11.14	上田代町	事務所兼住宅全焼1棟 倉庫兼作業場半焼1棟	29,155千円
H29. 1.31	合ノ原町	風呂場全焼1棟、車庫兼倉庫全焼1棟、専用住宅全焼1棟、 専用住宅ぼや1棟、倉庫半焼1棟	3,133千円
" . 2.16	上薩摩瀬町	事務所兼倉庫全焼1棟、事務所兼倉庫部分焼1棟、 軽貨物自動車1台	4,896千円
" .12. 9	上青井町	店舗全焼1棟	11,016千円
H30. 1.12	北泉田町	専用住宅全焼1棟、専用住宅部分焼1棟	6,739千円
" . 1.30	鹿目町	専用住宅全焼1棟	1,568千円
" . 3.14	井ノ口町	貨物自動車1台、倉庫ぼや2棟	1,620千円
" . 4. 3	上林町	専用住宅全焼1棟	4,323千円
" . 4.24	駒井田町	専用住宅全焼1棟、共同住宅部分焼1棟、 テナントビルぼや1棟、飲食店ぼや1棟、負傷者3名	12,120千円
" . 8.29	相良町	工場部分焼1棟	1,536千円
R元.10. 4	七地町	専用住宅全焼1棟、専用住宅部分焼1棟、専用住宅ぼや1棟、 車庫兼倉庫ぼや1棟	3,004千円
R元.10.14	南泉田町	共同住宅全焼1棟	2,763千円
R2. 4. 2	紺屋町	倉庫兼用住宅全焼1棟、店舗ぼや1棟、倉庫ぼや1棟	5,436千円
R2. 8. 5	下田代町	養鶏舎全焼1棟、養鶏舎ぼや2棟	10,632千円
R2.11.24	古仏頂町	専用住宅全焼1棟、死者1名	10,472千円
R3.12.27	下城本町	専用住宅全焼1棟	3,908千円
R4. 2.11	蟹作町	太陽光発電設備一式	10,765千円
R4. 8. 6	鶴田町	事務所兼作業場全焼1棟、専用住宅部分焼3棟、プレハブ倉庫 ぼや1棟	11,935千円

(※損害額 1,000 千円以上を掲載)

資料10 地震記録

昭和18年以降年次別地震発生回数

(人吉市気象官署震度1以上)

熊本地方気象台調べ

年次	回数	年次	回数	年次	回数	年次	回数	年次	回数
昭和18年	10	昭和35年	8	昭和52年	6	平成6年	18	23	4
19	7	36	16	53	7	7	14	24	6
20	0	37	17	54	6	8	23	25	3
21	11	38	8	55	1	9	49	26	5
22	12	39	3	56	4	10	19	27	6
23	11	40	4	57	4	11	17	28	108
24	8	41	3	58	6	12	34	29	11
25	7	42	3	59	13	13	9	30	9
26	2	43	151	60	3	14	7	31(R1)	16
27	3	44	6	61	1	15	12	令和2年	4
28	6	45	8	62	7	16	16	令和3年	12
29	2	46	8	63	2	17	20	令和4年	7
30	0	47	6	平成元年	1	18	13	合計	926
31	5	48	1	2	3	19	14		
32	3	49	3	3	3	20	11		
33	7	50	12	4	3	21	13		
34	3	51	13	5	7	22	2		

昭和18年以降の球磨地方の主な地震 (人吉市気象官署 震度4以上)

熊本地方気象台調べ

発生年月日	震度	震源地	北緯(度)	東経(度)	深さ(km)	規模(M)	備考
昭和21年12月21日	4	和歌山県南方沖	32.9	135.9	24	8.0	
昭和36年2月27日	4	日向灘	31.6	131.9	37	7.0	
昭和43年2月21日	5	宮崎県南部山沿い	32.0	130.8	0	5.7	
昭和43年2月21日	5	宮崎県南部山沿い	32.0	130.8	0	6.1	
昭和43年2月22日	4	宮崎県南部山沿い	32.0	130.8	0	5.6	
昭和43年3月25日	4	宮崎県南部山沿い	32.0	130.8	0	5.4	
昭和43年4月1日	4	日向灘	32.5	132.4	22	7.5	
昭和43年8月6日	4	豊後水道	33.3	132.4	39	6.6	
昭和45年7月26日	4	日向灘	32.1	132.0	20	6.7	
昭和55年12月12日	4	日向灘	32.4	131.9	40	6.0	
昭和62年3月18日	4	日向灘	32.0	132.1	48	6.6	
平成06年2月13日	4	鹿児島県薩摩地方	32.1	130.5	5	5.7	
平成08年10月19日	4	日向灘	31.8	132.0	34	6.9	
平成08年12月3日	4	日向灘	31.8	131.7	38	6.7	
平成09年3月26日	4	鹿児島県薩摩地方	32.0	130.4	12	6.6	
平成09年5月13日	4	鹿児島県薩摩地方	32.0	130.3	9	6.4	
平成09年5月18日	4	熊本県熊本地方	32.4	130.6	13	4.8	
平成17年3月20日	4	福岡県北西沖	33.7	130.2	9	7.0	
平成21年8月3日	4	熊本県天草・芦北地方	32.3	130.5	7	4.7	
平成28年4月14日	4	熊本県熊本地方	32.7	130.8	11	6.5	
平成28年4月15日	4	熊本県熊本地方	32.7	130.8	7	6.4	
平成28年4月16日	5弱	熊本県熊本地方	32.8	130.8	12	7.3	
令和04年1月22日	4	日向灘	32.7	132.1	45	6.6	

(北緯・東経の1/10位は度を表す)

2023年3月24日現在

資料 1 1 災害救助法適用時の救助の種類及び実施方法

救助の種類	実施責任者	救助の対象	救助の方法	救助の期間
避難所の設置	市町村長	<p>(1) 避難所に収容する者は災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者に限るものとする。</p>	<p>(1) 避難所は、学校、公民館、神社、寺院、旅館、倉庫等の建物を応急的に整理して使用するものとする。これらが足りない場合は、またはこれらで充足できない場合は野外に仮設建物、または天幕等を設置するものとする。</p> <p>(2) 高齢者、障害者等であって避難所での生活において特別な配慮を必要とする者を収容する場合には福祉避難所を設置できる。</p> <p>(3) 避難所を設置したときには、被災者に周知徹底し収容保護をするものとする。</p> <p>(4) 避難所を設置したときには、直ちに知事に次の事項を報告しなければならない</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 避難場所開設の日時及び場所 ② 箇所数及び収容人員 ③ 開設予定期間 	<p>原則として最大限 7 日以内（但し厚生労働大臣の承認により期間延長あり）</p>
応急仮設住宅	市町村長	<p>(1) 住家が全焼、全壊または流失し、現に居住する住家がない者で、自らの資力をもって、住宅を確保することができない者。</p> <p>(2) 入居の単位は、り災者 1 世帯 1 戸とする。応急仮設住宅の設置戸数は、市町村単位に全焼、全壊および流失戸数の原則として 30%以内である。</p>	<p>(1) 設置場所は、県または市町村の公有地を選定するものとする。ただし、これにより難しい場合はり災者または、その他の私有地によるものとする。</p> <p>(2) 応急仮設住宅の規模は 1 戸あたり 29.7(9 坪)を基準とし、構造は 1 戸建、長屋建もしくはアパート式のいずれかとする。</p> <p>(3) 応急仮設住宅を同一敷地内または近接する敷地内に概ね 50 戸以上建設した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できる。</p> <p>(4) 高齢者、障害者等であって日常生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、老人居宅介護事業等を利用し易い構造及び設備を有する施設(福祉仮設住宅)を設置できる。</p> <p>(5) 応急仮設住宅に収容すべき入居者の選考にあたっては十分な調査に基づき、必要に応じ、民生委員等の意見を徴する等、り災者の資力その他生活条件等を調査のうえ決定するものとする。</p>	<p>災害発生の日から 20 日以内に着工</p> <p>供与期間 当該工事が完了した日から 2 箇年以内とする。</p>

救助の種類	実施責任者	救助の対象	救助の方法	救助の期間
住宅の 応急修理	市町村長	<p>(1) 災害によって住家が半焼または半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者で、自らの資力をもって応急処理をなすことができない者。</p> <p>(2) 住宅の応急修理ができる戸数は、市町村単位に、半焼及び半壊戸数の原則として30%以内とする。</p>	居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない必要最小限度の応急的修理とする。	工事完了期間災害発生の日から1ヶ月以内
たき出し、 その他による 食品の給与	市町村長	<p>(1) 避難所に収容された者であること。</p> <p>(2) 住家の被害が全焼、全壊流失、半焼、半壊または床上浸水等により現に炊事ができない者であること。</p> <p>(3) その他給与が必要であると認められた者であること。</p>	<p>(1) 通常として、包装食、にぎり食、パン等が適当である。ただし、幼児はミルク等の給与を配慮すること。</p> <p>(2) 副食としては、漬物、佃煮、かんづめ等で食器類を要しないもの。</p>	災害発生の日から7日以内（但し、厚生労働大臣の承認により期間延長あり）
飲料水の供給	市町村長	<p>(1) 災害のため、現に飲料水を得ることができない者に限ること。（飲料水及び炊事のための水であること）</p>	<p>(1) 飲料水の供給は、水の購入、給水器、浄水器等によるもの及び飲料水中に直接に投入する薬品の交付等により行うものとする。</p>	原則として災害発生の日から7日間とする。（但し、厚生労働大臣の承認により期間延長あり）
被服、寝具、 その他生活必需品の給与または貸与	市町村長	<p>(1) 災害により住家に被害（全焼、全壊、流出、半焼、半壊及び床上浸水）を受けた者であること。</p> <p>(2) 被服、寝具、その他生活上必要な最小限度の家財をそう失した者であること。</p> <p>(3) 被服、寝具、その他生活必需物資がないため、日常生活を営むことが困難な者であること。</p>	<p>被災者の実情に応じ</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 被服、寝具、及び身廻り品 2. 日用品 3. 炊事用具及び食器 4. 光熱材料 	災害発生の日から10日以内（但し、厚生労働大臣の承認により期間延長あり）

救助の種類	実施責任者	救助の対象	救助の方法	救助の期間
医療	市町村長	(1) 医療を必要とする状態にもかかわらず、災害のため医療の方途を失った者とする。 (応急的処置)	(1) 避難所等において、救護班医療担当者を中心に負傷者に対する応急処置をおこなうものとする。 (2) 応急処置では対処できない負傷者及び緊急患者については、一般診療機関への入院または通院により対処する。 (3) 本県の救護班は、法第32条により日本赤十字社熊本県支部と契約している。	災害の発生日から14日以内 (但し厚生労働大臣の承認により期間延長あり)
助産	市町村長	(1) 災害のため助産の方途を失った者(死産、流産を含む)であること。	(1) 救護班によって行われることが望ましいが助産師によることもできるものとする。 (2) 救護班および助産師のほか、産院または一般医療機関で行っても差し支えない。	分べんした日から7日以内 (但し厚生労働大臣の承認により期間延長あり)
救出	市町村長	(1) 災害のため、現に生命、身体が危険な状態にある者。 (2) 災害のため、生死不明の状態にある者で、諸般の情勢から判断して、生存していると推定される者。	(1) 生命の保全を第一主義とし、災害の状況に応じて最も的確かつ迅速に実施できる方法とする。	災害発生日から3日以内 (但し厚生労働大臣の承認により期間延長あり)
死体の搜索	市町村長	(1) 行方不明の状態にある者で、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者 イ、行方不明の状態になってから相当の時間を経過している場合。 ロ、災害の規模がきわめて広範囲にわたり、特定の避難所等の地域以外は壊滅してしまったような場合。 ハ、災害発生後、きわめて短期間のうちに引続き当該地域に災害が発生したような場合。	(1) 警察、消防機関及びその他の機関等の協力を得て行うものとする。	原則として災害発生日から10日以内 (但し、厚生労働大臣の承認により期間延長あり)
埋葬	市町村長	(1) 災害の混乱の際および直前に死亡した者に対して災害のため遺族が埋葬を行うことがきわめて困難な場合等は応急的な埋葬を実施するものである。	(1) 埋葬は応急仮葬である。 (2) 救助の実施機関が現物給付することを原則とする。	原則として災害発生日から10日以内

救助の種類	実施責任者	救助の対象	救助の方法	救助の期間
死体の処理	市町村長	<p>(1) 災害の際、死亡した者について、その遺族等が混乱期のため、死体の識別等のための洗浄、縫合、消毒の措置、死体の一時保存あるいは検案を行うことができない場合。</p> <p>(2) 通常死体の発見から、埋葬に移る過程において行われる処理であり、埋葬を前提としたものである。</p>	<p>(1) 救助の実施機関が現場給付として行うものであること。</p> <p>(2) 刑事訴訟法および死体取扱規則等の法令規定に基づいて実施すること。</p>	原則として災害発生の日から10日以内
学用品の給与	市町村長	<p>(1) 住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)または、床上浸水により、学用品をそう失または破損し就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒</p>	<p>学用品の品目</p> <p>1. 教科書および教材(高等学校生徒については正規の授業で使用する教材)</p> <p>2. 文房具</p> <p>3. 通学用品</p>	原則として教科書および教材については災害発生の日から1ヶ月以内 文房具・通学用品については15日以内
障害物の除去	市町村長	<p>(1) 当面の日常生活が営み得ない状態にあること。</p> <p>(2) 日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれた障害物の除去に限ること。</p> <p>(3) 自らの資力をもってしては、障害物の除去ができない者であること。</p> <p>(4) 住家は、半壊または床上浸水したものであること。</p> <p>(5) 障害物の除去を実施し得る戸数は半壊及び床上浸水のおおむね15%以内の戸数であること。</p>	<p>(1) 人夫または技術者を動員して除去を実施する。</p>	原則として災害発生の日から10日以内
応急救助のための輸送および人夫	上記の救助種目の実施責任者	<p>1. 被災者の避難</p> <p>2. 医療および助産</p> <p>3. 被災者の救出</p> <p>4. 飲料水の供給</p> <p>5. 死体の捜索</p> <p>6. 死体の処理</p> <p>7. 救済用物資の整理配分</p>	<p>(1) 輸送業者との契約によるもの</p> <p>(2) 輸送業者以外のもの</p> <p>(3) 官公署および公共的団体によるもの</p>	救助種目毎の実施機関

資料 1 2 被害判定基準

	区 分	判 定 基 準
人的被害	死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、死体を確認できないが、死亡したことが確実な者とする
	行 方 不 明 者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
	重 傷 者	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、1ヶ月以上治療を要する見込みの者とする。
	軽 傷 者	災害のために負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、1ヶ月未満で治ゆできる見込みの者とする。
住家の被害	住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わないものである。
	全 壊(焼)流失	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊、焼失もしくは、流失した部分の床面積がその住家の延面積の70%以上に達した程度のもので、又は、住家の主要な構成要素の経済的被害額を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものであるとする。
	半 壊 (焼)	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損害が甚だしいが、補修すれば、元通りに再使用できる程度のもので具体的には損壊部分が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものであるとする。
	床 上 浸 水	住家の床以上に浸水したものおよび全壊あるいは半壊には該当しないが、土砂、木竹等のたい積のため一時的に居住することができないものとする。
	床 下 浸 水	住家の床上浸水にいたらないものとする。
	一 部 破 損	全壊（全焼、流失、埋没を含む）半壊（半焼、流失、埋没を含む）、床上浸水、床下浸水に該当しないもので建物の一部が破損したものとするが、窓ガラス等が数枚破損した程度の軽微な被害は除くものとする。
非住家の被害	公 共 建 物	例えば、役場庁舎、公立保育所、公民館等の公用又は公共用に供する建物で全壊又は半壊したものとする。
	そ の 他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物で全壊又は半壊したものとする。
り災者等	り 災 世 帯	災害によって全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子夫婦であっても、生活が別々であれば分けて行うものとする。
	り 災 者	り災世帯の構成員とする。
農林業施設	田の流失・埋没	田の耕土、畦畔が流失したもの、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田 の 浸 水	作物の上部先端が見えない程度に水中に没したものとする。
	畑の流失・埋没 および畑の浸水	田の例に準じて取扱う。

資料13 気象予警報の種類及び気象情報基準

大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、市町村ごとに発表される。また、大雨や洪水などの警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

イ 熊本地方気象台が人吉市（球磨地方）に発表する特別警報・警報・注意報の種類及び発表基準

特別警報【気象特別警報】

種 類	発 表 基 準
大雨特別警報 (地面現象特別警報)	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合や、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合、又は重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合に発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害は発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想され、重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合に発表される。
暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想され、重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合に発表される。
暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想され、重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合に発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
地震（地震動）	震度6弱以上又は長周期地震動階級4の大きさの地震動が予想される場合
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合

※長周期地震動階級とは、気象庁長周期地震動階級表（令和二年気象庁告示第六号）で定めるものをいう。

警報

種 類	発 表 基 準
大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。具体的には表1 球磨地方の警報・注意報基準（大雨・洪水）の条件に該当する場合である。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

洪水警報	河川の上流域での雨量や、融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。具体的には表 1 球磨地方の警報・注意報基準（大雨・洪水）の条件に該当する場合である。 高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。
大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。12 時間の降雪の深さが平地 10 cm 以上、山地 20 cm 以上になると予想される場合。
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。平均風速 20m/s 以上になると予想される場合。
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。雪を伴い、平均風速 20m/s 以上になると予想される場合。

注意報

種 類	発 表 基 準
大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には表 1 球磨地方の警報・注意報基準（大雨・洪水）の条件に該当する場合である。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 である。
洪水注意報	河川の上流域での雨量や、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には表 1 球磨地方の警報・注意報基準（大雨・洪水）の条件に該当する場合である。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 である。
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。12 時間の降雪の深さが平地 3 cm 以上、山地 5 cm 以上になると予想される場合。
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。平均風速 10m/s 以上になると予想される場合。
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる災害」のおそれについても注意を呼びかける。雪を伴い平均風速 10m/s 以上になると予想される場合。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。濃霧によって視程が陸上で 100m 以下になると予想される場合。
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。

乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。実効湿度が65%以下で最小湿度が40%以下になると予想される場合。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。積雪の深さ100cm以上で、1.気温3℃以上の好天 2.低気圧等による降雨 3.降雪の深さが30cm以上 のいずれかが予想される場合。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。大雪警報、大雪注意報の条件下で気温が-2℃から+2℃と予想される場合。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。大雪警報、大雪注意報の条件下で気温が-2℃から+2℃と予想される場合。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるとときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれがあるとときに発表される。11月20日までの早霜、3月20日以降の晩霜で最低気温3℃以下になると予想される場合。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるとときに発表される。冬期：平地で最低気温が-5℃以下になると予想される場合。夏期：日平均気温が平年より4℃以上低い日が3日続いたあと、さらに2日以上続くと予想される場合。

1. 発表の基準の欄に記載した数値は、熊本県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査したうえで決定したものである。
2. 警報、注意報はその種類に係わらず、これらの新たな警報又は注意報が行われたときに切り替えられるものとして、又は解除されるときまで継続されるものとする。
3. 警報、注意報には防災上特に必要とする事項を「注意警戒文」として、以下を本文冒頭に表現する。
 - (い つ) 警戒又は注意すべき期間・・・「〇〇日昼過ぎから夕方にかけて」等具体的に示す
 - (どこで) 警戒又は注意すべき地域・・・現象の中心になると予想される地域。概ね一次細分区域毎
 - (何が) 警戒又は注意すべき対象災害・・・土砂災害、浸水害等具体的に示すの要素で構成し、概ね一次細分区域毎にできる限り簡明な記載を行う。

表1 球磨地方の特別警報・警報・注意報基準（大雨・洪水）

◇ 大雨特別警報基準

台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合

(注) 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断をします。

◇ 大雨警報基準

令和4年5月26日現在

一次細分区域	市町村等	表面雨量指数基準 (浸水害)	土壌雨量指数基準 (土砂災害)
球磨地方	人吉市	21	195
	錦町	23	203
	あさぎり町	19	207
	多良木町	19	205
	湯前町	18	215
	水上村	19	234
	相良村	20	243
	五木村	19	204
	山江村	20	245
	球磨村	18	235

◇ 洪水警報基準

令和5年3月30日現在

一次細分区域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準
球磨地方	人吉市	万江川流域=28 山田川流域=19.4 胸川流域=23 鳩胸川流域=19.6 小さで川流域=16.7 草津川流域=10.3	球磨川流域=9、72.1	球磨川[渡・人吉]
	錦町	鳩胸川流域=20.1 小さで川流域=22	球磨川流域=12、51.8	球磨川[人吉・一武]
	あさぎり町	田頭川流域=8.5 免田川流域=22.7 井口川流域=12.9 阿蘇川流域=10.1 銅山川流域=8.6	田頭川流域=11、8.4	球磨川[一武・多良木]
	多良木町	友津留川流域=8.1 仁原川流域=11.5 槻木川流域=18.6 柳橋川下流流域=13 柳橋川上流流域=9.6 牛繰川流域=10.4	—	球磨川[多良木]
	湯前町	—	—	球磨川[多良木]
	水上村	北目川流域=7.5 湯山川流域=10	—	球磨川[多良木]
	相良村	川辺川流域=50.6	—	球磨川[人吉]

	五木村	川辺川流域=53.8 五木小川流域=23.3 梶原川流域=22.1	—	—
	山江村	万江川流域=29.2 山田川流域=18.4	万江川流域=12、28.6	—
	球磨村	中園川流域=13.1 庄本川流域=8.6 中津川流域=10.5 那良川流域=14.9 小川流域=16.3 鶴川流域=14 芋川流域=9.4	球磨川流域=8、66.5 中園川流域=8、11.7 庄本川流域=8、7.7 小川流域=10、10.1 芋川流域=8、8.4	球磨川[大野・渡]

◇ 大雨注意報基準

令和4年5月26日現在

一次細分区域	市町村等	表面雨量指数	土壌雨量指数基準
球磨地方	人吉市	12	118
	錦町	16	123
	あさぎり町	14	126
	多良木町	15	125
	湯前町	12	131
	水上村	15	142
	相良村	15	148
	五木村	15	124
	山江村	16	149
	球磨村	10	143

◇ 洪水注意報基準

令和5年3月30日現在

一次細分区域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準
球磨地方	人吉市	万江川流域=22.4 山田川流域=15.5 胸川流域=18.4 鳩胸川流域=15.6 小さで川流域=13.3 草津川流域=8.2	球磨川流域=8、45.1 胸川流域=6、18.4	球磨川[渡・人吉]
	錦町	鳩胸川流域=16 小さで川流域=17.6	球磨川流域=12、46	球磨川[人吉・一武]
	あさぎり町	田頭川流域=6.8 免田川流域=18.1 井口川流域=10.3 阿蘇川流域=8 銅山川流域=6.8	田頭川流域=7、6.8 阿蘇川流域=11、6.4 銅山川流域=11、5.4	球磨川[一武・多良木]

	多良木町	友津留川流域=6.4 仁原川流域=9.2 槻木川流域=14.8 柳橋川下流流域=10.4 柳橋川上流流域=7.6 牛繰川流域=8.3	—	球磨川[多良木]
	湯前町		—	球磨川[多良木]
	水上村	北目川流域=6 湯山川流域=8	—	球磨川[多良木]
	相良村	川辺川流域=40.4	—	球磨川[人吉]
	五木村	川辺川流域=43 五木小川流域=18.6 梶原川流域=17.6	—	—
	山江村	万江川流域=23.3 山田川流域=14.7	万江川流域=8、23.3	—
	球磨村	中園川流域=10.4 庄本川流域=6.8 中津川流域=8.4 那良川流域=11.9 小川流域=13 鵜川流域=11.2 芋川流域=7.5	球磨川流域=8、43.8 中園川流域=8、8.3 庄本川流域=8、5.4 小川流域=5、9.1 芋川流域=7、7.5	球磨川[大野・渡]

・大雨及び洪水警報・注意報基準表の見方

- (1) 大雨の欄中、表面雨量指数基準は市町村等の域内において単一の値をとる。土壌雨量指数基準値は1km四方毎に設定しているが、本表には市町村等内における基準の最低値を示している。
- (2) 洪水の欄中、「○○川流域=30」は、「○○川流域の流域雨量指数30以上」を意味する。また、複合基準は、(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表している。

<参考>

土壌雨量指数：降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1km四方の領域ごとに算出する。

表面雨量指数：短時間強雨により浸水害リスクの高まりを示す指数で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1km四方の領域ごとに算出する。

流域雨量指数：降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、降った雨水が地表面を通過して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1km四方の領域ごとに算出する。

ロ 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）発表中にさらに大雨により土砂災害の危険度が高まった市町村に対して、熊本県と熊本地方気象台が共同して発表する情報である。市町村長が避難指示等の災害応急対応を適時適切に行えるよう、また、住民の自主避難の判断等に利用できることを目的としている。

危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

ハ 熊本県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先だって注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する情報である。

ニ 球磨川洪水予報

河川の増水や氾濫などに対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報である。球磨川については八代河川国道事務所と熊本地方気象台が共同して下表の標題により発表する情報である。

指定河川洪水予報

種類	標題	概要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれる場合、若しくは氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況であり、避難していない住民への対応が必要である。この後に避難指示等を発令する場合、周辺状況を確認する必要がある。危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。避難指示等の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	

球磨川洪水予報の基準水位

(単位：m)

予報 区域名	河川名	水位観測 所名	所在地	位置	水防団 待機水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位	計画高 水位
球磨川	球磨川	萩原	八代市	右岸 6.66 k	2.00	3.50	4.40	4.70	5.36
		大野	球磨村	右岸 39.86K	6.50	8.00	10.90	12.20	14.81
		渡	球磨村	左岸 52.64 k	5.00	6.00	7.60	8.70	11.33
		人吉	人吉市	左岸 62.17 k	2.00	3.00	3.20	3.40	4.07
		一武	錦町	右岸 68.71 k	3.50	4.30	4.40	4.50	5.68
		多良木	多良木町	左岸 84.13 k	2.00	3.50	3.60	3.70	4.44

ホ 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中にキキクル「危険」【紫】が出現し、数年に一度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表される。熊本県では、1時間110mm以上を観測もしくは解析した場合に発表する情報である。

ヘ 顕著な大雨に関する気象情報

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で実際に降り続けている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って解説する情報である。

警戒レベル4相当以上の状況で発表する。

ト 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に天気予報で用いる一次細分区域単位で発表する情報である。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を天気予報で用いる一次細分区域単位で発表する。この情報の有効期間は発表から概ね1時間である。

チ 火災気象通報

消防法の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに熊本地方気象台が熊本県知事に対して通報し、県を通じて人吉市に伝達される。なお、火災気象通報を行う場合の基準は、次のとおり。熊本地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び陸上を対象とした「強風注意報」の基準と同一とし、「乾燥注意報」もしくは陸上を対象とした「強風注意報」の発表が予想される場合は、火災気象通報として通報する。

なお、陸上を対象とした「強風注意報」の発表が予想され、火災気象通報基準に該当するすべての地域・時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合は、火災気象通報に該当しない。

資料14

気象庁震度階級関連解説表

使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

● 木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

● 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂※1 や液状化※2 が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まる可能性がある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

● 大規模構造物への影響

<p>長周期地震動※による超高層ビルの揺れ</p>	<p>超高層ビルは固有周期が長いこと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。</p>
<p>石油タンクのスロッシング</p>	<p>長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。</p>
<p>大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落</p>	<p>体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。</p>

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなる可能性がある。

1 緊急地震速報

ア 緊急地震速報の発表等

気象庁は、最大震度 5 弱以上又は最大長周期地震動階級 3 以上の揺れが予想された場合に、震度 4 以上又は長周期地震動階級 3 以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度 6 弱以上又は長周期地震動階級 4 の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置付けられる。

注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

イ 緊急地震速報の伝達

気象庁は、緊急地震速報を発表し、日本放送協会（NHK）に伝達する。また、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）経由による市区町村の防災無線等を通して住民に伝達する。

ウ 緊急地震速報を見聞きした場合に取るべき行動

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きしたときは、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅など屋内	頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。 <注意> ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・扉を開けて避難路を確保する。
駅やデパートなどの集客施設	館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 <注意> ・あわてて出口・階段などに殺到しない。 ・吊り下がっている照明などの下からは退避する。
街など屋外	ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。 ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。 丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。
車の運転中	後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。 ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。 大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

2 地震情報の種類とその内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 （大津波警報、津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配がない」または「若干の海面活動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報または注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、地点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表

3 地震活動に関する解説情報等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方气象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供し、ホームページなどでも発表している資料。

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料 (速報版)	以下のいずれかを満たした場合 ・ 大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・ 震度4以上 (但し、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。)	地震発生後30分程度を目途に、防災関係機関の初動対応に資するため、津波警報等の発表状況、震度分布、地震・津波の情報、防災上の留意事項等を取りまとめた防災関係機関向けに提供する資料。
地震解説資料 (詳細版)	以下のいずれかを満たした場合 ・ 大津波警報、津波警報、津波注意報発表時 ・ 震度5弱以上 ・ 社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1～2時間を目途に、地震や津波の特徴を解説するため、より詳しい状況等を取りまとめ、地震解説資料(速報版)の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見直し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など関連する情報を編集した資料。
管内地震活動図	・ 定期(毎月初旬)	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。

・地震解説資料

担当区域内の沿岸に対し大津波警報・津波警報・津波注意報が発表された時や担当区域内で震度4以上の揺れを観測した時などに防災等に係る活動の利用に資するよう緊急地震速報、大津波警報、津波警報・津波注意報ならびに地震および津波に関する情報や関連資料を編集した資料。

・管内地震活動図及び週間地震概況

地震及び津波に係る災害予想図の作成その他防災に係る関係者の活動を支援するために管区・地方气象台等で月毎または週毎に作成する地震活動状況等に関する資料。気象庁本庁、管区气象台及び沖縄气象台は週毎の資料を作成し(週間地震概況)、毎週金曜日に発表している。

4 南海トラフ地震に関連する情報

- 「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」の2種類の情報名で発表される。
- 「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードが情報名に付記される。
- 「南海トラフ地震関連解説情報」では、「南海トラフ地震臨時情報」発表後の地震活動や地殻変動の状況等を発表。また、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における評価結果もこの情報で発表。
詳細は表のとおり。

「南海トラフ地震に関連する情報」の種類及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震 臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震 関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある

○「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（キーワード）」の形で情報発表する

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等 から5～ 30分後	調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内（注1）でマグニチュード6.8以上（注2）の地震（注3）が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等 から最短で 2時間後	巨大地震 警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード（注4）8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震 注意	○監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震（注3）が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

（注1）南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲。

（注2）モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する。

（注3）太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。

（注4）断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

資料15 台風について

(1) 台風とは

熱帯または亜熱帯地方で発生する低気圧を「熱帯低気圧」と呼び、このうち北西太平洋（東経180度より西側の北太平洋および南シナ海等の附属海）にあつて中心付近の最大風速がおよそ17m/s（風力8）以上になったものを「台風」と呼んでいます。

台風は、暖かい海面から供給された水蒸気が凝結して雲粒になるとき放出される熱（潜熱）をエネルギーとして発達します。台風の持つエネルギーは、風に変換されるものだけでも日本全国の発電能力（約1億5000万キロワット）の100倍に相当する巨大なものといわれています。しかし、海面や地上との摩擦により絶えずエネルギーを失っており、仮にエネルギーの供給がなくなれば2～3日で消滅してしまいます。

台風は、北上すると上空に寒気が流れ込むようになり、次第に台風本来の性質を失って「温帯低気圧」に変わることがあります。あるいは、熱エネルギーの供給が少なくなり衰えて「熱帯低気圧」に変わることもあります。上陸した台風が急速に衰えるのは水蒸気の供給が絶たれ、さらに陸地の摩擦によりエネルギーが失われるからです。

台風は平均すると1年間に約25個発生し、そのうちおよそ3個が日本に上陸しています。また、平均約12個の台風が、日本から300km以内に接近しています。九州にはおよそ3個が接近しています。

(2) 熱帯低気圧及び台風の大きさ・強さの分類

表1 熱帯低気圧の分類

最大風速 (m/s)	17 未満	17 以上
分類	熱帯低気圧	台風

表2 台風の大きさ（平均15m/s以上の強風域の半径）の表現

強風半径 (km)	500 未満	500 以上 800 未満	800 以上
階級	<表現なし>	大型 (大きい)	超大型 (非常に大きい)

表3 台風の強さ

最大風速 (m/s)	17 以上 33 未満	33 以上 44 未満	44 以上 54 未満	54 以上
階級	<表現なし>	強い	非常に強い	猛烈な

(3) 台風の進路予報

気象庁では、台風の5日（120時間）先までの24時間刻みの予報を6時間ごとに発表します（1日（24時間）先までの12時間刻みの予報は3時間ごとに発表）。予報の内容は、各予報時刻の台風の中心位置（予報円の中心と半径）、進行方向と速度、中心気圧、最大風速、最大瞬間風速、暴風警戒域です。

白い破線の円は予報円で、台風の中心が到達すると予想される範囲を示しています。予報した時刻に、この円内に台風の中心が入る確率は70%です。台風の大きさの変化を表すものではなく、台風の進路予報の不確実性を表すものです。予報円の外側を囲む赤色の実線内の領域は暴風警戒域で、台風の中心が予報円内に進んだ場合に5日（120時間）先までに暴風域に入るおそれのある範囲全体を示しています。

さらに、台風が日本に接近し、影響するおそれがある場合には、台風の位置や強さなどの実況と1時間後の推定値を1時間ごとに発表するとともに、24時間先までの3時間刻みの予報を3時間ごとに発表します。

台風経路図の例



強風域にも注意して下さい

1. 暴風域の外側には必ず強風域があります。強風域では、平均風速が15 m/s以上の強い風が吹いているか、地形の影響などがない場合に、吹く可能性があります。
2. 暴風域や暴風警戒域のない台風でも強風域を伴っています。
3. 暴風域や暴風警戒域のない場合は、予報円のみでの表示となります。
4. 強風域は実況のみ図に示されます。暴風警戒域のように予測はされませんので、警報・注意報、気象情報で示される最大風速や最大瞬間風速を利用してください。

台風情報は、常に新しいものを使ってください

資料16 急傾斜地崩壊指定危険区域一覧表

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、熊本県知事が指定した当市における指定危険区域は、次表のとおりである。

指定 番号	地区名	所 在 地				面積 (ha)	指定年月日
		市	町	大字	字		
2	田 町	人吉	田		田町・富ヶ尾	1.19	S45.3.17
13	城 本	〃	城本		城本・鳥岡	3.61	S47.6.24
84	麓 町	〃	麓・富ヶ野			1.29	S52.3.29
136	浪 床	〃	東間下・東間上・田・浪床		小宇土・前田・大打添・田・切通	7.19	S54.4.24
139	瓦屋(A)	〃	瓦屋		鷹木・尾原	1.13	〃
140	西間下	〃	西間下		有瀬	0.35	〃
141	西間下(A)	〃	西間下		落水	0.53	〃
754	古仏頂	〃	古仏頂		渕上	1.79	H8.3.29
887	木地屋(B)	〃	木地屋		高畑	2.19	H16.2.25
888	中 神	〃	中神			2.90	H16.2.25
922	西間下(F)	〃	西間下		高見	0.65	H19.3.28
923	今 山	〃	古仏頂		今山	0.90	〃
968	井ノ口町	〃	井ノ口		荒宗田外	1.91	H24.1.27
計		13ヶ所				25.63	

資料17 地すべり危険箇所一覧表

箇所 番号	区 域 名	所 在 地	面積ha	所 轄	指 定
1	下 小 野	西大塚町下小野	53.3	農 水 省	
2	下 下 須	西大塚町	38.0	国土交通省	○
3	大 塚	大塚町大塚	40.3	〃	
4	与 内 山	瓦屋町与内山	6.2	〃	○

第6編 資料編

資料18 急傾斜地崩壊危険箇所(ランクI)一覧表

箇所番号	箇所名	箇所名	郡市	町村	大字	小字	急傾斜地崩壊危険箇所の延長(m)	がけ崩れ災害の有無	傾斜度	高さ	斜面方位	斜面形状	地表の状況	表土の厚さ	地盤の状況	岩盤斜面の亀裂間隔	斜面の風化状況	植生の種類	樹木の樹齢	伐採根の状況	調査斜面崩壊履歴	調査斜面位置
1	牛塚	A	ひとよし人吉市	かみほらまち上原田町	うぶつか牛塚		370		60	25	東	直線谷	礫混・砂質土	30	軟岩	10~30cm	わずかに風化	竹林	10年未満	無	崩壊無	崩壊無
2	井ノ口町		ひとよし人吉市	いのくちまち井ノ口町	いのくちまち井ノ口町		240		50	20	西	直線直線	礫混・砂質土	20	強風化岩	10~30cm	完全に風化	針葉樹	20~30年	無	新崩壊	斜面下部
3	下原田	A	ひとよし人吉市	しもはらまち下原田町	しもはらまち下原田		180		30	35	南西	直線直線	礫混・砂質土	30	軟岩	50cm以上	わずかに風化	針葉樹	30~40年	無	崩壊無	崩壊無
4	下原田		ひとよし人吉市	しもはらまち下原田町	しもはらまち下原田		80		40	45	南	直線尾根	礫混・砂質土	20	軟岩	50cm以上	わずかに風化	竹林	10年未満	無	崩壊無	崩壊無
5	中神	A	ひとよし人吉市	なかがみまち中神町	なかがみ中神		200		40	15	南西	直線直線	礫混・砂質土	30	軟岩	30~50cm	わずかに風化	竹林	10年未満	無	新崩壊	斜面上部
6	中神	B	ひとよし人吉市	なかがみまち中神町	なかがみ中神		380		90	15	南東	凸型直線	亀裂・転石	50	硬岩	10~30cm	一部認められる	竹林	10年未満	無	崩壊無	崩壊無
7	中神	C	ひとよし人吉市	なかがみまち中神町	なかがみ中神		50	有	70	15	西	凸型直線	礫混・砂質土	20	軟岩	50cm以上	一部粘土化	草地	10年未満	有	新崩壊	斜面下部
8	瓦屋	(G)	ひとよし人吉市	かわらやまち瓦屋町	かわらやまち瓦屋町		200		31	15	西	直線尾根	礫混・砂質土	50	軟岩	30~50cm	一部粘土化	針葉樹	30~40年	無	旧崩壊	斜面下部
9	瓦屋	(B)	ひとよし人吉市	かわらやまち瓦屋町	かわらやまち瓦屋町		180		40	20	南西	凸型直線	亀裂・転石	20	強風化岩	50cm以上	完全に風化	広葉樹	10年未満	無	崩壊無	崩壊無
10	瓦屋	(C)	ひとよし人吉市	かわらやまち瓦屋町	かわらやまち瓦屋町		200		35	35	東	凸型直線	礫混・砂質土	30	火山碎屑物	50cm以上	完全に風化	竹林	10年未満	無	崩壊無	崩壊無
11	瓦屋	(A)	ひとよし人吉市	かわらやまち瓦屋町	かわらやまち瓦屋町		200		40	40	東	凸型直線	礫混・砂質土	30	火山碎屑物	50cm以上	完全に風化	広葉樹	30~40年	無	旧崩壊	斜面下部
12	瓦屋	(D)	ひとよし人吉市	かわらやまち瓦屋町	かわらやまち瓦屋町		200		80	35	南東	凸型直線	風化・亀裂	50	軟岩	50cm以上	わずかに風化	竹林	10年未満	無	崩壊無	崩壊無
13	北願成寺町		ひとよし人吉市	きたがねじょうまち北願成寺町	きたがねじょうまち北願成寺町		50		40	22	北西	直線直線	礫混・砂質土	20	火山碎屑物	50cm以上	完全に風化	草地	10年未満	有	崩壊無	崩壊無
14	下城本町	A	ひとよし人吉市	しもしろまち下城本町	しもしろまち下城本町		70		37	25	南西	直線尾根	礫混・砂質土	10	火山碎屑物	50cm以上	完全に風化	竹林	10年未満	無	崩壊無	崩壊無
15	下城本町		ひとよし人吉市	しもしろまち下城本町	しもしろまち下城本町		180		70	30	南	凸型尾根	礫混・砂質土	30	火山碎屑物	50cm以上	完全に風化	針葉樹	40~50年	無	旧崩壊	斜面中部
16	矢黒	A	ひとよし人吉市	やぐらまち矢黒町	やぐら矢黒		90		30	30	西	直線尾根	礫混・砂質土	30	火山碎屑物	50cm以上	完全に風化	針葉樹	20~30年	有	崩壊無	崩壊無
17	矢黒	B	ひとよし人吉市	やぐらまち矢黒町	やぐら矢黒		80		35	20	南	直線直線	礫混・砂質土	20	火山碎屑物	50cm以上	完全に風化	針葉樹	10~20年	有	崩壊無	崩壊無
18	矢黒	D	ひとよし人吉市	やぐらまち矢黒町	やぐら矢黒		70		31	15	西	凸型直線	礫混・砂質土	50	火山碎屑物	50cm以上	完全に風化	竹林	10年未満	無	崩壊無	崩壊無
19	矢黒	E	ひとよし人吉市	やぐらまち矢黒町	やぐら矢黒		110		80	25	北東	直線直線	礫混・砂質土	20	火山碎屑物	50cm以上	完全に風化	針葉樹	20~30年	無	旧崩壊	斜面下部
20	矢黒	F	ひとよし人吉市	やぐらまち矢黒町	やぐら矢黒		150		36	25	西	直線谷	礫混・砂質土	30	軟岩	30~50cm	一部粘土化	竹林	10年未満	無	崩壊無	崩壊無
21	下戸越町	A	ひとよし人吉市	しもとごえまち下戸越町	しもとごえまち下戸越町		330		45	20	北東	凸型直線	礫混・砂質土	20	火山碎屑物	50cm以上	完全に風化	竹林	10年未満	無	崩壊無	崩壊無
22	下戸越町	B	ひとよし人吉市	しもとごえまち下戸越町	しもとごえまち下戸越町		140		31	15	北西	凸型直線	礫混・砂質土	20	火山碎屑物	50cm以上	完全に風化	竹林	10年未満	無	崩壊無	崩壊無
23	下戸越町	D	ひとよし人吉市	しもとごえまち下戸越町	しもとごえまち下戸越町		160		39	20	北西	凸型尾根	礫混・砂質土	50	硬岩	50cm以上	一部認められる	針葉樹	10~20年	無	崩壊無	崩壊無
24	下戸越町	C	ひとよし人吉市	しもとごえまち下戸越町	しもとごえまち下戸越町		120		60	25	北東	凸型谷	粘質土	20	軟岩	50cm以上	一部粘土化	広葉樹	30~40年	有	崩壊無	崩壊無
25	下戸越町	E	ひとよし人吉市	しもとごえまち下戸越町	しもとごえまち下戸越町		140		42	20	北西	直線谷	礫混・砂質土	30	火山碎屑物	50cm以上	完全に風化	広葉樹	40~50年	無	旧崩壊	斜面中部
26	下永野		ひとよし人吉市	しもながのまち下永野町	しもながのまち下永野町		80		40	15	南	直線直線	礫混・砂質土	30	強風化岩	50cm以上	一部粘土化	竹林	10年未満	無	崩壊無	崩壊無
27	下戸越町	F	ひとよし人吉市	しもとごえまち下戸越町	しもとごえまち下戸越町		105		40	70	北西	直線尾根	粘質土	30	軟岩	10~30cm	一部粘土化	針葉樹	10~20年	有	崩壊無	崩壊無
28	城本		ひとよし人吉市	しろもとまち城本町	しろもと城本		140	有	80	25	南	凸型直線	亀裂・転石	50	軟岩	50cm以上	わずかに風化	竹林	10年未満	無	崩壊無	崩壊無
29	城本町		ひとよし人吉市	しろもとまち城本町	しろもと城本		260		31	15	西	直線尾根	礫混・砂質土	30	火山碎屑物	50cm以上	完全に風化	針葉樹	30~40年	無	崩壊無	崩壊無
30	灰久保(西間下D)		ひとよし人吉市	にいあひだし西間下町	にいあひだし西間下		160		40	30	北	直線直線	粘質土	30	火山碎屑物	50cm以上	完全に風化	針広混交	20~30年	無	旧崩壊	斜面中部
31	矢黒	J	ひとよし人吉市	やぐらまち矢黒町	やぐら矢黒		120		35	50	南西	直線直線	亀裂・転石	30	軟岩	50cm以上	わずかに風化	針葉樹	10年未満	有	崩壊無	崩壊無

隣接斜面崩壊履歴	隣接斜面位置	湧水 有無	状況	対策工	対策工上部の状況	斜面上部の土地利用状況・尾根	斜面上部の土地利用状況・台地	市町村人口	人家戸数	公共的建物1種類	公共的建物1名称	公共的建物1数	公共的建物2種類	公共的建物2名称	公共的建物2数	公共施設1種類	公共施設1数	公共施設2種類	公共施設2数	他事業の区域指定	急傾斜地崩壊危険区域の指定	前回調査の有無 豪雨	要施工箇所	施工状況	着手年度	他事業施工状況	関連避難場所	関連避難路
崩壊無	崩壊無	無	乾燥			家		5	6						市道	300						無	県	未			有	有
旧崩壊	斜面下部	有	ジメジメ			山林		5	7						市道	200					H24.1.27	無	県	未			有	有
崩壊無	崩壊無	無	乾燥	異常無	掘削無	山林		5	5						市道	200						無	県	未		概	有	有
崩壊無	崩壊無	有	常時			山林		5	1		石水寺	1		中原青年会館	1	市道	75	河川	30			無	他	未		未	有	有
崩壊無	崩壊無	無	乾燥	異常無	掘削無		農地	5	7						市道	450						A	県	概	8		有	有
新崩壊	斜面下部	無	乾燥	異常無	掘削無		家	5	27						市道	360						無	国	未		概	有	有
新崩壊	斜面下部	無	乾燥	異常無	掘削無		道路	5	15		中原小学校	1			市道	160						A	国	概	9		有	有
崩壊無	崩壊無	無	乾燥	異常無	掘削無	山林		5	15						市道	35				地(全)		無	他			概	有	有
崩壊無	崩壊無	無	乾燥			山林		5	13													A	国	未			有	有
崩壊無	崩壊無	有	降雨時			その他		5	21		集会所	1			市道	200						A	国	未			有	有
崩壊無	崩壊無	無	乾燥	異常無	掘削無		その他	5	11						市道	200					S54.4.24	A	国	未		概	有	有
崩壊無	崩壊無	無	乾燥			その他		5	27						市道	150						A	国	未			有	有
崩壊無	崩壊無	無	乾燥			山林		5	5						国道	50						無	県	未			有	有
崩壊無	崩壊無	無	乾燥			山林		5	8													無	県	未			有	有
旧崩壊	斜面下部	無	乾燥			山林		5	11						市道	160						A	国	未			有	有
崩壊無	崩壊無	無	乾燥			山林		5	7						市道	110						無	県	未			有	有
崩壊無	崩壊無	無	乾燥	異常無	掘削無	山林		5	18						市道	80						無	他			概	有	有
崩壊無	崩壊無	無	乾燥			家		5	6													無	県	未			有	有
崩壊無	崩壊無	有	ジメジメ			山林		5	5						市道	170						無	県	未			有	有
崩壊無	崩壊無	有	ジメジメ			山林		5	12						市道	150	河川	20				無	国	未			有	有
崩壊無	崩壊無	無	乾燥	異常無	掘削無		家	5	25		西瀬田地集会所	1		西瀬小学校	1	市道	30	県道	110			無	国	未		概	有	有
崩壊無	崩壊無	有	ジメジメ			家		5	4		下戸越簡易郵便局	1			市道	110	河川	50				無	他	未		未	有	有
崩壊無	崩壊無	無	乾燥	異常無	掘削無		農地	5	5		下戸越簡易郵便局	1			市道	110	県道	90				無	県	未			有	有
新崩壊	斜面下部	無	乾燥	異常無	掘削無		農地	5	5						県道	130						無	県	未		概	有	有
崩壊無	崩壊無	有	降雨時	異常無	掘削無		農地	5	7						市道	100						無	県	未		概	有	有
崩壊無	崩壊無	無	乾燥			山林		5	6													A	県	未			有	有
崩壊無	崩壊無	無	乾燥			山林		5	6						市道	100	河川	60				無	県	未			有	有
崩壊無	崩壊無	無	乾燥	異常無	掘削無		山林	5	10						市道	120					S47.6.24	A	国	概	10		有	有
崩壊無	崩壊無	無	乾燥	異常無	掘削無	山林		5	11						市道	200						無	国	未		概	有	有
崩壊無	崩壊無	有	降雨時	異常無	掘削無		その他	5	13												S54.4.24	A	国	概	48		有	有
崩壊無	崩壊無	無	乾燥	異常無	掘削無	山林		5	10													無	国	未		概	有	有

第6編 資料編

資料18 急傾斜地崩壊危険箇所(ランクI)一覧表

箇所番号	箇所名	箇所名	郡市	町村	大字	小字	急傾斜地崩壊危険箇所の延長(m)	がけ崩れ災害の有無	傾斜度	高さ	斜面方位	斜面形状	地表の状況	表土の厚さ	地盤の状況	岩盤斜面の亀裂間隔	斜面の風化状況	植生の種類	樹木の樹齢	伐採根の状況	調査斜面崩壊履歴	調査斜面位置
32	矢黒	K	人吉市	矢黒町	矢黒		80		38	55	北東	直線直線	礫混・砂質土	150	軟岩	30~50cm	わずかに風化	針葉樹	20~30年	無	崩壊無	崩壊無
33	矢黒	M	人吉市	矢黒町	矢黒		120		45	20	北東	直線谷	粘質土	15	軟岩	30~50cm	わずかに風化	竹林	10年未満	無	旧崩壊	斜面中部
34	矢黒	N	人吉市	矢黒町	矢黒		100		39	25	西	凹型谷	礫混・砂質土	30	軟岩	30~50cm	わずかに風化	針広混交	40~50年	有	旧崩壊	斜面下部
35	西間下	A	人吉市	西間下町	西間下		200		80	15	東	直線谷	礫混・砂質土	30	軟岩	30~50cm	わずかに風化	針葉樹	30~40年	無	崩壊無	崩壊無
36	西間下	(B)	人吉市	西間下町	西間下		80		80	10	北東	直線尾根	礫混・砂質土	20	火山碎屑物	50cm以上	完全に風化	針広混交	40~50年	無	新崩壊	斜面下部
37	西間下	(E)	人吉市	西間下町	西間下		50		80	15	北東	凸型尾根	礫混・砂質土	30	火山碎屑物	50cm以上	完全に風化	広葉樹	20~30年	無	崩壊無	崩壊無
38	西間下	F	人吉市	西間下町	西間下		80		45	15	南西	直線直線	礫混・砂質土	30	火山碎屑物	50cm以上	完全に風化	針広混交	30~40年	無	旧崩壊	斜面下部
39	西間下	G	人吉市	西間下町	西間下		150		90	25	北東	凸型尾根	礫混・砂質土	30	軟岩	50cm以上	わずかに風化	竹林	10年未満	有	新崩壊	斜面中部
40	西間下	(C)	人吉市	西間下町	西間下		100		80	25	南西	直線直線	礫混・砂質土	10	火山碎屑物	50cm以上	完全に風化	広葉樹	20~30年	無	新崩壊	斜面下部
41	西間上	A	人吉市	西間上町	西間上		350		40	25	北西	直線尾根	礫混・砂質土	50	軟岩	10~30cm	わずかに風化	竹林	10年未満	無	崩壊無	崩壊無
42	西間上	E	人吉市	西間上町	西間上		30		53	15	南	直線尾根	礫混・砂質土	20	強風化岩	10~30cm	一部粘土化	針葉樹	20~30年	無	崩壊無	崩壊無
43	麓町		人吉市	麓町	麓町		160		40	35	西	凸型尾根	礫混・砂質土	20	軟岩	50cm以上	わずかに風化	針広混交	40~50年	無	崩壊無	崩壊無
44	田町		人吉市	田町	田町		300		70	25	南西	直線直線	礫混・砂質土	10	火山碎屑物	50cm以上	完全に風化	竹林	10年未満	有	旧崩壊	斜面上部
45	浪床		人吉市	東間上町	浪床		800	有	40	40	西	直線直線	礫混・砂質土	20	段丘堆積物	50cm以上	完全に風化	広葉樹	10~20年	無	新崩壊	斜面下部
46	東間上		人吉市	東間上町	東間上		230		31	30	西	直線直線	礫混・砂質土	30	段丘堆積物	50cm以上	完全に風化	竹林	10年未満	無	崩壊無	崩壊無
47	東間上		人吉市	東間上町	東間上		70		32	40	西	直線直線	礫混・砂質土	30	軟岩	50cm以上	一部粘土化	竹林	10年未満	無	崩壊無	崩壊無
48	木地屋	A	人吉市	木地屋町	木地屋		250		35	110	南東	直線尾根	亀裂・転石	50	軟岩	30~50cm	一部粘土化	竹林	10年未満	無	旧崩壊	斜面中部
49	古仏頂	A	人吉市	古仏頂町	古仏頂		300		35	25	西	直線谷	亀裂・転石	10	軟岩	30~50cm	わずかに風化	竹林	10年未満	無	崩壊無	崩壊無
50	今山	A	人吉市	古仏頂町	今山		260		45	25	南東	直線尾根	亀裂・転石	30	硬岩	30~50cm	一部認められる	広葉樹	10年未満	無	旧崩壊	斜面中部
51	古仏頂		人吉市	古仏頂町	古仏頂		320		45	60	西	直線直線	亀裂・転石	30	硬岩	50cm以上	一部認められる	竹林	10年未満	無	崩壊無	崩壊無
52	古仏頂		人吉市	古仏頂町	古仏頂		260		45	10	北西	直線直線	礫混・砂質土	50	軟岩	10~30cm	一部粘土化	針葉樹	50年以上	無	新崩壊	斜面下部
53	養野町	B	人吉市	養野町	養野町		60		40	25	北東	直線尾根	礫混・砂質土	30	軟岩	10cm以下	わずかに風化	草地	10年未満	有	新崩壊	斜面下部
54	木地屋	A	人吉市	木地屋町	木地屋		270		35	140	南東	直線尾根	亀裂・転石	30	軟岩	30~50cm	一部粘土化	竹林	10年未満	有	崩壊無	崩壊無
55	木地屋	B	人吉市	木地屋町	木地屋		210		38	100	南東	直線尾根	亀裂・転石	30	軟岩	30~50cm	わずかに風化	針広混交	20~30年	無	旧崩壊	斜面下部
56	大畑麓町	C	人吉市	大畑麓町	大畑麓町		70		37	30	東	直線尾根	亀裂・転石	100	軟岩	30~50cm	わずかに風化	針広混交	10~20年	無	崩壊無	崩壊無
57	上ノ寺		人吉市	願成寺町	願成寺町		100		47	18	北	直線尾根	礫混・砂質土	50	火山碎屑物	30~50cm	わずかに風化、人工的にカット	竹林	10年未満	無	新崩壊	斜面下部

隣接斜面崩壊履歴	隣接斜面位置	湧水 有無	状況	対策工	対策工上部の状況	斜面上部の土地利用状況・尾根	斜面上部の土地利用状況・台地	市町村人口	人家戸数	公共的建物1 種類	公共的建物1 名称	公共的建物1 数	公共的建物2 種類	公共的建物2 名称	公共的建物2 数	公共施設1 種類	公共施設1 数	公共施設2 種類	公共施設2 数	他事業の区域指定	急傾斜地崩壊危険区域の指定	前回調査の有無 豪雨	要施工箇所	施工状況	着手年度	他事業施工状況	関連避難場所	関連避難路
崩壊無	崩壊無	有	シメシメ			山林		5	7													無	県	未			有	有
崩壊無	崩壊無	無	乾燥			山林		5	6						市道	70						無	県	未			有	有
旧崩壊	斜面下部	有	常時			山林		5	7						市道	90						無	県	未			有	有
新崩壊	斜面下部	無	乾燥	異常無	掘削無	山林		5	9						市道	200				S54.4.24	A	県	概	8	概	有	有	
旧崩壊	斜面下部	無	乾燥			山林		5	7						市道	60					A	県	未			有	有	
崩壊無	崩壊無	無	乾燥	異常無	掘削無	山林		5	2		西間下町 公民館	1			市道	30						無	他			概	有	有
崩壊無	崩壊無	無	乾燥			山林		5	6						市道	20				H19.3.28	無	県	未			有	有	
旧崩壊	斜面下部	無	乾燥			山林		5	8						市道	100					無	県	未			有	有	
崩壊無	崩壊無	無	乾燥			山林		5	5						市道	70					A	県	未			有	有	
崩壊無	崩壊無	無	乾燥	異常無	掘削無	山林		5	12						市道	350						無	国	未		概	有	有
崩壊無	崩壊無	無	乾燥	異常無	掘削無	山林		5	5						市道	30						無	県	未			有	有
崩壊無	崩壊無	無	乾燥	異常無	掘削無	山林		5	14		田町地域学 習センター	1			市道	160				S52.3.29	A	国	概	52		有	有	
崩壊無	崩壊無	有	降雨時	異常無	掘削無	山林		5	17		人吉乳児園	1		洪願寺	1	市道	200			S45.3.17	A	国	概	40		有	有	
崩壊無	崩壊無	無	乾燥	異常有	5m以上	山林		5	44		民宿	1			市道	800				S54.4.24	A	国	概	10	概	有	有	
崩壊無	崩壊無	無	乾燥			山林		5	9						市道	30					無	県	未			有	有	
崩壊無	崩壊無	無	乾燥			山林		5	15						市道	60					無	国	未			有	有	
崩壊無	崩壊無	有	降雨時	異常無	掘削無	山林		5	8						国道	250	河川	250	保(全)		A	他			概	有	有	
崩壊無	崩壊無	無	乾燥	異常無	掘削無	山林		5	13						市道	80					無	他			概	有	有	
新崩壊	斜面下部	有	降雨時	異常無	掘削無	山林		5	8						国道	310				H19.3.28	A	県	未		概	有	有	
崩壊無	崩壊無	無	乾燥	異常無	掘削無	山林		5	8						市道	200				H8.3.29	A	県	概	8		有	有	
崩壊無	崩壊無	有	降雨時			山林		5	5												無	県	未			有	有	
新崩壊	斜面下部	有	常時			山林		5	0		キャンプ施 設	1			市道	60	河川	60			無	他	未			有	有	
崩壊無	崩壊無	無	乾燥			山林		5	9						国道	270				H13.3	A	県	未			有	有	
崩壊無	崩壊無	有	降雨時	異常無	掘削無	山林		5	7						国道	220	河川	25		H16.2.25	無	県	未		概	有	有	
崩壊無	崩壊無	無	乾燥			道路		5	1		小川内 公民館	1			市道	80						無	他	未	未	有	有	
無	無	無	乾燥			畑		4	6						市道							無	未			有	有	

第6編 資料編

資料18 急傾斜地崩壊危険箇所(ランクⅡ)一覧表

箇所番号	箇所名	市町村	大字	小字	急傾斜地崩壊危険箇所の延長(m)	がけ崩れ災害の有無	傾斜度	高さ	斜面方位	斜面形状	地表の状況	表土の厚さ	地盤の状況	岩盤斜面の亀裂間隔	斜面の風化状況	植生の種類	樹木の樹齢	伐採根の状況	調査斜面崩壊履歴	調査斜面位置
1	まごおり馬水	ひとよしし人吉市	かみほらだまち上原田町	まごおり馬水	60		39	40	南西	直線尾根	礫混・砂質土	20	軟岩	30~50cm	わずかに風化	竹林	10年未満	無	崩壊無	崩壊無
2	おまがり尾曲	A ひとよしし人吉市	かみほらだまち上原田町	おまがり尾曲	60		34	60	西	凹型直線	礫混・砂質土	50	軟岩	10~30cm	わずかに風化	針葉樹	50年以上	無	崩壊無	崩壊無
3	おまがり尾曲	B ひとよしし人吉市	かみほらだまち上原田町	おまがり尾曲	60		41	40	南西	直線尾根	風化・亀裂	70	軟岩	30~50cm	わずかに風化	竹林	10年未満	無	新崩壊	斜面下部
4	まきらの馬草野	A ひとよしし人吉市	かみほらだまち上原田町	まきらの馬草野	85		32	50	南東	凹型尾根	礫混・砂質土	20	強風化岩	50cm以上	完全に風化	針葉樹	20~30年	無	崩壊無	崩壊無
5	まきらの馬草野	B ひとよしし人吉市	かみほらだまち上原田町	まきらの馬草野	100		31	30	南東	直線尾根	礫混・砂質土	20	強風化岩	50cm以上	一部粘土化	竹林	10年未満	無	崩壊無	崩壊無
6	かみほらだ上原田	A ひとよしし人吉市	かみほらだまち上原田町	かみほらだ上原田	45		34	35	南西	直線尾根	礫混・砂質土	20	強風化岩	50cm以上	一部粘土化	針広混交	30~40年	無	新崩壊	斜面下部
7	かみほらだ上原田	B ひとよしし人吉市	かみほらだまち上原田町	かみほらだ上原田	35		39	40	東	凹型直線	亀裂・転石	30	強風化岩	30~50cm	一部粘土化	針葉樹	30~40年	無	崩壊無	崩壊無
8	かみほらだ上原田	C ひとよしし人吉市	かみほらだまち上原田町	かみほらだ上原田	45		39	40	南東	直線尾根	亀裂・転石	30	強風化岩	50cm以上	一部粘土化	竹林	10年未満	無	崩壊無	崩壊無
9	かみほらだ上原田	D ひとよしし人吉市	かみほらだまち上原田町	かみほらだ上原田	60		45	30	東	凹型直線	亀裂・転石	20	強風化岩	50cm以上	一部粘土化	竹林	10年未満	無	崩壊無	崩壊無
10	うしづか牛塚	B ひとよしし人吉市	かみほらだまち上原田町	うしづか牛塚	50		31	15	東	凸型谷	礫混・砂質土	20	火山砕屑物	50cm以上	完全に風化	針広混交	40~50年	無	新崩壊	斜面上部
11	ごうのほる合ノ原	(B) ひとよしし人吉市	ごうのほる合ノ原	ごうのほる合ノ原	45		30	20	東	直線直線	礫混・砂質土	40	軟岩	10~30cm	一部粘土化	竹林	10年未満	無	旧崩壊	斜面上部
12	ごうのほる合ノ原	C ひとよしし人吉市	ごうのほる合ノ原	ごうのほる合ノ原	40		30	20	西	凸型直線	礫混・砂質土	30	軟岩	10~30cm	一部粘土化	竹林	10年未満	無	新崩壊	斜面中部
13	ごうのほる合ノ原	(A) ひとよしし人吉市	ごうのほる合ノ原	ごうのほる合ノ原	80		30	10	南	直線尾根	礫混・砂質土	30	軟岩	10cm以下	一部粘土化	竹林	10年未満	無	崩壊無	崩壊無
14	かみほら上林	B ひとよしし人吉市	かみほら上林町	かみほら上林	25		45	25	南	凸型直線	礫混・砂質土	40	軟岩	50cm以上	一部粘土化	広葉樹	30~40年	有	旧崩壊	斜面下部
15	かみほら上林	A ひとよしし人吉市	かみほら上林町	かみほら上林	70		45	25	南	直線尾根	礫混・砂質土	40	火山砕屑物	50cm以上	完全に風化	針葉樹	30~40年	有	崩壊無	崩壊無
16	かわらや瓦屋	(H) ひとよしし人吉市	かわらや瓦屋町	かわらや瓦屋	40		45	40	南西	直線尾根	礫混・砂質土	50	軟岩	10~30cm	一部粘土化	針葉樹	20~30年	有	崩壊無	崩壊無
17	かわらや瓦屋	(I) ひとよしし人吉市	かわらや瓦屋町	かわらや瓦屋	40		36	30	南西	直線尾根	礫混・砂質土	20	段丘堆積物	50cm以上	完全に風化	広葉樹	20~30年	無	崩壊無	崩壊無
18	かわらや瓦屋	(K) ひとよしし人吉市	かわらや瓦屋町	かわらや瓦屋	45		45	15	南西	直線尾根	礫混・砂質土	20	火山砕屑物	50cm以上	完全に風化	竹林	10年未満	無	旧崩壊	斜面下部
19	かわらや瓦屋	(J) ひとよしし人吉市	かわらや瓦屋町	かわらや瓦屋	45		34	15	東	直線尾根	礫混・砂質土	30	火山砕屑物	50cm以上	完全に風化	竹林	10年未満	無	崩壊無	崩壊無
20	かわらや瓦屋	(L) ひとよしし人吉市	かわらや瓦屋町	かわらや瓦屋	30		75	15	西	直線尾根	礫混・砂質土	20	軟岩	50cm以上	わずかに風化	広葉樹	40~50年	無	崩壊無	崩壊無
21	かわらや瓦屋	(E) ひとよしし人吉市	かわらや瓦屋町	かわらや瓦屋	25		34	20	南	直線尾根	礫混・砂質土	30	軟岩	50cm以上	わずかに風化	竹林	10年未満	無	崩壊無	崩壊無
22	かわらや瓦屋	(F) ひとよしし人吉市	かわらや瓦屋町	かわらや瓦屋	100		30	25	南	凸型直線	礫混・砂質土	30	火山砕屑物	50cm以上	完全に風化	竹林	10年未満	無	新崩壊	斜面下部
23	てらおひけ寺尾池	B ひとよしし人吉市	てらおひけ寺尾池町	てらおひけ寺尾池	60		51	10	北	直線谷	礫混・砂質土	30	火山砕屑物	50cm以上	完全に風化	針葉樹	10~20年	無	崩壊無	崩壊無
24	てらおひけ寺尾池	A ひとよしし人吉市	てらおひけ寺尾池町	てらおひけ寺尾池	170		34	10	北西	直線直線	礫混・砂質土	30	火山砕屑物	50cm以上	完全に風化	針広混交	40~50年	無	旧崩壊	斜面上部
25	しもしろ下城本町	C ひとよしし人吉市	しもしろ下城本町	しもしろ下城本町	50		37	25	南	凸型直線	礫混・砂質土	10	火山砕屑物	50cm以上	完全に風化	竹林	10年未満	無	旧崩壊	斜面下部
26	しもしろ下城本町	B ひとよしし人吉市	しもしろ下城本町	しもしろ下城本町	50		36	10	南	直線尾根	礫混・砂質土	30	軟岩	30~50cm	一部粘土化	竹林	10年未満	無	崩壊無	崩壊無
27	やぐら矢黒	C ひとよしし人吉市	やぐら矢黒町	やぐら矢黒	95		35	50	北	直線直線	礫混・砂質土	30	軟岩	30~50cm	一部粘土化	針葉樹	10~20年	無	崩壊無	崩壊無
28	しもしろ下戸越町	G ひとよしし人吉市	しもしろ下戸越町	しもしろ下戸越町	30		56	20	南東	直線直線	礫混・砂質土	20	火山砕屑物	50cm以上	完全に風化	広葉樹	10年未満	有	新崩壊	斜面下部
29	しもしろ下戸越町	H ひとよしし人吉市	しもしろ下戸越町	しもしろ下戸越町	90		45	25	北西	凸型直線	礫混・砂質土	30	火山砕屑物	50cm以上	完全に風化	広葉樹	20~30年	無	崩壊無	崩壊無
30	しもしろ下戸越町	I ひとよしし人吉市	しもしろ下戸越町	しもしろ下戸越町	140		55	20	東	凸型直線	礫混・砂質土	20	火山砕屑物	50cm以上	完全に風化	竹林	10年未満	無	新崩壊	斜面中部
31	しもしろ下戸越町	J ひとよしし人吉市	しもしろ下戸越町	しもしろ下戸越町	45		40	20	北東	凸型直線	礫混・砂質土	30	火山砕屑物	50cm以上	完全に風化	竹林	10年未満	無	崩壊無	崩壊無
32	しもしろ下戸越町	A ひとよしし人吉市	しもしろ下戸越町	しもしろ下戸越町	55		40	15	北東	凸型尾根	礫混・砂質土	20	火山砕屑物	50cm以上	完全に風化	植生がない	10年未満	無	崩壊無	崩壊無
33	しもしろ下戸越町	B ひとよしし人吉市	しもしろ下戸越町	しもしろ下戸越町	40		32	25	南	凸型尾根	礫混・砂質土	20	軟岩	30~50cm	一部粘土化	針葉樹	30~40年	無	崩壊無	崩壊無
34	やぐら矢黒	I ひとよしし人吉市	やぐら矢黒町	やぐら矢黒	40		60	25	南西	直線尾根	礫混・砂質土	20	軟岩	50cm以上	わずかに風化	竹林	10年未満	無	崩壊無	崩壊無
35	やぐら矢黒	H ひとよしし人吉市	やぐら矢黒町	やぐら矢黒	30		80	30	南	直線直線	礫混・砂質土	20	火山砕屑物	50cm以上	完全に風化	竹林	10年未満	無	崩壊無	崩壊無

隣接斜面崩壊履歴	隣接斜面位置	湧水 有無	状況	対策工	対策工上部の状況	斜面上部の土地利用状況・尾根	斜面上部の土地利用状況・台地	市町村人口	人家戸数	公共的建物1 種類	公共的建物1 名称	公共的建物1 数	公共的建物2 種類	公共的建物2 名称	公共的建物2 数	公共施設1 種類	公共施設1 数	公共施設2 種類	公共施設2 数	他事業の区域指定	急傾斜地崩壊危険区域の指定	前回調査の有無 豪雨	要施工箇所	施工状況	着手年度	他事業施工状況	関連避難場所	関連避難路
崩壊無	崩壊無	無	乾燥			山林		5	1						市道	110	河川	110			無	他			未	有	有	
崩壊無	崩壊無	無	乾燥			山林		5	1						市道	65						無	他			未	有	有
崩壊無	崩壊無	有	降雨時			山林		5	3						市道	40	河川	10				無	他			未	有	有
崩壊無	崩壊無	有	降雨時			山林		5	2						市道	20						無	他			未	有	有
崩壊無	崩壊無	無	乾燥			山林		5	3						市道	30						無	他			未	有	有
崩壊無	崩壊無	有	シジメ			山林		5	1						市道	35						無	他			未	有	有
崩壊無	崩壊無	無	乾燥			山林		5	1						市道	50						無	他			未	有	有
崩壊無	崩壊無	無	乾燥			山林		5	1						市道	80						無	他			未	有	有
崩壊無	崩壊無	無	乾燥			山林		5	1													無	他			未	有	有
崩壊無	崩壊無	無	乾燥	異常無	掘削無	山林		5	1						市道	80						無	他			概	有	有
崩壊無	崩壊無	無	乾燥			山林		5	1						市道	55						無	他			未	有	有
崩壊無	崩壊無	無	乾燥			山林		5	3						市道	50						無	他			未	有	有
旧崩壊	斜面中部	無	乾燥			山林		5	2						市道	20						無	他			未	有	有
崩壊無	崩壊無	有	常時			山林		5	1						市道	35						無	他			未	有	有
崩壊無	崩壊無	有	常時			山林		5	2													無	他			未	有	有
崩壊無	崩壊無	無	乾燥			山林		5	1													無	他			未	有	有
崩壊無	崩壊無	無	乾燥			山林		5	1													無	他			未	有	有
崩壊無	崩壊無	無	乾燥			山林		5	1											地(全)		無	他			未	有	有
崩壊無	崩壊無	無	乾燥			山林		5	1											地(全)		無	他			未	有	有
崩壊無	崩壊無	無	乾燥			山林		5	1											地(全)		無	他			未	有	有
崩壊無	崩壊無	無	乾燥			山林		5	1						市道	30				地(全)		無	他			未	有	有
崩壊無	崩壊無	無	乾燥			山林		5	3													無	他			未	有	有
崩壊無	崩壊無	無	乾燥			家		5	2													無	他			未	有	有
崩壊無	崩壊無	無	乾燥			家		5	2													無	他			未	有	有
崩壊無	崩壊無	無	乾燥			山林		5	2													無	他			未	有	有
崩壊無	崩壊無	無	乾燥			山林		5	4													無	他			未	有	有
崩壊無	崩壊無	無	乾燥			山林		5	3						市道	90						無	他			未	有	有
崩壊無	崩壊無	有	シジメ			農地		5	1													無	他			未	有	有
崩壊無	崩壊無	有	降雨時			農地		5	3						市道	170						無	他			未	有	有
崩壊無	崩壊無	無	乾燥			家		5	2													無	他			未	有	有
新崩壊	斜面中部	無	乾燥			家		5	2													無	他			未	有	有
崩壊無	崩壊無	無	乾燥			山林		5	2						市道	70						無	他			未	有	有
崩壊無	崩壊無	無	乾燥			山林		5	2						市道	40						無	他			未	有	有
崩壊無	崩壊無	有	シジメ	異常無	10m以上	山林		5	1						市道	50						無	他			概	有	有
崩壊無	崩壊無	無	乾燥			山林		5	1						市道	35						無	他			未	有	有

第6編 資料編

資料18 急傾斜地崩壊危険箇所(ランクⅡ)一覧表

箇所番号	箇所名	箇所名	都市	町村	大字	小字	急傾斜地崩壊危険箇所の延長(m)	がけ崩れ災害の有無	傾斜度	高さ	斜面方位	斜面形状	地表の状況	表土の厚さ	地盤の状況	岩盤斜面の亀裂間隔	斜面の風化状況	植生の種類	樹木の樹齢	伐採根の状況	調査斜面崩壊履歴	調査斜面位置
36	矢黒	G	ひとよし人吉市	矢黒町	やぐら矢黒		60		40	30	北	凸型谷	礫混・砂質土	60	軟岩	30~50cm	わずかに風化	竹林	10年未満	無	崩壊無	崩壊無
37	下戸越町	K	ひとよし人吉市	下戸越町	しもとごまる下戸越		40		30	10	東	凸型尾根	礫混・砂質土	30	段丘堆積物	50cm以上	完全に風化	広葉樹	50年以上	無	新崩壊	斜面下部
38	矢黒	L	ひとよし人吉市	やぐら矢黒	やぐら矢黒		45		45	20	南東	直線谷	礫混・砂質土	30	火山砕屑物	50cm以上	完全に風化	広葉樹	20~30年	無	崩壊無	崩壊無
39	西間下	(H)	ひとよし人吉市	にしあいだかみ西間下町	にしあいだかみ西間下		30		45	20	南	直線直線	礫混・砂質土	20	火山砕屑物	50cm以上	完全に風化	針広混交	20~30年	無	新崩壊	斜面下部
40	西間上	B	ひとよし人吉市	にしあいだかみ西間上町	にしあいだかみ西間上		25		80	20	北	凸型尾根	礫混・砂質土	20	軟岩	50cm以上	わずかに風化	草地	10年未満	無	旧崩壊	斜面上部
41	西間上	F	ひとよし人吉市	にしあいだかみ西間上町	にしあいだかみ西間上		90		40	20	東	直線直線	礫混・砂質土	30	軟岩	50cm以上	わずかに風化	針葉樹	10~20年	有	新崩壊	斜面下部
42	東間上	C	ひとよし人吉市	ひがしあいだかみ東間上町	ひがしあいだかみ東間上		200		40	30	東	直線谷	亀裂・転石	30	強風化岩	10~30cm	一部粘土化	広葉樹	50年以上	有	新崩壊	斜面下部
43	西間上	D	ひとよし人吉市	にしあいだかみ西間上町	にしあいだかみ西間上		35		31	15	東	凸型尾根	礫混・砂質土	30	強風化岩	50cm以上	完全に風化	針広混交	10~20年	無	崩壊無	崩壊無
44	東間上	B	ひとよし人吉市	ひがしあいだかみ東間上町	ひがしあいだかみ東間上		135		40	30	西	直線直線	礫混・砂質土	20	軟岩	50cm以上	わずかに風化	広葉樹	10~20年	有	崩壊無	崩壊無
45	赤池原町		ひとよし人吉市	あかいけはらまち赤池原町	あかいけはらまち赤池原町		90		45	25	東	直線尾根	礫混・砂質土	20	火山砕屑物	50cm以上	完全に風化	竹林	10年未満	無	崩壊無	崩壊無
46	赤池水無町		ひとよし人吉市	あかいけみずなしまち赤池水無町	あかいけみずなしまち赤池水無町		50		60	30	南	凸型直線	礫混・砂質土	20	火山砕屑物	50cm以上	完全に風化	広葉樹	50年以上	無	旧崩壊	斜面上部
47	鹿目	A	ひとよし人吉市	かなのめち鹿目町	かなのめち鹿目		60		31	30	南西	直線尾根	礫混・砂質土	10	強風化岩	10cm以下	一部粘土化	竹林	10年未満	有	崩壊無	崩壊無
48	鹿目	B	ひとよし人吉市	かなのめち鹿目町	かなのめち鹿目		50		41	40	南東	直線尾根	風化・亀裂	50	軟岩	50cm以上	一部粘土化	草地	10年未満	有	崩壊無	崩壊無
49	鹿目	C	ひとよし人吉市	かなのめち鹿目町	かなのめち鹿目		25		30	80	西	直線尾根	風化・亀裂	200	強風化岩	50cm以上	一部粘土化	竹林	10年未満	有	崩壊無	崩壊無
50	木地屋町		ひとよし人吉市	かじやまち木地屋町	かじやまち木地屋町		90		36	80	東	直線尾根	亀裂・転石	30	硬岩	10cm以下	一部認められる	針広混交	40~50年	無	崩壊無	崩壊無
51	東漆田	B	ひとよし人吉市	ひがしうるしだまち東漆田町	ひがしうるしだまち東漆田		140		60	25	北	凸型尾根	礫混・砂質土	20	火山砕屑物	50cm以上	完全に風化	竹林	10年未満	無	新崩壊	斜面上部
52	東漆田	A	ひとよし人吉市	ひがしうるしだまち東漆田町	ひがしうるしだまち東漆田		110		75	20	南東	凸型直線	礫混・砂質土	20	火山砕屑物	50cm以上	完全に風化	竹林	10年未満	無	崩壊無	崩壊無
53	東漆田	C	ひとよし人吉市	ひがしうるしだまち東漆田町	ひがしうるしだまち東漆田		140		80	20	西	凸型尾根	礫混・砂質土	30	火山砕屑物	50cm以上	完全に風化	針葉樹	50年以上	無	新崩壊	斜面上部
54	東漆田	D	ひとよし人吉市	ひがしうるしだまち東漆田町	ひがしうるしだまち東漆田		45		34	10	北東	直線尾根	礫混・砂質土	20	火山砕屑物	50cm以上	完全に風化	針葉樹	10~20年	無	崩壊無	崩壊無
55	上漆田		ひとよし人吉市	かみうるしだまち上漆田町	かみうるしだまち上漆田		75		45	20	東	直線尾根	風化・亀裂	50	軟岩	10cm以下	わずかに風化	広葉樹	50年以上	無	旧崩壊	斜面下部
56	大野	B	ひとよし人吉市	おおのち大野町	おおのち大野		50		30	40	東	直線尾根	礫混・砂質土	50	強風化岩	10~30cm	一部粘土化	針葉樹	30~40年	有	旧崩壊	斜面下部
57	大野	C	ひとよし人吉市	おおのち大野町	おおのち大野		30		32	45	西	直線直線	礫混・砂質土	20	段丘堆積物	50cm以上	完全に風化	竹林	10年未満	無	崩壊無	崩壊無
58	大野	D	ひとよし人吉市	おおのち大野町	おおのち大野		50		45	12	南西	直線尾根	亀裂・転石	50	段丘堆積物	50cm以上	完全に風化	竹林	10年未満	無	崩壊無	崩壊無
59	叢野町	B	ひとよし人吉市	おののちまち叢野町	おののちまち叢野町		60		40	35	南東	直線直線	風化・亀裂	50	軟岩	30~50cm	わずかに風化	広葉樹	10年未満	有	崩壊無	崩壊無
60	大畑	C	ひとよし人吉市	おおのち大畑町	おおのち大畑		35		41	30	西	直線尾根	礫混・砂質土	20	火山砕屑物	50cm以上	完全に風化	針葉樹	20~30年	無	崩壊無	崩壊無
61	大畑	A	ひとよし人吉市	おおのち大畑町	おおのち大畑		50		32	12	北東	直線尾根	礫混・砂質土	30	強風化岩	10cm以下	一部粘土化	広葉樹	20~30年	無	崩壊無	崩壊無
62	大畑	B	ひとよし人吉市	おおのち大畑町	おおのち大畑		35		39	20	西	直線直線	礫混・砂質土	40	軟岩	50cm以上	一部粘土化	竹林	10年未満	有	崩壊無	崩壊無
63	木地屋	D	ひとよし人吉市	かじやまち木地屋町	かじやまち木地屋		45		34	20	南東	凸型直線	礫混・砂質土	50	軟岩	30~50cm	わずかに風化	広葉樹	20~30年	無	崩壊無	崩壊無
64	東大塚	A	ひとよし人吉市	ひがしおおづか東大塚	ひがしおおづか東大塚		30		45	120	南東	直線直線	亀裂・転石	20	硬岩	10~30cm	一部認められる	竹林	10年未満	無	崩壊無	崩壊無
65	東大塚	B	ひとよし人吉市	ひがしおおづか東大塚	ひがしおおづか東大塚		30		45	15	南	直線尾根	亀裂・転石	30	軟岩	30~50cm	わずかに風化	針葉樹	40~50年	無	崩壊無	崩壊無
66	西大塚		ひとよし人吉市	にしおおづか西大塚	にしおおづか西大塚		45		37	30	南東	直線直線	礫混・砂質土	30	硬岩	50cm以上	一部認められる	竹林	10年未満	無	新崩壊	斜面下部
67	大畑籠町	B	ひとよし人吉市	おおのち大畑籠町	おおのち大畑籠町		50		45	15	西	直線尾根	礫混・砂質土	100	強風化岩	30~50cm	完全に風化	竹林	10年未満	無	崩壊無	崩壊無
68	大野	A	ひとよし人吉市	おおのち大畑籠町	おおのち大野		25		34	30	東	直線直線	礫混・砂質土	20	強風化岩	50cm以上	完全に風化	広葉樹	40~50年	有	崩壊無	崩壊無
69	大畑	D	ひとよし人吉市	おおのち大畑町	おおのち大畑		90		40	120	西	直線直線	礫混・砂質土	100	軟岩	30~50cm	わずかに風化	針葉樹	20~30年	有	崩壊無	崩壊無

隣接斜面崩壊履歴	隣接斜面位置	湧水 有無	状況	対策工	対策工上部の状況	斜面上部の土地利用状況・尾根	斜面上部の土地利用状況・台地	市町村人口	人家戸数	公共的建物1 種類	公共的建物1 名称	公共的建物1 数	公共的建物2 種類	公共的建物2 名称	公共的建物2 数	公共施設1 種類	公共施設1 数	公共施設2 種類	公共施設2 数	他事業の区域指定	急傾斜地崩壊危険区域の指定	前回調査の有無 豪雨	要施工箇所	施工状況	着手年度	他事業施工状況	関連避難場所	関連避難路
崩壊無	崩壊無	無	乾燥				山林	5	2													無	他		未	有	有	
旧崩壊	斜面下部	有	ジミジミ				農地	5	1													無	他		未	有	有	
崩壊無	崩壊無	無	乾燥	異常無	掘削無		山林	5	2													無	他		概	有	有	
旧崩壊	斜面下部	無	乾燥				山林	5	2													無	他		未	有	有	
崩壊無	崩壊無	無	乾燥				山林	5	1													無	他		未	有	有	
新崩壊	斜面下部	有	常時	異常無	掘削無		山林	5	2													無	他		概	有	有	
崩壊無	崩壊無	無	乾燥	異常無	掘削無		山林	5	3						市道	85						無	他		概	有	有	
崩壊無	崩壊無	無	乾燥				山林	5	1						市道	35	河川	5				無	他		未	有	有	
崩壊無	崩壊無	無	乾燥				山林	5	1													無	他		未	有	有	
崩壊無	崩壊無	無	乾燥				家	5	3													無	他		未	有	有	
新崩壊	斜面上部	無	乾燥				家	5	1													無	他		未	有	有	
崩壊無	崩壊無	無	乾燥				山林	5	2													無	他		未	有	有	
崩壊無	崩壊無	有	ジミジミ				山林	5	1													無	他		未	有	有	
崩壊無	崩壊無	有	ジミジミ				山林	5	1													無	他		未	有	有	
崩壊無	崩壊無	無	乾燥	異常無	掘削無		山林	5	1						市道	100	国道	60	保(一)			無	他		概	有	有	
旧崩壊	斜面上部	無	乾燥				家	5	4													無	他		未	有	有	
旧崩壊	斜面全部	無	乾燥	異常無	掘削無		家	5	1						市道	240						無	他		概	有	有	
旧崩壊	斜面上部	無	乾燥				家	5	3													無	他		未	有	有	
崩壊無	崩壊無	無	乾燥				家	5	1													無	他		未	有	有	
崩壊無	崩壊無	無	乾燥				山林	5	3						市道	90						無	他		未	有	有	
崩壊無	崩壊無	無	乾燥				山林	5	1													無	他		未	有	有	
崩壊無	崩壊無	無	乾燥				山林	5	1						河川	20						無	他		未	有	有	
崩壊無	崩壊無	無	乾燥				山林	5	1													無	他		未	有	有	
崩壊無	崩壊無	無	乾燥				山林	5	1						市道	30						無	他		未	有	有	
崩壊無	崩壊無	無	乾燥				家	5	3													無	他		未	有	有	
崩壊無	崩壊無	無	乾燥				山林	5	2													無	他		未	有	有	
崩壊無	崩壊無	有	常時				農地	5	1													無	他		未	有	有	
崩壊無	崩壊無	有	常時	異常無	掘削無		山林	5	1						国道	50						無	他		概	有	有	
崩壊無	崩壊無	無	乾燥				山林	5	1													無	他		未	有	有	
崩壊無	崩壊無	無	乾燥				山林	5	1						国道	30				地(一)		無	他		未	有	有	
旧崩壊	斜面下部	無	乾燥	異常無	掘削無		山林	5	1													無	他		概	有	有	
崩壊無	崩壊無	有	常時	異常無	掘削無		山林	5	1						市道	50						無	他		概	有	有	
崩壊無	崩壊無	無	乾燥				山林	5	1													無	他		未	有	有	
崩壊無	崩壊無	無	乾燥				山林	5	2													無	他		未	有	有	

資料18 急傾斜地崩壊危険箇所(ランクⅢ)一覧表

箇所番号	箇所名	箇所名	郡市	町村	大字	小字	準ずる斜面の延長	がけ崩れ災害の有無	傾斜度	高さ	地盤の状況	断層・破砕帯の有無	植生の種類	斜面上部の土地利用状況・尾根	斜面上部の土地利用状況・台地	市町村人口	公共施設1種類	公共施設1数	公共施設2種類	公共施設2数	他事業の区域指定
1	しもはらだ 下原田		ひとよし 人吉市	しもはらだ 下原田	しもはらだ 下原田		200		43	70	硬岩	無	針広混交	山林		5	市道	220			
2	やぐるまち 矢黒町		ひとよし 人吉市	やぐるまち 矢黒町	やぐるまち 矢黒町		135		45	30	硬岩	無	広葉樹	農地		5	市道	160			
3	しちまち 七地町		ひとよし 人吉市	しちまち 七地町	しちまち 七地町		200		51	25	硬岩	無	広葉樹		農地	5					
4	にしあいだしもまち 西間下町 K		ひとよし 人吉市	にしあいだしもまち 西間下町	にしあいだしもまち 西間下町		340		36	35	硬岩	無	針広混交	山林		5	国道	80			

資料19 山腹崩壊危険箇所一覧表

番号	位 置				直 接 保 全 対 策 施 設				既設工事		林の指 定	適要
	市	町	大字	字(林班)	地区名	人家 戸数	公共施設		着工 年度	進捗 状況		
							種 類	数 量				
1	人吉	下城本		浜 川	浜 川	22	市道	400m			無	
2	"	井ノ口		志登山	志登山	17	"	300m			"	
3	"	上原田		柏 原	柏 原	19	"	300m			"	
4	"	中 神		城 本	城 本	7	"	100m			"	
5	"	"		小 柿	小 柿	8	県道	300m			"	
6	"	下戸越		内ノ原	内ノ原	2	市道	150m			"	
7	"	西間下		蓬萊迫	蓬萊迫	14	"	400m			"	
8	"	"		笹 平	笹 平	13	"	200m			"	
9	"	東大塚		上屋敷	上屋敷	49	市道	1カ所 1,000m	54	一部 改修	一部有	県
10	"	木地屋		高 畑	高 畑	14	市道	1カ所 300m			無	
11	"	古仏頂		淵の上	淵の上	21	国道	350m	H5	済	有	県
12	"	東漆田		東	東	0	市道	50m			改修済	
13	"	赤池原		原	原	1	"	50m			無	
14	"	上 原		上 原	上 原	6	"	200m			"	
15	"	矢 黒		辻 岡	辻 岡	16	"	650m			"	
16	"	上原田		羽田口	羽田口	0	"	250m			"	
17	"	大 畑		梶 原	梶 原	0	"	1,000m			"	
18	"	西大塚		高仁田	高仁田	3	"	500m			"	
19	"	東大塚		桑木津留	桑木津留	9	市道	1カ所 2,400m	55	既	有	県
20	"	西間上		赤渡瀬	赤渡瀬	5	市道	200m			無	
21	"	上永野		古ノ山	古ノ山	0	"	1,200m			"	
22	"	大 畑		小川内	小川内	3	林道				"	県
23	"	西間下		高 見		20	国道				"	県
24	"	"		"		20	国道	4ヶ所			"	県
25	"	矢 岳		西		20	市道				"	県
26	"	富ヶ尾		富ヶ尾	富ヶ尾	5	"				"	
27	"	東大塚		加茂木	加茂木		市道	230m				
28	"	中 城		中 城	中 城	0	"	250m				
29	"	上 原		上 原	上 原	0	"	120m				
30	"	上戸越		地蔵平	地蔵平	0	"	300m			無	
31	"	"		喜和田平	喜和田平	0	"					
32	"	西大塚		下下須	下下須	2	国道					
33	"	上原田	菖蒲	木舟ノ後	木舟ノ後	20	市道	600m	H22	済	有	県

資料20 土石流危険渓流(ランクI)一覧表

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	所在地			流域概要							土石流危険							
				郡市	町村	字	渓流長(km)	流域面積(km ²)	発生源流域面積(km ²)	川幅(m)	平均渓床勾配(°)	代表的な地質条件	比較的規模の大きい崩壊履歴	常時湧水	土地形分類	石氾濫開始点の勾配(°)	流氾濫終息点の勾配(°)	氾濫区域の延長(m)	氾濫区域の最大幅(m)	氾濫区域面積(m ²)	区域保人口(人)
1	球磨川	馬氷川	西門	人吉市	下原田町	西門	0.21	0.04	0.02	3.0	12	一般(火山岩屑地帯又は火砕流堆積地帯)	無	無	扇状地形	9	0	70	90	4,000	0
2	球磨川	万江川	馬草野	人吉市	上原田町	馬草野	0.27	0.06	0.03	5.0	9	一般(前積土層地帯)	無	無	扇状地形	6	0	430	270	56,720	31
3	球磨川	御溝川	城本	人吉市	城本町	城本	0.22	0.10	0.02	5.0	6	一般(表土層が特に発達)	無	無	扇状地形	5	0	210	90	7,610	31
4	球磨川	御溝川	井ノ口1	人吉市	井ノ口町	井ノ口	0.32	0.06	0.03	2.0	9	一般(火山岩屑地帯又は火砕流堆積地帯)	無	無	扇状地形	8	0	150	110	9,500	15
5	球磨川	大川間川	中1	人吉市	矢岳町	中	0.17	0.20	0.20	5.0	13	火山(表土層が特に発達)	無	無	扇状地形	18	0	160	200	23,120	3
6	球磨川	大川間川	表柳川	人吉市	矢岳町	西	0.73	0.38	0.07	8.0	9	火山(前積土層地帯)	無	無	扇状地形	14	0	330	290	55,170	10
7	球磨川	大川間川	野田尾川	人吉市	矢岳町	東	0.92	1.05	0.77	6.0	13	火山(表土層が特に発達)	無	無	扇状地形	5	0	520	200	39,580	20
8	球磨川	大川間川	出水谷川	人吉市	矢岳町	下	0.76	0.35	0.35	5.0	10	火山(表土層が特に発達)	無	無	扇状地形	7	0	360	150	24,390	18
9	球磨川	胸川	古仏頂1	人吉市	古仏頂町	古仏頂	0.72	0.17	0.05	5.0	5	火山(表土層が特に発達)	無	無	扇状地形	6	0	240	220	29,430	31
10	球磨川	胸川	古仏頂5	人吉市	古仏頂町	古仏頂	0.72	0.13	0.02	5.0	7	火山(前積土層地帯)	無	無	扇状地形	13	0	200	100	15,030	18
11	球磨川	胸川	大塚3	人吉市	西大塚町	大塚	0.40	0.15	0.06	3.0	10	火山(表土層が特に発達)	無	無	扇状地形	8	0	450	50	16,730	23
12	球磨川	胸川	大塚2	人吉市	西大塚町	大塚	0.28	0.06	0.06	4.0	23	火山(前積土層地帯)	無	無	扇状地形	10	0	90	130	6,990	3
13	球磨川	胸川	豪音谷川	人吉市	西大塚町	大塚	1.56	1.87	1.07	8.0	11	火山(表土層が特に発達)	無	無	扇状地形	9	0	170	170	16,350	0
14	球磨川	胸川	上木地屋	人吉市	木地屋町	上木地屋	0.26	0.23	0.23	5.0	22	火山(表土層が特に発達)	無	無	扇状地形	18	0	140	200	16,370	15
15	球磨川	胸川	駒帰川	人吉市	木地屋町	高塚開拓	1.20	0.89	0.19	3.0	7	火山(第三紀層、第四紀層)	無	無	扇状地形	11	0	200	210	19,000	18
16	球磨川	茂田川	園田	人吉市	西間上町	園田	0.08	0.04	0.01	5.0	7	火山(表土層が特に発達)	無	無	扇状地形	7	0	130	40	3,780	38
17	球磨川	茂田川	岩川内	人吉市	西間上町	岩川内	0.23	0.05	0.01	6.0	4	火山(表土層が特に発達)	無	無	扇状地形	7	0	120	70	5,130	18
18	球磨川	球磨川	矢黒	人吉市	矢黒町		0.36	0.14	0.09	5.0	6	火山(表土層が特に発達)	無	無	扇状地形	5	0	140	60	4,580	15
19	球磨川	球磨川	小柿3	人吉市	中神町	小柿	0.86	0.72	0.25	6.0	11	火山(表土層が特に発達)	無	無	扇状地形	9	0	400	170	27,130	28
20	球磨川	球磨川	大柿	人吉市	中神町	大柿	0.13	0.06	0.06	5.0	11	火山(表土層が特に発達)	無	無	谷底平野	14	0	220	150	19,080	31

険 区			域 床 状 況					山 腹 状 況			計 画 流 出 土 砂 量 (m ³)	砂 防 施 設		土 石 流 災 害	市 町 村 版 地 域 防 災 計 画 へ の 掲 載	警 戒 避 難 基 準 雨 量 (mm)	安 全 な 避 難 場 所	砂 防 指 定 地	平 成 2 年 度 総 点 検	備 考	
全 对 象			溪 床 堆 積 土 砂					地 覆 状 況		新 しい 亀 裂 ・ 滑 落 崖		砂 防 施 設	未 満 砂 量 (m ³)								
人 家 戸 数 (戸)	災 害 弱 者 関 連 施 設	左 記 以 外 の 公 共 施 設 等	耕 地 面 積 (m ²)	存 在 区 間 (総 和) (m)	平 均 厚 さ (m)	平 均 幅 (m)	代 表 的 な 表 面 の 形 状	代 表 的 な 表 面 の 植 生	合 裸 地 ・ 禿 積 地 の 流 域 面 積 に 対 す る 割 合 (%)												伐 採 地 の 流 域 面 積 に 対 す る 割 合 (%)
0		中原青年会館	0.00	180	0.5	8.0	水平	低木類				1,615	無		無	有	130	中原小学校	無	有203A-001	
12			2.57	100	1.0	7.0	凹	低木類				2,466	無		無	有	130	上原田活性化センター	無	有203A-004	保
12			0.38	150	0.7	4.5	水平	高木類		8.4		6,845	無		無	有	130	人吉西小学校	無	無	
6			0.30	310	2.0	6.0	凹	高木類				4,741	無		無	有	130	井口公民館	無	有203A-005	
1		矢岳小学校JR肥薩線:0.05km	1.29	250	0.9	5.5	凹	高木類	0.9	21.6		5,016	無		無	有	130	大畑小学校	無	有203A-006	火国
4		JR矢岳駅JR肥薩線:0.21km	2.86	250	0.8	5.0	凹	低木類		4.4		5,801	有1	5,376	無	有	130	大畑小学校	有	有203A-007	火
8		矢岳校区公民館	2.13	660	0.9	5.5	凹	低木類		7.5		27,369	有1	17,106	無	有	130	大畑小学校	有	有203A-008	火国
7			1.12	360	0.7	5.5	凹	高木類		4.1		10,113	有1	9,080	無	有	130	大畑小学校	無	有203A-009	火国
12		国道267号線0.25km	0.89	200	1.0	8.0	凹	低木類		7.9		5,680	無		無	有	130	古仏頂公民館	無	有203A-010	火
7		国道267号線0.1km	1.15	100	1.0	6.0	凹	低木類		2.2		4,257	無		無	有	130	古仏頂公民館	無	無	
9		東大塚簡易郵便局,大塚公民館,大塚小学校,国道267号線0.05km	0.79	140	0.7	5.0	凹	高木類	1.3			2,608	無		無	有	130	第一中学校	無	無	火
1		NTT大塚電話交換局,国道267号線0.05km	0.21	100	0.4	4.0	凹	低木類				1,240	無		無	有	130	第一中学校	無	有203A-011	火
0		大塚発電所,国道267号線0.1km	0.20	1410	0.8	6.8	凹	低木類		7.3		52,461	無		無	有	130	第一中学校	無	有203A-012	火国
6		国道267号線0.23km	0.00	170	1.5	5.0	凹	低木類				3,000	有2	0	無	有	130	第一中学校	無	有203A-013	火国治山2:0m3
7		国道267号線0.16km	0.70	450	2.5	7.5	水平	草本類				30,584	有3	30,689	無	有	130	第一中学校	有	有203A-014	火国
15			0.12	100	1.0	6.0	水平	高木類				1,740	無		無	有	130	第一中学校	無	無	火
7		国道219号線0.07km	0.00	60	1.0	6.0	水平	高木類				2,604	無		無	有	130	第一中学校	無	無	火
6			0.17	220	1.0	4.5	凹	高木類				7,729	無		無	有	130	西瀬小学校	無	無	火
11		県道15号線0.15km	1.45	360	0.6	5.0	凹	低木類		7.2		13,218	無		無	有	130	西瀬小学校	無	有203A-015	火
12		県道15号線0.04km	0.79	210	0.6	6.0	凹	低木類				3,600	無		無	有	130	中神町大柿農村集落センター	無	有203A-016	火

資料20 土石流危険渓流(ランクⅡ)一覧表

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	所在地			流域概要							土石流危険							
				郡市	町村	字	渓流長(km)	流域面積(km ²)	発流域面積(km ²)	川幅(m)	平均渓床勾配(°)	代表的な地質条件	比較的規模の大きい崩壊履歴	常時湧水	土地形分類	土石流氾濫開始点の勾配(°)	氾濫終息点の勾配(°)	氾濫区域の延長(m)	氾濫区域の最大幅(m)	氾濫区域面積(m ²)	区域保人口(人)
1	球磨川	馬水川	馬水1	人吉市	上原田町	馬水	1.11	0.34	0.12	5.0	12	一般(表土層が特に発達)	無	無	谷底平野	14	0	710	50	15,190	3
2	球磨川	馬水川	馬水2	人吉市	上原田町	馬水	1.08	0.60	0.14	5.0	13	一般(表土層が特に発達)	無	無	谷底平野	5	0	1480	30	33,650	3
3	球磨川	馬水川	尾曲3	人吉市	上原田町	尾曲	0.86	0.34	0.19	5.0	17	一般(崩積土層地帯)	無	無	扇状地形	14	0	110	70	2,890	3
4	球磨川	馬水川	尾曲2	人吉市	上原田町	尾曲	2.64	1.15	0.59	5.0	9	一般(表土層が特に発達)	無	無	扇状地形	5	0	580	70	21,020	8
5	球磨川	馬水川	尾曲1	人吉市	上原田町	尾曲	0.95	0.35	0.20	5.0	6	一般(表土層が特に発達)	無	無	扇状地形	8	0	440	110	15,190	10
6	球磨川	福川	瓦屋	人吉市	瓦屋町	瓦屋	0.10	0.02	0.01	2.0	9	一般(第三紀層、第四紀層)	無	無	扇状地形	7	0	40	60	1,500	3
7	球磨川	御溝川	井ノ口2	人吉市	井ノ口町	井ノ口	0.15	0.02	0.02	2.0	18	一般(火山岩層地帯又は火砕流堆積地)	無	無	扇状地形	14	0	80	70	3,000	3
8	球磨川	鳩胸川	紫笠1	人吉市	大畑町	紫笠	0.10	0.08	0.08	5.0	19	火山(崩積土層地帯)	無	無	扇状地形	16	0	100	150	8,350	3
9	球磨川	鳩胸川	紫笠	人吉市	大畑町	紫笠	0.20	0.07	0.07	5.0	21	火山(崩積土層地帯)	無	無	扇状地形	10	0	180	220	17,259	3
10	球磨川	鳩胸川	紫笠2	人吉市	大畑町	紫笠	0.22	0.11	0.11	4.0	10	火山(崩積土層地帯)	無	無	扇状地形	14	0	146	210	14,340	8
11	球磨川	鳩胸川	紫笠3	人吉市	大畑町	紫笠	0.43	0.10	0.09	5.0	16	火山(崩積土層地帯)	無	無	扇状地形	7	2	290	100	20,910	10
12	球磨川	上小川内川	小川内1	人吉市	大畑麓町	小川内	0.09	0.03	0.03	5.0	16	火山(表土層が特に発達)	無	無	扇状地形	9	0	110	120	8,500	10
13	球磨川	上小川内川	小川内3	人吉市	大畑麓町	小川内	0.07	0.02	0.02	3.0	20	火山(崩積土層地帯)	無	無	扇状地形	9	0	100	120	5,840	3
14	球磨川	上小川内川	小川内2	人吉市	大畑麓町	小川内	0.17	0.05	0.05	3.0	16	火山(表土層が特に発達)	無	無	扇状地形	13	0	450	80	17,710	5
15	球磨川	大川間川	西	人吉市	矢岳町	西	0.13	0.08	0.08	5.0	13	火山(崩積土層地帯)	無	無	扇状地形	13	0	150	140	11,370	5
16	球磨川	大川間川	中2	人吉市	矢岳町	中	1.44	0.98	0.71	10.0	11	火山(表土層が特に発達)	無	無	扇状地形	5	2	280	140	26,780	5
17	球磨川	大川間川	下1	人吉市	矢岳町	下	0.36	0.21	0.14	5.0	10	火山(表土層が特に発達)	無	無	扇状地形	6	0	280	100	14,970	5
18	球磨川	大川間川	大畑麓1	人吉市	大畑麓町	大畑麓	0.12	0.04	0.04	2.0	12	火山(表土層が特に発達)	無	無	扇状地形	5	0	270	100	19,170	3
19	球磨川	鳩胸川	大畑麓2	人吉市	大畑麓町	大畑麓	0.43	0.31	0.08	4.0	10	火山(表土層が特に発達)	無	無	扇状地形	6	0	530	90	21,320	10
20	球磨川	胸川	赤池奥水無	人吉市	東漆田町	赤池奥水無	1.04	1.03	0.56	5.0	5	火山(表土層が特に発達)	無	無	扇状地形	7	0	780	210	44,720	3

除 区		全 对 象	域 溪 床 状 况					山 腹 状 况		計 画 流 出 土 砂 量 (m ³)	砂 防 施 設		土 石 流 災 害	市 町 村 版 地 域 防 災 計 画 へ の 掲 載	警 戒 避 難 基 準 雨 量 (mm)	安 全 な 避 難 場 所	砂 防 指 定 地	平 成 2 年 度 総 点 検	備 考	
人 家 戸 数 (戸)	災 害 弱 者 関 連 施 設		耕 地 面 積 (m ²)	存 在 区 間 (総 和) (m)	平 均 厚 さ (m)	平 均 幅 (m)	代 表 的 な 表 面 の 形 状	代 表 的 な 表 面 の 植 生	地 覆 状 况		有	無								
									合 裸 地 ・ 禿 積 地 の 流 域 面 積 に 対 す る 割 合 (%)											伐 採 地 の 流 域 面 積 に 対 す る 割 合 (%)
1		0.00	620	0.5	4.0	凹	草 本 類					無	有	130	上 原 田 活 性 化 セ ン タ ー	有	有 203B-001	保		
1		0.00	460	0.5	7.0	凹	草 本 類					無	有	130	上 原 田 活 性 化 セ ン タ ー	有	有 203B-002			
1		0.00	320	0.7	5.5	凹	草 本 類					無	有	130	上 原 田 活 性 化 セ ン タ ー	無	無			
3		0.84	860	0.2	5.0	凹	草 本 類					無	有	130	上 原 田 活 性 化 セ ン タ ー	有	有 203A-002			
4		0.78	290	1.1	6.7	凹	低 木 類	2.5	2.5			無	有	130	上 原 田 活 性 化 セ ン タ ー	有	有 203A-003	保		
1		0.00	110	1.0	7.0	水 平	低 木 類				1	161	無	有	130	修 成 館	無	無	治 山 1 : 161m3	
1		0.10	150	2.5	7.0	凸	高 木 類					無	有	130	井 ノ ロ 公 民 館	無	無			
1	国 道 221 号 線 0.07km	0.63	220	1.3	5.0	凹	低 木 類					無	有	130	大 畑 コ ミ セ ン	無	無	保		
1	国 道 221 号 線 0.12km	0.53	260	1.0	5.5	凹	低 木 類					無	有	130	大 畑 コ ミ セ ン	無	有 203B-003			
3	国 道 221 号 線 0.11km	0.29	250	0.7	3.5	凹	高 木 類					無	有	130	大 畑 コ ミ セ ン	無	無			
4	国 道 221 号 線 0.21km	0.39	210	1.0	4.0	凹	低 木 類	2.0	2.0			無	有	130	大 畑 コ ミ セ ン	無	無			
4		0.09	160	0.8	5.0	凹	低 木 類					無	有	130	大 畑 コ ミ セ ン	有	有 203B-004			
1		0.00	80	1.0	3.0	凹	高 木 類					無	有	130	大 畑 コ ミ セ ン	有	無			
2		1.26	100	0.8	5.0	凹	低 木 類					無	有	130	大 畑 コ ミ セ ン	有	有 203B-005			
2		0.68	100	0.7	5.0	凹	低 木 類					無	有	130	大 畑 小 学 校	無	有 203B-006			
2		0.96	380	0.7	7.5	凹	低 木 類					無	有	130	大 畑 小 学 校	無	有 203B-007	国		
2		0.00	280	0.8	4.5	凹	高 木 類					無	有	130	大 畑 小 学 校	無	有 203B-009	国		
1		1.51	110	1.0	4.0	凹	高 木 類	13.0	13.0			無	有	130	大 畑 麓 公 民 館	無	有 203B-010			
4	高 速 道 路 九 州 自 動 車 道 0.1km	0.68	180	1.0	6.0	水 平	高 木 類					無	有	130	大 畑 麓 公 民 館	無	有 203B-011			
1	高 速 道 路 九 州 自 動 車 道 0.06km	3.81	580	0.8	5.5	水 平	高 木 類					無	有	130	う ぐ い す 荘	無	無	国		

資料20 土石流危険渓流(ランクⅡ)一覽表

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	所在地			流域概要							土石流危険									
				郡市	町村	字	渓流長 (km)	流域面積 (km ²)	発生流域面積 (km ²)	川幅 (m)	平均溪床勾配 (°)	代表的な地質条件	比較的規模の大きい崩壊履歴	常時湧水	地形分類	土石	流	氾濫開始点の勾配 (°)	氾濫終息点の勾配 (°)	氾濫区域の延長 (m)	氾濫区域の最大幅 (m)	氾濫区域面積 (m ²)	区域保人 (人)
21	球磨川	胸川	古屋敷	人吉市	赤池水無町	古屋敷	0.59	0.38	0.24	4.0	7	火山(表土層が特に発達)	無	無	谷底平野			6	0	420	90	25,520	5
22	球磨川	胸川	古仏頂3	人吉市	古仏頂町	古仏頂	0.06	0.04	0.04	6.0	9	火山(崩積土層地帯)	無	無	扇状地形			13	0	540	80	21,360	5
23	球磨川	胸川	大野	人吉市	大畑麓町	大野	0.37	0.36	0.11	4.0	4	火山(表土層が特に発達)	無	無	扇状地形			7	0	140	160	14,440	8
24	球磨川	出水谷川	出水	人吉市	矢岳町	出水	0.83	0.20	0.08	5.0	8	火山(表土層が特に発達)	無	無	扇状地形			4	0	410	90	29,730	10
25	球磨川	胸川	古仏頂4	人吉市	古仏頂町	古仏頂	0.57	0.12	0.01	3.0	18	火山(表土層が特に発達)	無	無	扇状地形			14	0	400	80	19,810	5
26	球磨川	胸川	寒川	人吉市	古仏頂町	古仏頂	0.66	0.21	0.21	6.0	17	火山(表土層が特に発達)	無	無	扇状地形			11	0	120	170	12,750	3
27	球磨川	桑木津留	東大塚	人吉市	東大塚町	東大塚	0.07	0.05	0.05	3.0	27	火山(崩積土層地帯)	無	無	扇状地形			22	0	100	120	6,720	3
28	球磨川	胸川	大塚4	人吉市	西大塚町	大塚	0.95	0.34	0.20	5.0	12	火山(崩積土層地帯)	無	無	扇状地形			10	0	370	160	43,570	5
29	球磨川	胸川	大塚1	人吉市	西大塚町	大塚	0.35	0.16	0.16	6.0	20	火山(崩積土層地帯)	無	無	扇状地形			17	0	190	230	25,130	3
30	球磨川	胸川	中木地屋	人吉市	木地屋町	高畑	0.38	0.15	0.15	5.0	23	火山(表土層が特に発達)	無	無	扇状地形			22	0	100	120	7,370	3
31	球磨川	胸川	古仏頂6	人吉市	古仏頂町	古仏頂	0.18	0.02	0.02	2.0	9	火山(第三紀層、第四紀層)	無	無	扇状地形			22	0	90	120	6,000	5
32	球磨川	胸川	古仏頂7	人吉市	古仏頂町	古仏頂	1.28	0.40	0.19	6.0	7	火山(表土層が特に発達)	無	無	扇状地形			8	0	320	160	20,330	8
33	球磨川	胸川	古仏頂2	人吉市	古仏頂町	古仏頂	0.46	0.43	0.24	5.0	16	火山(表土層が特に発達)	無	無	扇状地形			8	0	620	100	25,210	10
34	球磨川	茂田川	西間上	人吉市	西間上町	西間上	0.18	0.03	0.03	5.0	11	火山(表土層が特に発達)	無	無	扇状地形			11	0	70	90	4,090	3
35	球磨川	永野川	西瀬	人吉市	矢黒町	西瀬	0.12	0.03	0.02	6.0	7	火山(表土層が特に発達)	無	無	扇状地形			6	0	80	80	3,080	3
36	球磨川	永野川	上永野	人吉市	上永野町	上永野	0.85	0.17	0.04	5.0	10	火山(崩積土層地帯)	無	無	扇状地形			5	0	440	130	25,830	5
37	球磨川	鹿目川	茶原	人吉市	鹿目町	茶原	0.90	0.22	0.22	15.0	13	火山(表土層が特に発達)	無	無	扇状地形			8	0	170	290	19,230	3
38	球磨川	鹿目川	下戸越	人吉市	下戸越町	下戸越	1.24	0.50	0.08	5.0	8	火山(表土層が特に発達)	無	無	扇状地形			7	0	180	260	23,650	5
39	球磨川	球磨川	小柿2	人吉市	中神町	小柿	0.10	0.02	0.02	3.0	12	火山(崩積土層地帯)	無	無	扇状地形			14	0	140	140	12,980	5
40	球磨川	球磨川	小柿1	人吉市	中神町	小柿	0.17	0.05	0.05	4.0	13	火山(表土層が特に発達)	無	無	谷底平野			17	0	110	120	8,270	5
41	球磨川	鶴川	丸岩	人吉市	鹿目町	丸岩	1.68	0.87	0.48	6.0	9	火山(表土層が特に発達)	無	無	谷底平野			8	0	130	230	10,340	3

陰 区			域 溪 床 状 況					山 腹 状 況			計 画 流 出 土 砂 量 (m ³)	砂 防 施 設		土 石 流 災 害	市 町 村 版 地 域 防 災 計 画 へ の 掲 載	警 戒 避 難 基 準 雨 量 (mm)	安 全 な 避 難 場 所	砂 防 指 定 地	平 成 2 年 度 総 点 検	備 考	
全 対 象			耕 地 面 積 (m ²)	存 在 区 間 (総 和) (m)	平 均 厚 さ (m)	平 均 幅 (m)	代 表 的 な 表 面 の 形 状	代 表 的 な 表 面 の 植 生	地 覆 状 況 合 裸 地・禿 積 地 の 流 域 面 積 へ の 割 合 (%)	伐 採 地 の 流 域 面 積 へ の 割 合 (%)		新 し い 亀 裂・滑 落 崖	砂 防 施 設 有 無								未 満 砂 量 (m ³)
人 家 戸 数 (戸)	災 害 弱 者 関 連 施 設	左 記 以 外 の 公 共 施 設 等																			
2			1.58	200	1.0	4.0	凹	低木類				6,598	無		無	有	130	うぐいす荘	無	無	国
2			1.53	110	1.0	7.0	凹	高木類				1,513	無		無	有	130	古仏頂公民館	無	有203B-012	
3			1.07	240	0.8	4.0	凹	低木類				5,683	無		無	有	130	大畑麓公民館	無	無	
4			1.44	240	1.0	5.0	凹	高木類				6,020	無		無	有	130	大畑小学校	無	無	
2			1.23	200	0.6	4.0	凹	高木類				2,015	無		無	有	130	古仏頂公民館	無	有203B-013	
1			1.02	280	1.0	6.5	凹	高木類				7,916	無		無	有	130	古仏頂公民館	無	有203B-014	
1			0.00	120	0.4	3.0	凹	低木類				1,362	無		無	有	130	第一中学校	有	有203B-015	
2		国道267号線0.14km	1.99	270	0.8	7.0	凹	低木類				9,498	有2	0	無	有	130	第一中学校	無	無	治山2:0m3
1		国道267号線0.17km	0.77	390	0.9	5.0	凹	低木類				6,542	無		無	有	130	第一中学校	無	有203B-016	
1		国道267号線0.07km	0.00	250	0.9	5.5	凹	高木類				3,298	無		無	有	130	第一中学校	無	有203B-017	国
2		国道267号線0.07km	0.20	150	1.5	6.0	凸	低木類				1,758	無		無	有	130	第一中学校	無	無	
3		国道267号線0.1km	0.51	460	0.7	5.5	凹	高木類				14,452	無		無	有	130	第一中学校	無	無	
4			0.76	290	0.5	5.0	凹	草本類				8,408	無		無	有	130	古仏頂公民館	無	有203B-018	
1			0.21	90	1.0	6.0	凹	低木類				1,610	無		無	有	130	第一中学校	有	有203B-019	
1			0.18	80	1.0	5.0	水平	低木類				932	無		無	有	130	西瀬小学校	無	無	
2			2.27	370	0.8	5.0	凹	低木類				7,262	無		無	有	130	永野町公民館	無	有203B-020	
1			1.69	510	0.7	7.0	凹	低木類				8,967	無		無	有	130	鹿目町公民館	有	有203B-022	国
2			1.16	660	0.9	5.5	段丘	植生なし				10,452	無		無	有	130	上戸越公民館	無	有203B-023	
2		県道15号線0.12km	0.93	50	0.3	4.0	凹	草本類				970	無		無	有	130	西瀬小学校	無	有203B-024	
2		県道15号線0.09km	0.36	150	0.5	5.0	凹	低木類				1,912	無		無	有	130	西瀬小学校	無	有203B-025	
1			0.32	830	0.9	5.5	凹	低木類				15,647	有1	1,458	無	有	130	鹿目町公民館	無	有203B-026	国治山1:1458m3

資料20 土石流危険渓流に準ずる渓流(ランクⅢ)一覧表

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	所在地			流域概要							土石流危険								
				郡市	町村	字	渓流長 (km)	流域面積 (km ²)	発生流域面積 (km ²)	川幅 (m)	平均渓床勾配 (°)	代表的な地質条件	比較的規模の大きい崩壊履歴	常時湧水	土	石	流	氾濫	区	域	保	
																						地形分類
1	球磨川	馬氷川	西門2	人吉市	下原田町	西門								無	無							0
2	球磨川	馬氷川	西門3	人吉市	下原田町	西門								無	無							0
3	球磨川	福川	上林1	人吉市	上林町									無	無							0
4	球磨川	福川	上林2	人吉市	上林町									無	無							0
5	球磨川	福川	上林3	人吉市	上林町									無	無							0
6	球磨川	御溝川	合ノ原	人吉市	合ノ原町									無	無							0
7	球磨川	茂田川	西間下	人吉市	西間下町									無	無							0
8	球磨川	永野川	下戸越2	人吉市	下戸越町									無	無							0
9	球磨川	永野川	下戸越3	人吉市	下戸越町									無	無							0

険 区			域 床 状 況				山 腹 状 況			計画流出土砂量 (m ³)	砂防施設		土石流災害	市町村版地域防災計画への掲載	警戒避難基準雨量 (mm)	安全な避難場所	砂防指定地	平成2年度総点検	備考	
全 対 象			渓 床 堆 積 土 砂 存在区間（総和） (m)	平均厚さ (m)	平均幅 (m)	代表的な表面の形状	代表的な表面の植生	地 覆 状 況 合 裸 地・禿 地 の 流 域 面 積 に 対 す る 割 合 (%)	伐 採 地 の 流 域 面 積 に 対 す る 割 合 (%)		新 しい 亀 裂 ・ 滑 落 崖	砂防施設 有 無								未 満 砂 量 (m ³)
人家戸数 (戸)	災害弱者関連施設	左記以外の公共施設等																		
0			0										無	有	有	無	無			
0			0										無	有	有	無	無			
0			0										無	有	有	無	無			
0			0										無	有	有	無	無			
0			0										無	有	有	無	無			
0			0										無	有	有	無	無			
0			0										無	有	有	無	無			
0			0										無	有	有	無	無			
0			0										無	有	有	無	無			

資料2-1 崩壊土砂流出危険箇所一覧表

番号	位 置		直接保全対象施設			治山事業 進捗状況	地すべり 防止区域 指 定	保安林 の指定
	大 字	字	人家戸数	公共戸数	道路			
1	上原田	寺 床	8		市道	無	無	無
2	鹿 目	鹿ノ中尾	65	1	〃	〃	〃	〃
3	〃	赤 仁 田	2		〃	〃	〃	〃
4	上戸越	上 笹 草	3		林道	〃	〃	〃
5	〃	地 蔵 平	10		市道	〃	〃	〃
6	〃	草 津			〃	〃	〃	〃
7	〃	〃			〃	〃	〃	〃
8	古仏頂	新 村	66		国道	〃	〃	〃
9	〃	今 山	16		市道	〃	〃	〃
10	〃	堂 の 尾	13	1	〃	〃	〃	〃
11	木地屋	井 手 の 上	29		〃	〃	〃	〃
12	〃	高 畑	18	1	〃	未 成	〃	〃
13	〃	永 野	14		〃	〃	〃	〃
14	〃	小 川 内	1		〃	無	〃	〃
15	〃	黒 葛 川 内	1		〃	〃	〃	〃
16	東大塚	川 運	11		〃	既 成	〃	〃
17	西大塚	上芋の八重	8		〃	〃	〃	〃
18	田 野	西 迫	18		市道	無	〃	〃
19	〃	〃	25	1	国道	〃	〃	〃
20	大 畑	梶 原	9		市道	〃	〃	〃
21	矢 岳	葎ノ本	72		〃	〃	〃	〃
22	東 間	中 村	31		〃	〃	〃	〃
23	矢 黒	下 前 平	3		〃	〃	〃	〃

資料 2.2 土砂災害警戒区域・特別警戒区域指定一覧表

人吉市

	区域名	(番号)	市町村		自然現象の 種類	土砂災害警戒区域等		告示番号	告示年月日	備考
			市町村名	町・大字		警戒	特別警戒			
1	西門	(203-1-001)	人吉市	下原田町	土石流	○	○	熊本県告示第683号	平成20年7月23日	
削除	馬草野	(203-1-002)	人吉市	上原田町	土石流	×		熊本県告示第683号	平成20年7月23日	解除・再指定により削除
2	城本-1	(203-1-003-1)	人吉市	城本町	土石流	○	○	熊本県告示第683号	平成20年7月23日	
3	城本-2	(203-1-003-2)	人吉市	城本町	土石流	○	○	熊本県告示第683号	平成20年7月23日	
4	井ノ口1-1	(203-1-004-1)	人吉市	井ノ口町	土石流	○	○	熊本県告示第683号	平成20年7月23日	
5	井ノ口1-2	(203-1-004-2)	人吉市	井ノ口町	土石流	○	○	熊本県告示第683号	平成20年7月23日	
6	中1-1	(203-1-005-1)	人吉市	矢岳町	土石流	○		熊本県告示第683号	平成20年7月23日	
7	中1-2	(203-1-005-2)	人吉市	矢岳町	土石流	○	○	熊本県告示第683号	平成20年7月23日	
8	古仏頂1	(203-1-009)	人吉市	古仏頂町	土石流	○	○	熊本県告示第683号	平成20年7月23日	
9	古仏頂5	(203-1-010)	人吉市	古仏頂町	土石流	○	○	熊本県告示第683号	平成20年7月23日	
10	大塚3	(203-1-011)	人吉市	西大塚町	土石流	○		熊本県告示第683号	平成20年7月23日	
11	大塚2	(203-1-012)	人吉市	西大塚町	土石流	○		熊本県告示第683号	平成20年7月23日	
12	豪音谷川	(203-1-013)	人吉市	西大塚町	土石流	○	○	熊本県告示第683号	平成20年7月23日	
13	園田	(203-1-016)	人吉市	西間上町	土石流	○	○	熊本県告示第683号	平成20年7月23日	
14	岩川内	(203-1-017)	人吉市	西間上町	土石流	○	○	熊本県告示第683号	平成20年7月23日	
15	矢黒-1	(203-1-018-1)	人吉市	矢黒町	土石流	○	○	熊本県告示第683号	平成20年7月23日	
16	矢黒-2	(203-1-018-2)	人吉市	矢黒町	土石流	○	○	熊本県告示第683号	平成20年7月23日	
17	小柿3	(203-1-019)	人吉市	中神町	土石流	○		熊本県告示第683号	平成20年7月23日	
18	大柿	(203-1-020)	人吉市	中神町	土石流	○		熊本県告示第683号	平成20年7月23日	
削除	馬水1	(203-2-001)	人吉市	上原田町	土石流	×	×	熊本県告示第683号	平成20年7月23日	解除・再指定により削除
削除	馬水2	(203-2-002)	人吉市	上原田町	土石流	×	×	熊本県告示第683号	平成20年7月23日	解除・再指定により削除
19	尾曲3-1	(203-2-003-1)	人吉市	上原田町	土石流	○	○	熊本県告示第683号	平成20年7月23日	
20	尾曲3-2	(203-2-003-2)	人吉市	上原田町	土石流	○	○	熊本県告示第683号	平成20年7月23日	
21	尾曲2-1	(203-2-004-1)	人吉市	上原田町	土石流	○	○	熊本県告示第683号	平成20年7月23日	
22	尾曲2-2	(203-2-004-2)	人吉市	上原田町	土石流	○		熊本県告示第683号	平成20年7月23日	
23	尾曲1	(203-2-005)	人吉市	上原田町	土石流	○	○	熊本県告示第683号	平成20年7月23日	
24	井ノ口2	(203-2-007)	人吉市	井ノ口町	土石流	○	○	熊本県告示第683号	平成20年7月23日	
25	紫笠1	(203-2-008)	人吉市	段塔町	土石流	○	○	熊本県告示第683号	平成20年7月23日	
26	紫笠	(203-2-009)	人吉市	大畑町	土石流	○	○	熊本県告示第683号	平成20年7月23日	
27	紫笠2	(203-2-010)	人吉市	大畑町	土石流	○	○	熊本県告示第683号	平成20年7月23日	
28	紫笠3	(203-2-011)	人吉市	大畑町	土石流	○	○	熊本県告示第683号	平成20年7月23日	
29	小川内1	(203-2-012)	人吉市	大畑麓町	土石流	○	○	熊本県告示第683号	平成20年7月23日	
30	小川内3	(203-2-013)	人吉市	大畑麓町	土石流	○		熊本県告示第683号	平成20年7月23日	
31	小川内2	(203-2-014)	人吉市	大畑麓町	土石流	○	○	熊本県告示第683号	平成20年7月23日	
32	西	(203-2-015)	人吉市	矢岳町	土石流	○	○	熊本県告示第683号	平成20年7月23日	

人吉市

	区域名 (番号)	市町村		自然現象の 種類	土砂災害警戒区域等 特別警戒		告示番号	告示年月日	備考
		市町村名	町・大字		警戒	特別警戒			
33	中2-1 (203-2-016-1)	人吉市	矢岳町	土石流	○	○	熊本県告示第683号	平成20年7月23日	
34	中2-2 (203-2-016-2)	人吉市	矢岳町	土石流	○	○	熊本県告示第683号	平成20年7月23日	
35	中2-3 (203-2-016-3)	人吉市	矢岳町	土石流	○	○	熊本県告示第683号	平成20年7月23日	
36	中2-4 (203-2-016-4)	人吉市	矢岳町	土石流	○	○	熊本県告示第683号	平成20年7月23日	
37	下1 (203-2-017)	人吉市	矢岳町	土石流	○	○	熊本県告示第683号	平成20年7月23日	
38	大畑麓1 (203-2-018)	人吉市	大畑麓町	土石流	○	○	熊本県告示第683号	平成20年7月23日	
39	大畑麓2 (203-2-019)	人吉市	大畑麓町	土石流	○	○	熊本県告示第683号	平成20年7月23日	
40	赤池奥水無-1 (203-2-020-1)	人吉市	東漆田町 赤池水無町	土石流	○	○	熊本県告示第683号	平成20年7月23日	
41	赤池奥水無-2 (203-2-020-2)	人吉市	東漆田町 赤池水無町	土石流	○	○	熊本県告示第683号	平成20年7月23日	
42	古屋敷-1 (203-2-021-1)	人吉市	赤池水無町	土石流	○	○	熊本県告示第683号	平成20年7月23日	
43	古屋敷-2 (203-2-021-2)	人吉市	赤池水無町	土石流	○	○	熊本県告示第683号	平成20年7月23日	
44	古仏頂3 (203-2-022)	人吉市	古仏頂町	土石流	○	○	熊本県告示第683号	平成20年7月23日	
45	大野 (203-2-023)	人吉市	大野町	土石流	○	○	熊本県告示第683号	平成20年7月23日	
46	出水 (203-2-024)	人吉市	矢岳町	土石流	○	○	熊本県告示第683号	平成20年7月23日	
47	古仏頂4 (203-2-025)	人吉市	古仏頂町	土石流	○	○	熊本県告示第683号	平成20年7月23日	
48	寒川-1 (203-2-026-1)	人吉市	古仏頂町	土石流	○	○	熊本県告示第683号	平成20年7月23日	
49	寒川-2 (203-2-026-2)	人吉市	古仏頂町	土石流	○	○	熊本県告示第683号	平成20年7月23日	
50	東大塚 (203-2-027)	人吉市	東大塚町	土石流	○	○	熊本県告示第683号	平成20年7月23日	
51	大塚1 (203-2-029)	人吉市	西大塚町	土石流	○	○	熊本県告示第683号	平成20年7月23日	
52	中木地屋 (203-2-030)	人吉市	木地屋町	土石流	○	○	熊本県告示第683号	平成20年7月23日	
53	古仏頂6 (203-2-031)	人吉市	古仏頂町	土石流	○	○	熊本県告示第683号	平成20年7月23日	
54	古仏頂7 (203-2-032)	人吉市	古仏頂町	土石流	○	○	熊本県告示第683号	平成20年7月23日	
55	古仏頂2 (203-2-033)	人吉市	古仏頂町	土石流	○	○	熊本県告示第683号	平成20年7月23日	
56	西間上 (203-2-034)	人吉市	西間上町	土石流	○	○	熊本県告示第683号	平成20年7月23日	
57	西瀬 (203-2-035)	人吉市	矢黒町	土石流	○	○	熊本県告示第683号	平成20年7月23日	
58	上永野 (203-2-036)	人吉市	上永野町	土石流	○	○	熊本県告示第683号	平成20年7月23日	
59	茶原 (203-2-037)	人吉市	鹿目町	土石流	○	○	熊本県告示第683号	平成20年7月23日	
60	下戸越 (203-2-038)	人吉市	下戸越町	土石流	○	○	熊本県告示第683号	平成20年7月23日	
61	小柿2 (203-2-039)	人吉市	中神町	土石流	○	○	熊本県告示第683号	平成20年7月23日	
62	小柿1 (203-2-040)	人吉市	中神町	土石流	○	○	熊本県告示第683号	平成20年7月23日	
63	西門2 (203-3-001)	人吉市	下原田町	土石流	○	○	熊本県告示第683号	平成20年7月23日	
64	西門3 (203-3-002)	人吉市	下原田町	土石流	○	○	熊本県告示第683号	平成20年7月23日	

人吉市

	区域名	(番号)	市町村		自然現象の種類	土砂災害警戒区域等		告示番号	告示年月日	備考
			市町村名	町・大字		警戒	特別警戒			
65	上林1	(203-3-003)	人吉市	上林町 瓦屋町	土石流	○	○	熊本県告示第683号	平成20年7月23日	
66	上林2	(203-3-004)	人吉市	上林町 瓦屋町	土石流	○	○	熊本県告示第683号	平成20年7月23日	
67	上林3	(203-3-005)	人吉市	上林町	土石流	○	○	熊本県告示第683号	平成20年7月23日	
68	合ノ原-1	(203-3-006-1)	人吉市	合ノ原町	土石流	○	○	熊本県告示第683号	平成20年7月23日	
69	合ノ原-2	(203-3-006-2)	人吉市	合ノ原町	土石流	○	○	熊本県告示第683号	平成20年7月23日	
70	西間下	(203-3-007)	人吉市	西間上町	土石流	○	○	熊本県告示第683号	平成20年7月23日	
71	下戸越2	(203-3-008)	人吉市	下戸越町	土石流	○	○	熊本県告示第683号	平成20年7月23日	
72	下戸越3	(203-3-009)	人吉市	下戸越町	土石流	○	○	熊本県告示第683号	平成20年7月23日	
73	麓町-1	(203-1-043-1)	人吉市	麓町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第361号	平成25年3月29日	
74	麓町-2	(203-1-043-2)	人吉市	麓町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第361号	平成25年3月29日	
75	田町	(203-1-044)	人吉市	田町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第361号	平成25年3月29日	
76	波床-1	(203-1-045-1)	人吉市	波床町 東間下町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第361号	平成25年3月29日	
77	波床-2	(203-1-045-2)	人吉市	波床町 東間下町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第361号	平成25年3月29日	
78	波床-3	(203-1-045-3)	人吉市	東間下町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第361号	平成25年3月29日	
79	波床-4	(203-1-045-4)	人吉市	東間下町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第361号	平成25年3月29日	
80	下城本町A	(203-1-014)	人吉市	下城本町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第300号	平成28年3月18日	
81	下城本町	(203-1-015)	人吉市	城本町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第300号	平成28年3月18日	
82	矢黒A	(203-1-016)	人吉市	矢黒町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第300号	平成28年3月18日	
83	矢黒B-1	(203-1-017-1)	人吉市	矢黒町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第300号	平成28年3月18日	
84	矢黒B-2	(203-1-017-2)	人吉市	矢黒町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第300号	平成28年3月18日	
85	矢黒D	(203-1-018)	人吉市	矢黒町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第300号	平成28年3月18日	
86	矢黒E	(203-1-019)	人吉市	矢黒町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第300号	平成28年3月18日	
87	矢黒F	(203-1-020)	人吉市	矢黒町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第300号	平成28年3月18日	
88	下戸越町A	(203-1-021)	人吉市	下戸越町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第300号	平成28年3月18日	
89	下戸越町B-1	(203-1-022-1)	人吉市	下戸越町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第300号	平成28年3月18日	
90	下戸越町B-2	(203-1-022-2)	人吉市	下戸越町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第300号	平成28年3月18日	
91	下戸越町D	(203-1-023)	人吉市	下戸越町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第300号	平成28年3月18日	
92	下戸越町C-1	(203-1-024-1)	人吉市	下戸越町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第300号	平成28年3月18日	
93	下戸越町C-2	(203-1-024-2)	人吉市	下戸越町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第300号	平成28年3月18日	
94	下戸越町E-1	(203-1-025-1)	人吉市	下戸越町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第300号	平成28年3月18日	
95	下戸越町E-2	(203-1-025-2)	人吉市	下戸越町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第300号	平成28年3月18日	

人吉市

No.	区域名	(番号)	市町村		自然現象の種類	土砂災害警戒区域等		告示番号	告示年月日	備考
			市町村名	町・大字		警戒	特別警戒			
96	下永野	(203-1-026)	人吉市	下永野町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第300号	平成28年3月18日	
97	下戸越町F-1	(203-1-027-1)	人吉市	中神町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第300号	平成28年3月18日	
98	下戸越町F-2	(203-1-027-2)	人吉市	中神町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第300号	平成28年3月18日	
99	矢黒J-1	(203-1-031-1)	人吉市	矢黒町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第300号	平成28年3月18日	
100	矢黒J-2	(203-1-031-2)	人吉市	矢黒町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第300号	平成28年3月18日	
101	矢黒J-3	(203-1-031-3)	人吉市	矢黒町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第300号	平成28年3月18日	
102	矢黒K	(203-1-032)	人吉市	矢黒町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第300号	平成28年3月18日	
103	上林B-1	(203-2-014-1)	人吉市	下城本町 上林町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第300号	平成28年3月18日	
104	上林B-2	(203-2-014-2)	人吉市	上林町 下城本町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第300号	平成28年3月18日	
105	下城本町C	(203-2-025)	人吉市	下城本町 城本町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第300号	平成28年3月18日	
106	下城本町B-1	(203-2-026-1)	人吉市	城本町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第300号	平成28年3月18日	
107	下城本町B-2	(203-2-026-2)	人吉市	城本町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第300号	平成28年3月18日	
108	矢黒C	(203-2-027)	人吉市	矢黒町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第300号	平成28年3月18日	
109	下戸越町G	(203-2-028)	人吉市	下戸越町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第300号	平成28年3月18日	
110	下戸越町H	(203-2-029)	人吉市	下戸越町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第300号	平成28年3月18日	
111	下戸越町I	(203-2-030)	人吉市	上戸越町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第300号	平成28年3月18日	
112	下戸越町J	(203-2-031)	人吉市	上戸越町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第300号	平成28年3月18日	
113	下戸越町A	(203-2-032)	人吉市	下永野町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第300号	平成28年3月18日	
114	下戸越町B	(203-2-033)	人吉市	下永野町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第300号	平成28年3月18日	
115	矢黒I	(203-2-034)	人吉市	矢黒町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第300号	平成28年3月18日	
116	矢黒H	(203-2-035)	人吉市	矢黒町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第300号	平成28年3月18日	
117	矢黒G	(203-2-036)	人吉市	矢黒町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第300号	平成28年3月18日	
118	下戸越町K	(203-2-037)	人吉市	下戸越町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第300号	平成28年3月18日	
119	鹿目B	(203-2-048)	人吉市	鹿目町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第300号	平成28年3月18日	
120	鹿目C	(203-2-049)	人吉市	上戸越町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第300号	平成28年3月18日	
121	東大塚A	(203-2-064)	人吉市	西大塚町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第300号	平成28年3月18日	
122	東大塚B	(203-2-065)	人吉市	東大塚町 西大塚町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第300号	平成28年3月18日	
123	西大塚	(203-2-066)	人吉市	西大塚町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第300号	平成28年3月18日	
124	矢黒町	(203-3-002)	人吉市	矢黒町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第300号	平成28年3月18日	
125	西間下町K	(203-3-004)	人吉市	矢黒町 西間下町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第300号	平成28年3月18日	
126	矢黒O	(203-1001)	人吉市	矢黒町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第300号	平成28年3月18日	

	区域名	(番号)	市町村		自然現象の種類	土砂災害警戒区域等		告示番号	告示年月日	備考
			市町村名	町・大字		警戒	特別警戒			
127	中神D	(203-1002)	人吉市	中神町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第300号	平成28年3月18日	
128	矢黒P	(203-1003)	人吉市	矢黒町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第300号	平成28年3月18日	
129	西大塚A	(203-1004)	人吉市	西大塚町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第300号	平成28年3月18日	
130	牛塚A-1	(203-1-001-1)	人吉市	上原田町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第301号	平成28年3月18日	
131	牛塚A-2	(203-1-001-2)	人吉市	上原田町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第301号	平成28年3月18日	
132	井ノ口町-1	(203-1-002-1)	人吉市	井ノ口町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第301号	平成28年3月18日	
133	井ノ口町-2	(203-1-002-2)	人吉市	井ノ口町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第301号	平成28年3月18日	
134	下原田A	(203-1-003)	人吉市	下原田町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第301号	平成28年3月18日	
135	下原田-1	(203-1-004-1)	人吉市	下原田町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第301号	平成28年3月18日	
136	下原田-2	(203-1-004-2)	人吉市	下原田町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第301号	平成28年3月18日	
137	中神A	(203-1-005)	人吉市	中神町 下原田町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第301号	平成28年3月18日	
138	中神B	(203-1-006)	人吉市	中神町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第301号	平成28年3月18日	
139	中神C	(203-1-007)	人吉市	中神町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第301号	平成28年3月18日	
140	瓦屋(G)	(203-1-008)	人吉市	瓦屋町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第301号	平成28年3月18日	
141	瓦屋(B)	(203-1-009)	人吉市	瓦屋町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第301号	平成28年3月18日	
142	瓦屋(C)	(203-1-010)	人吉市	瓦屋町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第301号	平成28年3月18日	
143	瓦屋(A)	(203-1-011)	人吉市	瓦屋町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第301号	平成28年3月18日	
144	瓦屋(D)	(203-1-012)	人吉市	城本町 瓦屋町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第301号	平成28年3月18日	
145	城本	(203-1-028)	人吉市	城本町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第301号	平成28年3月18日	
146	本城町(城本町)-1	(203-1-029-1)	人吉市	城本町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第301号	平成28年3月18日	
147	本城町(城本町)-2	(203-1-029-2)	人吉市	城本町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第301号	平成28年3月18日	
148	大畑麓町C	(203-1-056)	人吉市	大畑麓町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第301号	平成28年3月18日	
149	馬水	(203-2-001)	人吉市	上原田町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第301号	平成28年3月18日	
150	尾曲A	(203-2-002)	人吉市	上原田町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第301号	平成28年3月18日	
151	尾曲B-1	(203-2-003-1)	人吉市	上原田町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第301号	平成28年3月18日	
152	尾曲B-2	(203-2-003-2)	人吉市	上原田町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第301号	平成28年3月18日	
153	馬草野A	(203-2-004)	人吉市	上原田町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第301号	平成28年3月18日	
154	馬草野B	(203-2-005)	人吉市	上原田町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第301号	平成28年3月18日	
155	上原田A	(203-2-006)	人吉市	上原田町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第301号	平成28年3月18日	
156	上原田B	(203-2-007)	人吉市	上原田町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第301号	平成28年3月18日	
157	上原田C	(203-2-008)	人吉市	上原田町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第301号	平成28年3月18日	
158	上原田D	(203-2-009)	人吉市	上原田町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第301号	平成28年3月18日	
159	牛塚B	(203-2-010)	人吉市	上原田町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第301号	平成28年3月18日	

人吉市

	区域名	(番号)	市町村		自然現象の 種類	土砂災害警戒区域等		告示番号	告示年月日	備考
			市町村名	町・大字		警戒	特別警戒			
160	合原(B)	(203-2-011)	人吉市	合ノ原町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第301号	平成28年3月18日	
161	合原C	(203-2-012)	人吉市	合ノ原町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第301号	平成28年3月18日	
162	合原(A)	(203-2-013)	人吉市	合ノ原町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第301号	平成28年3月18日	
163	上林A	(203-2-015)	人吉市	下城本町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第301号	平成28年3月18日	
164	瓦屋(H)ー1	(203-2-016-1)	人吉市 山江村	井ノ口町 山江村	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第301号	平成28年3月18日	山江村と重複
165	瓦屋(H)ー2	(203-2-016-2)	人吉市	井ノ口町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第301号	平成28年3月18日	
166	瓦屋(I)	(203-2-017)	人吉市	井ノ口町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第301号	平成28年3月18日	
167	瓦屋(K)	(203-2-018)	人吉市	合ノ原町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第301号	平成28年3月18日	
168	瓦屋(J)	(203-2-019)	人吉市	合ノ原町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第301号	平成28年3月18日	
169	瓦屋(L)ー1	(203-2-020-1)	人吉市	合ノ原町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第301号	平成28年3月18日	
170	瓦屋(L)ー2	(203-2-020-2)	人吉市	合ノ原町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第301号	平成28年3月18日	
171	瓦屋(E)	(203-2-021)	人吉市	瓦屋町 合ノ原町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第301号	平成28年3月18日	
172	瓦屋(F)ー1	(203-2-022-1)	人吉市	瓦屋町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第301号	平成28年3月18日	
173	瓦屋(F)ー2	(203-2-022-2)	人吉市	瓦屋町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第301号	平成28年3月18日	
174	東漆田B	(203-2-051)	人吉市	東漆田町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第301号	平成28年3月18日	
175	東漆田A	(203-2-052)	人吉市	東漆田町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第301号	平成28年3月18日	
176	東漆田C	(203-2-053)	人吉市	東漆田町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第301号	平成28年3月18日	
177	東漆田D	(203-2-054)	人吉市	東漆田町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第301号	平成28年3月18日	
178	上漆田	(203-2-055)	人吉市	大畑麓町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第301号	平成28年3月18日	
179	大野Bー1	(203-2-056-1)	人吉市	大畑麓町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第301号	平成28年3月18日	
180	大野Bー2	(203-2-056-2)	人吉市	大畑麓町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第301号	平成28年3月18日	
181	大畑C	(203-2-060)	人吉市	上漆田町 大畑麓町 上田代町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第301号	平成28年3月18日	
182	大畑B	(203-2-062)	人吉市	大畑町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第301号	平成28年3月18日	
183	大畑麓町B	(203-2-067)	人吉市	大畑麓町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第301号	平成28年3月18日	
184	大野A	(203-2-068)	人吉市	大畑麓町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第301号	平成28年3月18日	
185	大畑D	(203-2-069)	人吉市	大畑町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第301号	平成28年3月18日	
186	下原田	(203-3-001)	人吉市	下原田町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第301号	平成28年3月18日	
187	大畑麓町D	(203-1005)	人吉市	大畑麓町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第301号	平成28年3月18日	
188	大畑E	(203-1006)	人吉市	大畑町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第301号	平成28年3月18日	
189	合ノ原町	(203-1007)	人吉市	合ノ原町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第301号	平成28年3月18日	
190	野田尾川ー1	(203-1-007-1)	人吉市	矢岳町	土石流	○	○	熊本県告示第302号	平成28年3月18日	

	区域名	(番号)	市町村		自然現象の 種類	土砂災害警戒区域等 警戒		告示番号	告示年月日	備考
			市町村名	町・大字		警戒	特別警戒			
191	出水谷川	(203-1-008)	人吉市	矢岳町	土石流	○		熊本県告示第302号	平成28年3月18日	
192	駒帰川-2	(203-1-015-2)	人吉市	木地屋町	土石流	○		熊本県告示第302号	平成28年3月18日	
193	表柳川	(203-1-006)	人吉市	矢岳町	土石流	○	○	熊本県告示第303号	平成28年3月18日	
194	野田尾川-2	(203-1-007-2)	人吉市	矢岳町	土石流	○	○	熊本県告示第303号	平成28年3月18日	
195	上木地屋	(203-1-014)	人吉市	木地屋町	土石流	○	○	熊本県告示第303号	平成28年3月18日	
196	駒帰川-1	(203-1-015-1)	人吉市	木地屋町	土石流	○	○	熊本県告示第303号	平成28年3月18日	
197	駒帰川-3	(203-1-015-3)	人吉市	木地屋町	土石流	○	○	熊本県告示第303号	平成28年3月18日	
198	駒帰川-4	(203-1-015-4)	人吉市	木地屋町	土石流	○	○	熊本県告示第303号	平成28年3月18日	
199	瓦屋	(203-2-006)	人吉市	瓦屋町	土石流	○	○	熊本県告示第303号	平成28年3月18日	
200	大塚4	(203-2-028)	人吉市	西大塚町	土石流	○	○	熊本県告示第303号	平成28年3月18日	
201	丸岩	(203-2-041)	人吉市 球磨村	鹿目町 三ヶ浦	土石流	○	○	熊本県告示第303号	平成28年3月18日	球磨村と重複
202	上一丸B-4	(501-1-008-4)	錦町 人吉市	西 下漆田町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第346号	平成28年3月25日	錦町と重複
203	北願成寺町	(203-1-013)	人吉市	北願成寺町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第370号	平成28年3月25日	
204	灰久保(西間下D)	(203-1-030)	人吉市	西間下町 土手町 灰久保町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第370号	平成28年3月25日	
205	矢黒M	(203-1-033)	人吉市	西間下町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第370号	平成28年3月25日	
206	矢黒N	(203-1-034)	人吉市	西間下町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第370号	平成28年3月25日	
207	西間下A	(203-1-035)	人吉市	西間下町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第370号	平成28年3月25日	
208	西間下(B)-1	(203-1-036-1)	人吉市	西間下町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第370号	平成28年3月25日	
209	西間下(B)-2	(203-1-036-2)	人吉市	西間下町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第370号	平成28年3月25日	
210	西間下(E)	(203-1-037)	人吉市	西間下町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第370号	平成28年3月25日	
211	西間下F	(203-1-038)	人吉市	西間下町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第370号	平成28年3月25日	
212	西間下G	(203-1-039)	人吉市	西間下町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第370号	平成28年3月25日	
213	西間下(C)-1	(203-1-040-1)	人吉市	西間下町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第370号	平成28年3月25日	
214	西間下(C)-2	(203-1-040-2)	人吉市	西間下町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第370号	平成28年3月25日	
215	西間下(C)-3	(203-1-040-3)	人吉市	西間下町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第370号	平成28年3月25日	
216	西間下(C)-4	(203-1-040-4)	人吉市	西間下町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第370号	平成28年3月25日	
217	西間下(C)-5	(203-1-040-5)	人吉市	西間下町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第370号	平成28年3月25日	
218	西間下(C)-6	(203-1-040-6)	人吉市	西間下町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第370号	平成28年3月25日	
219	西間下(C)-7	(203-1-040-7)	人吉市	西間下町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第370号	平成28年3月25日	
220	西間下(C)-8	(203-1-040-8)	人吉市	西間下町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第370号	平成28年3月25日	
221	西間上A-1	(203-1-041-1)	人吉市	西間上町 西間下町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第370号	平成28年3月25日	

人吉市

No.	区域名	(番号)	市町村		自然現象の種類	土砂災害警戒区域等		告示番号	告示年月日	備考
			市町村名	町・大字		警戒	特別警戒			
222	西間上A-2	(203-1-041-2)	人吉市	西間上町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第370号	平成28年3月25日	
223	西間上A-3	(203-1-041-3)	人吉市	西間上町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第370号	平成28年3月25日	
224	西間上A-4	(203-1-041-4)	人吉市	西間上町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第370号	平成28年3月25日	
225	西間上E-1	(203-1-042-1)	人吉市	西間上町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第370号	平成28年3月25日	
226	西間上E-2	(203-1-042-2)	人吉市	西間上町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第370号	平成28年3月25日	
227	東間上	(203-1-046)	人吉市	東間上町 東間下町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第370号	平成28年3月25日	
228	東間上(東間上A)	(203-1-047)	人吉市	東間上町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第370号	平成28年3月25日	
229	木地屋A-1	(203-1-048-1)	人吉市	木地屋町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第370号	平成28年3月25日	
230	木地屋A-2	(203-1-048-2)	人吉市	木地屋町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第370号	平成28年3月25日	
231	木地屋A-3	(203-1-048-3)	人吉市	木地屋町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第370号	平成28年3月25日	
232	古仏頂A	(203-1-049)	人吉市	古仏頂町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第370号	平成28年3月25日	
233	今山A-1	(203-1-050-1)	人吉市	古仏頂町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第370号	平成28年3月25日	
234	今山A-2	(203-1-050-2)	人吉市	古仏頂町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第370号	平成28年3月25日	
235	古仏頂	(203-1-051)	人吉市	古仏頂町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第370号	平成28年3月25日	
236	古仏頂(古仏頂B)	(203-1-052)	人吉市	古仏頂町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第370号	平成28年3月25日	
237	藁野町B	(203-1-053)	人吉市	西間上町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第370号	平成28年3月25日	
238	木地屋A	(203-1-054)	人吉市	木地屋町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第370号	平成28年3月25日	
239	木地屋B	(203-1-055)	人吉市	木地屋町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第370号	平成28年3月25日	
240	寺尾池B	(203-2-023)	人吉市	鬼木町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第370号	平成28年3月25日	
241	寺尾池A	(203-2-024)	人吉市	鬼木町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第370号	平成28年3月25日	
242	矢黒L	(203-2-038)	人吉市	西間下町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第370号	平成28年3月25日	
243	西間下(H)	(203-2-039)	人吉市	西間下町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第370号	平成28年3月25日	
244	西間上B-1	(203-2-040-1)	人吉市	西間上町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第370号	平成28年3月25日	
245	西間上B-2	(203-2-040-2)	人吉市	西間上町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第370号	平成28年3月25日	
246	西間上F	(203-2-041)	人吉市	西間上町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第370号	平成28年3月25日	
247	東間上C-1	(203-2-042-1)	人吉市	西間上町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第370号	平成28年3月25日	
248	東間上C-2	(203-2-042-2)	人吉市	西間上町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第370号	平成28年3月25日	
249	西間上D	(203-2-043)	人吉市	西間上町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第370号	平成28年3月25日	
250	東間上B	(203-2-044)	人吉市	東間上町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第370号	平成28年3月25日	
251	赤池原町	(203-2-045)	人吉市 錦町	赤池原町 蟹作町 西	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第370号	平成28年3月25日	錦町と重複
252	赤池水無町-1	(203-2-046-1)	人吉市	赤池原町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第370号	平成28年3月25日	

	区域名 (番号)	市町村		自然現象の 種類	土砂災害警戒区域等		告示番号	告示年月日	備考
		市町村名	町・大字		警戒	特別警戒			
253	赤池水無町-2 (203-2-046-2)	人吉市	赤池原町 赤池水無町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第370号	平成28年3月25日	
254	木地屋町-1 (203-2-050-1)	人吉市	木地屋町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第370号	平成28年3月25日	
255	木地屋町-2 (203-2-050-2)	人吉市	木地屋町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第370号	平成28年3月25日	
256	大野C-1 (203-2-057-1)	人吉市	大野町 古仏頂町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第370号	平成28年3月25日	
257	大野C-2 (203-2-057-2)	人吉市	古仏頂町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第370号	平成28年3月25日	
258	大野D (203-2-058)	人吉市	古仏頂町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第370号	平成28年3月25日	
259	藁野町B (203-2-059)	人吉市	古仏頂町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第370号	平成28年3月25日	
260	木地屋D (203-2-063)	人吉市	木地屋町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第370号	平成28年3月25日	
261	下下須 (56)	人吉市	西大塚町	地滑り	○		熊本県告示第217号	平成29年3月10日	
262	与内山 (82)	人吉市	瓦屋町 合ノ原町	地滑り	○		熊本県告示第217号	平成29年3月10日	
263	大塚 (123)	人吉市	大塚町	地滑り	○		熊本県告示第217号	平成29年3月10日	
削除	馬草野 (203-1-002)	人吉市	上原田町	土石流	×		熊本県告示第247号	平成29年3月31日	解除告示
削除	馬水1 (203-2-001)	人吉市	上原田町	土石流	×	×	熊本県告示第247号	平成29年3月31日	解除告示
削除	馬水2 (203-2-002)	人吉市	上原田町	土石流	×	×	熊本県告示第247号	平成29年3月31日	解除告示
264	馬草野 (203-1-002)	人吉市 山江村	上原田町 万江	土石流	○		熊本県告示第250号	平成29年3月31日	再指定告示 山江村と重複
265	別府2 (512-1-012)	山江村 人吉市	万江 井ノ口町	土石流	○		熊本県告示第250号	平成29年3月31日	再指定告示 山江村と重複
266	別府1 (512-1-013)	山江村 人吉市	万江 井ノ口町	土石流	○		熊本県告示第250号	平成29年3月31日	再指定告示 山江村と重複
267	馬水1 (203-2-001)	人吉市 球磨村	上原田町 渡	土石流	○	○	熊本県告示第251号	平成29年3月31日	再指定告示 球磨村と重複
268	馬水2 (203-2-002)	人吉市 球磨村	上原田町 渡	土石流	○	○	熊本県告示第251号	平成29年3月31日	再指定告示 球磨村と重複
269	上別府 (K-512-0023)	山江村 人吉市	万江 井ノ口町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第500号	令和3年5月25日	山江村と重複
270	台戦峰 (K-512-0053)	山江村 人吉市	山田 鬼木町	急傾斜地の崩壊	○	○	熊本県告示第500号	令和3年5月25日	山江村と重複

※指定に係る公示図書については、熊本県土木部河川港湾局砂防課と球磨地域振興局土木部及び人吉市役所で縦覧できます。

資料23 避難場所・避難所一覧表

指定緊急避難場所：災害の危険から緊急に逃れるための避難場所（建物とは限らない）のこと。
 異常な現象の種類ごとに指定。
 ※災害対策基本法第49条の4～第49条の6

	名称	所在地	異常な現象の種類							備考
			洪水			土砂災害	地震	大規模火災	火山現象	
			L1	L2	支川					
1	人吉東小学校	七日町100-1	○	×	○	○	○	○	○	L2の浸水想定区域に所在
2	第一中学校	土手町36-3	○	×	○	○	○	○	○	L2の浸水想定区域に所在
3	人吉高校グラウンド	北泉田町350	○	○	○	○	○	○	○	
4	梢山地区多目的グラウンド	鬼木町1769-15	○	○	○	○	○	○	○	応急仮設住宅が所在
5	人吉城跡ふるさと歴史の広場	麓町22-1	×	×	○	○	○	○	○	球磨川のL1とL2の浸水想定区域に所在
6	中小企業大学校グラウンド	鬼木町1769-1	○	○	○	○	○	○	○	
7	人吉西小学校	城本町873	○	○	○	○	○	○	○	
8	東西コミュニティセンター	城本町1088	○	×	×	○	○	○	○	L2と山田川の浸水想定区域に所在
9	球磨工業高校グラウンド	城本町800	○	○	○	○	○	○	○	
10	東間小学校	東間下町2683	○	○	○	×	○	○	○	校舎・体育館の一部が土砂災害警戒区域に所在
11	〃グラウンド	東間下町2683	○	○	○	○	○	○	○	
12	保健センター	西間下町118-1	○	○	○	○	○	○	○	
13	東間コミュニティセンター	蟹作町1531-1	○	○	○	○	○	○	○	
14	川上哲治記念球場	蟹作町1531-1	○	○	○	○	○	○	○	
15	田野活性化センター	田野町3392-2	○	○	○	○	○	○	○	
16	大畑小学校	大畑町4097	○	○	○	○	○	○	○	
17	第三中学校	上田代町2008	○	○	○	○	○	○	○	
18	大畑コミュニティセンター	大畑町4071-2	○	○	○	○	○	○	○	体育館は施設の老朽化に伴い使用不可
19	西瀬小学校	下戸越町1654-1	○	×	○	×	○	○	○	L2の浸水想定区域に所在 体育館は急傾斜地崩壊危険箇所
20	〃グラウンド	下戸越町1654-1	○	×	○	○	○	○	○	L2の浸水想定区域に所在
21	西瀬コミュニティセンター	下戸越町1063-1	○	×	○	○	○	○	○	L2の浸水想定区域に所在 西瀬コミセン移転新築工事(R6.2月末完了予定)
22	西瀬コミュニティセンター鹿目分館	鹿目町2515	○	○	○	○	×	○	○	昭和56年以前建築
23	カルチャーパレス	下城本町1578-1	○	×	○	○	○	○	○	L2の浸水想定区域に所在
24	人吉スポーツパレス	下城本町1566-1	○	×	○	○	○	○	○	L2の浸水想定区域に所在
25	中原小学校	中神町字段548	○	○	○	○	○	○	○	
26	第二中学校	上林町622	○	○	○	○	○	○	○	
27	中原コミュニティセンター	下原田町字荒毛2136	○	○	○	○	○	○	○	
28	人吉市第一市民運動広場	上原田町字牛塚1883-1	○	×	×	○	○	○	○	L2と万江川の浸水想定区域に所在

指定避難所：災害発生時に、被災者が避難、一時的に滞在するための避難所。
 ※災害対策基本法第49条の7～第49条の9

	名称	所在地	受入可能人員	異常な現象の種類							備考
				洪水			土砂災害	地震	大規模火災	火山現象	
				L1	L2	支川					
1	人吉東小学校	七日町100-1	400	○	×	○	○	○	○	○	L2の浸水想定区域に所在
2	第一中学校	土手町36-3	400	○	×	○	○	○	○	○	L2の浸水想定区域に所在
3	人吉商工会議所	南泉田町3-3	100	○	×	×	○	○	○	○	L2と山田川の浸水想定区域に所在
4	人吉高校	北泉田町350	450	○	○	○	○	○	○	○	
5	中小企業大学校	鬼木町1769-1	50	○	○	○	○	○	○	○	
6	人吉西小学校	城本町873	250	○	○	○	○	○	○	○	
7	球磨工業高校	城本町800	250	○	○	○	○	○	○	○	
8	東間小学校	東間下町2683	300	○	○	○	×	○	○	○	校舎・体育館の一部が土砂災害警戒区域に所在
9	保健センター	西間下町118-1	90	○	○	○	○	○	○	○	
10	東間コミュニティセンター	蟹作町1531-1	100	○	○	○	○	○	○	○	
11	田野活性化センター	田野町3392-2	70	○	○	○	○	○	○	○	
12	大畑小学校	大畑町4097	300	○	○	○	○	○	○	○	
13	第三中学校	上田代町2008	300	○	○	○	○	○	○	○	
14	大畑コミュニティセンター	大畑町4071-2	200	○	○	○	○	○	○	○	体育館は施設の老朽化に伴い使用不可
15	西瀬小学校	下戸越町1654-1	300	○	×	○	×	○	○	○	L2の浸水想定区域に所在 体育館は急傾斜地崩壊危険箇所
16	西瀬コミュニティセンター 鹿目分館	鹿目町2515	60	○	○	○	○	×	○	○	昭和56年以前建築
17	人吉スポーツパレス	下城本町1566-1	1,000	○	×	○	○	○	○	○	L2の浸水想定区域に所在
18	中原小学校	中神町字段548	300	○	○	○	○	○	○	○	
19	第二中学校	上林町622	600	○	○	○	○	○	○	○	
20	中原コミュニティセンター	下原田町字荒毛 2136	100	○	○	○	○	○	○	○	

※各種感染症の流行期における受入可能人数は、2/3を乗じた値の一の位を切り捨てた値を受入可能人数とする。

※L1とは計画規模の降雨を想定したもので、100年に1回程度の割合で発生する降雨量を想定したもので、河川整備など洪水防御に関する計画の基本となる降雨です。

※L2とは想定最大規模の降雨を想定したもので、1,000年に1回程度の割合で発生する降雨量を想定しているものです。(周期的な発生を意味するものでなく1/1,000を意味するものです。1,000年の間にその規模に相当する降雨が複数回、又は連続して発生することもあります。)

自主避難所：居宅周辺で被害が発生する恐れがあるときなどに、自主的に避難できる避難所。
町内会の判断や、市の要請により開設される避難所。車中避難もあるため建物とは限らない。
※高齢者等避難等が発令された時には、別の指定避難所への移動が必要となる。

町名	自主避難所	受入可能人員	異常な現象の種類					代替施設	指定避難所	災害対策支部詰所
			洪水		土砂災害	大規模火災	火山現象			
			L1	L2						
上新町	観音寺	100	○	○	○	○	○			
下新町	上下新町みんなの家	15	×	×	○	○	○			
南願成寺町	南願成寺町地域学習センター	50	○	○	○	○	○			
	観音寺	100	○	○	○	○	○			
北願成寺町	北願成寺町公民館	50	○	○	○	○	○			
	願成寺	100	○	○	○	○	○			
南泉田町	大信寺	100	○	×	○	○	○			
北泉田町	大信寺	100	○	×	○	○	○			
鬼木町	鬼木町内会館	50	○	×	○	○	○		人吉東小学校	
七日町	七日町町内会館	50	×	×	○	○	○			
五日町	五日町会館（若宮神社）	50	×	×	○	○	○			
二日町	人吉東小学校		○	×	○	○	○			
九日町	人吉東小学校		○	×	○	○	○			
大工町	人吉東小学校		○	×	○	○	○			
紺屋町	人吉東小学校		○	×	○	○	○			
鍛冶屋町	鍛冶屋町会館	25	×	×	○	○	○	人吉東小学校		
	丸恵本館	30	○	×	○	○	○	人吉東小学校		
新町	新町町内会館	80	○	×	○	○	○			
麓町	林鹿寺	100	○	×	○	○	○	保健センター		
	瑞祥寺	100	○	○	○	○	○	保健センター		
南寺町	保健センター		○	○	○	○	○	・保健センター ・第一中学校	保健センター	
田町	浪床町公民館	50	○	○	○	○	○			
	東林寺	50	○	○	○	○	○			
	保健センター		○	○	○	○	○			
井ノ口町	井ノ口町地域学習センター	50	○	○	○	○	○			
合ノ原町	合ノ原町公民館	30	○	○	○	○	○	・人吉西小学校 ・球磨工業高校	人吉西小学校	
瓦屋町	修成館	50	○	×	○	○	○	人吉西小学校		
鶴田町	鶴田町内会館	50	○	×	○	○	○	・人吉東小学校 ・人吉高校 ・中小企業大学校	人吉東小学校	
城本町	修成館	50	○	×	○	○	○	人吉西小学校		
駒井田町	香花堂	100	×	×	○	○	○	人吉西小学校	人吉西小学校	
上青井町	香花堂	100	×	×	○	○	○	・人吉西小学校 ・球磨工業高校		
中青井町	青井幼稚園・モノコパレス立体駐車場	100	×	×	○	○	○	人吉西小学校		
下青井町	青井幼稚園・モノコパレス立体駐車場	100	×	×	○	○	○	人吉西小学校		
西間上町	西間上町公民館	30	○	○	○	○	○	・保健センター ・第一中学校		保健センター
西間下町	西間下町公民館	50	○	○	○	○	○			
東間上町	東間上町公民館	50	○	○	○	○	○			
東間下町	東間下町公民館	40	○	○	○	○	○			
浪床町	浪床町公民館	50	○	○	○	○	○			
七地町	七地町公民館	50	○	○	○	○	○			
蓑野町	蓑野町公民館	50	○	○	○	○	○			
蟹作町	蟹作町公民館	50	○	○	○	○	○	・東間コミセン ・東間小学校	東間コミセン	
赤池原町	赤池原町公民館	30	○	○	○	○	○			
赤池水無町	赤池水無町公民館	20	○	○	○	○	○			
赤池水無町外園	赤池水無町外園公民館	20	○	○	○	○	○			
古仏頂町	古仏頂町公民館	20	○	○	○	○	○			
木地屋町	木地屋公民館	25	○	○	○	○	○			
東大塚町桑木津留	東間コミセン		○	○	○	○	○			
大塚町	東間コミセン		○	○	○	○	○	・東間コミセン ・田野活性化センター		
田野町	田野活性化センター	70	○	○	○	○	○			

町名	自主避難所	受入可能人員	異常な現象の種類					代替施設	指定避難所	災害対策支部詰所
			洪水		土砂災害	大規模火災	火山現象			
			L1	L2						
上漆田町	上漆田町公民館	50	○	○	○	○	○			
下漆田町	下漆田町公民館	50	○	○	○	○	○		・大畑コミセン ・大畑小学校 ・第三中学校	大畑コミセン
東漆田町	東漆田公民館	50	○	○	○	○	○			
上田代町	上田代町公民館	50	○	○	○	○	○			
下田代町	下田代公民館	50	○	○	○	○	○			
大畑町	大畑町公民館	50	○	○	○	○	○		・大畑コミセン ・大畑小学校 ・第三中学校	大畑コミセン
大畑麓町	大畑麓町公民館	50	○	○	○	○	○			
大畑麓町小川内	大畑コミセン		○	○	○	○	○			
大野町	大野町公民館	50	○	○	○	○	○			
矢岳町	岳寿館	50	○	○	×	○	○	大畑コミセン		
宝来町	人吉スポーツパレス		○	×	○	○	○	第二中学校	・人吉スポーツパレス ・第二中学校	人吉スポーツパレス
相良町	人吉スポーツパレス		○	×	○	○	○			
上薩摩瀬町	人吉スポーツパレス		○	×	○	○	○	第二中学校		
下薩摩瀬町	人吉スポーツパレス		○	×	○	○	○	第二中学校		
下城本町	下城本町公民館	50	○	×	○	○	○	人吉スポーツパレス		
矢黒町	矢黒公民館	30	○	×	○	○	○		・西瀬小学校 ・保健センター	西瀬小学校
永野町	永野町公民館	50	○	○	○	○	○			
上戸越町	上戸越町公民館	50	○	○	○	○	○			
下戸越町	下戸越町公民館	50	○	×	○	○	○	西瀬小学校		
鹿目町	西瀬コミセン鹿目分館	50	○	○	○	○	○			
上林町一区	上林町一区地域学習センター	50	○	○	○	○	○		・人吉スポーツパレス ・第二中学校	人吉スポーツパレス
上林町二区	上林町二区公民館	50	○	×	○	○	○	人吉スポーツパレス		
中林町	人吉スポーツパレス		○	×	○	○	○	第二中学校		
下林町前村	人吉スポーツパレス		○	×	○	○	○	第二中学校		
下林町仮屋	人吉スポーツパレス		○	×	○	○	○	第二中学校		
下林町二区	人吉スポーツパレス		○	×	○	○	○	第二中学校		
	中原小学校		○	○	○	○	○			
温泉町	人吉スポーツパレス		○	×	○	○	○	第二中学校		
中神町字城本	中神町城本地域学習センター	50	○	×	○	○	○		・中原小学校	中原小学校
中神町字大柿	中原小学校		○	○	○	○	○			
中神町字小柿	小柿公民館	50	×	×	○	○	○	西瀬小学校	・西瀬小学校	西瀬小学校
中神町字段	段地域学習センター	50	○	○	○	○	○		・中原小学校	中原小学校
中神町字段山	西瀬コミセン鹿目分館	50	○	○	○	○	○		・西瀬コミセン鹿目分館	西瀬小学校
中神町字馬場	中神町馬場公会堂	50	○	○	○	○	○		・中原小学校	中原小学校
下原田町字瓜生田	瓜生田地域学習センター	50	○	×	○	○	○			
下原田町字西門	西門地域学習センター	50	○	×	○	○	○			
下原田町字堀	堀町内公民館	50	○	○	○	○	○			
下原田町字荒毛	中原コミセン		○	○	○	○	○			
下原田町字羽田	羽田公民館	50	○	○	○	○	○			
下原田町字上野	中原コミセン		○	○	○	○	○			
下原田町字嵯峨里	嵯峨里公民館	50	○	○	○	○	○			
上原田町字上原	上原町内会館	30	○	○	○	○	○			
上原田町字牛塚	牛塚公民館	30	○	○	○	○	○			
上原田町字尾崎	尾崎公民館	30	○	○	○	○	○			
上原田町字菖蒲	上原田活性化センター	50	○	○	○	○	○			
上原田町字馬草野	上原田活性化センター	50	○	○	○	○	○			
上原田町字尾曲	上原田活性化センター	50	○	○	○	○	○			

※指定避難所を自主避難所としている施設の受入可能人員は、各種感染症の状況により受入可能人数が異なるため空欄とする。詳しくは前頁の指定避難所を確認。

資料24 ヘリコプター発着予定地一覧表

発着予定地名称	所在地	予定地面積 (たて×よこm)	備 考	
第一中学校	土手町 36-3	100×100	13,086 m ²	県球磨地域振興局に隣接
第二中学校	上林町 622	90×90	28,686 m ²	高台に所在し 東方に山あり
人吉東小学校	七日町 100-1	110×60	14,260 m ²	市街地に所在
人吉西小学校	城本町 873	80×100	15,744 m ²	高台(村山)に所在
東間小学校	東間下町 2683	70×70	16,934 m ²	
大畑小学校	大畑町 4097	70×70	7,939 m ²	
西瀬小学校	下戸越町 1654-1	80×50	10,642 m ²	東方、西方に山あり
中原小学校	中神町段 548	60×100	7,290 m ²	
人吉城跡ふるさと歴史の広場	麓町 22-1	90×90	11,400 m ²	東方に山あり
人吉市第一市民運動広場	上原田町字牛塚 1883-1	110×180	16,487 m ²	西方に山あり
川上哲治記念球場	蟹作町 1531-1	90×90	13,000 m ²	
人吉高等学校	北泉田町 350	80×120	19,000 m ²	東方 500mに変電所あり
球磨工業高等学校	城本町 800	100×150	29,168 m ²	高台(村山)に所在
村山公園多目的広場	瓦屋町 1534	151×89	19,800 m ²	高台(村山)に所在 仮設住宅あり(着陸不可)
人吉スポーツパレス駐車場	下城本町 1566-1	90×90	8,100 m ²	付近に駐車車両がある可能性あり
旧矢岳小学校	矢岳町 4683-1	24×50	2,971 m ²	山間地、狭隘、東方に鉄道あり
中神公園	中神町 1313-1	40×50	2,240 m ²	東側に公民館あり

資料 2 5 応急教育実施場所及び方法

学校施設が災害により被災した場合の応急教育実施の想定場所並びに実施の方法

【東校区】

場所（名称）			
人吉高校	大信寺	願成寺	観音寺
林鹿寺	洪願寺	永国寺	相良神社
第一中学校	人吉東小学校		

【西校区】

場所（名称）			
球磨工業高校	井ノ口公民館	合ノ原公民館	鶴田公民館
修成館	駒井田会館	東西コミセン	青井神社
人吉西小学校			

【東間校区】

場所（名称）			
東間コミセン	東間上公民館	西間上公民館	西間下公民館
東間小学校			

【大畑校区】

場所（名称）			
大畑コミセン	大観寺	大畑小学校	第三中学校
アヴニール・おこばこども園			

【西瀬校区】

場所（名称）			
西瀬コミセン（工事中）	さざなみ保育園	せん月保育園	下戸越公民館
矢黒町公民館	永野公民館	人吉市カルチャーパレス	

【中原校区】

場所（名称）			
段地域学習センター	下林町二区公民館	下林町仮屋公民館	下林町前村公民館
馬場公民館	中原コミセン	中原小学校	第二中学校

実施方法

【小学校】

<ul style="list-style-type: none"> ○災害状況に従って応急教育対策の本部を教育委員会に設置し、市長が教育運営を統括する。 ○授業場所については、市長が承諾を得るようにする。 ○校舎が半焼または半壊した場合は、学校にて2部授業を行う。 ○半焼(半壊)まで至らない場合は、不足教室分について応急教育実施場所を借用して普通授業を行う。 ○授業場所がせまい場合は、近傍の公民館集会所等を加えて授業を行う。
--

【中学校】

<ul style="list-style-type: none"> ○小学校の実施方法に準じて行う。 ○学年毎に学級の再編成を行い、2班に分ける。応急教育実施場所を借用し午前、午後の2部授業を実施する。 ○2部授業を行うための教員の配置、担当教科の時数、担当学級等の調整及び時間割の作成は別途新たに調整する。
--

資料26 文化財一覧表(無形文化財を除く)

国指定文化財

令和5年4月1日現在

番号	種 別	名 称	所 在 地	備 考
1	国 宝(建)	青 井 阿 蘇 神 社	上青井町	
2	重要文化財(建)	老 神 神 社	老神町	
3	重要文化財(建)	岩 屋 熊 野 座 神 社	東間上町	
4	重要文化財(彫)	木 造 阿 弥 陀 如 来 坐 像	願成寺町	願 成 寺
5	史 跡	大 村 横 穴 群	城本町	
6	史 跡	人 吉 城 跡	麓町	

国登録文化財

番号	種 別	名 称	所 在 地	備 考
1	有形文化財(建)	旧国鉄矢岳駅駅長官舎主屋	矢岳町	
2	有形文化財(建)	旧国鉄矢岳駅駅長官舎井戸	矢岳町	
3	有形文化財(建)	人 吉 旅 館 玄 関 棟	上青井町	
4	有形文化財(建)	人 吉 旅 館 東 棟	上青井町	
5	有形文化財(建)	人 吉 旅 館 中 央 棟	上青井町	
6	有形文化財(建)	人 吉 旅 館 西 棟	上青井町	
7	有形文化財(建)	芳 野 旅 館 本 館	上青井町	
8	有形文化財(建)	芳 野 旅 館 別 広 間 棟	上青井町	
9	有形文化財(建)	芳 野 旅 館 居 間 棟	上青井町	
10	有形文化財(建)	芳 野 旅 館 従 業 員 棟	上青井町	
11	有形文化財(建)	くま川鉄道御溝橋梁	城本町	
12	有形文化財(建)	くま川鉄道大王川橋梁	城本町	
13	有形文化財(建)	くま川鉄道岩清水ア一子橋	願成寺町	
14	有形文化財(建)	旧青井家住宅主屋	上青井町	
15	有形文化財(建)	旧青井家住宅西蔵	上青井町	
16	有形文化財(建)	旧青井家住宅東蔵	上青井町	
17	有形文化財(建)	旧青井家住宅門	上青井町	
18	有形文化財(建)	青井阿蘇神社禊橋	上青井町	
19	有形文化財(建)	街蔵(旧緑屋石倉)	紺屋町	
20	有形文化財(建)	街蔵(旧緑屋翹室棟)	紺屋町	
21	有形文化財(建)	公衆温泉新温泉	紺屋町	

県指定文化財

番号	種 別	名 称	所 在 地	備 考
1	重要文化財(建)	井 口 八 幡 神 社 神 殿	井ノ口町	
2	重要文化財(建)	石 造 七 重 塔	願成寺町	願 成 寺
3	重要文化財(建)	大 信 寺 地 蔵 堂	南泉田町	
4	重要文化財(建)	御 館 御 門 橋	麓町	人 吉 城 跡
5	重要文化財(絵)	絹本色着両界曼荼羅	願成寺町	願 成 寺
6	重要文化財(彫)	木 造 薬 師 如 来 坐 像	井ノ口町	井 口 薬 師 堂
7	重要文化財(彫)	大信寺の地蔵菩薩立像	南泉田町	
8	重要文化財(彫)	願成寺の不動明王立像	願成寺町	
9	重要文化財(工)	千 本 槍	人吉市教育委員会	
10	重要文化財(工)	刀 上 野 介	鹿児島県霧島市	

11	重要文化財(工)	稲留家の馬具	人吉市教育委員会	人吉市(寄託)
12	重要文化財(工)	東林寺の舍利容器	浪床町	
13	重要文化財(書)	人吉高等学校所蔵高橋文庫養安院本	北泉田町	
14	重要文化財(古)	願成寺文書	人吉市教育委員会	人吉市(寄託)
15	重要民俗文化財	真宗禁制の遺物一括	下林町	樂行寺
16	重要民俗文化財	馬草野の庚申塔	上原田町馬草野	
17	史跡	相良家墓地	願成寺町	
18	天然記念物	カマノクド	赤池原町	

人吉市指定文化財

番号	種別	名称	所在地	備考
1	有形文化財(建)	石造三重塔	願成寺町	願成寺
2	有形文化財(建)	石造五重塔	土手町	永国寺
3	有形文化財(建)	阿弥陀三尊石塔婆	七地町	菅原天神
4	有形文化財(建)	眼鏡橋	下原田町西門	石水寺
5	有形文化財(建)	堀合門	土手町	
6	有形文化財(建)	方(角)柱塔婆	七地町	
7	有形文化財(建)	キリシタン灯籠	人吉市教育委員会	
8	有形文化財(建)	長福寺阿弥陀堂	下原田町上野	
9	有形文化財(建)	城本の笠塔婆	城本町	
10	有形文化財(建)	青井大神宮内宮・外宮	上青井町	青井阿蘇神社
11	有形文化財(建)	矢黒神社本殿、覆屋及び拝殿・神供所	矢黒町	矢黒神社
12	有形文化財(建)	遥拝阿蘇神社本殿、覆屋及び拝殿・神供所	上林町	遥拝阿蘇神社
13	有形文化財(建)	村山観音堂	城本町	観蓮寺
14	有形文化財(絵)	紙本雪山山水の図(細井平洲作)	人吉市教育委員会	
15	有形文化財(絵)	絹本山水の図(細井平洲作)	人吉市教育委員会	
16	有形文化財(絵)	絹本青緑山水の図(細井平洲作)	人吉市教育委員会	
17	有形文化財(絵)	板絵御正体	上青井町	青井阿蘇神社
18	有形文化財(絵)	相良家歴代当主肖像画	人吉市教育委員会	人吉市(寄託)
19	有形文化財(絵)	人吉城油絵	人吉市教育委員会	人吉市(寄託)
20	有形文化財(彫)	銅造千手観音立像	城本町	観蓮寺
21	有形文化財(彫)	木造千手観音立像	城本町	村山観音堂
22	有形文化財(彫)	木造阿弥陀如来立像	鬼木町	川添阿弥陀堂
23	有形文化財(彫)	木造阿弥陀如来立像	鶴田町	鶴田阿弥陀堂
24	有形文化財(彫)	木造聖観音坐像	赤池水無町	赤池観音堂
25	有形文化財(彫)	木造神像二体	中神町大柿	朝日権現社
26	有形文化財(彫)	木造伝観音菩薩坐像	古仏頂町	古仏頂観音堂
27	有形文化財(彫)	木造神像四体	下原田町上野	八王子神社
28	有形文化財(彫)	木造隨身倚像一对	下原田町上野	八王子神社
29	有形文化財(彫)	木造伝四天王像	城本町	村山観音堂
30	有形文化財(工)	扁額	北泉田町	人吉高校
31	有形文化財(工)	槍	人吉市教育委員会	
32	有形文化財(工)	槍	人吉市教育委員会	
33	有形文化財(工)	槍	人吉市教育委員会	
34	有形文化財(工)	刀	人吉市教育委員会	

35	有形文化財(工)	刀	人吉市教育委員会	
36	有形文化財(工)	兜	人吉市教育委員会	
37	有形文化財(工)	兜	人吉市教育委員会	
38	有形文化財(工)	太刀拵	人吉市教育委員会	
39	有形文化財(工)	脇差拵	人吉市教育委員会	
40	有形文化財(工)	鐔	人吉市教育委員会	
41	有形文化財(工)	鐔	人吉市教育委員会	
42	有形文化財(工)	鐔	人吉市教育委員会	
43	有形文化財(工)	短刀	宮崎市	
44	有形文化財(工)	懸仏	上青井町	青井阿蘇神社
45	有形文化財(工)	相良家甲冑(櫃共)	人吉市教育委員会	
46	有形文化財(工)	銅製懸仏(五面)	下原田町上野	八王子神社
47	有形文化財(工)	牛塚毘沙門堂鰐口	人吉市教育委員会	人吉市(寄託)
48	有形文化財(工)	西門釈迦堂鰐口	人吉市教育委員会	人吉市(寄託)
49	有形文化財(工)	観音寺観音堂鰐口	願成寺町	観音寺
50	有形文化財(書)	書跡(佐藤一斎作)	人吉市教育委員会	
51	有形文化財(書)	書跡(佐藤一斎作)	人吉市教育委員会	
52	有形文化財(書)	書跡(佐藤一斎作)	人吉市教育委員会	
53	有形文化財(書)	書跡(細井平洲作)	人吉市教育委員会	
54	有形文化財(古)	相良家文書(写)	人吉市教育委員会	
55	有形文化財(古)	探源記	人吉市教育委員会	
56	有形文化財(古)	歴代私鑑	人吉市教育委員会	
57	有形文化財(古)	南藤蔓綿録	人吉市教育委員会	
58	有形文化財(古)	歴代嗣誠独集覧	人吉市教育委員会	
59	有形文化財(古)	歴代参考下書	人吉市教育委員会	
60	有形文化財(古)	佐無田家文書	七日町	
61	有形文化財(古)	相良三十三観音御詠歌	人吉市教育委員会	人吉市(寄託)
62	有形文化財(歴)	織月石	人吉市教育委員会	人吉市(寄託)
63	有形文化財(歴)	乗物(担棒共)	人吉市教育委員会	人吉市(寄託)
64	有形文化財(歴)	時の太鼓(桴共)	人吉市教育委員会	
65	史跡	東林寺岩壁画	浪床町	
66	史跡	御薬園及び下屋敷	七地町	
67	史跡	矢瀬ヶ津留	東間上町	
68	史跡	赤池城跡	赤池原町	
69	史跡	相良家下屋敷	相良町	
70	史跡	荒毛遺跡	下原田町荒毛	
71	史跡	古仏頂観音堂境内地	古仏頂町	
72	史跡	笹原番所跡	大畑麓町	
73	史跡	了清院跡及び了清院墓地	富ヶ尾町	
74	名勝	鹿目の滝	鹿目町	
75	名勝	稻荷山	西間下町	
76	天然記念物	青井神社の楠	上青井町	
77	天然記念物	人吉城跡のイチイガシ	麓町	
78	天然記念物	石水寺の海棠	下原田町西門	
79	天然記念物	人吉東小学校の大クス	七日町	

資料 27 災害復興関係融資等に関する資料

災害被災者に対する救済制度

制度名	災害弔慰金	災害障害見舞金
根拠法令	災害弔慰金支給等に関する法律 (昭和48年法律第82号)	左 同
災害の定義	自然災害	自然災害
実施主体	市 町 村	市 町 村
対象災害	1. 一の市町村の区域内において住居の滅失した世帯数が5以上である災害 2. 県の区域内において、住居の滅失した世帯数が5以上の市町村が3以上ある存在する災害 3. 県の区域内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害 4. 災害救助法が適用された市町村が1以上の都道府県が2以上存在する災害	左 同
貸付 及び支給対象者	○死亡した者の遺族 (1) 死亡者の死亡当時における配偶者、子、父母、孫、及び祖父母の範囲 (2) 支給の順位は、死亡者の死亡当時、主として死亡者の収入により生計を維持していた遺族を先にしその他の遺族を後にし、同順位の遺族については(1)に掲げる順位とする。	災害により負傷し、又は疾病にかかり治ったとき(その症状が固定したときを含む)に精神又は身体に法別表に掲げる障害がある者
貸付 及び支給額	死亡者が世帯の生計維持者の場合 500万円以内 その他の場合 250万円以内	障害者が世帯の生計維持者の場合 250万円以内 その他の場合 125万円以内
負担割合	国 1/2 県 1/4 市町村 1/4	左 同
備考	1. 行方不明の場合は死亡した者と推定して死亡者と同様に取り扱う。 2. 死亡者が災害障害見舞金の支給を受けていた場合その分を控除して支給する。	法別表・・・1号～8号 (労働者災害補償保険法に規定する第1級障害と同じ内容)

災害弔慰金の支給等

災害援護資金貸付	被災者生活再建支援金
左 同	被災者生活再建支援法 (平成10年法律第66号)
自然災害	自然災害
市町村	県(被災者生活再建支援基金)
1. 災害救助法の救助が行われた災害 2. 都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害	1. 市町村又は都道府県の人口区分に応じた一定規模以上の被害が発生した市町村の区域内の災害 2. 一つの市町村の区域内において、10以上の世帯の住宅が全壊した場合の災害 3. 県の区域内において100以上の世帯の住宅が全壊した場合の災害 4. 前1～3号の対象市町村に隣接する市町村(人口10万人未満のものに限る)で、5世帯以上の住宅が全壊した場合の災害
<ul style="list-style-type: none"> ・世帯主が一ヶ月以上の重傷 ・家財の被害 (家財の価額の1/3以上の被害) 又は住居の被害(半数以上)を被った世帯の世帯主 ・所得制限あり 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害により、その居住する住宅が全壊した世帯又は、住宅全壊世帯に順ずる程度の被害を受けたと認められる世帯の世帯主 ・所得制限あり
被害の程度により150万円から350万円まで	世帯主の年齢及び世帯の収入合計額により、37.5万円から300万円まで
国 2/3 県 1/3	国 1/2 県(被災者生活再建支援基金) 1/2
貸付 3/3 2/3 個人←市町村←県←国 (利子1.5%) (無利子) (無利子) 償還10年 11年 12年 個人→市町村→県→国	1. 支援金の支給に関する事務 被災者の生活再建支援基金(財団法人都道府県会館)が都道府県からの委託を受けて実施する。 2. 支援金の申請 被災者→被災者生活再建支援基金 (市町村・県経由)

2. 生活福祉資金および母子福祉資金等の貸付方法

(1) 生活福祉資金「福祉費における住宅補償費・災害援護費」

① 貸付限度額

1世帯当り ア. 住宅補償費 250万円以内

イ. 災害援護費 150万円以内

但し、災害援護資金と住宅資金の重複貸付けの場合は、400万円以内

② 償還期限

据置期間 6ヶ月経過後 7年以内

③ 貸付利率

保証人ありの場合 無利子

保証人なしの場合 1.5%

(2) 母子・寡婦福祉資金

① 事業開始資金

ア 貸付限度額 287万円（個人） 432万円（団体）

イ 償還期限 7年以内

ウ 利率 年利子1.0%

② 事業継続資金

ア 貸付限度額 144万円

イ 償還期限 7年以内

ウ 利率 年利子1.0%

③ 住宅資金（被災の場合）

ア 貸付限度額 150万円（災害老朽等の場合は200万円）

イ 償還期限 6年以内（災害老朽等の場合は7年以内）

ウ 利率 年利子1.0%

3. 被災農林漁業者に対する融資要領

(1) 天災融資法に基づく天災資金の融資

「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」（以下「天災融資法」という。）の目的および同法に基づく天災資金の融資の方法等についての概要は、概ね次のとおりである。

① 目的

天災により、相当広範囲にわたり著しい災害が発生した場合、被害をうけた農林漁業者および農林漁業者等の組織する団体に対し、経営資金などの融通を円滑に行うため、地方公共団体が当該融資機関に対して、利子補給および損失補償を行うために要する経費の一部を国が補助することにより、被害農林漁業者等の経営の維持安定を図ることを目的とする。

② 天災の指定および法の適用

イ 天災融資法の適用対象となる天災は、法律の趣旨から必要と認められた場合、被害農林漁業者（経営資金）、被害組合（事業資金）について、災害の都度必要に応じて政令で指定

される。

ロ 天災の種類

暴風雨、豪雨、地震、暴風浪、高潮、降雪、降霜、低温、降ひょう、降灰等

ハ 前記イの天災の指定に伴い、この天災について法の適用をするために必要な事項は、その都度政令で定めることとされている。

③ 借入資格者の条件

借入資格者は、次の条件に該当するものであること。

イ 被害農林漁業者とは、被害農業者、被害林業者および被害漁業者をいう。

(イ) 被害農業者

被害農業者とは、農業を主な業務とする者（農業所得が総所得の50%以上のもの）で、天災による農作物、畜産物の減収量が平年の収穫量の30%以上であり、かつ、これによる損失額が平年の農業総収入額の10%以上であること。また、果樹、茶樹若しくは桑樹の損失額が被害時における価額の30%以上であること。

(ロ) 被害林業者

被害林業者とは、林業を主な業務とする者（林業所得が総所得の50%以上のもの）で次の④または⑤に該当するもの。

- ④ 生産する薪炭（薪炭原木を含む）、木材、林業用種苗その他の林産物の流失等による損失額が平年の林業総収入額の10%以上であるもの。
- ⑤ 所有する炭がま、しいたけほだ木、わさび育成施設、または樹苗育成施設の流失、損壊等による損失額が当該施設の被害時における価額の50%以上（すなわち中破以上）の被害を被ったもの。

(ハ) 被害漁業者

被害漁業者とは、漁業をおもな業務とする者（漁業所得が総所得の50%以上のもの）で次の④または⑤に該当するもの。

- ④ 生産する魚類、貝類または海そう類の流失等による損失額が平年の漁業総収入額の10%以上であるもの。
- ⑤ 所有する漁船、漁具の沈没、流失、滅失、損壊等による損失額が当該施設の被害時における価額の50%以上（すなわち中破以上）の被害を被ったもの。

(ニ) 以上の被害認定は市町村長が行うものとする。

ロ 特別被害農林漁業者

被害農林漁業者のうち、特に被害程度が著しいものは特別被害農林漁業者という。

(イ) 特別被害農業者

特別被害農業者とは、被害農業者であって、天災による農作物、畜産物の減収量による損失額が平年の農業総収入額の50%（開拓者にあっては30%）以上のもの。

又は、天災による果樹、茶樹若しくは桑樹の流失、損傷、枯死等による損失額がその者の栽培する果樹、茶樹若しくは桑樹の被害時における価額の50%以上（開拓者にあっては40%）のもの。

(ロ) 特別被害林業者

特別被害林業者とは被害林業者であって、次の①または②に該当するもの

- ① 天災による薪炭（薪炭原木を含む）、木材、林業用種苗その他の林産物の流失等による損失額が平年の林業総収入額の50%以上のもの。
- ② 所有する炭がま、しいたけほだ木、わさび育成施設もしくは樹描育成施設の流失、損壊等による損失額が当該施設の被害時における価額の70%以上（すなわち大破以上）のもの。

(ハ) 特別被害漁業者

特別被害漁業者とは、被害漁業者であって次の①または②に該当するもの

- ① 魚類、貝類および海そう類の流失等による損失額が平年の漁業総収入額の50%以上のもの。
- ② 所有する漁船、漁具の沈没、流失、滅失、損壊等による損失額が当該施設の被害時における価額の70%以上（すなわち大破以上）のもの。

(二) 以上の被害認定は市町村長が行うものとする。

ハ 被害組合とは、農業協同組合、同連合会、森林組合、同連合会または水産業協同組合で天災により、その所有または管理する施設、在庫品等につき著しい被害を被ったもの。

④ 資金の種類

資金の種類は、被害農林漁業者に対する経営資金と被害農林漁業組合に対する事業資金で、次のとおりである。

イ 経営資金

(イ) 融資機関は農業協同組合、森林組合、漁業協同組合または金融機関

(ロ) 資金の用途は、次のとおりである。

- ① 種苗、肥料、薬剤、飼料、農機具（政令で指定されるが、購入価格が12万円以下のものとされている。）、家畜、家きん、薪炭原木、しいたけ、ほだ木、漁具（政令で指定される漁網、網等である。）稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃油等の購入資金
- ② 炭がまの構築資金、漁船の建造、または取得に必要な資金
- ③ その他農林漁業経営に必要な資金で政令に指定するもの
- ④ 簡易な施設が損壊した等の場合において、その復旧のために必要となる資材の購入資金
- ⑤ 経営資金の貸付けを受けている被害農林漁業者が、再び天災資金による被害をうけ、当該天災により被害を受けた農林水産物によって償還予定していた当該年の経営資金の償還に必要な資金。

(ハ) 1戸当たり貸付限度は次の①または②のどちらか低い額である。

- ① 市町村が認定した損失額をもとにして、政令で定めるところにより算出される額（損失額の100分の45～100分の80）

㊤ 貸付限度額は次のとおり

区 分		天災融資法適用	激甚災害法適用
一 般	個 人	200万円	250万円
	法 人	2,000万円	2,000万円
政令指定資金	個 人	500万円	600万円
	法 人	2,500万円	2,500万円
漁具購入資金		5,000万円	5,000万円

㊦ 牛馬所有農家で天災により飼料作物が減収し、飼料購入を必要とする場合は上記の限度額に、乳牛の場合は1戸あたり5万円、乳牛以外の牛または馬を所有する被害農業者については、1戸当たり3万円の範囲以内で加算して貸付けることができる。

(二) 償還期限は6年の範囲内で政令で定める期限以内

(ホ) 貸付利率は、次のとおりとする。

- ㊧ 特別被害地域内の特別農林漁業者に貸し付けられる場合は、年3分以内
- ㊨ 3割被害者および開拓者（特別被害者を除く）に貸し付ける場合は、年5分5厘以内
- ㊩ その他の者に貸し付けられる場合は年6分5厘以内

注 特別被害地域とは、特別被害農林漁業者ごとに政令で定める都道府県の区域内の旧市町村の区域（昭和28年9月30日現在の市町村の区域をいう。ただし、局部的な激甚災害で旧市町村を区域とするにはあまりに広すぎるときは大字、開拓者については耕地面積10ヘクタール以上の開拓地の区域が認められる。）を単位として、その区域内に住所を有する特別被害農林漁業者（農業者、林業者の場合は住所を有しなくともその区域内で主として農業または林業を営んでいれば差支えない。）がそれぞれの区域内の住所を有する被害農林漁業者の1割以上である区域のうち、知事が農林水産大臣の承認を受けて指定告示した区域である。

(ヘ) 償還方法は元金均等償還

ロ 事業資金

(イ) 融資機関は農業協同組合連合会、森林組合連合会、漁業協同組合連合会、農林中央金庫または金融機関

(ロ) 資金の用途は、天災により被害をうけたために必要になった事業運営資金

(ハ) 貸付限度額は次のとおりである。

区 分	天災融資法適用	激甚災害法適用
単 協	2,500万円	5,000万円
連 合 会	5,000万円	7,500万円

(二) 償還期限は3年以内

(ホ) 貸付利率は年6分5厘以内

(ヘ) 償還方法が元金均等償還

⑤ 利子補給および損失補償

融資機関は、市町村または県との間に利子補給、および損失補償契約により定められた融資枠の範囲内で融資額を決定する。

⑥ 国庫補助

国は県または市町村に行った利子補給および損失補償について、その経費につき県に補助を行う。利子補給に関する補助率および負担率は、次のとおりである。

(平成11年9月13日から同月25日までの間の豪雨及び暴風雨の場合)

	末端利率	利子補給率	うち地方公共団体負担率	うち国庫補助率
3.0%以内資金	年2.00%	1.25%	年0.4375%	年0.8125%
5.5%以内資金	2.00	1.25	0.625	0.625
6.5%以内資金	2.00	1.25	0.625	0.625

- 注 1. 地方公共団体負担率は県市町村で35/100から50/100である
2. 災害の都度利率が定められる。

損失補償に関する補助率および負担率は、次のとおりである。

損失補償率	県の補助率	国の補助率
融資総額の100分の50	市町村の損失補償額の100分の80	融資総額の4分の1または損失補償額の2分の1 どちらか低い額

(2) 日本政策金融公庫資金

農地、農業用施設を始めとして農林漁業施設の災害復旧については、国の補助金が交付されるものもあるが、補助金では不足する場合、または補助金を受けない場合、融資による災害復旧の支援措置があり、この金融措置は日本政策金融公庫業務方法書の定めるところにより実施されるが、その概要は次のとおりである。

① 原資は主に国の財政投融资資金である。

② 融資機関は日本政策金融公庫（貸付業務は、公庫が業務を委託した農協、地方銀行、信用金庫のほか、一部は公庫が直接行う。）である。

③ 業種別融資条件は次のとおりである。

対象事業	利率	借受者	据置期間 償還期限	据置期間 償還期限
農地または牧野	年 0.35 ～1.1%	土地改良区、同連合、農業協同組合、同連合会、農業者、5割法人・団体、農業振興法人	10年以内	25年以内
造 林 (樹苗養成施設)	年 0.35 ～1.1%	森林組合、同連合会、農業協同組合、中小企業等協同組合、林業者	20年以内 (5年以内)	30年以内 (15年以内)
林 道	年 0.35 ～1.1%	森林組合、同連合会、農業協同組合、中小企業等協同組合、林業者	3年以内 〔7〕	20年以内 〔25〕
漁 港	年 0.35 ～1.1%	水産業協同組合、5割法人・団体	3年以内	20年以内
漁 船	年 0.35 ～0.85%	漁業協同組合、漁業者	2年以内	12年以内
共同利用施設	年 0.35 ～1.1%	農業協同組合、同連合会、農業共済組合、同連合会、森林組合、同連合会、中小企業等協同組合、水産業協同組合、土地改良区、同連合会、5割法人・団体、農林漁業振興法人、	3年以内	20年以内
主務大臣指定	年 0.35 ～1.1%	農林漁業者、農業協同組合、同連合会（果樹の改植又は補植のみ）森林組合、同連合会、水産業協同組合	3年以内 (果樹の改植又は補植 10年)	15年以内 (果樹の改植又は補植 25年)

(注) 据置期間は償還期限の内枠である。

〔 〕 書きは林業経営改善計画に基づいて行う事業

(3) 農林漁業セーフティネット基金

施設災害復旧の資金については、前記の表のとおりであるが、一方、被害農業者の経営維持の資金対策としては天災融資法に基づく天災資金のほか、農林漁業セーフティネット資金がある。

その概要は、次のとおりである。

- ① 原資は主に国の財政投融資資金
- ② 融資機関は日本政策金融公庫（貸付業務は、公庫が業務を委託した農林中央金庫、地方銀行、信用金庫のほか、一部は公庫が直接行う。）
- ③ 借受資格者は被害農業者
- ④ 利率は年0.16～0.19%、償還方法は元利均等償還
- ⑤ 償還期限は10年以内（うち据置期間3年を含む。）
- ⑥ 貸付限度額個人600万円（特認：年間経営費の12分の6以内）

4. 被災中小企業者に対する融資

(1) 一般災害の場合の対策

① 政府関係金融機関における取扱いの弾力化

中小企業の災害復旧を図るためには、まず、なによりも円滑な資金の確保が重要である。このため、政府関係金融機関において、貸付限度の引上げ等を内容とする特別貸付制度を設けて簡易迅速な融資を行うとともに、既往貸付金の償還猶予についても弾力的な取扱いを行っている。

② 災害関係保証促進のための特別貸付

被災中小企業者は、一時的に信用力、担保力が不足するので、円滑な金融を受けるためにはこの面での補完も重要である。

日本政策金融公庫は、信用保証協会の保証債務の保険と、保証促進を図るための資金の貸付けを行うこととなっているが、この融資資金の貸付けについては災害関係保証の促進を図るよう配慮した運用を行っている。

(2) 激甚災害指定の場合の対策

激甚災害指定の場合は、上記措置に加えて次の措置が講じられる。

① 信用保険の特例（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律 150 号。以下「激甚災害法」という。）第 12 条）

災害関係保証の促進を図るため、保険制度を別枠とし、普通保険のてん補率を引上げ、保険料率を引下げる保険の特例が適用される。

② 組合の共同施設復旧資金に対する補助（激甚災害法第 14 条）

共同施設の災害復旧につき、都道府県が 4 分の 3 以内を下らない割合の補助をしたときは国は当該都道府県に対し 4 分の 3 の 3 分の 2 すなわち災害復旧費の 1 / 2 を補助することができる。

参考 政府関係中小企業金融機関の災害融資における条件緩和

区分	日本政策金融公庫 (中小企業事業)	日本政策金融公庫 (国民生活事業)
貸付限度	国 別枠 1億5,000万円 四 別枠 7,500万円	各融資制度の限度額に1災害あたり上乗せ3,000万円
貸付期間	運転 10年以内 設備 10年以内	各種融資制度の貸付期間以内
据置期間	運転 2年以内 設備 2年以内	各種融資制度の据置期間以内
貸付利率	基準利率 (閣議決定により特別利率が適用される場合あり)	各種融資制度の貸付利率

被害証明書

事業所名 _____

事業所所在地 _____

事業主名 _____

事業種類 _____

被害年月日
災害の名称
被害状況

1. 事業所
全壊、流失、半壊、床上浸水、その他（ ）

2. 重要な事業用資産

資産名	被害状況
1	全壊、流失、半壊、床上浸水、その他（ ）
2	〃
3	〃
4	〃

上記のとおり証明をお願い致します。

令和 年 月 日

事業主 氏 名

上記のとおり損害を受けたことを証明する。

令和 年 月 日

市町村長 氏 名

別紙 2

特別被害証明願

事業所名 _____

事業所所在地 _____

事業主名 _____

事業種類 _____

被災年月日
災害の名称
被害状況

第 1 表

資 産 名	被害時の価額	損失額	取得価額	残存価額率
土 地	(円 m ²)	円	/	/
建 物	(円 m ²)	円	/	/
機 械 設 備	円	円	円	☒ 75% 30%
棚 卸 資 産	円	円	/	/
計	円	円	/	/

☒ どちらを採用したか○印をつける

第 2 表

	損 失 額		比
総 収 入 比 資産の価額比	円	総収入額 円	%
		資産の価額 円	%

④ 総収入額は税務統計等で確認するものとし、「資産の価額」は、第1表の「被害時の価額」の計の欄の価額とする。

上記のとおり証明をお願い致します。

令和 年 月 日

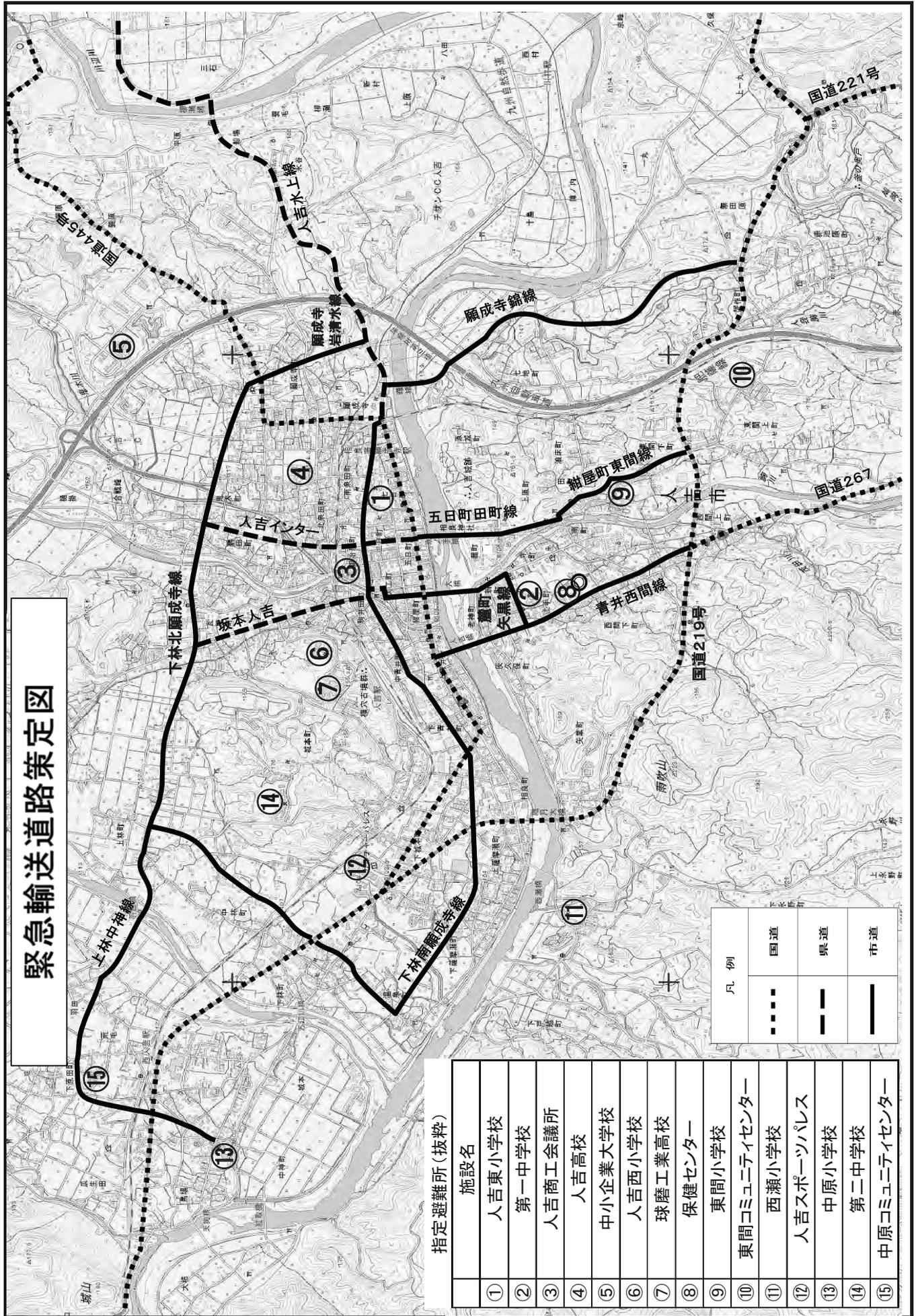
事業主 氏 名

上記のとおり損害を受けたことを証明する。

令和 年 月 日

市町村長 氏 名

④



人吉市大規模地震行動マニュアル

人 吉 市

目 次

はじめに（基本的概念）	206
-------------	-----

第1編 各機関における応急活動

第1期 初動体制確立期（地震発生から概ね1時間以内）	207
----------------------------	-----

第2期 緊急対応体制確立期（地震発生から概ね6時間以内）	209
------------------------------	-----

第3期 応急対応体制確立期（地震発生から概ね24時間以内）	211
-------------------------------	-----

第2編 災害対策本部における具体的行動

第1期 初動体制確立期	213
-------------	-----

第2期 緊急対応体制確立期	215
---------------	-----

第3期 応急対応体制確立期	218
---------------	-----

はじめに

阪神・淡路大震災の先例のとおり、地震発生メカニズムは現在の科学技術をもってしても解明が難しく、またその予知についても不可能に近い。

更に、発生後の行政機関・防災機関・住民の対応の如何により、その被災状況は大きく異なり初動体制確立の重要性を我々に明示した。

この、人吉市大規模地震行動マニュアルはこの教訓を生かし、震度6弱以上の大規模地震発生時における、行政機関、防災機関及び市民の役割を明確にし、災害発生後の迅速な対応を行うとともに、その被害を最小限にとどめることを目的とした。

第1期 初動体制確立（地震発生後概ね1時間以内）

大規模地震発生直後においては、被災状況の早急な把握に努めるとともに、人命救助・初期消火を中心とした初動体制の確立を行う。

- 1) 市長・副市長並びに市災害対策本部要員の招集
- 2) 市職員招集並びに災害対策本部・支部設置
- 3) 消防団員非常呼集
- 4) 被災状況の把握並びに人命救助活動・初期消火
- 5) 被災状況報告並びに防災機関との情報交換・収集

第2期 緊急対応体制確立（地震発生後概ね6時間以内）

災害対策本部設置・被害の把握・人命救助活動開始等の初動体制が実働を開始し、指揮命令系統が確立した時期にあたる。

第2期においては、詳細な被災状況を把握するとともに関係機関の応援・協力を得て、災害緊急体制を確立する。

- 1) 救助活動の把握並びに避難誘導の実施
- 2) 医療関係機関に対する出動要請並びに医療救護本部の設置
- 3) 緊急道路の確保
- 4) 被害状況報告並びに関係防災機関への応援要請
- 5) 市民への広報

第3期 応急対応体制確立（地震発生後概ね24時間以内）

緊急対応体制が確立し、国・県を中心とする関係防災機関の応援を受け救助活動・消火活動が実施される時期にあたる。

第3期においては、被災住民に対する避難場所の確保、食糧、飲料水の供給等の援護活動、また市民生活の基幹となる主要道路網の復旧等災害応急体制の確立を図る。

- 1) 関係機関との応急対策協議
- 2) 他の自治体への応援要請
- 3) 被災した市民に対する避難場所の確保、生活物資の支給、食糧・飲料水の供給
- 4) 主要道路の復旧並びに物資輸送ルートの確保
- 5) 救援物資の受入れ及び配付

第 1 編

各機関における応急活動

第1期 初動体制確立期

～～～ 地震発生から、概ね1時間以内 ～～～

市

【災害対策本部長・副本部長並びに災害対策本部要員招集】

- 震度6弱以上の大地震が発生した場合、総務部長は直ちに災害対策本部長・副本部長に連絡をとるとともに指示をあおぐ。
- 災害対策本部要員は、市長の指示により直ちに情報の収集に努める。
- 被災概要を確認した後、市長の指揮により災害対策本部を設置し、指揮系統を確立するとともに迅速な応急対策を講じる。
- 市長に事故がある場合は、副市長、総務部長の順で指揮をとる。
- 勤務時間外に地震が発生した場合は、災害対策本部長・副本部長並びに災害対策本部要員は自主的に登庁するものとする。

【市職員招集並びに災害対策支部設置】

- 震度6弱以上の大地震の発生を覚知した職員は、直ちに災害対策本部編成表並びに災害対策支部編成表に基づき担当部署に就かなければならない。
- 各支部長は支部員に命じ管轄区域の被災状況を把握し、本部に報告するとともに支部を設置し災害救援活動を行う。
- 編成外の女性職員については、居住区域を管轄する災害対策支部に属するものとし、担当支部長の指揮下災害救援活動に従事する。
- 勤務時間外に地震が発生した場合、職員は自主的に担当部署に就くものとする。但し、橋梁の落下・道路の寸断等により交通が断たれた場合は、最寄りの支部に所属し災害救援活動に従事するものとする。

【消防団非常呼集】

- 震度6弱以上の大地震が発生した場合、総務部長は直ちに消防団長に連絡をとり消防団員を非常呼集する。
- 震度6弱以上の大地震の発生を覚知した消防団副団長・方面隊長は自主的に消防団本部に集合しなければならない。
- 非常呼集を受けた消防団員は、所属部詰所に集合し分団長及び部長の命により管轄区域の被災状況を把握するとともに、初期消火並びに救助活動に従事する。
- 分団長及び部長は管轄区域の被災状況を団本部に報告するとともに、必要に応じて応援要請を行う。

【情報の収集伝達】

- 各防災機関並びに消防機関等の各種災害情報を系統別に収集整理し、初動体制の確立を図る。
- 収集した各種災害情報を防災行政無線等を利用して、災害対策支部・消防団各部に伝達し、初期消火活動並びに救助活動を迅速に行う。

【災害状況把握並びに救助救出活動開始】

- 収集した各種災害情報を基に、甚大な被害を受けた地域に対しては、本部から連絡要員を派遣し本部との連絡体制を強化する。
- 必要に応じ、被災が軽微な地域の災害対策支部並びに消防団各部を、被災現場に派遣し救助救出活動に従事させる。

【出火家屋に対する初期消火開始】

- 人吉下球磨消防組合中央消防署並びに地域住民からの火災情報を基に、出火家屋を把握し迅速な初期消火を行う。
- 火災未発地域消防団各部に対し、応援地域を指示し初期消火活動に従事させる。

【県への被災状況報告並びに空中偵察要請】

- 収集した被災状況概要を県へ報告する。
- 自衛隊及び県警ヘリコプターによる空中偵察を県に要請する。

市 民

【火元の始末】

- 使用中のガス、石油ストーブ等の火気類を始末し、火災を未然に防ぐよう努める。

【隣接居住者の安否確認】

- 隣接居住者と声を掛け合い安否を確認するとともに、要救助者を発見した場合は隣接者で協力し救出する。

【被災状況通報】

- 家屋倒壊、火災発生等の被災状況について市災害対策本部、警察、消防署等へ通報する。

【出火家屋に対する初期消火活動協力】

- 隣接家屋等において火災が発生した場合は隣接者で協力し初期消火にあたる。
- 初期消火活動中の消防署並びに消防団に対し支援・協力をを行う。

【指定避難場所への自主避難】

- 被災した市民は、指定避難場所へ自主避難を行う。

第2期 緊急対応体制確立期

～～～ 地震発生から、概ね6時間以内 ～～～

市

【救助活動の掌握】

- 災害対策支部並びに関係機関からの情報により救助活動の状況を把握し、救護体制を整える。

【避難場所の開設並びに避難誘導開始】

- 指定避難場所の安全確認及び確保を災害支部に対し指示する。
- 災害支部要員並びに消防団員による被災者の指定避難場所への避難誘導を開始する。
- 地震により山腹崩壊等の危険が予測できる地域の市民に対し、直ちに避難指示を行う。

【医療関係機関に対する出動要請】

- 市医師会等医療関係機関に対し、災害出動を要請する。
- 被災をまぬがれた医療施設もしくは公共施設を医療救護本部に指定し、各関係機関に連絡する。
- 避難所等においては、救護部医療担当を中心に負傷者に対する応急処置を行う。

【緊急道路の確保】

- 国土交通省、球磨地域振興局土木部等関係機関との情報交換により主要国・県道の被害状況を把握し市外との交通網の有無を確認する。
- 警察、災害対策支部等の情報により、市内主要道の被害状況を把握し、消火及び救助用の緊急道路を確保する。
- 市内建設業関係団体に対し、災害出動を要請し緊急道路確保のための応急措置を要請する。

【被災状況報告並びに関係防災機関への応援要請】

- 県に対し被災状況報告を行うとともに必要に応じ、県を通じて自衛隊・県警機動隊等、国・県の防災機関に応援要請を行う。
- 必要に応じ、災害時協定を締結している団体に対して応援要請を行う。

【危険道路の交通規制】

- 警察、災害対策支部等の情報により道路危険箇所を把握し、交通止め等の交通規制を行う。

【市民への広報】

- 市民に対し防災行政無線をはじめとする複数の手段を用いて地震情報・道路情報・火災情報等を広報する。

- 甚大な被害を受けた区域市民に対し指定避難所及び避難経路等を知らせ円滑な避難誘導を行う。
- 被災していない市民に対し医療救助活動・避難所開設活動・被災者援護活動について協力を要請する。

市 民

【医療救護活動への協力】

- 医療救護協力要請を知った医療経験のある市民は、医療救護本部に出向き医療救護活動に協力する。

【消防活動への協力】

- 隣接地で火災が発生した場合は、消防署もしくは消防団の要請に基づき消火活動に協力する。

【避難所開設への協力】

- 避難所に指定された地域の市民は、災害対策支部長の要請に基づき避難所開設について協力する。

【被災者援護活動への協力】

- 避難所に指定された地域の市民は避難してきた被災者に対して災害対策支部長の要請に基づき被災者援護活動について協力する。
- 被害を受けなかった地域の市民は、被災者援護活動への協力要請を知った場合、被災者援護活動に協力する。

その他の関係機関

【電気通信関係業者】

- 停電地域戸数、通信不通地域戸数等や道路情報について市等関係機関との情報交換を行い、直ちに応急復旧活動を行う。

【建設業関係業者】

- 市等関係機関からの要請により、消火、救助活動及び住民の避難に必要な緊急道路を確保するため直ちに応急復旧活動を行う。

【運輸業関係業者】

- 市等関係機関からの要請により、被災者の緊急援護に必要な物資輸送活動を行う。

【食品業関係業者】

- 市等関係機関からの要請により、被災者の緊急援護に必要な食料品の確保を行う。

第3期 応急対応体制確立期

～～～ 地震発生から、概ね24時間以内 ～～～

市

【県及び関係防災機関との応急対策協議】

- 県に被害状況を報告するとともに応急対策について協議を行い指導・援助を受ける。
- 関係防災機関と被害状況の確認を行い、応急対策について支援を受ける。

【他市町村への応援要請】

- 隣接市町村に対し被害状況を説明するとともに、応急対応に必要な人員・資材の提供を含めた応援要請を行う。

【食糧、飲料水の確保】

- 市内食品業関係業者に対して避難救護状況を説明し、必要な食糧確保について協力を要請する。
- 市内上水道関係業者に対して上水道施設被害状況を説明し、応急復旧について協力を要請するとともに必要な飲料水の確保を行う。
- 隣接市町村並びに自衛隊に水道施設被害状況を説明し、給水車等の給水資材及び飲料水の提供・搬送を要請する。

【生活物資の供給】

- 県や日赤等と十分に連携を図りながら、被災者に対する生活物資の供給を行う。
- 市内生活物資関係業者に対して避難救護状況を説明し、必要な生活物資について確保を要請するとともに被災者に対する供給を行う。

【主要道路の復旧】

- 国土交通省・球磨地域振興局土木部・自衛隊等関係機関の協力支援を受け、市民の生活道路となる市内主要道路の復旧を行う。
- 市内建設関係業者の協力を得て緊急道路確保に続き市内主要道路の応急復旧工事を行う。

【物資輸送ルートの確保】

- 国・県道を管理する国土交通省並びに球磨地域振興局土木部等関係機関に対し、市外からの陸上物資輸送ルートの確保について要請を行う。
- 陸上物資輸送ルートの確保が不可能な場合は、自衛隊に対し輸送ヘリコプターの派遣要請を県を通じて行い物資輸送ルートを確保する。
- 陸上からの物資輸送については、市内輸送業関係業者及び災害協定締結団体に車両の手配等を含めた搬送業務を要請する。

【ボランティアの受入れ】

- 民間ボランティアの受入れのため、市社会福祉協議会内に受入れ窓口を設置する。

【救援物資の受入れ】

- 被災をまぬがれた公共施設を救援物資受入れセンターに位置づけ、救護部長の指揮により一元的な救援物資の受入れ体制を整える。
- 被害を受けなかった地域の市民及び市外からの民間ボランティアの協力を得て救援物資の集配を行う。市民への協力要請は防災行政無線等より呼びかける。

【文教対策の確立】

- 各学校長は教職員等に対し、児童・生徒の被災状況の把握を指示する。
- 各学校長は教育長に対し、児童・生徒の被災状況を報告するとともに休校等の学校運営に関する事項を協議する。

市 民

【救援物資の受入れ、配付への協力】

- 被害を受けなかった地域の市民は、救援物資の受入れ配付への協力要請を知った場合、指定された救援物資受入れセンターへ出向きその活動に協力する。

その他の関係機関

【電気通信関係業者】

- 停電地域戸数、通信不通地域戸数等や道路情報について市等関係機関との情報交換を行い、市内の機関での対応が困難な場合は、他市の支店（支部）等への応援要請を行う。

【建設業関係業者】

- 市等関係機関からの要請に基づき、緊急道路確保に続き主要道路の応急復旧工事を行う。

【水道業関係業者】

- 市等関係機関からの要請に基づき、水道給水施設の応急復旧工事を行う。

【運輸業関係業者】

- 市等関係機関からの要請に基づき、引き続き救援物資並びに緊急物資の輸送を行う。

【食品業関係業者】

- 市等関係機関からの要請に基づき、引き続き食糧の確保を行う。なお、市内の機関での対応が困難な場合は、他市の支店（支部）等への応援要請を行う。

【生活物資関係業者】

- 市等関係機関からの要請に基づき、生活物資の確保を行う。なお、市内の機関での対応が困難な場合は他市の支店（支部）等への応援要請を行う。

第 2 編

市災害対策本部における具体的行動

第1期 初動体制確立期

区分	具 体 的 行 動 内 容	
災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> 震度6弱以上の地震を覚知した災害対策本部要員は、自主的に市庁舎に集合し所管の業務に従事する。(市庁舎が被災した場合は、保健センター、カルチャーパレス、消防本部の順で災害対策本部を設置する)。 総務部長は、直ちに市長・副市長に状況を報告するとともに指示をあおぐ。 市長は被災状況に基づき災害対策本部を設置する。 本部付要員は自主的に災害対策本部に集合する。 市長に事故ある場合は、副市長、総務部長の順で指揮をとる。 市長は直ちに災害対策本部会議を開催し、被災状況を掌握するとともに初動体制を的確に行うための指揮系統を確立する。 	
部	班	本部担当
総務部	総務班	<ul style="list-style-type: none"> 県並びに気象台からの地震情報を収集分析し、市民に対する避難指示等の指示を行う。 災害対策支部長に対し支部設置並びに被災状況調査を指示する。 消防団を非常呼集し担当区域内の被災状況調査を指示する。 消防本部並びに警察署との被災情報交換及び確認を行い、その情報を基に救助救出活動を災害対策支部並びに消防団に指示する。 災害対策本部調査班長に対し被害速報作成を指示する。 災害対策本部会議を開催し被災概要を報告するとともに、市長の指示を受け初動体制を確立する。 収集した情報を基に公用車の配車計画を作成し、緊急対応公用車の配車を行う。 関係機関並びに災害対策支部の情報を基に救助救出用重機の手配を行う。 水防班と協議し緊急道路確保用の手配を行う。 県に対し被害速報報告を行うとともに状況に応じて、災害救助法予備申請並びに自衛隊ヘリコプターによる空中偵察要請を行う。 防災行政無線等を利用して、市民に対し地震情報・被災状況及び避難指示等を伝達する。
		人事担当
		<ul style="list-style-type: none"> 職員の登庁に関する事項及び職員動員状況の把握
部	班	経理担当 <ul style="list-style-type: none"> 総務班とともに関係機関からの被災情報の収集にあたる。 災害対策支部との被災情報交換確認を行う。 調査班とともに被害速報を作成する。
		報道写真担当 <ul style="list-style-type: none"> 総務班とともに関係機関からの被災情報の収集にあたる。 災害対策支部との被災情報の交換確認を行う。 報道関係機関に対して、被災情報を知らせ協力を要請する。 収集した情報を基に被災現場を確認するとともに写真等に記録する。 確認した現場状況を迅速に総務班に報告する。

区 分		具 体 的 行 動 内 容
部	班	
総務部	調査班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務班とともに関係機関からの被災情報の収集にあたる。 ・ 災害対策支部との情報の交換確認を行い被災状況の把握に努める。 ・ 収集した情報を基に被害速報を作成し総務班に報告する。
	水防班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 班長は本部到着後直ちに、総務班の情報により被災現場を確認する。 ・ 本部に集合した班員は、班長の指示により被災現場に急行し応急処置を行うとともに、被災状況を無線等の通信手段を用い報告する。 ・ 報告を受けた班長は、直ちに被災状況を本部に報告するとともに必要に応じて応援要請を行う。
	消防班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防班長たる消防団長及び補佐する副団長、方面隊長は震度6弱以上の地震を覚知した場合、自主的に本部に参集し消防団本部を設置する。 ・ 分団長以下の団員は所属する部詰所に集合し、直ちに救助救出活動並びに初期消火活動を行う。 ・ 分団長は所轄する区域の被災状況を団本部担当方面隊長へ報告するとともに必要に応じて応援要請を行う。 ・ 方面隊長は団本部にて収集した情報を基に、所轄する区域の被災状況を把握し、甚大な被害を受けた地域に対する救助救出活動並びに初期消火活動を指示する。
水道部	上・下水道班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 班員は地震発生後直ちに班長の指示により、上下水道施設の被災状況の把握を行う。 ・ 被災現場に到着した班員は応急処置を行うとともに、被災状況を無線等の通信手段を用い班長に報告する。 ・ 班長は被災状況概要を水道部長に報告し指示をあおぐ。
救護部	救護班、衛生・機動班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務班とともに関係機関からの被災情報の収集にあたる。 ・ 災害対策支部との情報の交換確認を行い被災状況の把握に努める。 ・ 収集した情報を基に被災者に対する救援計画を策定し、救援物資の手配準備を行う。 ・ 班長は本部到着後直ちに、水防班長と協議を行い土木関係被災状況を把握する。 ・ 総務班とともに関係機関からの被災情報の収集にあたる。 ・ 災害対策支部並びに避難予定場所管理者との情報の交換確認を行い、避難場所の被災状況を把握する。 ・ 収集した情報を基に避難場所の選定を総務班と協議し、支部並びに関係防災機関に通知する。
各支部		<ul style="list-style-type: none"> ・ 震度6弱以上の地震を覚知した支部員は自主的に各支部詰所に集合し支部長の指示により被災者の救助救出活動を迅速に行う。 ・ 支部長は支部詰所到着後直ちに、総務班に対し支部設置状況並びに被災概要を報告する。 ・ 支部員は支部長に対し被災者の救助救出活動を報告するとともに、必要に応じて消防団員の出動を依頼する。 ・ 支部長は被災状況並びに救助救出状況を総務班に報告するとともに、必要に応じて消防団員の出動を要請する。 ・ 支部長は被災状況並びに救助救出状況に応じて、町内会長をはじめとした地域住民に対し協力を要請する。

第2期 緊急対応体制確立期

区分		具体的行動内容
部	班	
総務部	総務班	<p>本部担当</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部会議を開催し下記事項を協議決定する。 <ol style="list-style-type: none"> 被災状況の確認 緊急対応方針決定 他の防災関係機関への応援要請協議 県に対し以下の項目について報告並びに協議を行う。 <ol style="list-style-type: none"> 被災状況報告 災害救助法申請協議 自衛隊派遣協議 県警機動隊派遣協議 県医療救護班派遣協議 緊急道路確保協議 県内市町村に対し以下の項目について要請を行う。 <ol style="list-style-type: none"> 消防関係機関の応援要請 医療救護関係機関の派遣要請 市町村職員の派遣要請 市公用車の集中管理を行い被災地域に対して重点的に配車を行う。 建設業関係業者に対して、災害応急対策用重機の調達協力要請を行う。 災害対策支部の要請を受けて、被災地域に対する救助救出用重機の配車を行う。 水防班の要請を受けて、被災地域に対する緊急道路確保用重機の配車を行う。 <p>人事担当</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員の登庁に関する事項及び職員動員状況の把握 <p>経理担当</p> <ul style="list-style-type: none"> 総務班の業務に従事する。 <p>報道写真担当</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民に対し防災行政無線等を利用し、地震情報並びに被災状況等を知らせ救助活動に対する協力を求める。 被災した市民に対し防災行政無線等を利用し、避難場所、避難経路等を知らせ円滑な避難誘導を行う。 報道関係機関に対し被災状況並びに緊急対策等を知らせ、放送メディアを利用した市民への情報伝達を要請する。 報道班の業務に従事する。
	調査班	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策支部調査班と情報交換を行い被災状況を確認する。 関係防災機関と情報交換を行い被災状況を確認する。 毎時間ごとに被害報告書を作成し、総務班へ連絡する。

区 分		具 体 的 行 動 内 容
部	班	
総務部	水防班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 球磨地域振興局土木部、西日本高速道路(株)等との情報交換を行い、主要国県道並びに高速自動車道の被災状況を確認するとともに緊急道路の確保を要請する。 ・ 警察、災害対策支部等との情報交換を行い、市内主要道の被災状況を確認し消火及び救助救出用の緊急道路の確保を行う。 ・ 市内建設業関係業者に対し、消火及び救助救出用の緊急道路を確保するため協力要請を行う。 ・ 応援要請を受け出動してきた自衛隊、市内建設業関係業者等に対し適切な応急復旧処置箇所を指示し緊急道路の確保に努める。 ・ 警察署、球磨地域振興局土木部と協議のうえ、山腹崩壊や崖崩れ等のおそれのある危険道路の交通規制を行う。
	消防班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 団長は警察、消防署等との情報交換を行い消火箇所並びに救助救出箇所を確認し、迅速な消防活動を各方面隊長を経由し分団長に指示する。 ・ 被災現場で消防活動指揮する分団長は、常時活動状況を方面隊長に報告するとともに必要に応じて応援要請を行う。 ・ 被災が軽微な地域の方面隊長は、指揮下の各分団を本部から指定された箇所に招集し待機させる。 ・ 団長は応援協定に基づき出動した他市町村の消防団員に対し、活動箇所及び活動内容を明示し協力を要請する。 ・ 団長は被災が軽微な地区の方面隊長に対し活動箇所及び活動内容を明示し出動を命じる。
水道部	上水道班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内主要道の被災状況を確認しながら上水道施設の応急復旧を実施するとともに緊急生活水の確保を行う。 ・ 市内の上水道関係業者に対し、緊急生活水を確保するため応急復旧について協力要請を行う。 ・ 協力要請を受け出動してきた市内上水道事業関係業者に対し適切な応急復旧処置箇所を明示する。
	下水道班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 終末処理場及びポンプ場等の応急復旧を実施するとともに、市内主要道の被災状況を確認しながら下水道管渠の応急復旧に対応する。 ・ 市内下水道事業関係業者に対し、下水道施設の応急復旧について協力要請を行う。 ・ 協力要請を受け出動してきた市内下水道事業関係業者に対し適切な応急復旧処置箇所を明示する。

区 分		具 体 的 行 動 内 容
部	班	
救 護 部		<p>救護担当</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部及び支部に属さない職員を招集し、被災者に対する救護活動に従事させる。 各支部と協力し避難所における被災者数等を確認するとともに援護に必要とする物資等の調達計画を策定する。 市内の食品関係業者に対し、被災者救援食料品の手配について協力を要請するとともに、調達したものを順次配付する。 災害救助法適用以降の救援物資等について日赤支部並びに県担当課と協議し受入れ体制を整える。 被災者救護活動に参加する民間ボランティアの協力を得て、救援物資の仕分け並びに配付準備を行う。
	救 護 班	<p>医療担当</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難所において、負傷者に対する応急処置を行う。 総務班と協議のうえ、被災していない医療施設若しくは公共施設に医療救護本部を設置し関係防災機関へ通知する。 医療救護本部設置後は、外部団体の受援体制を整える。 必要に応じ本部を通じて市医師会並びに人吉医療センターに協力を要請する。 必要に応じ本部を通じて日赤支部並びに県医師会に対し、医療救護班の出動を要請する。 必要に応じ本部と協議の上、熊本県人吉保健所（球磨地域保健医療調整現地本部）に災害支援ナース等の協力を要請する。
	部	<p>避難所施設担当</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部及び支部に属さない教育委員会所属職員を招集し、被災者に対する救助活動に従事させる。 指定避難所に班員を派遣し、避難所を開設するとともに被災者の受入れ援護を行う。 救護担当と協力し被災者数並びに必要とする食品、生活物資等の数量を把握するとともに調達可能なものから順次配付する。 近隣町内会等民間ボランティアの協力を得て、避難所開設並びに被災者に対する救護活動を円滑に実施する。
各 支 部		<ul style="list-style-type: none"> 消防団、消防機関及び市民ボランティアの協力を得て、引き続き被災者の救助救出を継続する。 消防署救急隊等と協力し負傷者の応急処置を行うとともに治療が必要な場合には医療救護本部に搬送する。 救護班と協力し避難所を開設するとともに、消防団の協力を得て被災者の避難誘導を迅速に行う。 救護班と協力し、担当区域内の避難所の被災者数を確認するとともに援護に必要とする物資リストを作成する。 救護班と協力し被災者に対する非常食並びに寝具等の緊急援助物資の配付を地域の町内会並びに市民ボランティアの協力を得て実施する。 上水道班と協力し、被災者に対する生活水の給水を実施する。

第3期 応急対応体制確立期

区分		具体的行動内容
部	班	
総務部	総務	<p>本部担当</p> <ul style="list-style-type: none"> 県に対し以下の項目について報告並びに協議を行う。 <ol style="list-style-type: none"> 被害報告（中間確定分） 災害救助法適用決定後の具体的支援策要望 主要国、県道応急復旧策協議 自衛隊、県警機動隊等応援防災機関への対応協議 災害対策本部会議を開催し下記事項を協議決定する。 <ol style="list-style-type: none"> 被災状況分析及び検討 被災者救護救援方針決定 応急復旧対策方針決定 関係防災機関応援受入方針決定 被災現場視察 引き続き災害応急対策用車両の集中管理を行い、迅速かつ円滑な応急復旧を行う。 引き続き建設業関係業者と連絡を密にして、災害応急対策用重機の調達を行う。
	総務	<p>人事担当</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員の登庁に関する事項及び職員動員状況の把握
	総務	<p>経理担当</p> <ul style="list-style-type: none"> 県財政主管課と災害応急対策費について協議を行う。 被害報告に基づき、災害対策経費並びに応急復旧経費に対する財源計画を策定する
	総務	<p>報道写真担当</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き市民に対して、防災行政無線等を利用し地震情報並びに被災状況等を随時知らせ必要に応じ応援協力を求める。 報道関係機関に対し、被災状況並びに緊急対策等を知らせ、放送メディアを利用した情報伝達を行うとともに、必要に応じて隣接市町村住民にボランティア参加を呼びかける。 災害対策本部会議資料として、被害状況等を撮影した報告書を作成提出する。 災害対策各部各班の要請により、被害状況等を撮影した報告書を作成する。
調査班	調査班	<ul style="list-style-type: none"> 各支部及び各班の報告により項目別被害額概算積算を行う。 毎時間ごとに被害報告書を作成し、総務班へ報告する。 災害対策本部会議資料として、被害中間報告書を作成提出する。
	水防班	<ul style="list-style-type: none"> 球磨地域振興局土木部、道路公団等が管理する主要国県道並びに高速自動車道の応急復旧に協力し、緊急物資搬送用ルートを確保する。 市内建設業者並びに自衛隊等の協力を得て、市内主要道の応急復旧を行い生活道路を確保する。 必要に応じ本部を通じて市外の建設業関係業者に対し、生活道路確保のための応急復旧への協力を要請する。 土木建築関係災害応急復旧費の概算を積算し、調査班へ報告する。

区分		具体的行動内容
部	班	
総務部	消防班	<ul style="list-style-type: none"> 各分団長は、救助救出状況並びに消火活動状況を、随時方面隊長に報告し指示をあげる。 各分団長は、引き続き消火活動を継続するとともに、鎮火した地域においては再出火を防止するため所轄の部長に警備を指示する。 各分団長は、被災地区町内会長等からの情報を基に被災者の安否確認を行い、行方不明者等を確認した場合は直ちに方面隊長へ報告するとともに所轄の部長に対して捜索を指示する。 団長は、水防班の情報等により土砂崩れ危険地域及び道路崩壊箇所を確認した場合、所轄の方面隊長を経由し各分団長に警備を指示する。
水道部	上水道班	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き緊急生活水を確保するため、被災した上水道施設の応急復旧を継続する。 上水道施設被災状況等に基づき緊急生活水給水地区を確定させるとともに迅速な給水を行う。 必要に応じ本部を通じて市外の上水道関係業者に対し、緊急生活水確保のための応急復旧への協力を要請する。 必要に応じ本部を通じて自衛隊に対し生活水給水に必要な機材並びに要員の派遣要請を行い迅速な給水を行う。 必要に応じ本部を通じて緊急生活水給水に必要な機材並びに要員の提供を依頼する。 上水道施設関係災害応急復旧費の概算を積算し、調査班へ報告する。
	下水道班	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き下水道施設の機能を維持するため、被災した下水道施設の応急復旧を継続する。 必要に応じ本部を通じて市外の下水道事業関係業者に対し、下水道施設の機能を維持するため応急復旧への協力を要請する。 下水道施設関係災害応急復旧費の概算を積算し、調査班へ報告する。
救護部	救護班	<p>救護担当</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災をまぬがれた公共施設を救援物資センターに指定し、救援物資受入れ及び配付を一元的に管理し円滑な救護活動を行う。 市内の食品関係業者の協力により調達した救援食料品を、市公用車等を利用して避難所並びに被災者に災害対策支部を通じて配付する。 災害救助法適用に伴う救援物資の受入れについて、日赤県支部並びに県担当課と連絡調整を図り、救援食料品同様被災者に配付する。 必要に応じ本部を通じて他市町村に対し救援物資の提供を依頼するとともに、その受入れ及び配付についても万全を期す。 班長は、避難場所に避難した被災者数に応じて所属する職員を配置し被災者に対する援護活動に従事させる。 衛生・機動班が配送してきた救援物資を、支部員と協力し被災者に配付する。 避難場所に避難した被災者の自立に必要な生活援助全般について、援護を行う。

区分		具体的行動内容
部	班	
救護部	救護班	<p>医療担当</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き医療救護本部において、市医師会並びに人吉医療センター等の協力のもと、負傷者に対する医療救護活動を実施する。 応援要請に応じ派遣された日赤並びに県医師会の医療救護班の協力を得て、傷病者に対する医療活動を更に充実する。 医薬品及び医療器具等に不足を生じた場合は、本部を通じて熊本県災害医薬品備蓄体制の協力及び日赤県支部並びに県医師会の協力を得て空輸等にて調達する。 更に高度の医療介護が必要な重症者については、本部を通じて自衛隊の協力を得て、ヘリコプター等を利用し県内の医療施設に搬送する。 <p>輸送担当</p> <ul style="list-style-type: none"> 自力での移動が困難な被災者を公民館等の自主避難所から指定避難所へ輸送する。 <p>給食担当</p> <ul style="list-style-type: none"> 総務班・救護班と連絡を密にし、必要に応じて避難者への炊き出しを行う。 (学校給食センターにて調理、仕分け)
	衛生・機動班	<p>衛生・機動担当</p> <ul style="list-style-type: none"> 給食担当が用意した炊き出しの食事を救護班と協力して避難所へ輸送する。 救援食料品について、配布のため避難場所へ輸送する。 救護班が調達した救援物資について、配布のため避難所へ輸送する。
災害ボランティアセンター		<ul style="list-style-type: none"> 災害ボランティア窓口を設置し、市民並びに市外の災害ボランティアの受入れ体制を整える。 センターに集合した市民並びに市外の災害ボランティアの協力を得て、救援物資の仕分け及び配付を行う。
各支部		<ul style="list-style-type: none"> 支部長は、救助救出状況並びに避難状況を随時総務班に報告し、指示をとおす。 支部長は、被災地区町内会長等からの情報を基に被災者の安否確認を行い、行方不明者等を確認した場合は、直ちに総務班並びに消防班に連絡するとともに捜索を支部員に指示する。 支部長は、被災地区町内会長からの情報を基に管内の被災概要調査を支部員に指示するとともに、その結果を調査班に報告する。 衛生・機動班が搬送してきた救援物資を、避難所を管理する救護班と協力し被災者に配付する。

令和5年度

人吉市水防計画書

人吉市水防協議会

目 次

第1章 総 則	2
第1節 水防計画の目的	2
第2節 組 織	2
第2章 予 防 計 画	3
第1節 水防危険箇所の指定	3
第2節 予 防 計 画	3
第3章 気象予警報等の伝達計画	6
第1節 気象予警報、情報等の種類	6
第4章 水 防 活 動	10
第1節 水防活動並びにその報告、連絡、協力	10
第2節 水防警報の段階	10
第3節 水防管理者等の連絡事項	10
第4節 非 常 措 置	11
第5節 協力及び応援	11
第5章 水 防 顛 末	11
第6章 公 用 負 担	12

主要水防箇所一覧

第1表 重要水防箇所の評定基準（九地整八代河川国道事務所）	13
第2表 重要水防箇所一覧表（河川の部）九地整八代河川国道事務所関係	14
第3表 河川危険度評定基準（熊本県関係）	16
第4表 重要水防区間一覧表（河川の部）熊本県関係	18
第5表 重要水防箇所一覧表（道路の部）国県道	20
第6表 市道危険箇所	20

資 料

資料1 人吉市水防協議会委員名簿	22
資料2 水防本部編成表	23
資料3 国土交通省排水樋門及び熊本県関係排水樋管等一覧	24

第1章 総 則

第1節 水防計画の目的

この計画は水防法（以下「法」という。）及び人吉市水防協議会条例（以下「条例」という。）に基づき、洪水による水災を警戒防御し、これによる被害を軽減し、防止する目的をもって市内各河川に対する水防上必要な監視、予報、警戒、通信、連絡、輸送及び水門の操作、水防のための水防団及び消防機関の活動、水防管理団体間における協力及び応援、並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備と運用について実施の大綱を示したものである。

1 水防の責任及び居住者等の義務

法第3条、第24条により、次のとおり水防上の責任を果たさなければならない。

(1) 市の水防責任（法第3条）

市はその区域内の水防を十分に果たさなければならない。

(2) 居住者等の水防義務（法第24条）

水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためにやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

2 安全配慮

洪水等による危険を伴う水防活動等に従事する者の安全が確保されるよう配慮するものとする。

水防作業のほか、避難誘導、水門操作等においては、次のような点に配慮し、当該従事者の安全を確保するものとする。

- ①当該従事者自身の避難時間も考慮した活動内容であること。
- ②危険を伴う作業時には、常にライフジャケットを着用すること。
- ③作業時の安否確認のため、非常時にも利用可能な通信機器を携帯すること。
- ④その他、地域の実状に応じた安全確保に配慮すること。

第2節 組 織

1 水防協議会

法第33条及び条例に基づき、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議するため、本市においても条例が設置された。（昭和56年3月26日条例を公布）

協議会は市長を会長とし、委員は市職員並びに水防に関係ある団体の代表者及び学識経験者のうち市長が命じ、又は委嘱するものをもって組織するものであり、その所掌事務は本市において水防に関する基本方針及び水防計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、情報の収集、関係機関相互間の連絡調整等を図るのを任務とする。

2 水防本部

法第3条に基づき、市が必要と認めたと時から洪水の危険が解消するまでの間、市において水防本部を設置する。なお災害対策基本法第23条の2に基づく人吉市災害対策本部が設置された場合は、

その指揮下に編入される。

本部の位置 人吉市西間下町字永溝 7-1 人吉市役所
人吉市役所復興建設部
代表電話 0966-22-2111 (昼)・0966-22-4148 (夜)
F A X 0966-24-5929

(1) 本部の組織

水防本部長に市長を、副本部長に副市長を、水防隊長に復興建設部長を、副隊長に水防本部長が指名したものを置く。その下に総務班、技術班をおき予め水防分担を決定する。

(2) 本部会議

本部長は、本部会議の議長となり、次の事項について協議する。

- (ア) 水防計画、応急対策に関する事項
- (イ) 水防に関しての通報、活動、応援等の事項
- (ウ) その他、本部長が必要と認める事項

第2章 予 防 計 画

第1節 水防危険箇所の指定

水防危険箇所は別表のとおりであり、本部長は気象注意報・警報を受けた場合又は洪水の危険を察知した場合は、水防隊長をして危険区域の巡視を行なわせ、必要と認められる予防措置を講じなければならない。

第2節 予 防 計 画

1 水防資材の備蓄

水災を防御し、また被害の軽減を図るため応急対策資材、機器を整備、備蓄しておく。

(1) 水防倉庫の位置 (人吉市蟹作町一本杉 1250 番地 1)

備 蓄 資 材

資器材名	数 量	資器材名	数 量	資器材名	数 量	資器材名	数 量
蝟 木 (たこぎ)	4	懐中電灯	10	丸 杭	50	鉄 線	4 卷
掛 矢	4	叭 (かます)	100	土のう袋	4,500	投 光 器	3
スコップ	80	縄	100m	釘	3 箱	発 電 機	2
麻 袋	200	ツルハシ	10	鋸 (のこぎり)	10	斧	10
ハンマー	5	ペ ン チ	10	鎌	10	鉞 (なた)	10
ガラ袋	1,500						

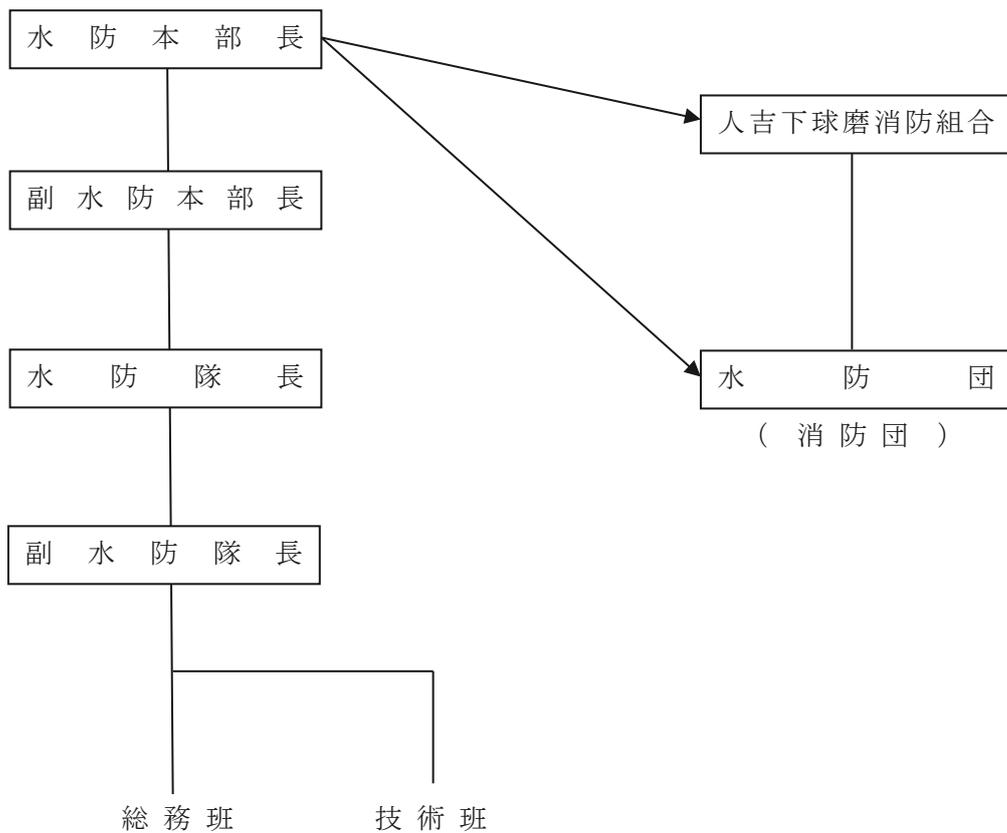
(2) 備蓄資材の補充

備蓄資材の使用後は、直ちに補充しなければならない。

2 水防隊組織

法第3条の規定に基づき、市域における水防を十分に果たす責任は人吉市が負うこととなるので、本部長が必要と認めるときは、水防隊を編成し、水防活動に従事する。

その編成は次のとおりである。



水防団の組織



方面隊	分 団	部	区 域
第1方面隊	第1分団	第1部	田町 麓町 新町 南町
		第2部	九日町 紺屋町 鍛冶屋町
		第3部	大工町 二日町 五日町 七日町
		第4部	上新町 下新町 願成寺町
	第2分団	第1部	南泉田町 北泉田町 鶴田町 鬼木町
		第2部	上青井町 中青井町 下青井町 駒井田町
		第3部	瓦屋町 城本町 合ノ原町 井ノ口町
第2方面隊	第3分団	第1部	温泉町 上林町 中林町 下林町
		第2部	上原田町 下原田町
		第3部	中神町
第3方面隊	第4分団	第1部	上薩摩瀬町 下薩摩瀬町 下城本町 宝来町 相良町
		第2部	矢黒町 上永野町 下永野町
		第3部	上戸越町 下戸越町 鹿目町
第4方面隊	第5分団	第1部	西間上町 西間下町
		第2部	蓑野町 古仏頂町
		第3部	木地屋町 東大塚町 西大塚町 田野町
	第6分団	第1部	東間上町 東間下町
		第2部	七地町 浪床町 蟹作町 赤池原町 赤池水無町
第5方面隊	第7分団	第1部	下漆田町 東漆田町 上漆田町
		第2部	下田代町 上田代町
		第3部	大畑町 大畑麓町 大野町 矢岳町

備 考

- 1 水防団及び消防機関は、水防に関しては水防管理者の所轄の下に行動する。(法第5条第3項)
- 2 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したとき、その他水防上必要があると認めるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。(法17条)

第3章 気象予警報等の伝達計画

第1節 気象予警報、情報等の種類

1 特別警報、警報、情報等

気象業務法に基づき、熊本地方気象台が発表するもので種類は下のとおり。

(1) 特別警報、警報、注意報等

種 類	概 要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれ が著しく大きい場合に、その旨を警告して行う予報
警 報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪によって重大な災害の起こるおそれがある 場合に、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪等によって災害が起こるおそれがある場合に、 その旨を注意して行う予報
府県気象情報 地方気象情報 全般気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する 場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意 を解説する場合等に発表する予報

(2) 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）発表中にさらに大雨により土砂災害の危険度が高まった市町村に対して、熊本県と気象台が共同して発表する情報である。市町村長が避難指示等の災害応急対応を適時適切に行えるよう、また、住民の自主避難の判断等に利用できることを目的としている。危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

(3) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中にキキクルの「危険」【紫】が出現し、数年に一度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表される。熊本県では、1時間110mm以上を観測もしくは解析した場合に発表する情報である。

(4) 顕著な大雨に関する気象情報

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で実際に降り続けている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って解説する情報である。警戒レベル4相当以上の状況で発表する。

(5) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に天気予報で用いる一次細分区域単位で発表する情報である。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を、天気予報で用いる一次細分区域単位で発表する。こ

の情報の有効期間は発表から概ね1時間である。

2 水防警報

水防警報とは、法に基づき、国土交通大臣または知事が指定する河川、または湖沼について洪水または高潮による災害が予想される場合は、国土交通大臣が指定する河川については国土交通省（八代河川国道事務所長）が、知事が指定する河川については、知事が水防を必要と認め、警告を発するものをいう。

（1）水防警報を行う河川

国河川

河川名	区 域
球磨川	熊本県球磨郡湯前町字焼尾5051地先市房第2堰堤から海まで

県河川

河川名	区 域
万江川	熊本県球磨郡山江村道淡島参道線（淡島裏参道橋）から球磨川合流点まで
胸川	熊本県人吉市道木地屋西目線（おかくら橋）から球磨川合流点まで

（2）水防警報の種類と条件

（イ）警報の種類

種 類	内 容
待 機	水防団員の足留めを警告するもので、状況に応じてすみやかに活動できるようにしておく必要がある旨を警告するもの。又は出動時間が長引くような場合に水防活動をやめることはできないが出動人員を減らしても差し支えない旨を警告するもの。
準 備	水防資器材の整備点検、水門等の開閉準備、堤防の巡視及び直ちに出勤できるよう準備する旨を警告するもの。
出 動	水防団員が出動する必要がある旨を警告するもの。
警 戒	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法壊、亀裂、その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。
解 除	水防活動を必要とする出水状況が解除した旨を通知するとともに、一連の水防警報を終了する旨を通知するもの。

(ロ) 水防警報対象量水標と条件

対象量水標	待 機	準 備	出 動	警 戒	解 除
人 吉	水防団待機水位(2.0m)に達し、氾濫注意水位(3.0m)に達すると思われるとき。	水防団待機水位(2.0m)を越え、氾濫注意水位(3.0m)を突破すると思われるとき。	氾濫注意水位(3.0m)に達し、なお上昇の見込みがあるとき。	避難判断水位(3.2m)・危険水位(3.4m)・計画高水位(4.07m)を超えたとき。	氾濫注意水位(3.0m)以下に下がって再び増水の恐れがないと思われるとき。
渡	水防団待機水位(5.0m)に達し、氾濫注意水位(6.0m)に達すると思われるとき。	水防団待機水位(5.0m)を超え、氾濫注意水位(6.0m)を突破すると思われるとき。	氾濫注意水位(6.0m)に達し、なお上昇の見込みがあるとき。	避難判断水位(7.6m)・危険水位(8.7m)・計画高水位(11.33m)を超えたとき。	氾濫注意水位(6.0m)以下に下って、再び増水の恐れがないと思われるとき。

※「渡」は、万江川合流点から下流(人吉市中神町等)を対象とする。

3 指定河川洪水予報

指定河川洪水予報は、法に基づき熊本地方気象台と国土交通省八代河川国道事務所が共同して、球磨川の洪水予警報を発するものをいう。

(1) 指定河川洪水予報を行う河川

河 川 名	実 施 区 域
球 磨 川	熊本県球磨郡湯前町字焼尾5051地先市房第2堰堤から海まで

(2) 指定河川洪水予報の種類

種 類	標 題	発 表 基 準
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況であり、避難していない住民への対応が必要である。この後に避難指示等を発令する場合、周辺状況を確認する必要がある。危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に達すると見込まれたとき、避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。避難指示等の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。避難準備情報等の発令の判断の参考とする。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	

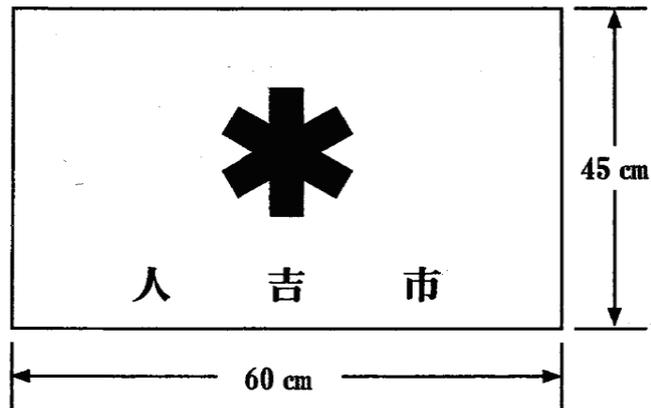
(3) 予報地点

河川名	予報地点
球磨川	人吉・渡

4 信号

熊本県水防信号規則の定めによる車輛の標識を行い、又水防活動に対して次の通り信号を行う。

「標識」



(注) 標識は白色とし、人吉市及び水の図案は赤色とする。

「信号」

	区 分	警 鐘 信 号	サイレン信号
第1信号	知事が定めた警戒水位に達したことを知らせるもの	○-休止 ○-休止 ○-休止 ○-休止	5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 ○-休止 ○-休止 ○-休止
第2信号	水防団員及び消防機関に属する全員が出動することを知らせるもの	○-○-○ ○-○-○ ○ ○-○-○ ○-○-○ ○	5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 ○-休止 ○-休止 ○-休止
第3信号	区域内に居住するものが出動することを知らせるもの	○-○-○-○ ○-○-○-○ ○-○-○-○	10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 ○-休止 ○-休止 ○-休止
第4信号	居住者が避難することを知らせるもの	乱 打	1分 5秒 1分 5秒 1分 5秒 ○-休止 ○-休止 ○-休止

備考 (イ) 信号は適宜の時間継続する。

(ロ) 必要があれば、警鐘信号及びサイレン信号を併用することができる。

(ハ) 危険が去った時は、口頭伝達により周知させるものとする。

第4章 水防活動

第1節 水防活動並びにその報告、連絡、協力

水防活動の順序

- 1 市は気象注意報、洪水予報又は警報を受けた場合、又は洪水の危険を察知した場合は第1段階として計画した人員を召集し、又は待機させ、堤防の監視及び警戒配置につくものとする。
- 2 警戒水位に達した時、又はその他必要と認める時は第2段階として計画した人員を配置すると共に器具資材を整備し、出動準備を整える。
- 3 出動水防信号又は必要と認めた時は、全員出動して水防活動を行う。なお第3信号により居住者も出動する。又第4信号で居住者が退避する。
- 4 通報水位を下り、再度水位上昇のおそれなくなった時は水防態勢を解除する。

第2節 水防警報の段階

1 第1段階 待機

水防団待機水位を超え、氾濫注意水位に達すと予知せられる時、計画した人員を召集し、堤防等の警戒配置につかせる。

2 第2段階 準備

氾濫注意水位に達した時、又は必要と認めた時は、計画した人員を配置につけると共に、器具資材を整備し、出動準備を整える。

3 第3段階 出動

氾濫注意水位を超え、危険と認めた時は、全員出動して水防活動を行なう。

4 第4段階 解除

水防団待機水位を下り、再度氾濫注意水位へ上昇のおそれなくなった時、水防活動の終了を通知する。

第3節 水防管理者等の連絡事項

水防管理者（人吉市長）は次の場合、水防区本部（球磨地域振興局土木部）及び隣接水防管理者に連絡する。

- 1 水防団（消防団）が出動したとき。
- 2 堤防等に異常を発見したとき。
- 3 水防作業を開始したとき。
- 4 水防作業が困難に陥るおそれがあるとき。
- 5 堤防が決壊したとき。
- 6 防御の効果があつたとき。
- 7 水防活動を終了し、警戒を解除したとき。

第4節 非常措置

- 1 堤防が決壊し、又はこれに準ずべき事態が発生した時は、第2段階の水防に必要な処置を講じ、被害を最小限度に止めなければならない。
- 2 危険が著しく切迫し、立ち退きを必要と認めた時は、予め定めた立ち退き先及びその他経路等を示して、立ち退きを指示しなければならない。

第5節 協力及び応援

1 河川管理者の協力

河川管理者九州地方整備局、又は熊本県は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、市が行う水防活動に協力を行うものとする。

2 水防管理団体の応援

水防のため緊急の必要があるとき、市は、法第23条に基づき他の水防管理者又は市町村長若しくは消防機関の長に対して応援を求めるものとする。また、応援を求められた水防管理者等は、自らの水防に支障がない限りその求めに応じるものとする。応援のため派遣された者は、市の所轄の下に行動するものとする。

3 警察官の援助要求

水防のため必要があると認めるとき、市は、法第22条に基づき人吉警察署長に対して、警察官の出動を求めるものとする。その方法等については、あらかじめ人吉警察署長と協議しておくものとする。

4 自衛隊の派遣要請

市は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、災害対策基本法第68条の2に基づき、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求するものとする。派遣要請の要求に当たっては次の事項を明らかにするものとする。

- ① 災害の状況及び派遣要請を要求する事由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ 派遣部隊が展開できる場所
- ⑤ 派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項

第5章 水防顛末

水防を終結した時は、管理者は7日以内に知事に報告しなければならない。

- 1 水防顛末書は所轄の地域振興局土木部を経由すること。

第6章 公用負担

- 1 法第28条に規定された権限を行使する者は、その身分を示す証明書、又その権限を行使した場合はこれを携示しなければならない。
- 2 法第28条の規定により公用負担の権限を行使した場合は、次の様な証票2通を作成して、その1通を負担者に手渡し、権限行使により損失を受けた者に対して、水防管理者は時価によりその損失を補償するものとする。

(証票記載例)

公 用 負 担 の 証	
住 所	
氏 名	
1 物 件	数 量
2 負担内容 (使用・収用・処分等)	
3 期 間	
令和 年 月 日	
命令者	
氏 名	印

(別 表)

主 要 水 防 箇 所 一 覽

第 1 表

(1) 重要水防箇所の評定基準

(九州地方整備局八代河川国道事務所)

種 別	重 要 度		要 注 意 区 間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
越水 (溢水)	計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)が、現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)と現況の堤防高との差が、堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤体漏水	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
基礎地盤漏水	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴(被災状況が確認できるもの)がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基礎地盤漏水に関する変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴(被災状況が確認できるもの)はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
水衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪等による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工 作 物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防 破堤跡 旧川跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸 間			陸間が設置されている箇所。

※令和2年7月豪雨による浸水被害箇所は要注意区間とする。

(2) 重要区間の評定基準

1. 重要水防箇所に計上されている区間。
2. 水防時に水防工法が施工可能な区間。
3. 無堤並びに弱小堤区間で背後地に市街地（家屋隣接）を持ち避難誘導のための巡視が必要な区間。
4. 浸水常習区間で避難誘導のための巡視が必要な区間。

第 2 表 重要水防箇所一覧表（河川の部）

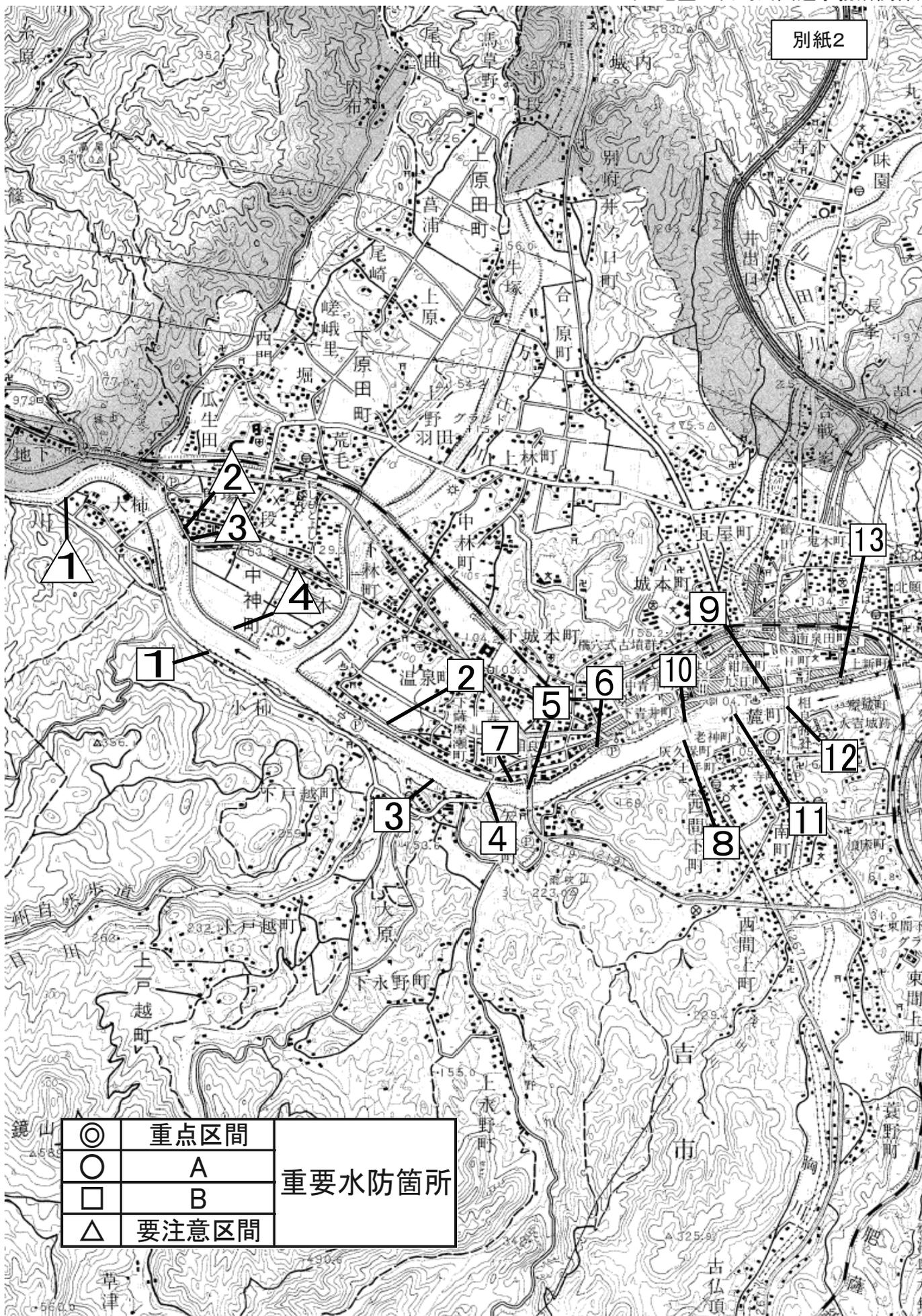
(B) 水防上重要な区間（箇所）

							球磨川水系
番号	河川名	地先名	左右岸の別	位置 (k/m)	延長(m)	備 考	水防工法
1	球磨川	人吉市中神町	左 岸	57/000~57/900	903	越水（溢水） B	
2	〃	〃 相良町	右 岸	58/700~59/900	1,096	越水（溢水） B	
3	〃	〃 下戸越町	左 岸	59/100~59/300	197	越水（溢水） B	
4	〃	〃 下戸越町		59/420		桁下高不足 （西瀬橋）	
5	〃	〃 矢黒町		59/820		河道断面不足 （絨月大橋）	
6	〃	〃 宝来町	右 岸	60/300~60/500	209	越水（溢水） B	
7	〃	人吉市相良町	右 岸	59/900~60/300	355	越水（溢水） B	
8	〃	人吉市西間下町	左 岸	61/090~61/700	646	越水（溢水） B	
9	〃	〃 九日町	右 岸	61/100~61/900	840	越水（溢水） B	
10	〃	〃 西間下町		61/160		河道断面不足 （人吉橋）	
11	〃	〃 新町		61/510		河道断面不足 （大橋）	
12	〃	〃 麓町		61/860		河道断面不足 （水の手橋）	
13	〃	〃 下新町	右 岸	62/500~62/700	199	越水（溢水） B	

要注意区間

							球磨川水系
番号	河川名	地先名	左右岸の別	位置 (k/m)	延長(m)	備 考	水防工法
1	球磨川	人吉市中神町	左 岸	55/070~55/080	10	破堤、新堤防	
2	〃	〃 中神町	右 岸	56/240~56/290	50	旧川跡 （旧川跡）	
3	〃	〃 中神町	右 岸	56/320~56/350	30	破堤、新堤防	
4	〃	〃 中神町	右 岸	57/165~57/365	200	旧川跡 （旧川跡）	
[参考]	球磨川 川辺川	八代市~水上村		7/000~90/000 0/000~ 2/000		令和 2 年 7 月豪雨 （浸水範囲）	

別紙2



◎	重点区間	重要水防箇所
○	A	
□	B	
△	要注意区間	

第 3 表

1. 河川危険度評定基準

(熊本県関係)

種 別	重 要 度		
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	要 注 意 区 間
堤 防 高	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が、現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）と現況の堤防高との差が、堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤 防 断 面	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の2分の1未満の箇所。	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上に確保されている箇所。	
法 崩 れ す べ り	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施行の箇所。	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施行の箇所。 法崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所、所要の対策が未施行の箇所。	
漏 水	漏水の履歴があるが、その対策が未施行の箇所。	漏水の履歴があり、その対策が暫定施行の箇所。 漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防で、漏水が発生するおそれがある箇所、所要の対策が未施行の箇所。	
水 衝 ・ 洗 掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施行の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪等による河川の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施行の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工 作 物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工 事 施 工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新 堤 防 破 堤 跡 旧 川 跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸 間			陸間が設置されている箇所。

2. 重要水防箇所評定基準

(熊本県関係)

種 別	重 要 水 防 箇 所
橋 り よ う	流水または沈下が予測される箇所、または水防上被害が予測される箇所。
溜 池	流域1 km ² (100ha) 以下の溜池で、溜池下流の水路断面が狭少で氾濫するか、堤防が老化し破堤による被害が予測される箇所。
道 路	冠水、洗掘が予測される箇所。
水 門 ・ 樋 門	水門、こう門、樋門等の工作物の設置時期が古く老朽し、不等沈下、漏水等による被害が予測される箇所、または水防上被害が予測される箇所。

第 4 表 重要水防区間一覧表 (河川の部)

(A) 水防上最も重要な区間

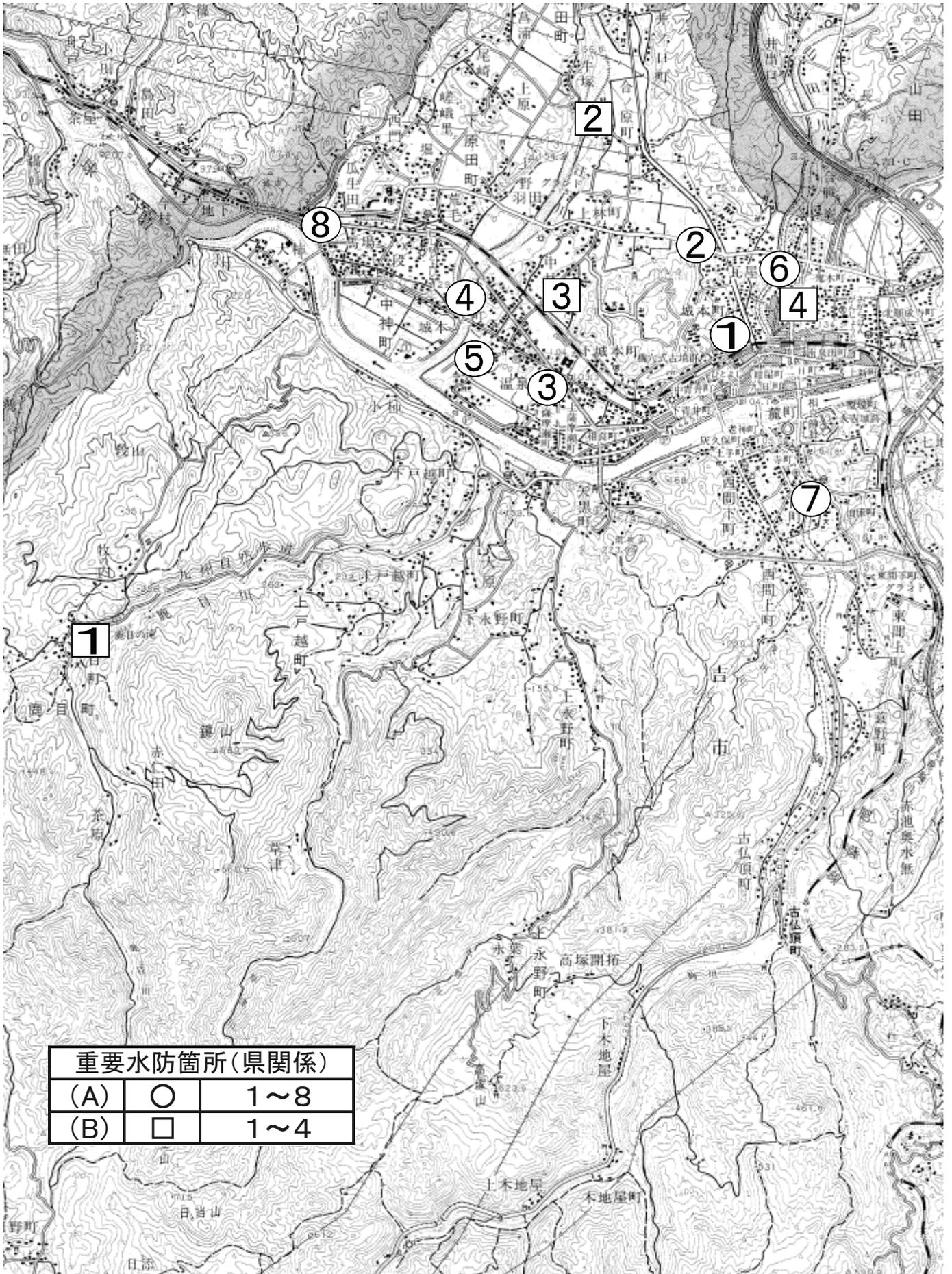
(熊本県関係)

番号	水系名	河川名	地先名	延長 (m)	危険状況	水防工法
①	球磨川	御溝川	人吉市城本町 ～瓦屋町	右岸 700 左岸 700	堤防高不足	積土のう工
②	球磨川	御溝川	人吉市瓦屋町	右岸 500 左岸 500	堤防高不足	積土のう工
③	球磨川	御溝川	人吉市下薩摩瀬町 ～上薩摩瀬町	右岸 400 左岸 400	堤防高不足	積土のう工
④	球磨川	万江川	人吉市中神町 ～上林町	右岸 2,000 左岸 2,000	堤防高不足	積土のう工
⑤	球磨川	出水川	人吉市下林町 ～温泉町	右岸 900 左岸 600	堤防高不足	積土のう工
⑥	球磨川	山田川	人吉市北泉田町 ～山江村山田	右岸 2,500 左岸 2,500	堤防高不足	積土のう工
⑦	球磨川	胸川	人吉市寺町 ～蓑野町	右岸 2,100 左岸 2,100	堤防高不足	積土のう工
⑧	球磨川	馬氷川	人吉市下原田町	右岸 0 左岸 100	洗堀	積土のう工
計			8箇所	右岸 9,100 左岸 8,900		

(B) 水防上重要な区間

(熊本県関係)

番号	水系名	河川名	地先名	延長 (m)	危険状況	水防工法
1	球磨川	鹿目川	人吉市鹿目町	右岸 300 左岸 300	堤防高不足	積土のう工
2	球磨川	万江川	人吉市下原田町	右岸 230	堤防高不足	積土のう工
3	球磨川	福川	人吉市下城本町	右岸 600 左岸 600	堤防高不足	積土のう工
4	球磨川	鬼木川	人吉市鬼木町	右岸 1,000 左岸 1,000	堤防高不足	積土のう工
計			4箇所	右岸 2,130 左岸 1,900		



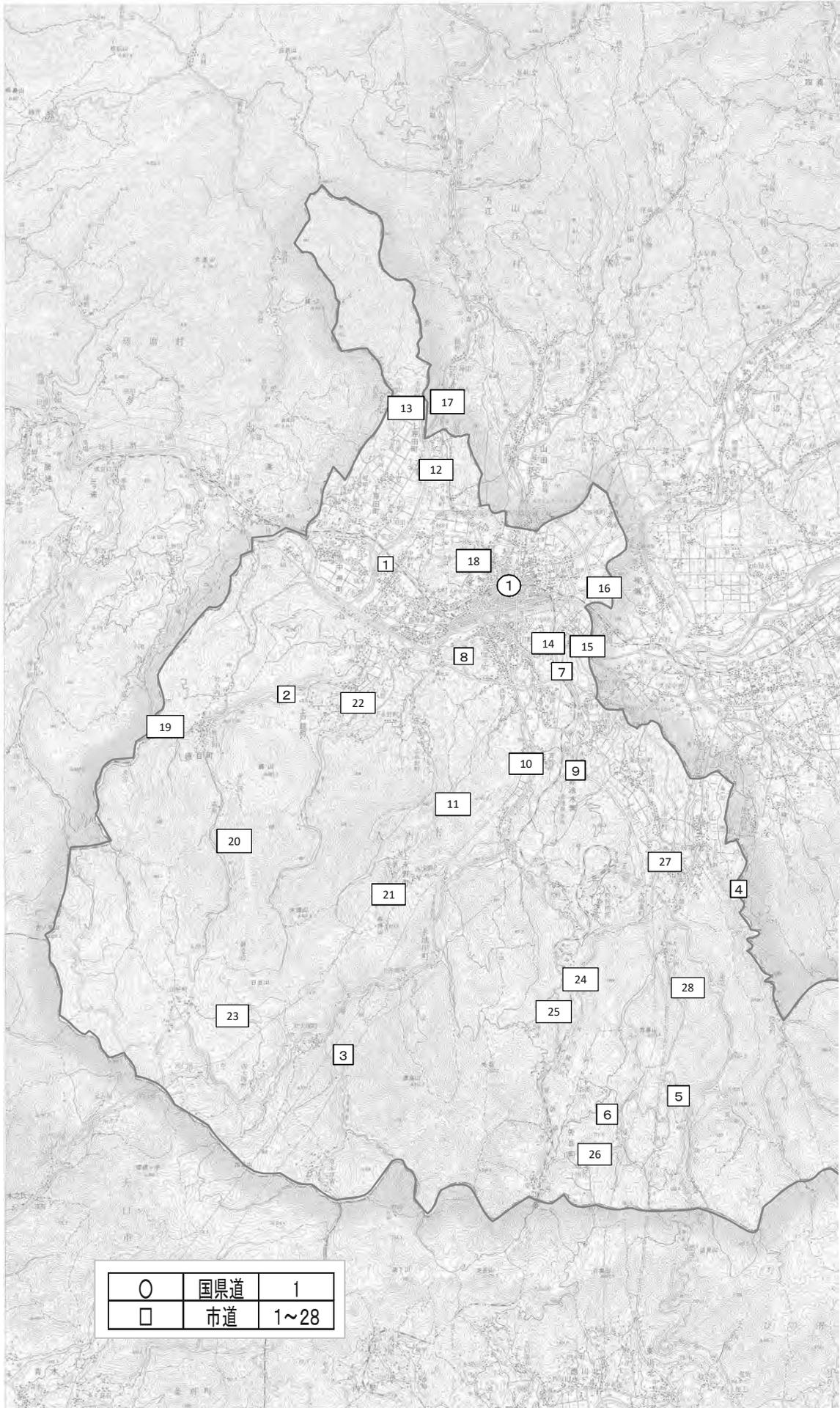
第 5 表 重要水防箇所一覧表 (道路の部)

国 県 道

番号	路線名	位置	延長 (m)	予想される危険	水防工法
①	県道坂本人吉線	瓦屋町	200	冠 水	ポンプ排水
小 計		1 箇所	200		

第 6 表 市道危険箇所

番号	路線名	位置	延長 (m)	予想される危険
1	城本荒毛線	人吉市 中神町	180	落盤・落石・崩土
2	戸越鹿目線	〃 上戸越町～鹿目町	600	崩土・落石・路肩決壊
3	大塚桑木津留線	〃 東大塚町～桑木津留	1,800	崩土・落石・路肩決壊
4	田代段塔線	〃 上田代町～段塔町	3,000	崩土・落石・路肩決壊
5	梶原加久藤線	〃 梶原～宮崎県境	80	崩土・落石・路肩決壊
6	矢岳四ツ谷線	〃 矢岳町～大畑町	7,850	崩土・落石・路肩決壊
7	紺屋町東間線	〃 東間下町打添	200	崩土・落石
8	麓町矢黒線	〃 矢黒町亀ヶ淵	100	崩土・落石
9	蓑野赤池線	〃 赤池水無町土丈原	150	崩土・路肩決壊
10	西間古仏頂線	〃 西間上町赤渡瀬	200	崩土・路肩決壊
11	木地屋永野線	〃 上永野町永野	1,200	崩土・落石・路肩決壊
12	牛塚地内第2号線	〃 上原田町牛塚	100	路肩決壊
13	尾曲馬氷線	〃 下原田町尾曲	1,500	崩土・落石・路肩決壊
14	田町七地線	〃 浪床町	60	崩土・落石
15	田町七地線	〃 浪床町	60	崩土・落石
16	岩清水十島線	〃 願成寺町	60	崩土・落石
17	井ノ口馬草野線	〃 上原田町	390	崩土・落石
18	村山観音道路線	〃 城本町	200	落石
19	鹿目丸岩線	〃 鹿目町～国有林	2,800	崩土・落石・路肩決壊
20	鹿目田野線	〃 鹿目町～田野町	7,800	崩土・落石・路肩決壊
21	高塚山道路線	〃 上永野町	2,600	崩土・落石・路肩決壊
22	落開壘線	〃 上戸越町	1,400	崩土・落石・路肩決壊
23	田野高原線	〃 西大塚町	5,000	崩土・落石・路肩決壊
24	人吉矢岳線	〃 古仏頂町～矢岳町	12,800	崩土・落石・路肩決壊
25	大野国有林出水線	〃 大野町～矢岳町	1,200	崩土・落石・路肩決壊
26	矢岳黒原線	〃 矢岳町	3,000	崩土・落石・路肩決壊
27	上漆田麓線	〃 上漆田町～大畑麓町	1,400	崩土・落石・路肩決壊
28	大畑小川内第2号線	〃 大畑町～大畑麓町	2,700	崩土・落石・路肩決壊
小 計		28箇所	58,430	



資 料

令和5年人吉市水防協議会委員名簿

R5. 5. 22現在

役職名	役 職	氏 名	住 所	電話番号
会 長	人吉市長	松岡 隼人	西間下町7-1	22-2111
委 員	国土交通省八代河川国道事務所長	宗 琢万	八代市萩原町1丁目 708-1	0965- 32-4135
〃	熊本県南広域本部球磨地域振興局次長	甲斐 奈美枝	西間下町86-1	24-4111
〃	熊本県南広域本部球磨地域振興局土木部長	大和 勇紀	西間下町86-1	24-4111
〃	熊本県南広域本部球磨地域振興局 土木部工務第一課長	大塚 保邦	西間下町86-1	24-4111
〃	熊本県南広域本部球磨地域振興局 土木部維持管理調整課長	鍋田 和宏	西間下町86-1	24-4111
〃	人吉市議会議長	宮原 将志	西間下町7-1	22-2111
〃	人吉市議会総務文教委員長	松村 太	西間下町7-1	22-2111
〃	人吉下球磨消防組合消防長	豊永 浩	下林町1	22-5241
〃	人吉市消防団長	赤池 栄祐	西間下町7-1	22-2111
〃	人吉市町内会長連合会代表	吉田 力	西間下町7-1	22-2111
〃	人吉市医師会 代表	岐部 明廣	南泉田町72-2	22-3065
〃	人吉市副市長	迫田 浩二	西間下町7-1	22-2111
〃	人吉市総務部長	永田 勝巳	西間下町7-1	22-2111
〃	人吉市復興政策部長	浦本 雄介	西間下町7-1	22-2111
〃	人吉市市民部長	松尾 和弘	西間下町7-1	22-2111
〃	人吉市健康福祉部長	淵上 麻美	西間下町7-1	22-2111
〃	人吉市経済部長	溝口 尚也	西間下町7-1	22-2111
〃	人吉市復興建設部長	瀬上 雅暁	西間下町7-1	22-2111
〃	人吉市水道局長	山本 繁美	西間下町7-1	22-2111
〃	人吉市教育部長	小澤 洋之	西間下町7-1	22-2111
〃	人吉市復興建設部次長(住宅政策課長)	土肥 將資	西間下町7-1	22-2111
幹 事	人吉市復興建設部都市計画課長	福永 卓也	西間下町7-1	22-2111
書 記	人吉市復興建設部都市計画課課長補佐	布見 龍治	西間下町7-1	22-2111
〃	人吉市復興建設部都市計画課管理係主席	三村 講介	西間下町7-1	22-2111



国土交通省排水樋門一覽

樋門樋管等名称	河川名
大布	球磨川
八久保	球磨川
釜場	球磨川
出水川	球磨川
福川	樋門
下薩摩瀬	球磨川
上薩摩瀬	球磨川
相良第一	球磨川
相良第二	球磨川
矢黒第二	球磨川
相良	球磨川
矢黒	球磨川
下青井	球磨川
上青井	球磨川
老神	球磨川
下新町	球磨川
上新町	球磨川

九日町排水機場

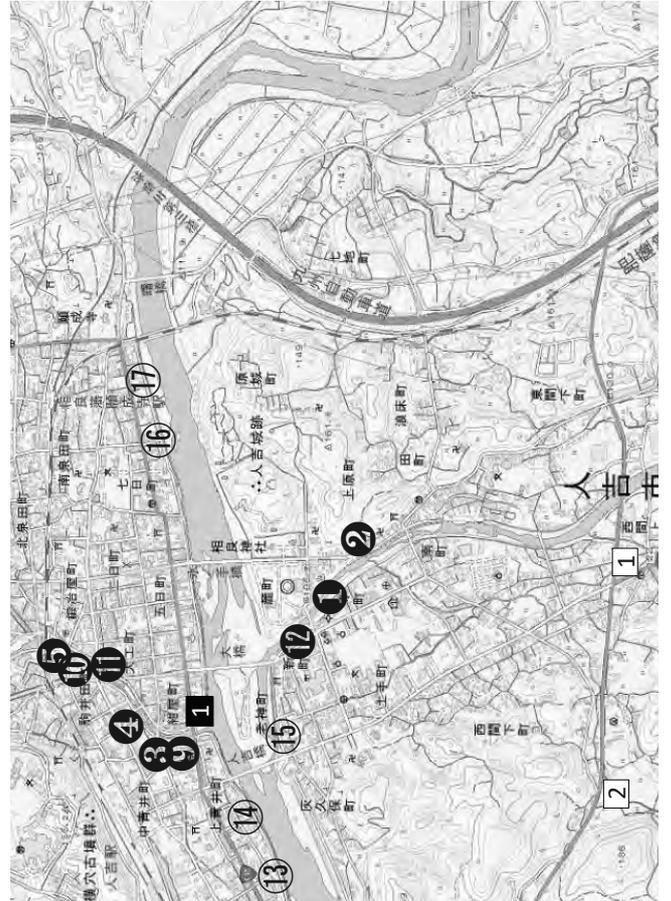
樋門樋管等名称	河川名
九日町	球磨川

熊本県排水樋門一覽

樋門樋管等名称	河川名
① 寺町	排水樋管
② 田町	排水樋管
③ 二条	排水樋管
④ 駒井田	排水樋管
⑤ 駒井田第二	排水樋管
⑥ 下林	排水樋管
⑦ 荒毛	排水樋管
⑧ 下林第二	排水樋管
⑨ 上青井	排水樋管
⑩ 御溝川	排水樋管
⑪ 紺屋町	排水樋管
⑫ 胸川	排水樋管
⑬ 御溝川側	樋門
⑭ 万江川側	樋門

準用河川

樋門樋管等名称	河川名
① 茂田川	樋門
② 矢黒川	樋門



☆地域防災計画書・水防計画書に関する問い合わせ及び
防災・水防に関する緊急連絡先

【防災】

人吉市総務部防災課防災係

電話（代表） 0966-22-2111 内線 3241

電話（直通） 0966-22-4478

ファックス 0966-24-7869

e-mail : bousai@hitoyoshi.kumamoto.jp

【水防】

人吉市復興建設部都市計画課管理係

電話（代表） 0966-22-2111 内線 2212

電話（直通） 0966-22-4148

ファックス 0966-24-5929

e-mail : toshikeikaku@hitoyoshi.kumamoto.jp